Ⅲ 宮城の将来ビジョン 成果と評価【本 編】

~平成21年度県政の成果(主要施策の成果に関する説明書) 及び平成22年度政策評価・施策評価に係る評価書~

本書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項の規定により、平成21年度における主要な施策の成果に関する説明書として県政の成果をとりまとめるとともに、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第10条第1項及び同条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第13条の規定により、平成22年度に実施した政策評価・施策評価に係る評価書をとりまとめたものです。

本書では、平成21年度に県が宮城の将来ビジョンの体系で実施した14政策、33施策及び 施策を構成する事業を掲載の対象としています。

1 構成及び凡例

本書では、宮城の将来ビジョン及び同行動計画の体系の順に従い、政策、施策及び事業の概要 並びに成果、評価原案、評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見、県の対応方針及び評価結 果を掲載しています。

なお、宮城の将来ビジョン及び同行動計画では、3つの政策推進の基本方向(「富県宮城の実現〜県内総生産10兆円への挑戦〜」・「安心と活力に満ちた地域社会づくり」・「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」)を細分化した14の「課題」、宮城の未来をつくる33の「取組」及び目標達成のための「個別取組」からなる体系を定めていますが、本書においては、「課題」を「政策」、「取組」を「施策」、「個別取組」を「事業」として整理しています。

[凡例]

■ 施策体系, 評価原案, 評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見, 県の対応方針及び評価結果 (1)「施策体系」欄

本欄は、宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定められた施策体系により、政策・施策の名称及び概要、施策に関する県民意識調査の結果、目標指標等及び達成度を記載したものです。

① 政策番号

政策番号は、宮城の将来ビジョンの施策体系に位置づけられている14政策について、 1から14の順に番号を付し整理したものです。

② 施策番号

施策番号は、政策を構成する33施策について、1から33の順に番号を付し整理したものです。

③ 県民意識調査結果

県では、「行政活動の評価に関する条例」を制定し、県民参加による行政評価を進めています。県民意識調査は、評価への県民参加の一環として、政策評価・施策評価や企画立案などに重要な情報として活用するため、行っているものです。

本欄に掲載している県民意識調査結果は、宮城県に居住する20歳以上の男女4千人を対象に、県の施策に関する重視度や満足度等を調査した「平成21年県民意識調査(平

成21年3月実施)」の結果をとりまとめたものです。

本調査では、重視度については「重要・やや重要・あまり重要ではない・重要ではない・わからない」の5項目により、満足度については「満足・やや満足・やや不満・不満・わからない」の5項目により調査しました。

各施策の県民意識調査結果は、重視度について「重要」又は「やや重要」と回答のあった割合を、満足度について「満足」又は「やや満足」と回答のあった割合をそれぞれ百分率で記載しています。

なお、「平成21年県民意識調査」の詳細な結果については、「政策評価・施策評価基本票(平成22年6月に作成・公表した評価原案)」のうち、「県民意識調査分析シート」に掲載しているほか、「平成21年県民意識調査結果の概要」「平成21年県民意識調査結果報告書」として、県政情報センター及び県ホームページ(http://www.pref.miyagi.jp/seisaku/hyoka/)で公表しています。

④ 目標指標等及び達成度

目標指標等とは、県の政策に関し、その政策を構成する施策を単位として、その長期的な目標を定量的又は定性的に示す方法により設定したものです。

目標指標等の達成度は、政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果を 把握する方法の一つであり、評価対象年度(平成21年度)における目標指標等の現況 の値と目標値とを比較し、下記により分類しています。

【目標指標等の達成度の区分】

目標指標等の現況の値が

A:目標値を達成している。

B:目標値は達成していないが、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している。

C:目標値を達成しておらず、設定時の値(初期値)から見て指標が目指す数値 の変化と逆方向に推移している。

N (判定不能): 現況値が把握できず, 判定できない。

(2)「評価原案」欄

県では、行政活動の評価に関する条例第4条及び第5条の規定により、宮城の将来ビジョンで定められた全14政策33施策の評価を行い、平成22年6月に「政策評価・施策評価基本票(評価原案)」を作成・公表しています。本欄は、「政策評価・施策評価基本票」から県の政策・施策の評価原案(「政策評価シート」・「施策評価シート」の「政策評価・施策評価・施策評価(総括)」及び「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の内容)を転記したものです。

下線部分は、「評価結果」において、修正された部分を示しています。

① 政策評価関連

政策評価は、14の政策ごとに、政策を構成する施策の状況を分析し、政策の成果(進捗状況)を「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、政策を推進する上での課題等と次年度の対応方針を総括し、大きな視点から県政の状況を把握するものです。

なお、「次年度」は、「評価実施年度の次年度(平成23年度)」を指しています(施

策評価についても同じ)。

【政策評価「政策の成果(進捗状況)」に係る評価の区分】

順調:政策を構成する施策の必要性,有効性,効率性を考慮し,施策の成

果等から見て,政策の成果が十分にあり,進捗状況が順調であると

判断されるもの

概 ね 順 調:政策を構成する施策の必要性,有効性,効率性を考慮し,施策の

成果等から見て、政策の成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調

であると判断されるもの

やや遅れている:政策を構成する施策の必要性、有効性、効率性を考慮し、施策の成

果等から見て、政策の成果があまりなく、進捗状況がやや遅れてい

ると判断されるもの

遅れている:政策を構成する施策の必要性,有効性,効率性を考慮し,施策の

成果等から見て、政策の成果がなく、進捗状況が遅れていると判断

されるもの

② 施策評価関連

施策評価は、33の施策ごとに、目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、施策を構成する事業の実績及び成果等を分析し、施策の成果(進捗状況)を「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、事業構成の方向性(現在のまま継続・見直しが必要)、施策を推進する上での課題等と次年度の対応方針を示すものです。

【施策評価「施策の成果(進捗状況)」に係る評価の区分】

順調:施策を構成する事業の必要性、有効性、効率性を考慮し、目標指標

等の達成状況,県民意識調査結果,社会経済情勢,事業の実績及び成果等から見て,施策の成果が十分にあり,進捗状況が順調である

と判断されるもの

概 ね 順 調:施策を構成する事業の必要性,有効性,効率性を考慮し,目標指

標等の達成状況,県民意識調査結果,社会経済情勢,事業の実績及 び成果等から見て,施策の成果がある程度あり,進捗状況が概ね順

調であると判断されるもの

やや遅れている:施策を構成する事業の必要性,有効性,効率性を考慮し,目標指標

等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び

成果等から見て、施策の成果があまりなく, 進捗状況がやや遅れて

いると判断されるもの

遅 れ て い る:施策を構成する事業の必要性,有効性,効率性を考慮し,目標指

標等の達成状況,県民意識調査結果,社会経済情勢,事業の実績及 び成果等から見て,施策の成果がなく,進捗状況が遅れていると判断

されるもの

(3)「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見」欄

本欄は、行政活動の評価に関する条例第8条の規定により、県の評価原案に対して調査

・審議が行われた全14政策33施策について、宮城県行政評価委員会(政策評価部会) の答申の内容(判定及び意見)を掲載したものです。

判定は、県の評価項目「政策・施策の成果(進捗状況)」及び「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性について「適切・概ね適切・要検討」の3区分により行われ、各々に意見が付されています。

参考1:県の評価原案「政策・施策の成果(進捗状況)」に対する判定の区分

適 切:県の評価原案について,評価の理由が十分であり,「政策・施策の成果(進 捗状況)」の評価は妥当であると判断されるもの

概ね適切:県の評価原案について,評価の理由に一部不十分な点が見られるものの,「政策・施策の成果(進捗状況)」の評価は妥当であると判断されるもの

要検討:県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果(進捗 状況)」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当た り、評価内容を検討する必要があると判断されるもの

参考2:県の評価原案「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定の区分

適 切:県の評価原案について、内容が十分であり、県が示す「政策・施策を推進 する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断されるもの

概ね適切:県の評価原案について、内容に一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると 判断されるもの

要検討:県の評価原案について、内容が不十分で、県が示す「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができないもの

(4)「委員会意見に対する県の対応方針」欄

本欄は、上記(3)の「評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見」に対する県の対応方針を示すもので、「概ね適切」又は「要検討」の判定が付されたものについて、枠内に記載しています。

(5)「評価結果」欄

本欄は、上記(4)の「県の対応方針」に基づく、県の最終の評価結果を記載したものです。

下線部分は、「評価原案」から修正された部分を示しています。

■ 施策を構成する事業一覧

(1)「番号」欄

本欄は、施策を構成する事業について、施策ごとに1から順に事業に付した番号を記載したものです。

(2)「事業名」欄

本欄は、施策を構成する事業の名称を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」のうち、「施策評価シート」の「施策を構成する事業の状況」欄から転記したものです。

(3)「担当部局・課室名」欄

本欄は、事業の担当部局・課室名を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」の うち、「施策評価シート」の「施策を構成する事業の状況」欄から転記したものです。

(4)「平成21年度決算額(千円)」欄

本欄は、各事業の平成21年度の決算額を千円単位で記載したものです。

なお、予算額がゼロあるいは少額であって、行政が有している規制力、調整力、信用力などを発揮したり、県の財産、情報や職員のアイディアなどを最大限活用することで大きな成果を上げていこうとするものについては、本欄に「非予算的手法」と記載しています。

(5)「事業概要」欄

本欄は、事業の概要を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」のうち、「事業分析シート」に記載された事業概要の内容を整理したものです。

(6)「平成21年度の実施状況・成果」欄

本欄は、平成21年度の事業の実施状況及び成果を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」のうち、「事業分析シート」に記載された各事業の手段、活動指標等の内容を整理したものです。

2 政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

政策,施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果については,目標指標等の達成度, 県民の満足度等の情報,施策を構成する事業ごとに設定した指標の状況,社会経済情勢から見た 政策,施策又は事業の効果の分析等により把握しています。

3 政策·施策·事業の概要及び成果, 評価原案, 評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見, 県の対応方針及び評価結果

政策推進の基本方向1 富県宮城の実現~県内総生産10兆円への挑戦~

政策番号 1

施策体系			評価原案
政策番号1:育成・誘致による県内製造業の集積促進		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
業の集積促進 (政策の概要) 今後の宮城県経済の成長のためには、県外の需要を獲得することが重要であり、製造業を中心として強い競争力のある産業を創出する必要がある。このため、県内企業と関係機関の連携を強化し、技術・経営革新を一層促進する。特に、県内製造業の中核である電気機械製造業を中心に、基盤技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携のもとで、県内の学術研究機関の持つ技術力や研究開発力を活用した高度技術産業の育成を推進し、国際的にも競争力のある産業集積を図る。また、自動車関連産業においては、岩手・山形両県などの東北各県と連携しながら、これまで培ってきた我が県の強みを生かして集積を促進する。食品製造業は、個々の事富な第一次産業の集積などの強力を出たこれまでの関連産業の集積を促進し、食品製造業を中心としたこれまでの関連産業の集積などの強みを生かした高付加価値な製品の開発を促進し、食品製造業を成長軌道に乗せる。こうした取組により、平成28年度までに、電機・電子、自動車関連、食品製造業の製造品出荷額の2割以上の増加を目指す。さらに、次代を担う新たな産業については、我が県の特性や製造業の成長過程を踏まえて、可能性の高い分野を見極め、将来の集積形成に向けた取組を行っていく。	政策評価(総括)	概ね順調	・育成・誘致による県内製造業の集積促進に向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・平成22年1月にパナソニックEVエナジー新工場が稼働、また、工場立地動向調査では立地件数32件(全国8位)、立地総面積が2年連続で全国第2位になるなど、「富県宮城の実現」に向けた成果が現れつつある。・施策1の地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興については、平成20年の世界同時不況の影響を受け、「製造品出荷額(食料品製造業を除く)」・「企業立地件数」ともに目標値を下回ったものの、パナソニックEVエナジーの操業開始やセントラル自動車・東京エレクトロンなどの操業開始に向けた動きが本格化しており、製造業の振興に向けて概定についまが、1年の開催にあり、機大の表別が目標値を下回ったものの、KCみやぎによる「産学官連携数」の技術相談件数・セミナー開催件数が年々増加傾向にあり、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与している。 ・施策3の豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興については、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、今後の成長可能性が見られる。・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
 □政策を構成する施策 ・施策番号1:地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 ・施策番号2:産学官の連携による高度技術産業の集積促進 ・施策番号3:豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 	政策を推進する上での課題等と対応方針	の取引拡大を電子機械産業 取組を引き続・施策2につい 課題となってい 化,企業訪問に ・施策3につい の本施策の周	て、一貫した支援体制の構築や企業ニーズの把握・対応の強化などがいるため、地域企業の技術相談から商品化に至るまでの支援活動の重点による情報収集の強化などを図り、産学官連携で地域企業の取引拡大に支援していく。 て、施策を進める上で食品関連事業者との連携が重要であり、事業者へ知をさらに進めることが必要であるため、情報発信やニーズの把握に継メ、個々の事業者の競争力の向上を図るとともに、引き続き施策の成果を

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)に		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
のいて「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	政策評価(総括)	概ね順調	・育成・誘致による県内製造業の集積促進に向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・平成22年1月にパナソニックEVエナジー新工場が稼働、また、工場立地動向調査では立地件数32件(全国8位)、立地総面積が2年連続で全国第2位になるなど、「富県宮城の実現」に向けた成果が現れつつある。・施策1の地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興については、平成20年の世界同時不況の影響を受け、「製造品出荷額(食料品製造業を除く)」・「企業立地件数」ともに目標値を下回ったものの、パナソニックEVエナジーの操業開始やセントラル自動車・東京エレクトロンなどの操業開始に向けた動きが本格化しており、製造業の振興に向けて概ね順調に進捗している。・施策2の産学官の連携による高度技術産業の集積促進については、「知的財産の支援(相談・活用)件数」が目標値を下回ったものの、KCみやぎによる「産学官連携数」の技術相談件数・セミナー開催件数が年々増加傾向にあり、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与している。・施策3の豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興については、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、今後の成長可能性が見られる。・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 ・構成施策2については、具体的成果が出なかったもの についても、なぜ成果が出なかったかということを課題 等と対応方針に示す必要があると考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】 ・施策2については、具体的成果が出ていない 「大学等シーズ実用化促進事業」において、予定していた年度内の製品出荷まで至らなかった ことに関して、課題等と対応方針に示すこととす る。		の取引拡大を業 取組を引きたい ・施策となってい 化、けた学内にまれる。 ・「対関の主まで、 ・施策3ほのは ・「対関の主まで、 ・施策3ほのい の本施策の周	て、一貫した支援体制の構築や企業ニーズの把握・対応の強化などがいるため、地域企業の技術相談から商品化に至るまでの支援活動の重点による情報収集の強化などを図り、産学官連携で地域企業の取引拡大に支援していく。 ズ実用化促進事業」においては、新たなシーズの探索に当たって、計画に製品出荷まで結びつけられるよう、実用化に近く、県内企業への利用らのになるよう留意する。 て、施策を進める上で食品関連事業者との連携が重要であり、事業者へ知をさらに進めることが必要であるため、情報発信やニーズの把握に継メ、個々の事業者の競争力の向上を図るとともに、引き続き施策の成果を

施策体系			評価原案			
女策1:育成・誘致による県内製造業の集積促送	隹					
施策番号1:地域経済を力強くけん引 するものづくり産業(製造業)の振興		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由 ・目標指標等について, 平成20年下期からの世界的な景気減速の影響			
(施策の概要) 高度電子機械産業,自動車関連産業など経済 波及効果の高い業種の企業誘致や,市場拡大が 期待される分野での新製品開発や取引拡大等の 支援に取り組み,県内製造業の振興を目指す。 ロ県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 66.9% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 43.4%	施策評価(総括)	概ね順調	を受け、全体では目標額を下回っているものの、製造品出荷額の実績値は鉄鋼業等の13業種では増加している。また、企業立地件数では、目標値を下回っているものの、全国都道府県中8位であり、敷地面積ベースでは全国2位の実績となっている。 ・県民意識調査結果では、「重視」の割合が高く、この施策に対する県民の期待が高いことがうかがえる。平成21年県民意識調査実施時は、世界的な金融危機と景気失速により企業の設備投資が減少したことも、施策に対する満足度の減少に影響したと思われる。 ・社会経済情勢等では、半導体製造装置の東京エレクトロン宮城新工場の着工決定やセントラル自動車宮城工場の操業に向けた準備が本格化している。また、平成22年1月には、ハイブリッド車用電池の生産を行うパナソニックEVエナジー新工場が操業を開始した。東北経済産業局発表による平成22年3月の景況は、「低迷しているものの一部に持ち直しが見られる」とされ、経済を取り巻く環境は回復の兆しが見られる。・施策を構成する事業の全てで成果が出ており、事業の実績及び成果等からこの施策は、概ね順調に推移していると思われる。			
□目標指標等及び達成度 ・製造品出荷額(食料品製造業を除く)達成度 C 現況値 29,249億円(平成20年度)目標値 31,762億円(平成20年度)初期値 29,965億円(平成17年度)・企業立地件数(うち半導体関連企業)達成度B 現況値 32(4)件(平成21年度)目標値 50(2)件(平成21年度))		等からこの地東は、焼ね順調に推移していると忘われる。 ・以上により、施策の目的である「育成・誘致による県内製造業の集積低進」は概ね順調に推移していると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。			
初期値 51(1)件(平成17年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由			
		現在のまま継続	・産業の集積を図るため、企業立地(導入)と地域企業の育成と新産業の創出(内発)の取組を一体的かつ総合的に推進しており、今後も継続的な取組が必要である。 ・半導体関連産業等経済波及効果の高い業種等、地域経済の核となる拠点企業等の戦略的な誘致の推進に関しても、継続的な取組が必要である。			
	策を推	・景気低迷に。 内企業の受注 ・企業を今後も を迅速かつ適 ・セントラル自!	する上での課題等】 より企業の設備投資が減少しているが、景気回復時を想定した誘致や県 機会拡大促進に関する取組が必要である。 誘致していくために、市町村等と連携し、企業ニーズにあった事業用地 切に確保する必要がある。 動車の移転完了を控え、関連企業の集積に対応する施策及び県内企業 のための施策を講じていく必要がある。			
	課題等と対応方	れた「みやぎるのプロジェクト・企業立地促送工場用地の造・自動車関連が北を国内第30	成産業分野における産業界や関係機関・団体等を構成機関として設立さ 高度電子機械産業振興協議会」を活用した県内企業の取引拡大のため を引き続き推進する。 進法に基づく基本計画策定の次段階として企業誘致に取り組み、新たな 成及び新たな企業誘致のための基盤整備を促進する。 産業分野においては、セントラル自動車の移転並びにトヨタグループが東 の拠点にする旨を表明しており、自動車関連産業への新規参入に意欲の に対し積極的な情報提供等を行い、県内企業の自動車産業への新規参			

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果			
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	-			
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果	評価の理由	
計画の程面が「対くめり、地球の成果(連歩人だ)だったで「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等について、平成20年下期からの世界的な景気減速の影響を受け、全体では目標額を下回っているものの、製造品出荷額の実績値は鉄鋼業等の13業種では増加している。また、企業立地件数では、目標値を下回っているものの、全国都道府県中8位であり、敷地面積ベースでは全国2位の実績となっている。・県民意識調査結果では、「重視」の割合が高く、この施策に対する県民の期待が高いことがうかがえる。平成21年県民意識調査実施時は、世界的な金融危機と景気失速により企業の設備投資が減少したことも施策に対する満足度の減少に影響したと思われる。・社会経済情勢等では、半導体製造装置の東京エレクトロン宮城新工場の着工決定やセントラル自動車宮城工場の操業に向けた準備が本格化している。また、平成22年1月には、ハイブリッド車用電池の生産を行うパナソニックEVエナジー新工場が操業を開始した。東北経済産業局発表による平成22年3月の景況は、「低迷しているものの一部に持ち直しが見られる」とされ、経済を取り巻く環境は回復の兆しが見られる。・施策を構成する事業の全てで成果が出ており、事業の実績及び成果等からこの施策は、概ね順調に推移していると思われる。・以上により、施策の目的である「育成・誘致による県内製造業の集積に進」は概ね順調に推移していると判断されるので、施策の進捗状況は初れ順調と判断する。	
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由	
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	施	現在のまま継続	・産業の集積を図るため、企業立地(導入)と地域企業の育成と新産業の創出(内発)の取組を一体的かつ総合的に推進しており、今後も継続的な取組が必要である。 ・半導体関連産業等経済波及効果の高い業種等、地域経済の核とな拠点企業等の戦略的な誘致の推進に関しても、継続的な取組が必要ある。	
	策を推進する上での	・景気低迷に」 内企業の受注 ・企業を今後も を迅速かつ適 ・セントラル自動	 する上での課題等] はり企業の設備投資が減少しているが、景気回復時を想定した誘致や県機会拡大促進に関する取組が必要である。 誘致していくために、市町村等と連携し、企業ニーズにあった事業用地切に確保する必要がある。 動車の移転完了を控え、関連企業の集積に対応する施策及び県内企業のための施策を講じていく必要がある。	
	課題等と対応方針	れた「みやぎ高のプロジェクト・企業立地促送工場用地の造・自動車関連選北を国内第30	成産業分野における産業界や関係機関・団体等を構成機関として設立。 高度電子機械産業振興協議会」を活用した県内企業の取引拡大のためを引き続き推進する。 進法に基づく基本計画策定の次段階として企業誘致に取り組み、新たな成及び新たな企業誘致のための基盤整備を促進する。 産業分野においては、セントラル自動車の移転並びにトヨタグループが更か点にする旨を表明しており、自動車関連産業への新規参入に意欲のに対し積極的な情報提供等を行い、県内企業の自動車産業への新規参	

■施策1(地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	KCみやぎ(基盤 技術高度化支 援センター)推 進事業	経済商工観光部・ 新産業振興課		県,大学等の学術研究機関と地元 企業など産学官連携による技術の 普及を目指す。特に企業のものづ くり基盤技術の高度化を図るため, 県内の学術研究機関が連携し,技 術相談や技術支援を行う。	・技術相談, 技術支援の実施(189件) ・学術研究機関と企業による研究会活動の 支援(12件)
2	高度電子機械 産業集積促進 事業(再掲)	経済商工観光部・ 新産業振興課	15,402	地域産学官の連携組織である「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の活動を通じて、県内ものづくり企業の基盤技術高度化と経営の革新を支援する。	・協議会の会員数 273(平成21年度末現在) ・総会,記念講演の開催(1回開催,210人参加) ・市場セミナーの開催(1回開催,129人参加) ・ビジネスマッチングの開催(4回開催,延べ151社参加) ・4市場技術研究会の組成(半導体等製造装置,医療・健康機器,エネルギーデバイス,航空機)及び開催(14回開催)
3	みやぎマーケ ティング・サポー ト事業(再掲)	経済商工観光部· 新産業振興課	12,645	県中小企業支援センターである (財)みやぎ産業振興機構において, 起業から販路開拓まで一貫した支援施策を実施する。	・起業家育成講座の開催(2回開催, 18人受講) ・実践経営塾の開催(17回開催, 30社参加) ・みやぎビジネスマーケットの開催(3回開催, 15社参加)
	富県宮城技術 支援拠点整備 拡充事業	経済商工観光部・ 新産業振興課	42,241	地域企業が単独で保有することの 難しい機器等を産業技術総合セン ターに整備し、企業の課題解決及 び技術の高度化による産業集積 促進を図る。	・EMC試験装置を導入 ・平成22年2月から機器開放を開始 ※EMC: Electro-Magnetic Compatibility(電磁環境適合性)
5	起業家等育成 支援事業	経済商工観光部・ 新産業振興課	6,830	の連携により新たな事業活動を行	・T-Biz入居者への賃料の補助(13件) ・行政支援メニュー説明会の実施 ・(財)みやぎ産業振興機構へのガレージファ クトリー名取の管理運営事務の委託
6	宮城県信用保 証協会経営基 盤強化対策事 業(富県宮城資 金分)	経済商工観光部· 商工経営支援課	0	度電子機械産業及び食品製造業 関連産業等の振興に寄与するた	・富県宮城資金に係る中小企業者の信用保証料負担軽減 ・これに伴う県信用保証協会に対する補助・補助対象期間である平成20年10月から平成21年9月までの富県宮城資金の融資実績はなし・県制度融資残高に占める富県宮城資金融資残高の割合は0.1%
7	企業訪問強化 プロジェクト	経済商工観光部・ 富県宮城推進室	非予算的手法	県内企業を積極的に訪問し,企業 との信頼関係を構築するとともに, 市町村及び商工団体等関係機関 との連携を密にしながら,企業が 活動しやすい環境整備等につい て支援する。	・企業訪問担当者を対象とした企業訪問実践研修会の開催(3回) ・地方振興事務所(地域事務所を含む)による企業訪問の実施(679件) ・平成19年度からの3年間の目標訪問件数2,000件を達成(3年間の合計2,240件) ・企業の課題やニーズへの積極的かつ迅速な対応、企業への行政の各種施策や情報の迅速な伝達

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
8	自動車関連産 業特別支援事 業	経済商工観光部・ 自動車産業振興 室		トヨタグループの進出決定など、本 県の自動車産業を取り巻く環境の 変化に対応して、県内の自動車関 連企業との取引拡大を図るととも に、企業力の向上、自動車関連産 業への新規参入を促進し、県内に おける自動車関連産業の集積拡 大を促進する。	・東北6県連携によるトヨタグループ向け展示商談会(10月,豊田市,38社・機関うち宮城県12社・機関参加)の開催・地場企業の技術力向上のための「自動車部品機能・構造研修会」の開催(11社),高機能ユニット/分野別研修(6社参加)・企業向け出前研修(2社)・自動車部品展示説明会の開催(約570人来場)・工場内の生産現場改善を目的とした「改善着眼研究会」の開催(5社参加)・自動車関連産業新規参入セミナーの開催(約560人参加)
9	みやぎクリーン エネルギー創造 プロジェクト事業 (再掲)	環境生活部·環境 政策課	851	クリーンエネルギー関連産業の集積・振興や利活用の促進等を目指す、県自らのアクションプランである「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」を策定し、このプランに基づいて、先導的なプロジェクト等のクリーンエネルギー社会の実現に資する施策展開に向けた取組や関連企業との情報交換を行う。	・クリーンエネルギー自動車普及促進事業(6,189件) ・事業所用ハイブリッドトラック普及促進事業(3件) ・住宅用太陽光発電普及促進事業(1,284件) ・事業所用太陽光発電普及促進事業(13件) ・省エネルギー・コスト削減支援事業(1件) ・県行政庁舎等へのLED照明の設置(計302本) ・省エネルギーセミナーの開催(2回開催) ・GE Day in Miyagiの開催 ・経済産業省「次世代エネルギーパーク」の認証(宮城県次世代エネルギーパーク計画) ・県内企業との情報交換(計193件)
	情報通信関連 企業立地促進 奨励金(再掲)	企画部·情報産業 振興室	72,435	県内に開発拠点を新設する企業 及び地方都市にコールセンター又 はBPOオフィスを新設する企業に 対して、新規雇用者数及び運営コストに応じた奨励金を交付し、立地 企業の初期投資負担を軽減することで、企業の集積を推進し、雇用 の創出を図る。 ※BPO(ビジネス・プロセス・アウト ソーシング):企業が人事や管理 業務、財務・会計など主ビジネス以 外の業務を専門業者に委託する システム	
	みやぎエコファ クトリー立地促 進事業(再掲)	環境生活部•資源 循環推進課	8,708	各種リサイクル法の整備や廃棄物の再生利用に伴い必要となってくるリサイクル施設の立地促進とその集積を図るため、「みやぎエコファクトリー」の形成を促進し、環境・リサイクル団地を整備する。	・みやぎエコファクトリー立地促進奨励金制度の周知 ・奨励金の交付(1件)
12	企業立地奨励金事業	経済商工観光部· 産業立地推進課	468,644	設備投資額や新規雇用数の交付要件を満たし、県内に工場等を新設又は増設した企業に対し、初期投資軽減等に充ててもらうことを目的とした奨励金を交付する。	・工場等を新設又は増設した立地企業に対する奨励金の交付(10社) (平成19年度以前に申請のあった企業対象)
13	みやぎ企業立地奨励金事業	経済商工観光部· 産業立地推進課	4,437	設備投資額や新規雇用数の交付 要件を満たし、県内に工場等を新 設又は増設した企業に対し、初期 投資軽減等に充ててもらうことを目 的とした奨励金を交付する。	・工場等を新設又は増設した立地企業に対する奨励金の交付(2社) (平成20年度以降に申請のあった企業対象)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
14	企業立地促進 法関連産業集 積促進事業	経済商工観光部・産業立地推進課	(千円) 400,000	工業団地開発に積極的に取り組む市町村に対し、工業用地造成事業官係る事業費への無利子貸付等を行うことにより、新たな工場用地の造成を促すとともに、みやぎ発展税の効果を市町村に還元する。	・工業用地造成事業に係る事業費の貸付(1 件, 亘理町)
15	立地有望業界動向調査事業	経済商工観光部· 産業立地推進課	4,935		・半導体関連産業における最新の設備投資情報の提供(月例報告 12回, 期末調査報告 1回) ・企業立地セミナーの周知及び本県のPR(新聞広告 3回, ダイレクトメール 2回(東京679社, 名古屋549社)) ・職員向け研修会の開催(2回)
16	名古屋産業立 地センター運営 事業	経済商工観光部・ 産業立地推進課	14,651	県職員2人と非常勤職員として宮城県自動車産業集積コーディネーター1人を配置し、東海地方を中心とした中部地方での自動車関連産業についての業界動向の収集及び企業誘致活動を行う。	・自動車関連企業を中心とした企業訪問 (323件)その結果として4社が県内立地を決 定。 ・地場企業との取引拡大に繋がる情報の入 手(自動車産業集積コーディネーターの人 脈・情報の活用)
17	富県創出県民総力事業	経済商工観光部· 富県宮城推進室	7,851		・「富県創出モデル事業」では、「富県宮城の 実現」に向けた産業界の積極的な取組を促進(「みやぎものづくり企業魅力発信支援事業」及び「産業観光推進事業」において、富 県宮城推進会議の構成団体や県関係課室 等との連携による事業の展開を支援) ・「富県創出補助事業」では、市町村等が主 体的に取り組む事業に対して補助を実施し、 市町村等の「富県宮城の実現」に向けた取 組を促進(4市1協議会:工業見本市の開催 や工業振興推進計画の策定事業等に対し 補助)
18	富県共創推進 事業	経済商工観光部· 富県宮城推進室	1,619	政運営の理念「富県共創!活力と やすらぎの邦づくり」のもと,県内 総生産10兆円の達成を目標とする	・「富県宮城推進会議」を運営し、平成22年度に実施する団体間協働の取組テーマとして、「観光(産業観光)」、「ポートセールス」、「大学と企業とのマッチング」を選定し、取組の方向性を決定するなど、「富県宮城の実現」に向けた産学官の積極的な取組を推進(構成24団体,会議2回、同幹事会3回開催)・県内外の宮城県ゆかりの企業等を対象とした「宮城産業サポーター企業の登録拡充(121社(うち製造業56社)の新規登録)・「宮城産業サポーター交流会」の開催(2回)(出席者:第1回:89社,155人 第2回:99社,170人)・「宮城マスター検定」の実施(受検者:3級2,903人、2級1,848人、1級165人)・「宮城マスター検定」合格者を対象とした「合格者のつどい」の開催(1回)・「富県宮城グランプリ」表彰制度による第2回表彰を実施し、「富県宮城の実現」に向けた機運を醸成(「グランプリ」受賞者:1企業、1個人、2団体「特別賞」受賞者:1企業、1個人、1団体)

施策体系			評価原案
政策1:育成・誘致による県内製造業の集積促え	隹		
施策番号2:産学官の連携による高度 技術産業の集積促進		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由 ・目標指標等について、KCみやぎによる産学官連携数は、技術相談件数及びセミナー開催件数が年々増加傾向にあり、地域企業の基盤技術
(施策の概要) 高度技術産業の創出を目指した企業と大学等と の連携による技術開発を活発化するとともに、特 許等の活用促進・新製品の開発支援を行うことに よって、競争力の高い製品を持つ企業や独自技 術を持つ企業の集積促進を目指す。	施策評価		高度化等のニーズは高い。一方で、知的財産活用の支援件数については目標値に達していない。 ・ 県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待がうかがえるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、これは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。 ・ 社会経済情勢等からは、東京エレクトロンの宮城新工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、平成20年度から続く未曽有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCD(Quality:品質、Cost:コスト、Delivery:納期)への対応や技
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 55.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.0%	(総括)	概ね順調	(術レベルの向上の重要性,緊急性が高まっている。 ・最終の商品化までには時間を要する面もあるが,事業実施により,県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。 ・以上のことから,産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて,概ね順調に推移していると判断する。
□目標指標等及び達成度 ・産学官連携数 達成度A 現況値 863件(平成21年度) 目標値 840件(平成21年度) 初期値 20件(平成17年度)		事業構成	
・知的財産の支援(相談・活用)件数 達成度C 現況値 836件(平成21年度)		争来情成 の方向性	方向性の理由 ・必要性, 有効性, 効率性ともに, 一定の評価ができることから, 現在の
目標値1,000件(平成21年度) 初期値 906件(平成17年度)		現在のまま継続	まま継続することが妥当と考える。
	進する上での	・施策の進捗 べて「満足」の 当該施策を構なる。・構成する8事 たなシーズの	する上での課題等】 け況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合に比 割合が低い結果となっている。この調査での乖離を少なくするためには、 成する各事業の状況、実績や成果等に関して、一層の周知などが必要と 業においては、一貫した支援体制の構築、企業ニーズの把握・対応 <u>、新</u> 探索などの課題があり、そのため、情報の収集・共有化、コーディネート機 が課題となっている。
	でと対応方	的な事と ・「KCみら共産・「相施・「KCみら共産・「KCみら ・「KCみら共産・「人の ・「経産・インや ・「大学では、	党の変化や、「産」や「学」からのニーズなどに迅速に対応した有効で効率 開し、県民に向けての成果等の周知に努める。 (基盤技術高度化支援センター)推進事業」においては、地域企業の技術研究、共同プロジェクト、商品化に至るまでの一貫した支援及び他の支援 援機関と連携した支援等に活動内容を重点化していく。 ーション創出型研究開発支援事業」においては、新事業創出の可能性と クトの高い企業への支援を可能とするため、関係機関との情報共有化や よる情報収集等の強化を図る。 所用推進事業」においては、関係者間の連携を密にし、情報の共有化を図 が成支援事業」においては、国の補助施策を入居者に周知し、活用できる

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見			評価結果	
委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			
【判定:概ね適切】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。 ・目標指標等の中で知的財産に関する相談件数は減少しているものの,指標に表れない全体的な相談件数は増加していることから,具体的な成果として,施策の成果にも示す必要があると考える。		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由 ・目標指標等について、KCみやぎによる産学官連携数は、技術相談(数及びセミナー開催件数が年々増加傾向にあり、地域企業の基盤技術高度化等のニーズは高い。一方で、知的財産活用の支援件数については「相談件数」が減少したため目標値に達していないが、一方で、指標には表れないものの、「産業技術後令センターにおける技術技術	
「委員会意見に対する県の対応方針」 ・知的財産に関する「相談件数」は減少しているが、指標に表れない「産業技術総合センターにおける技術相談件数」は増加していることから、評価の理由に示すこととする。 ・なお、目標指標等の「知的財産の支援(相談・活用)件数」については、宮城の将来ビジョン第2期行動計画において、より成果が見えやすくわかりやすい「知的財産の支援(特許流通件数)累計件数」に改めている。	施策評価(総括)	概ね順調	数」は、平成21年度実績が3,543件と前年度の3,429件より増加しており、企業の研究開発活動を取り巻く環境が回復している兆しもうかがえる。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合ではある程度の期待がうかがえるものの、「満足」の割合では、それを下回る結果となっているが、れは「わからない」の回答の割合が高いためであり、本施策は県民から一定の評価を得られていると考えられる。 ・社会経済情勢等からは、東京エレクトロンの宮城新工場立地決定等はり、新たなビジネスチャンスへの地元企業の期待が高まっているものの、平成20年度から続く未曽有の経済危機への対応とも併せ、県内企業のQCD(Quality: 品質、Cost:コスト、Delivery: 納期)への対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が高まっている。 ・最終の商品化までには時間を要する面もあるが、事業実施により、県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。 ・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動活発な展開などの施策の目的に向けて、概ね順調に推移していると判断する。	
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,		事業構成 の方向性	方向性の理由	
県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 具体的成果が出なかったものについても、なぜ成果が 出なかったかということを課題等と対応方針に示す必要 があると考える。		現在のまま継続	・必要性,有効性,効率性ともに,一定の評価ができることから,現在のまま継続することが妥当と考える。	
[委員会意見に対する県の対応方針] ・具体的成果が出ていない「大学等シーズ実用 化促進事業」において、予定していた年度内の 製品出荷まで至らなかったことに関して、課題等 と対応方針に示すこととする。	施策を推進する上での課	・施策の進捗は べて「満足」の 当該施策を構 なる。・構成する8事 が必要であり、 なっている。特 組んだ事業に	する上での課題等】 大況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合に比割合が低い結果となっている。この調査での乖離を少なくするためには成する各事業の状況、実績や成果等に関して、一層の周知などが必要業においては、一貫した支援体制の構築、企業ニーズの把握・対応なるでのため、情報の収集・共有化、コーディネート機能の強化などが課題に、「大学等シーズ実用化促進事業」においては、平成21年度まで取り関して、関係企業の生産設備の調整等から、当初予定していた年度内至らなかったこともあり、今後のシーズの探索などに留意する必要があ	
	題等と対応方針	的な事業を展 ・「KCみら共業やでは ・「KCみら共業やでは ・「Aでは ・」 ・「Aでは ・「Aでは ・「Aでは ・「Aでは ・「Aでは ・」 ・「Aでは ・」 ・ 「Aでは ・ 「 と に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	意の変化や、「産」や「学」からのニーズなどに迅速に対応した有効で効開し、県民に向けての成果等の周知に努める。 「基盤技術高度化支援センター)推進事業」においては、地域企業の技研究、共同プロジェクト、商品化に至るまでの一貫した支援及び他の支援機関と連携した支援等に活動内容を重点化していく。 ーション創出型研究開発支援事業」においては、新事業創出の可能性、から高い企業への支援を可能とするため、関係機関との情報共有化やよる情報収集等の強化を図る。 ・用推進事業」においては、関係者間の連携を密にし、情報の共有化を成支援事業」においては、関係者間の連携を密にし、情報の共有化を	

■施策2(産学官の連携による高度技術産業の集積促進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	KCみやぎ(基盤 技術高度化支 援センター)推 進事業(再掲)	経済商工観光部・ 新産業振興課	4,747	県,大学等の学術研究機関と地元 企業など産学官連携による技術の 普及を目指す。特に企業のものづ くり基盤技術の高度化を図るため, 県内の学術研究機関が連携し,技 術相談や技術支援を行う。	・技術相談,技術支援の実施(189件) ・学術研究機関と企業による研究会活動の 支援(12件)
2	高度電子機械 産業集積促進 事業	経済商工観光部· 新産業振興課	15,402	地域産学官の連携組織である「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の活動を通じて、県内ものづくり企業の基盤技術高度化と経営の革新を支援する。	・協議会の会員数 273(平成21年度末現在)・総会,記念講演の開催(1回開催,210人参加)・市場セミナーの開催(1回開催,129人参加)・ビジネスマッチングの開催(4回開催,延べ151社参加)・4市場技術研究会の組成(半導体等製造装置,医療・健康機器,エネルギーデバイス,航空機)及び開催(14回開催)
3	地域企業競争 力強化支援事 業	経済商工観光部· 新産業振興課	7,558	産業技術総合センターが主体となり,企業等との連携協力のもと,自動車関連,高度電子機械等の分野に関連する研究開発,技術移転を行い,地域企業の高付加価値製品の開発や実用化を支援し,県外企業に対する競争力を強化する。	・大型連続式放電プラズマ焼結機関連研究 課題を8課題, 超精密加工関連研究課題を3 課題実施・技術移転件数(7件)
4	知的クラスター 創成推進事業	経済商工観光部· 新産業振興課	4,841	14/1. /. 11/14/4-14/4	・先進予防型社会の実現に向け、知的クラスターを活用した産学官連携の取組を強化・「みやぎ健康の日」のイベントと連携した県民向けイベントを開催することで、健康サービスの地域展開を推進
5	地域イノベーション創出型研究開発支援事業	経済商工観光部· 新産業振興課	7,226	学術機関の研究シーズや企業の 技術シーズを活用しながら産学連 携のもと行われる共同研究体制の 構築及びこれら共同研究に対する 積極的な支援を展開し、新事業の 実用化・事業化に向けた取組を強 力に推進し、競争力のある新事業 の創出を促進する。	・企業に対する実用化研究開発の助成(高度電子機械関連産業(医療・健康機器関連)に関するもの2件)・産業団体への産学官交流事業への助成(1件)
6	知的財産活用 推進事業	経済商工観光部· 新産業振興課	3,750	企業等における知的財産を活用した競争力の強化と経営の持続的 発展を支援する。	・知的所有権センターの設置による企業等に対する知的財産の活用支援(知的所有権センター相談件数385件,知的所有権センター特許活用支援件数461件)
7	起業家等育成 支援事業(再掲)	経済商工観光部· 新産業振興課	6,830	東北大学連携型起業家育成施設 (以下「T-Biz」)に入居し大学等と の連携により新たな事業活動を行 う者に対し、入居賃料の補助を行う ともに、起業家及び中小企業の 第二創業を支援するため、試作開 発型事業施設「ガレージファクト リー名取」を管理運営する。	・T-Biz入居者への賃料の補助(13件) ・行政支援メニュー説明会の実施 ・(財)みやぎ産業振興機構へのガレージファ クトリー名取の管理運営事務の委託

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
8	大学等シーズ 実用化促進事 業	経済商工観光部• 新産業振興課	19,287	等のシーズを活用した新技術を他 県に先がけ開発し実用化すること によって関連産業の振興を図る。	・研究課題「自動車部品の超臨界塗装技術の実用化」の実施 ・VOC(揮発性有機化合物)を削減しつつ、現行の有機溶剤塗装と同等の塗膜品質を実現 ・技術力向上のための工業塗装研究会の開催(3回開催、10企業2支援機関参画)

施策体系			評価原案
(策1:育成・誘致による県内製造業の集積促	隹		
施策番号3:豊かな農林水産資源と結 びついた食品製造業の振興		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(施策の概要) 県内で生産される豊富な農林水産物や水産加工業を中心とした産業の集積を生かし,付加価値の高い製品の開発を支援するとともに,食品製造業を成長軌道に乗せ,出荷額の増加を目指す。	施策評		・目標指標等については、「製造品出荷額(食料品)」が増加し、目標値を達成したものの、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は減少しおり、商品の高付加価値化という、事業の目指す方向が足踏み状態となっていると考えられる。 ・「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」が減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、今後の成長可能性が見られる。 ・県民意識調査結果については、本施策を重視する人が概ね8割で推移しており、期待は高いものの、満足している人は概ね5割にとどまったり、施策実現のための事業推進が依然として必要となっている。 ・社会経済情勢等については、平成20年、「農商工等連携促進法」が近
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 79.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 50.0%	:価(総括)	概ね順調	行され、中小企業と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発, 販売促進等の取り組みを国も支援することとなり, 施策実現の追い風となっいる。 ・事業の実績及び成果等については, いずれも事業実績を着実に積み上げており, 成果があった。 ・以上のことから, 施策の進捗状況は「概ね順調」であると判断する。
□目標指標等及び達成度 ・製造品出荷額(食料品) 達成度A 現況値 6,138億円(平成20年度) 目標値 5,935億円(平成20年度) 初期値 5,737億円(平成17年度) ・1事業所当たり粗付加価値額(食料品) 達成度C		事業構成	
現況値 20,804万円(平成20年度)		の方向性	方向性の理由 ・事業分析の結果は、「成果があった」という評価となっている。
目標値 22,349万円(平成20年度) 初期値 21,674万円(平成17年度)	施策を推送	現在のまま継続	・県民意識調査結果は、現在の事業構成は、本施策において優先すき項目に即しているものである。[① 消費者が求める商品づくり(25.1%)、②県産品のイメージアップ(16.5%)、③新商品開発のため農工業者が協力する体制づくりへの支援(14.2%) ほか]・目標指標等は、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」が減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、4後の成長可能性が見られると考えられる。・以上のことから、現在の事業構成は妥当であり、見直す必要はないと考えられる。
		・施策を進める への施策周知 ・地方振興事務 める必要があ ・最大の消費は	する上での課題等】 5上で、事業対象者(食品関連事業者)との連携が重要であるが、事業者 1をさらに進めることが必要である。 8所(地域事務所)、市町村、関係団体との連携強化についてもさらに対 る。 地首都圏におけるニーズの受信、首都圏消費者への本県情報の発信に 強化をする必要がある。
	応方針 (1)	事業者や消費 ・農商工等連持 庁内外組織と ・首都圏のニー	いては一定の成果を上げている(又は上げつつある)ところであり,さらに されの情報発信・ニーズの受信に継続的に取り組んでいく。 携事業とともに制度周知に努めるほか,地方振興事務所の企業訪問やの連携を図りながら制度のPRと案件の掘り起こしを行う。 ーズに対しては,宮城ふるさとプラザ活動強化5か年プラン(平成22年度)を推進してアンテナ機能の強化に努め,本県食産業のさらなる振興に

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果				
〔判定: 概ね適切】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも かの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とし		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由			
た県の評価は、妥当であると判断される。 ・農商工連携の推進について、良い成果が出ているので、施策の成果に具体的な事例を示す必要があると考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】 ・「「農商工等連携促進法」による農商工等連携事業計画は、これまでに県内で6件認定されており、例えば、地元の減農薬・低化学肥料栽培により生産された枝豆を活用した洋菓子製造等の例がある」旨の内容を評価の理由に示すこととする。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等については、「製造品出荷額(食料品)」が増加し、目標信を達成したものの、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」は減少しおり、商品の高付加価値化という、事業の目指す方向が足踏み状態となっていると考えられる。 ・「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」が減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、今後の成長可能性が見られる。 ・県民意識調査結果については、本施策を重視する人が概ね8割で打移しており、期待は高いものの、満足している人は概ね5割にとどまっなり、施策実現のための事業推進が依然として必要となっている。・社会経済情勢等については、平成20年、「農商工等連携促進法」が行され、中小企業と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発、販売促進等の取り組みを国も支援することとなり、施策実現の追い風となっいる。「農商工等連携促進法」による農商工等連携事業計画は、これでに県内で6件認定されており、例えば、地元の減農薬・低化学肥料、培により生産された枝豆を活用した洋菓子製造等の例がある。・事業の実績及び成果等については、いずれも事業実績を着実に積み上げており、成果があった。・以上のことから、施策の進捗状況は「概ね順調」であると判断する。			
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,		事業構成 の方向性	方向性の理由			
県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 ・アンテナショップでの売れ筋商品など、極めて有用な ニーズ情報を有していることから、事業者のみならず、 広く情報発信をしていく必要があると考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】 ・「アンテナショップにおける「売れ筋商品」に係 る分析データ等、事業者にとって有益な情報を 広く発信していく」旨の内容を次年度の対応方 針に示すこととする。	施策を推進す	現在のまま継続	・事業分析の結果は、「成果があった」という評価となっている。 ・県民意識調査結果は、現在の事業構成は、本施策において優先すき項目に即しているものである。[① 消費者が求める商品づくり(25.1%)、②県産品のイメージアップ(16.5%)、③新商品開発のため農工業者が協力する体制づくりへの支援(14.2%)ほか]・目標指標等は、「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」が減少したものの、当該事業所数や「製造品出荷額(食料品)」は増加しており、後の成長可能性が見られると考えられる。・以上のことから、現在の事業構成は妥当であり、見直す必要はないと考えられる。			
	る上での課題等	・施策を進める への施策周知 ・地方振興事務 める必要がある ・最大の消費量	する上での課題等】 5上での課題等】 5上で、事業対象者(食品関連事業者)との連携が重要であるが、事業を含めた進めることが必要である。 8所(地域事務所),市町村、関係団体との連携強化についてもさらになる。 也首都圏におけるニーズの受信、首都圏消費者への本県情報の発信に 強化をする必要がある。			
	と対応方針	事業者や消費 ・農商工等連排 庁内外組織と ・首都圏のニー ら平成26年度 つなげていく。	いては一定の成果を上げている(又は上げつつある)ところであり,さらにまるへの情報発信・ニーズの受信に継続的に取り組んでいく。 携事業とともに制度周知に努めるほか,地方振興事務所の企業訪問や! の連携を図りながら制度のPRと案件の掘り起こしを行う。 ーズに対しては,宮城ふるさとプラザ活動強化5か年プラン(平成22年度)を推進してアンテナ機能の強化に努め,本県食産業のさらなる振興に ップにおける「売れ筋商品」に係る分析データ等,事業者にとって有益な			

■施策3(豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	食品製造業振興プロジェクト	農林水産部·食産 業振興課	10,981	地域の食材、人材、技術等を有効に結びつけた新商品開発等を目的とする産学官連携の「食料産業クラスター」形成を支援するため、「宮城県食料産業クラスター全体協議会」への運営支援及び合同は高議会」への運営支援を行う。また、地域食材を活用したマーケットイン型の新商品開発支援を行うほか、食品製造業者の販路拡大を支援する。	・県産農林水産物を活用した商品開発から 販路拡大までの3事業(食料産業クラスター 支援事業,売れる商品づくり支援事業,食材 王国みやぎ販路拡大支援事業)の連携実施 ・クラスター支援 マッチング・ニーズ調査支援(39回) 産学官連携セミナー等開催支援(3回) ・商品開発 地域食材を活用したマーケットイン型の新 商品開発支援(3件) ・販路拡大 山形県,七十七銀行等との共催によるビ ジネス商談会の開催(2件) 東京で開催された商談会への出展 (1件) 3商談会合計商談件数(延べ2,588件) 成約件数(110件:5月末)
2	県産農林水産 物等輸出促進 事業(再掲)	農林水産部·食産 業振興課	3,450	層の増加並びに安心・安全な食品	・「食材王国みやぎ農林水産物等輸出促進基本方針」に基づき、重点地域別の輸出方策を具体化するため、「香港食品輸出専門部会」を設置し、5回の会議を経て「香港食品輸出行動プラン」を策定・「台湾食品輸出専門部会」の設置・「香港輸出促進セミナー」の開催(1回、84人参加)・テスト輸出、パッケージ開発等に対する支援(5件、補助金額1,080千円)
3	地域産業振興事業	経済商工観光部· 富県宮城推進室	14,361	圏域の中核的な行政サービス機 関である地方振興事務所が、地域 の産業活動の活性化や産業の創 出を図るため、地域特性や地域資 源などを活かしながら、自主的な 取組を行う。	・地方振興事務所(地域事務所を含む)を中心とした地域資源を活かした事業の実施数(30事業) ※主な事業と成果 ・みやぎ蔵王三十六景パワーアップ事業(地域の逸品推奨品目の拡大(24→31品目)し食と観光の連携・ブランド化を推進した)・いしのまき地域交流事業(産学官の協議会において広域観光の検討を行い、地域資源を生かした体験型観光の推進や新たなお土産品開発に取り組んだ)・おらほの「うめえもん」発掘・利用促進事業(アカザラガイ、ふか肉、気仙沼茶豆など地元食材をリストアップし、料理講習会の開催やレシピ集の作成により利用促進・消費拡大を図った)
4	地域資源を活 用した創意ある 取組を行う中小 企業への支援	経済商工観光部・ 富県宮城推進室	非予算的手法	業地域資源活用プログラムの支援を受けて、中小企業が地域資源を活用し、新商品・新サービスを開	・県の基本構想における地域資源を活用した県内企業4社(累計12社)の事業計画が国
5	みやぎのおいし い「食」ブランド 化戦略推進事 業	農林水産部・食産 業振興課	2,710	本県の「食」に関わる地域イメージ として「食材王国みやぎ」を打ち出 していく上で、食産業関係者に対 して「食材王国みやぎ」及び「ブラ ンド化」の考え方の普及・浸透を行 う。	・「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会 議」の開催(553者参画)及びメールマガジン の発行(52回) ・「食材王国みやぎ」ロゴ使用申請件数(89 件) ・食ブランド化人材育成セミナー・個別相談 会の開催(延べ324人参加)

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
6	首都圏県産品 販売等拠点運 営事業	農林水産部·食産 業振興課		アンテナショップの設置・運営により、首都圏における県産品の普及を図り、市場テストや消費者ニーズの掘り起こしを行うとともに、県内地場産業の振興や首都圏と宮城県の交流を促進し、宮城のイメージアップを図る。	

施策体系	評価原案			
政策番号2:観光資源,知的資産を活用		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
 した商業・サービス産業の強化 (政策の概要) 商業・サービス産業は、宮城県経済において最も規模の大きな産業であり、その需要の創出・拡大と生産性の向上は重要な課題となっている。その中でも、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の宮城県経済の創造や既発信を行うな源の創造や既発信を行うな源の創造や既発信を行うな。この時期、顧客ニーズを意識した情報を東北各県などと連携しながら戦略的に進める。また、情報関連産業、環境関連産業、広告・物流等の「対事業所サービス業」や、高齢社会の中ビスを連携しながら戦略的に進める。また、情報関連産業、環境関連産業、広告・初流に代表される「対個人サービス業」においても、数多くの事業者が参入し、新たな高付加価値サービスが創出されるよう、新事業創出支援の基盤を強化する。さらに、地域商業についても、安定して事業が継続できるよう時代に対応した経営力の強化を支援がする。こうした取組により、平成28年度までに、商業・サービス産業全体の付加価値額の2割増を目指す。特に、観光客入込数は2割増、情報関連産業は売上げの3割増、さらには健康福祉サービス業の大幅な成長を目指す。 □政策を構成する施策・施策番号4:高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 	政策評価(総括)	概ね順調	・観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策4の高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興については、「サービス業の付加価値額」が目標値を上回り、また、「情報関連産業売上高」、「企業立地件数」ともに目指す目標値に向けて推移しているなど、サービス経済化やIT産業の進展の傾向を踏まえており、概ね順調に進捗している。・施策5の地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現については、世界同時不況や岩手・宮城内陸地震の影響を受け、「観光客入込数」、「宿泊観光客数」ともに目標値を下回ったものの、「都市と農村の交流人口」では目標値を達成し、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、教育機関との連携が進んできている。・・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。	
・施策番号5:地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現	策を推進する	場合いるというでは、はいいのでは、はいいのでは、	て、観光キャンペーンの実施などにおいては、市町村・関係機関との連合的な情報発信・PRを図る必要があるため、引き続き大型観光キャンペーこより市町村・関係機関と一体となった取組を展開し、宮城県の知名度向を図っていくほか、平成22年度に策定する予定の「みやぎ観光戦略プラーに基づき、目標の達成を目指していく。 -リズムについては、活動実践者の所得確保、後継者不足、活動継続なるため、みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画に基づき、「集落」ぐるみのリズムの推進、市町村単位の地域推進組織の設立・育成に向けた支援体	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)に		政策の成果	評価の理由
かった「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	政策評価(総括)	概ね順調	・観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策4の高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興については、「サービス業の付加価値額」が目標値を上回り、また、「情報関連産業売上高」、「企業立地件数」ともに目指す目標値に向けて推移しているなど、サービス経済化やIT産業の進展の傾向を踏まえており、概ね順調に進捗している。 ・施策5の地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現については、世界同時不況や岩手・宮城内陸地震の影響を受け、「観光客入込数」、「宿泊観光客数」ともに目標値を下回ったものの、「都市と農村の交流人口」では目標値を達成し、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、教育機関との連携が進んできている。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	政策を推進するよ	場合のよどのするというでは、あるどのなどのするとのでは、いうでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、から	で、観光キャンペーンの実施などにおいては、市町村・関係機関との連生的な情報発信・PRを図る必要があるため、引き続き大型観光キャンペーにより市町村・関係機関と一体となった取組を展開し、宮城県の知名度向を図っていくほか、平成22年度に策定する予定の「みやぎ観光戦略プラ町に基づき、目標の達成を目指していく。 -リズムについては、活動実践者の所得確保、後継者不足、活動継続なるため、みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画に基づき、「集落」ぐるみのリズムの推進、市町村単位の地域推進組織の設立・育成に向けた支援体

施策体系			評価原案
策2:観光資源, 知的資産を活用した商業・サ	—Ľ	ス産業の強化	3
施策番号4:高付加価値型サービス産 業・情報産業及び地域商業の振興		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(施策の概要) 高付加価値型サービスの創出, まちづくりと連携した地域商業の活性化, 情報関連産業の集積に向けた商品開発や人材の育成を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 50.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 28.8%	施策評価(総括	概ね順調	・目標指標等について、サービス業の付加価値額が目標を上回った。 企業立地件数及び情報関連産業売上高は目標は達成できなかったが、指標が目指す数値の変化と同方向に推移している。 ・県民意識調査結果について、施策に対する重視度では、重視の割合が概ね5割で比較的高いにもかかわらず、満足度では「わからない」との回答が概ね4割台半ばであり、事業内容や成果の周知方法等を検討する必要がある。 ・社会経済情勢等について、サービス経済化やIT産業の進展の傾向を踏まえた施策であり、成果が着実に発現されている。 ・事業の実績及び成果等からみると、施策構成事業は順調に実施されており、ある程度の成果があった。 ・以上のことから、本施策の進捗状況は「概ね順調」と判断する。
□目標指標等及び達成度 ・サービス業の付加価値額 達成度A 現況値 23,360億円(平成19年度) 目標値 22,624億円(平成19年度) 初期値 21,976億円(平成16年度) ・ 情報関連産業売上高 達成度B 現況値 2,321億円(平成20年度) 目標値 2,560億円(平成20年度))		
初期値 1,960億円(平成17年度) ・企業立地件数(ソフトウェアハウス・コールセンター・BPOオ		事業構成 の方向性	方向性の理由
74ス) 達成度B 現況値 28社(平成21年度) 目標値 29社(平成21年度) 初期値 19社(平成17年度)		現在のまま継続	・施策の進捗状況は「概ね順調」であることから,事業構成を見直す必要性は低いものと思われる。
	策を推進する上での課題	・県民意識調: 施策の成果等 ・県民意の成果等 ・県民意の活動活性 対応報産を事業に ・事後 ・事後 ・事後 ・事後 ・事後 ・事後 ・事後 ・事後 ・事後 ・事後	する上での課題等】 をの結果、満足度において「わからない」と回答した割合が高いことから の積極的な情報発信に努めていく必要がある。 をの結果、「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」や「地 に化支援」への取組を優先すべきとの意見が比較的高いことから、これら を強化することが必要である。 ついては、県民意識調査の結果、「成長が期待される分野での市場占有 した」取組を優先すべきとの意見が比較的高いことから、自社商品開発 ・中部圏から業務獲得、「T企業に波及効果の高い開発系「T企業の誘致 、への支援が必要であると思われる。
	対応方	いく。 ・「サービス産 ・「サービス産 産業の創出・「 ・地域商業に、 づくり支援事業 化を支援しま	成果等について、ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に努めて 業創出・高付加価値化促進事業」の実施により、地域に密着したサービ 育成をより効果的に行う。 ついては、「商店街にぎわいづくり戦略事業」、「コンパクトで活力あるまた 後」などを実施し、地域の実情に応じまちづくりと連携した地域商業の活

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果				
【判定:概ね適切】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 ・企業立地件数のみならず、それに伴う雇用者数を記載するなどし、施策の成果をできるだけ具体的に示す必要があると考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】 ・企業立地件数については、雇用者数を記載し、施策の成果を具体的に示すこととする。 ・施策を構成する各事業の分析においても、事業効果を具体的な数値で示すよう努めることとする。。	施策評価(総括)	施策の成果 (進捗状況) 概ね順調	#価の理由 ・目標指標等について、サービス業の付加価値額が目標を上回った。 ・情報通信関連企業の立地件数は、目標を達成できなかったが、奨励金指定事業所以外のコールセンターが2件立地しており、約300人の雇用があった。 ・情報関連産業売上高は目標は達成できなかったが、指標が目指す数値の変化と同方向に推移している。 ・県民意識調査結果について、施策に対する重視度では、重視の割合が概ね5割で比較的高いにもかかわらず、満足度では「わからない」との回答が概ね4割台半ばであり、事業内容や成果の周知方法等を検討する必要がある。 ・社会経済情勢等について、サービス経済化やIT産業の進展の傾向を踏まえた施策であり、成果が着実に発現されている。 ・事業の実績及び成果等からみると、施策構成事業は順調に実施されており、ある程度の成果があった。 ・以上のことから、本施策の進捗状況は「概ね順調」と判断する。		
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	施策を推進する上での課題等と対応方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以果等について、ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に努めて 業創出・高付加価値化促進事業」の実施により、地域に密着したサービス 育成をより効果的に行う。 ついては、「商店街にぎわいづくり戦略事業」、「コンパクトで活力あるまち 珍」などを実施し、地域の実情に応じまちづくりと連携した地域商業の活性		

■施策4(高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	サービス産業創 出・高付加価値 化促進事業	経済商工観光部・ 商工経営支援課	483	けたビジネスプラン策定の支援を 行うことにより,本県のサービス業	・補助事業(事業主体:宮城県中小企業団体中央会)によりサービス開発プロジェクト促進事業を実施(情報連絡会議:2回開催,サービス開発プロジェクト研究会:参加事業者14人で6回実施)・サービス開発プロジェクト促進事業により、新たなビジネスプラン9件が策定され、うち6件が事業化試行段階に移行
2		経済商工観光部· 商工経営支援課	11,631	各種ソフト事業、ハード事業両面に対して、3年間継続した支援を行うことで、商店街活性化に向けた 総合的な取り組みを支援する(対象:中心市街地活性化法のスキームになじまない地域の拠点となる商店街)。	・平成20年度から継続4団体, 平成21年度新 規4団体が事業実施 ・新規団体への支援は下記のとおり ・大崎商工会:昭和の生活互市(6回1,200~ 2,800人/回)等 ・くろかわ商工会:個店巡回指導(4回),まる ごと茶屋整備 ・みやぎ北上商工会:蔵ミュージアム事業, おもてなしセミナー(2回,20~22人/回) ・河南桃生商工会:携帯電話への情報配信 事業,環境にやさしい商店街(廃油回収)等
3	中心市街地商 業活性化支援 事業(再掲)	経済商工観光部· 商工経営支援課	2,634	市町村等による中心市街地活性 化基本計画策定等への助成を通 じて地域商業の活性化を支援す る。	・中心市街地活性化のためのコンセンサス形成事業に対する助成(名取まちづくり(株),(株)街づくりまんぼう) ・中心市街地活性化基本計画策定に係る事業に対する助成(大崎市) ・平成22年3月,石巻市が県内初の基本計画認定となった。
	仙石線多賀城 地区連続立体 交差事業(再掲)	土木部·都市計画 課	2,827,540	JR仙石線多賀城駅周辺において,線路により東西に分断されている都市交通の円滑化を図るため,JR仙石線の高架化により,踏切除却(施工延長 L=1,780m)を行う。	・高架化工事に伴う仙石線の上り線高架工事の実施(平成21年11月29日上り線の高架切替)
	市街地再開発 等補助事業(再 掲)	土木部·建築宅地 課	158,058	地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市場がは特別の基本を実	・市街地再開発事業を実施する事業者等に 補助する市町村に対し、事業に要する費用 の一部補助(補助対象事業費の1/6, 仙台市 は1/10)の実施(仙台市分1地区)
6	情報通信関連 企業立地促進 奨励金	企画部·情報産業 振興室	72,435	県内に開発拠点を新設する企業 及び地方都市にコールセンター又 はBPOオフィスを新設する企業に 対して、新規雇用者数及び運営コ ストに応じた奨励金を交付し、立地 企業の初期投資負担を軽減するこ とで、企業の集積を推進し、雇用 の創出を図る。 ※BPO(ビジネス・プロセス・アウト ソーシング):企業が人事や管理 業務、財務・会計など主ビジネス以 外の業務を専門業者に委託する システム	

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	みやぎIT技術 者等確保・育成 支援事業	企画部•情報産業 振興室	2,501	首都圏及び中部圏等の市場から の業務獲得を図るために、組込み 技術者の育成を行っている。	・産業技術総合センター組込み研修の開催(7回開催、135人受講)
8	みやぎe-ブラン ド確立支援事業	企画部·情報産業 振興室	21,896	新たな商品の開発や販路拡大を 行おうとする県内IT関連企業等の ビジネスプランについて、技術の 先進性や市場価値等を外部の有 識者が審査し、採択されたビジネ スプランについてその経費の一部 を補助する。	・県内IT企業の優れたビジネスプランの認定,補助金交付(3社3件)
9	みやぎIT市場 獲得支援・形成 促進事業	企画部•情報産業 振興室	1,422	「情報産業振興戦略」に掲げる目標の達成に向け、首都圏中部圏等からの市場獲得や新たな市場形成を図るために、首都圏等の先進企業や大学院等への企業の派遣に対して支援する。	・派遣OJT支援事業の実施 首都圏等の先進的な企業及び大学院等へ の技術者派遣に対する支援(組込分野1社2 名) ※OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング):実 際の仕事を通じて,必要な技術,能力, 知識,態度や価値観などを身につけさ せる教育訓練

施策体系	評価原案					
策2:観光資源, 知的資産を活用した商業・サ	<u></u> Е	ス産業の強化	;			
施策番号5:地域が潤う,訪れてよし		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由			
の観光王国みやぎの実現 (施策の概要) 全国大型観光キャンペーン(仙台・宮城デスティネーションキャンペーンなど)の実施や観光資源の磨き上げ、人材の育成、外国人観光客の誘致など、観光客の増加に向けた諸施策に積極的に取り組み、観光王国みやぎの実現を目指す。			・目標指標等について、「観光客入込数」及び「宿泊観光客数」は岩手宮城内陸地震の影響等によりいずれも前年度より減少し、目標値に達なかった。目標指標のうち、「都市と農村の交流人口」は、前年度より減少したものの、引き続き目標値を上回った。 ・県民意識調査結果からは、施策の満足度において「満足」の割合が近半数を超えている。 ・社会経済情勢等からは、世界不況や内陸地震の影響が大きかったが、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の県経済の成長の鍵となっている。 ・事業の実績及び成果等からは、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、さらには教育機関との連携が進ん			
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 52.6%	(総括)	概ね順調	に、クリーン・ソーリヘムと観光行政、さらには教育機関との連携が進んできている。 ・以上のことから、本施策の進捗状況は、「概ね順調」であると判断する			
□目標指標等及び達成度 ・観光客入込数 達成度B 現況値 5,679万人(平成20年度) 目標値 5,847万人(平成20年度) 初期値 5,441万人(平成17年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由			
 ・宿泊観光客数 達成度B 現況値 804万人(平成20年度) 目標値 962万人(平成20年度) 初期値 792万人(平成17年度) ・都市と農村の交流人口 達成度A 現況値 2,894万人(平成20年度) 目標値 2,865万人(平成20年度) 		現在のまま継続	 ・施策の進捗状況は、世界不況や地震の影響が大きく、好調であるとは言えない結果となったが、各事業において成果があった。 ・県民意識調査結果では、DCのような全国向けの大型観光キャンペーンなどの催事等を活用した積極的な観光客誘致や「もてなしの心」向上のための取組強化について、優先的に取り組むべきとする回答が多いことから、継続して事業を実施すべきである。 ・都市住民のグリーン・ツーリズムに対する需要が引き続き高いため、事業を継続する必要がある。 			
初期値 2,702万人(平成17年度)	一个	・観光キャンペ 携を一層強化 ・近年増加して かな情報発信 ・グリーン・ツー 足,支援体制の 務省,農林水	「一る上での課題等」 ・一ンの実施や地域産業振興等においては、市町村や関係機関等との するとともに、県民の機運の醸成を図る必要がある。 いる外国人観光客等への対応も含め、施策に関する効果的かつきめ紹 ・PRを図るための工夫が必要である。 ・リズムについては、活動実践者が、十分な所得確保の困難さ、後継者ラ の弱さ等から、活動継続における不安要素を抱えている一方で、三省(経 産省、文部科学省)連携による子ども農山漁村交流プロジェクト等の新た 応を見据えた支援が必要になっている。			
	での課題等と対応方	施策を推進し、 ・「層係機・「名と一体を ・「名と一体を ・「名と一体を ・「名と一体を ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「名と一体 ・「ない。」 ・「ない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	た方針】 て策定する予定の「みやぎ観光戦略プラン」の後継計画に基づき、着実に 目標の達成を目指す。 デスティネーション・キャンペーン」による取組成果を発展させ、宮城の一 上と誘客促進を図るため、引き続き大型観光キャンペーンを市町村・関 となって展開していく。また、県広報、ホームページ、地元紙、公共交通 を活用し、県民に対するキャンペーンの告知を充実させる。 内陸地震」で甚大な被害を被った栗駒山麓の観光復興に向け、レストハ整備をはじめ、民間観光施設の再建支援、首都圏向けPRや旅行商品のによる誘客促進等の取組を展開していく。 続ける農業所得の確保対策という面も含め、みやぎ型グリーン・ツーリス 第2期:平成21年度から平成24年度)に基づき、各種農村振興施策を活り 5みのグリーン・ツーリズムの推進、市町村単位の地域推進組織の設立り た支援体制の強化を図る。 ・農山漁村交流プロジェクト推進協議会の取組を積極的に推進する。			

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
	-		
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
ついて「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等について、「観光客入込数」及び「宿泊観光客数」は岩手宮城内陸地震の影響等によりいずれも前年度より減少し、目標値に達なかった。目標指標のうち、「都市と農村の交流人口」は、前年度より減少したものの、引き続き目標値を上回った。 ・県民意識調査結果からは、施策の満足度において「満足」の割合が注当を超えている。 ・社会経済情勢等からは、世界不況や内陸地震の影響が大きかったが、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の県経済の成長の鍵となっている。 ・事業の実績及び成果等からは、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会の設立を契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政、さらには教育機関との連携が進んできている。 ・以上のことから、本施策の進捗状況は、「概ね順調」であると判断する
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,		事業構成 の方向性	方向性の理由
県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 ・課題として記載されている外国人観光客誘致について、対応方針を具体的に示す必要があると考える。 「 委員会意見に対する県の対応方針 」 ・近年、東アジアからの観光客の訪日が増加傾		現在のまま継続	 ・施策の進捗状況は、世界不況や地震の影響が大きく、好調であるとは言えない結果となったが、各事業において成果があった。 ・県民意識調査結果では、DCのような全国向けの大型観光キャンペーンなどの催事等を活用した積極的な観光客誘致や「もてなしの心」向」のための取組強化について、優先的に取り組むべきとする回答が多いことから、継続して事業を実施すべきである。 ・都市住民のグリーン・ツーリズムに対する需要が引き続き高いため、事業を継続する必要がある。
向にあることに加え、ビザ発給要件の緩和による 中国人観光客の大幅な増加が見込まれているこ とから、本県に外国人観光客を誘致する好機で ある。 外国人観光客の誘致に当たっては、広域的な 取組が必要であるので、東北観光推進機構や 東北各県と連携しながら積極的に取り組んでい く。 ・以上の点について、次年度の対応方針に示す こととする。	施策を推進する上で	・観光キャンペ 携を一層強化 ・近年増加して かな情報発信 ・グリーン・ツー 足,支援体制の 務省,農林水	」 する上での課題等】 ペーンの実施や地域産業振興等においては、市町村や関係機関等との記するとともに、県民の機運の醸成を図る必要がある。 こいる外国人観光客等への対応も含め、施策に関する効果的かつきめ終 ・PRを図るための工夫が必要である。 ・リズムについては、活動実践者が、十分な所得確保の困難さ、後継者を の弱さ等から、活動継続における不安要素を抱えている一方で、三省(終 産省、文部科学省)連携による子ども農山漁村交流プロジェクト等の新た 応を見据えた支援が必要になっている。
	での課題等と対応方針	施策・「層係機・「ス造・東越・「角係機・「ス造・東越・東祖・国内の団関門・一大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	こ策定する予定の「みやぎ観光戦略プラン」の後継計画に基づき,着実に 目標の達成を目指す。 デスティネーション・キャンペーン」による取組成果を発展させ,宮城の一 上と誘客促進を図るため,引き続き大型観光キャンペーンを市町村・関となって展開していく。また,県広報,ホームページ,地元紙,公共交通を活用し,県民に対するキャンペーンの告知を充実させる。 内陸地震」で甚大な被害を被った栗駒山麓の観光復興に向け,レストハ!整備をはじめ,民間観光施設の再建支援,首都圏向けPRや旅行商品のによる誘客促進等の取組を展開していく。 東北観光推進機構等の団体と一層の連携を取りながら,外国人観光客の

■施策5(地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	仙台・宮城観光 キャンペーン推 進事業	経済商工観光部· 観光課		観光産業を核とした地域経済の活性化を図るため、自治体・観光・各種産業間が連携を図り、組織の整備、観光資源の開発、戦略的な情報発信を行い、観光客誘致の促進と観光の視点を活かした地域振興の推進を目的とした大型観光宣伝事業を開催する。	・JR東日本及び関係各団体と協力した「仙台・みやぎ【伊達な旅】キャンペーン」の開催・多業種からなるキャンペーン実行組織「仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会」を設置(会員からの事業提案673件)・キャンペーン実施期間中(10月~12月)の観光客入込数:対前年同期比100.2%
2	首都圏ラジオ広報事業	総務部·広報課	23,814	食産業の振興を図ることを目的 に, 本県の観光資源や食材・物産	・ラジオ番組(いいトコ!みやぎ)の制作,放送(TBSラジオ,毎週火曜日14:30~35,52回/年)・10月から12月にかけて実施した「仙台・宮城【伊達な旅】キャンペーン」期間中の観光客入込数は対前年度同期比で100.2%と微増,宿泊観光客数は96.6%と減少したが,東京のアンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」の平成21年度の売上金額は前年度比114.8%,入店客数は前年度比131.4%と大幅に増加
3	外国人観光客 誘致促進事業	経済商工観光部・ 観光課	5,301	国際定期便が就航し、かつ、本県への観光客数が比較的多い東アジア(中国・韓国・台湾)地域からの観光客の誘致を重点的に促進するため、現地での観光説明会、現地マスコミ及び旅行会社の招請事業や外国語のパンフレットの整備等を実施する。	・海外ミッション派遣・旅行博覧会出展・海外旅行会社等招請・外国語パンフレット作成
4	みやぎの観光イ メージアップ事 業	経済商工観光部・ 観光課	944	プロスポーツチームの活躍, 県内での映画撮影などによる宮城の知名度を活かし, 本県の観光PRを引き続き展開して, 宮城のイメージアップを推進し, 本県への観光客の誘致を促進する。	・北海道修学旅行誘致説明会及び東北修学旅行・教育旅行誘致説明会の開催(3回)
5	秋の行楽 みや ぎ路誘客大作 戦 〜秋色満載 みやぎ・やまが たの観光〜	奴汝离丁细业动,	非予算的手法		・臨時観光案内所の開設及び同所での観光 案内,マップ等の配布(案内所利用者数 2,445人)
	みやぎ観光ホス ピタリティ向上 推進事業	経済商工観光部・ 観光課	679	を中心として観光関係者, さらには 一般県民のホスピタリティ向上を図 ることにより, 観光客の満足度を	・みやぎ観光コンシュルジュセミナーの開催 (2回) ・みやぎ観光コンシュルジュの紹介及びコンシェルジュがすすめる観光スポットを掲載したパンフレットの作成・配布(1万部作成) ・首都圏ラジオ(広報課事業)へのみやぎ観光コンシェルジュの出演による観光情報の発信(延べ出演19人)

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	みやぎ観光戦 略受入基盤整 備事業	経済商工観光部・ 観光課		配慮した自然公園施設の整備を行う。また,県内の主要な観光地,	〈自然公園施設の整備〉 ・栗駒国定公園内の鳴子温泉吹上地区の地 獄谷遊歩道(木道)の再整備(延長89.9m)及 び世界谷地遊歩道(木道)再整備(延長 72m) ・蔵王国定公園の登山道(後烏帽子線)の再 整備(延長 225.5m) 〈観光案内版等の整備〉 ・広域観光案内板の新設(新設3基) ・ミニ観光案内所誘導看板の再整備等(新設 15箇所,修正10箇所)
8	産業観光推進 事業(富県創出 県民総力事業)	経済商工観光部・ 観光課	1,777	わえ,「就業意識」や「生きる力」を 身に付けさせる「未来を拓く」教育 旅行の機会を子ども達に提供する とともに、教育旅行誘致により、富 県宮城の実現を目指す。	・産業体験学習メニューの掘り起こし ・教育旅行ガイドブック「みやぎ産業体験学 習」作成による情報発信(5,000部作成) ・みやぎ産業観光カレッジ(1回)の開催による 人材育成及び受入体制整備 ・誘致のために訪問・説明した旅行会社・学 校826箇所 ・教育旅行宿泊者数158,442人
9	地域産業振興 事業(再掲)	経済商工観光部· 富県宮城推進室	14,361	の産業活動の活性化や産業の創	・地方振興事務所(地域事務所を含む)を中心とした地域資源を活かした事業の実施数(30事業) ※主な事業と成果 ・みやぎ蔵王三十六景パワーアップ事業(地域の逸品推奨品目の拡大(24→31品目)し食と観光の連携・ブランド化を推進した)・いしのまき地域交流事業(産学官の協議会において広域観光の検討を行い、地域資源を生かした体験型観光の推進や新たなお土産品開発に取り組んだ)・おらほの「うめえもん」発掘・利用促進事業(アカザラガイ、ふか肉、気仙沼茶豆など地元食材をリストアップし、料理講習会の開催やレシピ集の作成により利用促進・消費拡大を図った)
10	グリーン・ツーリ ズム促進支援事 業	農林水産部•農村 振興課	3,838	FD 夕採み六法は黔江部の批准	・モデル市町村への指導, 助言 ・アドバイザーの派遣による人材育成(32件派遣) ・民間推進組織の活動支援(みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会への支援)

政策番号 3					
施策体系		評価原案			
政策番号3:地域経済を支える農林水産 業の競争力強化		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
来の規事力強化 (政策の概要) 農林水産業は、取り巻く環境は厳しいものの、地域 経済を支える基幹的な産業として、時代の変化に即 した構造転換が求められている。このため、市場 ニーズを重視した生産・流通構造への転換や経営 力の向上等を進め、農林水産物のブランド化の推進 表の自製造業・観光関連産業等の他産業との連携を図るとともに、意欲的に事業展開に取り組む 個々の経営体を支援し、東北各県や北海道とともに、食の基地としての将来展望に立ち、競争力ある農林水産業への転換を図る。さらに、成長著しい東アジア市場なども視野に入れた、グローバルなれ視点に立った農林水産業の展開にも取り組んでいく。また、宮城の食材・食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立等に取り組むとともに、県内での消費拡大・県内供給力の向上を図るため、身近な販売拠点などによる供給体制とそれにこたえる生産・流通体制を整備する。こうした取組により、地域経済を支える農林水産業が次代に引き継がれていけるよう競争力の強化を図る。 ・施策番号6:競争力ある農林水産業への転換・施策番号7:地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保	政策評価(総括)	概ね順調	 ・地域経済を支える農林水産業の競争力強化に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策6では、米価など生産物価格の低迷や遠洋漁業の低迷による漁獲量の減少などにより、産出額は目標値に達することはできなかったものの、アグリビジネス経営体数の増加や香港等への輸出に挑戦する企業数の増加など、企業的経営体についてはある程度の成果がみられており、競争力のある農林水産業への転換に向けた取組は、概ね順調に進歩していると判断できる。 ・施策7では、県内木材需要に占める県産材シェアや肥料や農薬の使用を半分以上削減した栽培への取組農家戸数や取組面積、認定エコファーマー数などは前年度実績を上回っており、環境に配慮した農業生産活動が推進されているなど、地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保に関する取組は、概ね順調に推移していると判断できる。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。 		
		良みやぎ材の をいれるととも を強化していく ・施策7につい 向上に向けた やぎ材」をはじ	【 では、「食材王国みやぎ」の浸透や農林水産物のブランド化の確立、優利用拡大を一層推進し、付加価値向上にむけた農商工連携の促進に力に、引き続き、高い経営感覚をもった経営体の育成や東アジアへの輸出、必要がある。 では、地産地消の普及や食の安全安心の構築に向けて、食料自給率の県民運動の推進や県内農産物の学校給食における利用拡大、「優良みめとする県産木材の利用推進を図り、みやぎの食の安全安心県民総参ては検討会を開催し、新たに事業展開をしていく予定である。		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果			
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)に		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
でいて「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	政策評価(総括)	概ね順調	・地域経済を支える農林水産業の競争力強化に向けて、2つの施策で 取り組んだ。 ・施策6では、米価など生産物価格の低迷や遠洋漁業の低迷による漁 獲量の減少などにより、産出額は目標値に達することはできなかったも のの、アグリビジネス経営体数の増加や香港等への輸出に挑戦する企 業数の増加など、企業的経営体についてはある程度の成果がみられて おり、競争力のある農林水産業への転換に向けた取組は、概ね順調に 進捗していると判断できる。 ・施策7では、県内木材需要に占める県産材シェアや肥料や農薬の使 用を半分以上削減した栽培への取組農家戸数や取組面積、認定エコ ファーマー数などは前年度実績を上回っており、環境に配慮した農業 生産活動が推進されているなど、地産地消や食育を通じた需要の創出 と食の安全安心の確保に関する取組は、概ね順調に推移していると判 断できる。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。		
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での 課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		良みやぎ材の をいれるととも を強化していく ・施策7につい 向上に向けた やぎ材」をはじ	では、「食材王国みやぎ」の浸透や農林水産物のブランド化の確立、優利用拡大を一層推進し、付加価値向上にむけた農商工連携の促進に力に、引き続き、高い経営感覚をもった経営体の育成や東アジアへの輸出、必要がある。 では、地産地消の普及や食の安全安心の構築に向けて、食料自給率の県民運動の推進や県内農産物の学校給食における利用拡大、「優良みめとする県産木材の利用推進を図り、みやぎの食の安全安心県民総参ては検討会を開催し、新たに事業展開をしていく予定である。		

施策体系		評価原案			
策3:地域経済を支える農林水産業の競争力	渔化				
施策番号6:競争力ある農林水産業へ		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
 の転換 (施策の概要) 消費者の声を重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上等を進め、農林水産物のブランド化や他産業との連携を進めていくとともに、意欲的に事業展開に取り組む経営体を支援し、競争力ある農林水産業への転換を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)65.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)39.8% 	施策評価	概ね順調	・目標指標等については、農業産出額は約44%を占める米の価格が長期的に下落し、かつ米の生産量も減少傾向にあること、林業産出額は素材、産量が増加傾向にあるものの木材価格が下落傾向にあること、また漁業産産額についても遠洋漁業の低迷などによる水揚げ量の減少が主な要因となり、それぞれ目標値に達しなかった。 ・年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体数や漁船漁業構造改革、践経営体数が増加しており、効率的な生産体制や企業的経営感覚を有した生産者数が増加するなどの成果が現れている。 ・また、県産木材のブランド化については、県産材利用住宅や木造公共が設への支援を実施したことにより、一般消費者や住宅建設業界等へ「県産材」や「優良みやぎ材」の認知度が高まってきている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
□目標指標等及び達成度 ・農業産出額 達成度C 現況値 1,875億円(平成20年度) 目標値 2,099億円(平成20年度) 初期値 2,101億円(平成16年度) ・林業産出額 達成度B			度の同上に劣める必要がある。 ・事業の実績及び成果等からは、多くの事業で着実に成果が認められ、また効率的に実施されており、各事業は概ね順調に推移している。 ・以上より、総合的に判断して、競争力のある農林水産業への転換に向けた取組は、概ね順調に進捗している。		
現況値 86億円(平成20年度) 目標値 109億円(平成20年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由		
刑期値 79億円(平成16年度) 1業生産額 達成度B 記況値 829億円(平成20年度) 目標値 974億円(平成20年度) 別期値 817億円(平成16年度) グリビジネス経営体数 達成度A		現在のまま継続	・施策の進捗状況は概ね順調であり、目標達成に向けて事業構成は現在のまま継続していくことが必要である。また、県民意識調査結果より、安全・安心及び信頼性の高い農林水産物の供給に対する消費者ニーズは高く、県産農林水産物の生産拡大及び販売促進に向けた取組は必要である。そこで、より効率性が高く、成果の期待できる事業内容への見直し等を行いがら、目標達成に向けて継続して行っていく。		
理状像 71経営体(平成21年度) 目標値 49経営体(平成21年度) 初期値 40経営体(平成17年度) ・優良みやぎ材の出荷量 達成度 A 現況値 19,300㎡(平成21年度) 目標値 18,000㎡(平成21年度) 初期値 12,000㎡(平成17年度) ・漁船漁業構造改革実践経営体数 達成度 B 現況値 6経営体(平成21年度) 目標値 9経営体(平成21年度)	施策を推進する上	【施策を推進する上での課題等】 ・全国規模で認知度の高い県産農林水産物の数が多くはないなかで、首都圏を中心に他県との競争が激しくなってきている。 ・厳しい経営環境にある中で、省力化・低コスト化など効率的な生産体制の確立、実需者や消費者が求めるニーズに対応した生産・販売などの取組を行うことが必要である。 ・農林水産業と食品製造業、外食産業等との情報交換やビジネスマッチングが十分に行われておらず、連携による付加価値の高い商品や農林水産物の生産拡大につながっていない。 ・香港・台湾は貿易障壁が低く、日本から近いこともあり、都道府県間の競争が起きているので、実際の取引は容易ではない。また現地の多様なニーズに対応するするとともに、スポット的な輸出で終わらないようにする必要がある。			
可原値 9経営体(平成18年度) 初期値 0経営体(平成18年度) での課題等と対応方針		り、アにまととかを安応・上る。保や・をズ、輸出が、選手の、大学の、関係で、関係で、関係で、関係で、関係で、関係で、関係で、関係で、関係で、関係で	く産物の知名度を高めるため、「食材王国みやぎ」の普及・浸透が必要であり活用とともに、これまでのホテル等だけでなく、量販店や百貨店等でもフェ普及・浸透を図っていく。個々の商品については、マーケティングの導入等値を高めるとともに、継続した情報発信を行い、ブランドの確立を推進する。こついては、木材生産における一層の低コスト化を進め収益性の向上を図さみやぎ材の一層の利用拡大を図っていく。長体制の確立に向けて、流通や販売に取り組むアグリビジネス経営体の育成まか、集落営農組織の経営強化、漁船漁業の構造改革等を推進する。またきる農林水産物や加工・業務用など、消費者や実需者が求めるニーズに対産物の生産・供給体制を支援する。 食品製造業者等とのマッチングフェアや連携コーディネート等を行い、農商を加速化し、新たな商品・サービスや付加価値の高い農林水産物を創出す1工品については、県内水産都市への漁船誘致の取組を支援し、原料を確各種支援施策の積極的活用や店頭販売への支援を図り、付加価値の向上		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果			
【判定:概ね適切】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
計画の理由により一部で下方な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 ・アグリビジネスについては、良い成果が出ているので、その取組み事例についても、施策の成果に具体的に示す必要があると考える。 「委員会意見に対する県の対応方針」 ・委員会意見のとおり、アグリビジネスの取組事例について、評価の理由に具体的に示すこととする。	-	概ね順調	・目標指標等については、農業産出額は約44%を占める米の価格が長期的に下落し、かつ米の生産量も減少傾向にあること、林業産出額は素材生産量が増加傾向にあるものの木材価格が下落傾向にあること、また漁業生産額についても遠洋漁業の低迷などによる水揚げ量の減少が主な要因となり、それぞれ目標値に達しなかった。 ・年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体数や漁船漁業構造改革等践経営体数が増加しており、効率的な生産体制や企業的経営感覚を有した生産者数が増加するなどの成果が現れている。アグリビジネス経営体の増加は、米や野菜の生産から加工・販売までの経営多角化、食品製造業から農業生産への参入などの取組によるものである。なお、現在、年間販売額10億円以上は5経営体、年間販売金額の総合計は278億円になっている。 ・また、県産木材のブランド化については、県産材利用住宅や木造公共が設への支援を実施したことにより、一般消費者や住宅建設業界等へ「県産材」や「優良みやぎ材」の認知度が高まってきている。 ・農林水産物のブランド確立については、全国的にブランドとして認知されている商品は多くないため、平成22年3月に「食材王国みやぎ「食」ブラン化推進方針」を策定し、ブランド化についての方針や取組を整理した。・そのほか、東アジア等への輸出の強化など、グローバルな視点にたった農林水産業の展開では、香港等への新規輸出企業数の増加や香港・台湾での商談件数の増加など本県の輸出促進重点地域として位置づけている香港・台湾を中心にある程度の成果がみられた。・・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が40%弱とやや低く、満り度の向上に努める必要がある。 ・事業の実績及び成果等からは、多くの事業で着実に成果が認められ、また効率的に実施されており、各事業は概ね順調に推移している。・り、以上より、総合的に判断して、競争力のある農林水産業への転換に向けた取組は、概ね順調に進捗している。		
【判定:適切】 内容が十分であり,県が示す「施策を推進する上での 課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		事業構成 の方向性 現在のまま 継続	方向性の理由 ・施策の進捗状況は概ね順調であり、目標達成に向けて事業構成は現在のまま継続していくことが必要である。また、県民意識調査結果より、安全安心及び信頼性の高い農林水産物の供給に対する消費者ニーズは高く県産農林水産物の生産拡大及び販売促進に向けた取組は必要である。こで、より効率性が高く、成果の期待できる事業内容への見直し等を行いがら、目標達成に向けて継続して行っていく。		
	環を推進する上での課題等と対応方針 「大きを推進する上での課題等と対応方針 「大きをできます。 質別は終するとは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で		別知度の高い県産農林水産物の数が多くはないなかで、首都圏を中心に他 激しくなってきている。 環にある中で、省力化・低コスト化など効率的な生産体制の確立、実需者・ るニーズに対応した生産・販売などの取組を行うことが必要である。 食品製造業、外食産業等との情報交換やビジネスマッチングが十分に行る 携による付加価値の高い商品や農林水産物の生産拡大につながっていた 貿易障壁が低く、日本から近いこともあり、都道府県間の競争が起きている 放引は容易ではない。また現地の多様なニーズに対応するするとともに、ス で終わらないようにする必要がある。		
			《産物の知名度を高めるため、「食材王国みやぎ」の普及・浸透が必要であ)活用とともに、これまでのホテル等だけでなく、量販店や百貨店等でもフョ 普及・浸透を図っていく。個々の商品については、マーケティングの導入等値を高めるとともに、継続した情報発信を行い、ブランドの確立を推進する こついては、木材生産における一層の低コスト化を進め収益性の向上を図 みやぎ材の一層の利用拡大を図っていく。 性体制の確立に向けて、流通や販売に取り組むアグリビジネス経営体の育分 まか、集落営農組織の経営強化、漁船漁業の構造改革等を推進する。また きる農林水産物や加工・業務用など、消費者や実需者が求めるニーズに来 を物の生産・供給体制を支援する。 食品製造業者等とのマッチングフェアや連携コーディネート等を行い、農 を加速化し、新たな商品・サービスや付加価値の高い農林水産物を創出する 1工品については、県内水産都市への漁船誘致の取組を支援し、原料を研 各種支援施策の積極的活用や店頭販売への支援を図り、付加価値の向 化に努める。 や見本市への出展を継続し、ビジネス機会を提供するとともに知名度の向」 輸出を志向する事業者の掘り起こしに努めるとともに、事前の現地企業ニー を提供、商談会後のフォローまでの一貫した取組により、事業者が継続して		

■施策6(競争力ある農林水産業への転換)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	みやぎのおいし い「食」ブランド 化戦略推進事 業(再掲)	農林水産部・食産 業振興課		本県の「食」に関わる地域イメージ として「食材王国みやぎ」を打ち出 していく上で、食産業関係者に対 して「食材王国みやぎ」及び「ブラ ンド化」の考え方の普及・浸透を行 う。	・「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会 議」の開催(553者参画)及びメールマガジン の発行(52回) ・「食材王国みやぎ」ロゴ使用申請件数(89 件) ・食ブランド化人材育成セミナー・個別相談 会の開催(延べ324人参加)
2	米ビジネス推進 事業	農林水産部・農産 園芸環境課	2,642	る地位を築き、水田農業の担い手経営体が安定した経営を行うため、米に対する需要者ニーズに機動的に対応できる多様かつ安定的な生産休期を構築するととなど、新	・米生産農家への生産技術,需要者ニーズの情報提供 ・消費者,実需者の多様な商品ニーズへの対応及び生産情報発信 (上記2項目のホームページアクセス数 181,103件) ・一等米比率の向上(92%(対前年度比15ポイント増)) ・「プレミアムひとめぼれ みやぎ吟撰米」生産量1,346t
3	園芸振興戦略 産地育成事業	農林水産部·農産 園芸環境課	866,267	みやぎの園芸特産振興戦略プランの目標達成を推進するため、県及び各圏域で園芸特産会議を開催し、取り組みの進捗状況及び課題等の整理、振興方針等の変更・検討を行うとともに、大幅な生産拡大を図る意欲的なプランを作成した主体を支援する。	・県園芸特産振興会議,地域会議の開催(26回) ・園芸特産振興戦略プランの見直し(中間とりまとめ) ・園芸特産振興フォーラムの開催(テーマ「国内の加工業務用青果物の流通と方向性」,100人参加) ・パプリカ生産を行う大型園芸施設の導入(2法人,合計5.33ha)
4	新・山の幸振興 総合対策事業	農林水産部·林業 振興課	3,284	新たな特産品の創出に向け、食用きのこの新品種の開発とその栽培 方法の検討を行うとともに、開発済みのハタケシメジ・ムラサキシメジ 等「宮城のきのこ」の生産拡大を図る。	・ムラサキシメジ栽培研修会の開催(44回開催,延べ362人受講) ・ムラサキシメジ栽培技術マニュアルの作成,発行 ・きのこ原種菌(ハタケシメジ・ムラサキシメジ)の管理,配布(林業技術総合センター) ・生産者へのムラサキシメジ菌床の販売(11,196個)
5	水産都市活力 強化対策支援 事業	農林水産部·水産 業振興課	106,160	水産都市における経済の中心は、「魚市場」と「水産加工業」である。 そのため、水揚げ機能の強化による魚市場機能の高度化の推進とともに、新商品開発などの水産加工業に対する支援を実施し、地域経済の活性化を図る。	・魚市場の水揚げ機能強化に係る施設整備気仙沼: ①カツオ・サンマ選別ライン(フォークリフト、ベルトコンベア、衛生管理容器) ②サンマ・サバ自動選別機石巻:カツオ自動選別機塩釜:海水処理施設・施設整備と連動した漁船誘致事業への支援気仙沼:魚市場HP1式開設,魚市場入港案内図(1,000枚)作成など石巻:かつお水揚げ漁船誘致事業(船主訪問10県59件,市場PR資料「石巻の四季の魚」改訂版の作成(1,000部)など)塩釜:船主訪問3漁協,魚価向上対策(三陸塩竈ひがしものPR、ミナミヒウチダイ、ブルーノーズ等新魚種普及のための見本市(来場者1,300人)、賞味会への出展(参加者100人))など

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	みやぎの水産 物トップブランド 形成事業	農林水産部·食産 業振興課	1,307	魚市場関係者及び生産者団体が行うブランド魚の創出,発信及び県産水産物の認知度や消費拡大の取組に対し支援する。	・新たな気仙沼ブランド対象品目を「メカジキ」に絞り込み、ブランド基準を協議したほか、レシピの作成・販売フェアなどPRを実施(1団体)・「宮城のぎんざけ」ブランド基準の検討及び実需者を対象とした養殖・加工場の視察、生産者向けのブランド化研修、レシピ・のぼりを作成(1団体)
7	環境にやさしい 農業定着促進 事業	農林水産部•農産 園芸環境課	11,221	環境に対する負荷軽減の取組を 拡大するとともに、より信頼性の高い特別栽培農産物の生産・出荷・ 流通を行うため、認証制度を運営 し、生産現場における検査確認及 び認証された農産物の適正な流 通促進を図る。また、有機農業に 関する推進計画をもとに体制整備 を行い、環境保全型農業に関する 生産者、流通業者、消費者等の意 向調査を行う。	・化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減して栽培する特別栽培農産物の認証制度の運営,取組農家戸数 2,721戸(県認証分)・有機栽培,特別栽培農産物栽培面積21,857ha・「みやぎの有機農業推進計画」の策定(10月),当計画のPR版リーフレット(2,000部)の作成・配付・消費者向けの環境保全型農業PRリーフレット(10,000部)の作成・配付
8	新世代アグリビ ジネス総合推進 事業	農林水産部·農産 園芸環境課	36,647	アグリビジネスに取り組むマーケットイン型の優れた農業経営者や企業の育成を図り、競争力のある農林水産業への転換を促進する。	・アグリビジネス経営者養成講座の開催(21人修了) ・経営の発展段階に応じた事業計画の具体 化支援(16法人) ・アグリビジネス経営体個別支援(125経営体) ・農産物販売ビジネス支援(商談67回,開拓5社) ・農産物直売ビジネス次世代リーダー育成講座の開催(9人受講) ・企業等の農業参入促進研修会(30人参加) ・農業参入相談(5社),企業訪問(4社) ・年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体の増加(13経営体増,計71経営体) ・年間売上高1億円以上の農産物直売所の増加(3箇所増,計18箇所)
9	みやぎの優良 肉用牛生産振 興対策事業	農林水産部·畜産 課	209,251		・産肉能力直接検定の実施(20頭) ・産肉能力現場後代検定の実施(候補種雄 牛3頭) ・県種雄牛の凍結精液配布(9,033本) ・肉用子牛生産者補給金制度加入(29,983 頭) ・肉用牛肥育経営安定対策事業加入 (25,044頭) ・経営指導研修会の開催(4回,387人参加) ・畜産経営体への個別指導(122件)
10	飼料価格高騰 対策支援事業	農林水産部·畜産 課	4,068	飼料価格の高騰による畜産農家の危機的な経営状況に対応するため、自給飼料の確保や食品残渣の飼料的利用の拡大、家畜生産性の向上による低コスト化を図る。	・県内エコフィード実態調査(220社) ・エコフィード推進協議会・研修会の開催(1回,延べ40人参加) ・飼料用イネ県奨励品種の実証展示(2品種,延べ10箇所) ・生産性向上対策地域活動の支援(2団体,延べ3技術) ・生産性向上研修会の開催(2回,延べ33人参加) ・飼料用イネ専用品種の作付面積(378ha)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
11	漁船漁業構造 改革促進支援 事業(儲かる漁 船漁業創出支 援事業)	農林水産部·水産 業振興課		加価値化等,漁獲操業方法から販売方法に至るまで総合的な改革 (いわゆる構造改革)を産地市場 や流通加工業関係者との連携のも	・気仙沼地域プロジェクト協議会の近海まぐろ延縄漁業及び石巻地域プロジェクト協議会の沖合及び小型底びき網漁業の構造改革計画の策定を支援した。 ・改革計画実証船2隻に対して省エネ・省力化設備の整備を助成した。 ①気仙沼PJ:近海(遠洋)まぐろ延縄漁業(縄収納装置一式、補助金額1,725千円) ②石巻PJ小型機船底びき網漁業(冷海水装置,活魚循環ポンプ,海水滅菌装置等一式、補助金額1,725千円)
	仙台湾の水循 環健康診断事 業	農林水産部・ 水産業基盤整備 課	2,605	仙台湾において、貧酸素水や赤 潮等による環境悪化が漁業資源に 悪影響を与えていることが懸念さ れていることから、本事業では、仙 台湾を対象に、環境と産業の双方 の基礎資料となるような調査を実 施することで、仙台湾漁場の再生 に向けた取組を行う。	・貧酸素水分布調査(8回) ・貧酸素水発生メカニズム調査(9回(104検 体)) ・漁場修復試験(3回) ・事業成果報告会の開催
13	木質バイオマス 利活用推進対 策事業(再掲)	農林水産部·林業 振興課	4,751	を搬出し、木質ボードの原料や燃	・木質バイオマスの利活用について、素材生産事業体へ積極的な対応を促し、実証的取組を推進・林地残材生産量(8,424㎡)・林地残材利用率(5.0%)
	「優良みやぎ 材」流通強化対 策事業	農林水産部·林業 振興課	4,150	「優良みやぎ材」の一層の流通拡大と認知度向上を図り、県産材のブランド化を推進するとともに、木材関連産業の活性化を図る。	・「優良みやぎ材」の安定供給体制の整備及 び県民に対する普及活動に関する支援 ・「優良みやぎ材」出荷量(19,300㎡) ・「優良みやぎ材」出荷額(1,293,100千円)
15	みやぎ木づか いモデル創造 事業(再掲)	農林水産部·林業 振興課	1,119	宮城の主要な木材資源であるスギ 材の新たな利用技術を開発し、企 業への技術移転を促進するととも に、消費者に対し、木材の利用を 啓発することにより県産木材の認 知度を高め、県産材の利用促進を 図る県民運動を展開する。	・スギ横架材スパン表等の作成,公表 ・素材生産量(494千㎡) ・県内木材需要量に占める県産材の割合 (50%)
16	県有林経営事 業	農林水産部·森林 整備課	424,240	計画的, 安定的な林産事業と効率 的な森林整備を実施し, 持続可能 な森林経営を目指すとともに, 県 内の林業・木材産業の振興に寄与 する。	木の売払いの実施 (37,478㎡売却, 93,225千円収入計上)
17	食材王国みや ぎ総合展開事 業	農林水産部・食産 業振興課	4,376	首都圏などの料理人をターゲット に、実需と供給のマッチングを推 進するとともに、「食材王国みやぎ」 にふさわしい豊富で優れた「みや ぎの食」を全国発信する。	・食材王国みやぎフェアの開催(県外5箇所, 県内5箇所) ・みやぎ食材出会いの旅の実施(県外実需 者2回, 県内実需者5回) ・食材王国みやぎホームページの運営(アク セス数 102,822件)

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	食品製造業振 興プロジェクト (再掲)	農林水産部·食産 業振興課		地域の食材,人材,技術等を有効に結びつけた新商品開発等を目的とする産学官連携の「食料産業クラスター」形成を支援するため、「宮城県食料産業クラスター全体協議会」への運営支援及び各圏域におけるクラスター形成に向けた支援を行う。また、地域食材を活用したマーケットイン型の新商品開発支援を行うほか、商談会の開催又は出展を通じ、食品製造業者の販路拡大を支援する。	・県産農林水産物を活用した商品開発から 販路拡大までの3事業(食料産業クラスター 支援事業,売れる商品づくり支援事業,食材 王国みやぎ販路拡大支援事業)の連携実施 ・クラスター支援 マッチング・ニーズ調査支援(39回) 産学官連携セミナー等開催支援(3回) ・商品開発 地域食材を活用したマーケットイン型の新 商品開発支援(3件) ・販路拡大 山形県,七十七銀行等との共催によるビ ジネス商談会の開催(2件) 東京で開催された商談会への出展 (1件) 3商談会合計商談件数(延べ2,588件) 成約件数(110件:5月末)
19	県産農林水産 物等輸出促進 事業	農林水産部·食産 業振興課	3,450		・「食材王国みやぎ農林水産物等輸出促進基本方針」に基づき、重点地域別の輸出方策を具体化するため、「香港食品輸出専門部会」を設置し、5回の会議を経て「香港食品輸出行動プラン」を策定・「台湾食品輸出専門部会」の設置・「香港輸出促進セミナー」の開催(1回,84人参加)・テスト輸出、パッケージ開発等に対する支援(5件,補助金額1,080千円)
20		経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	5,499		・東アジア地域における商談会開催(参加企業31社, 商談330件) 大連商談会(13社, 124件) 東北宮城フェアin上海ビジネス商談会(9社, 129件) 東北宮城フェアin上海食品商談会(9社, 77件)
	香港・台湾との 経済交流事業 (再掲)	経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	4,155		・宮城・山形食品試食商談会in香港の開催 (参加企業8社, 商談101件) ・台北国際食品見本市への出展(参加企業6 社, 商談422件)
22	農林水産金融 対策事業(再掲)	農林水産部·農林 水産経営支援課	1,995,107	経営改善や規模拡大を目指す農林水産業者を金融面から支援する。	 ・利子の補給(104,212千円) ・融資機関への預託(1,879,752千円) ・保証機関に対する出えん等(20千円) ・その他(11,123千円) ・新規融資実行(315件,5,894,009千円)
23	農道整備事業	農林水産部・農村 整備課	944,580	農産物の効率的な流通や高付加価値農産物の供給を可能とした農業生産の近代化推進と、都市・農村間交流や農村地域の活性化、定住を促進するため、農村集落と農地や集出荷施設などの農業施設を連絡する農道を整備する。	・農道整備事業を推進するための大谷こ線 橋桁架設工事(一箇所)及び橋梁下部工事 (3基)の実施

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果		
24	農免農道整備 事業	農林水産部・農村 整備課	169,456	農林漁業者が使用する燃料等に 課税されている揮発油税を財源と している事業であり、農産物の効 率的な流通や高付加価値農産物 の供給を可能とした農業生産の近 代化推進と、都市・農村間交流や 農村地域の活性化、定住を促進 するため、農村集落と農地や集出 荷施設などの農業施設を連絡する 農道を整備する。	・農免農道整備事業を推進するための舗装 工事(L=1.6km)及び測量設計(L=0.8km)の 実施		
25	漁港漁場整備 事業	農林水産部·水産 業基盤整備課	2,481,717	我が国周辺水域を高度に利用し、 国民に安全な水産物を効率的に 供給していくため、外郭施設や係 留施設などを整備することで、水 産物の集荷機能の強化や広域的 に活動する漁船の安全性の確保 を図る。	・漁港・漁場の整備(漁港整備箇所数 県営 14漁港,市町営13漁港/漁場整備箇所数 県営1地区)		
26	森林育成事業	農林水産部·森林 整備課	560,750	水源のかん養や県土の保全,地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源など,森林の持つ様々な働きを高度に,かつ,持続的に発揮させるため,間伐・枝打ち等の森林整備を実施し,健全な森林の育成を目指す。	枝打ち 110ha,		

施策体系			評価原案
策3:地域経済を支える農林水産業の競争力	強化		
施策番号7:地産地消や食育を通じた		施策の成果	評価の理由
需要の創出と食の安全安心の確保 (施策の概要) 県内産農林水産物や食品の県内での消費・供給力を向上させるため、生産・供給・流通体制の整備を進めるとともに、食に関する情報の提供に努め、食品の安全性に対する消費者の信頼にことえられる生産体制の確立を目指す。 コ県民意識調査結果 重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.7% 満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 45.4%	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等の県内木材需要に占める県産材シェアについては、厳しい社会経済情勢の中で、引き続き、住宅着工件数の減少などの影響にあるものの、企業等が県産材利用にシフトしている背景により、県産材需要割合について目標値を上回っており、着実に成果が上がっているものと判断される。 ・肥料や農薬の使用を半分以上削減した栽培への取組農家戸数や取組面積、認定エコファーマー数などは前年実績を上回っており、環境配慮した農業生産活動が推進されていると判断する。 ・県民意識調査の結果からは、概ね半数が「満足」「やや満足」と答えおり、さらに事業の周知を図る必要があるが、ある程度の理解は得られているものと思われる。 ・社会経済情勢等からは、食の安全安心への関心の高まりや国を挙げているものと思われる。 ・社会経済情勢等からは、食の安全安心への関心の高まりや国を挙げての食料自給率向上に対する施策の推進に伴い、地産地消に取組を民間企業等が著しく増加していることから、これらと連携による施策の推進がますます重要になってきている。 ・本施策は14事業で構成され、大部分の事業で成果が認められ、また効率的に実施されていることから、概ね順調に推移している。 ・以上のことから、全体として地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保に関する取組は概ね順調に推移しているものと判に
□目標指標等及び達成度 ・学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割		事業構成 の方向性	される。 方向性の理由
達成度B 現況値 30.8%(平成21年度) 目標値 31.0%(平成21年度) 初期値 23.8%(平成16年度) 県産主要水産物の仙台市中央卸売市場におけ 5販売額シェア 達成度C 現況値 24.6%(平成21年度) 目標値 29.0%(平成21年度) 初期値 28.3%(平成17年度) 県内木材需要に占める県産材シェア 達成度A 現況値 50.4%(平成21年度) 目標値 45.0%(平成21年度) ・認定エコファーマー数 ・認定エコファーマー数 ・認定はコファーマー数 ・認定はコファーマー数 ・設成度 9,185人(平成21年度) 目標値 9,000人(平成21年度) 初期値 1,496人(平成17年度) ・みやぎ食の安全安心取組宣言者数 達成度B 現況値 3,320事業者(平成21年度) 目標値 6,000事業者(平成21年度) 初期値 2,116事業者(平成17年度)	施策を推進する上での課題等と対応方針	【・地でないである。 東京 要は、一次ので、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	ウム含有量の国内基準は3から5年後に再度基準値設定に向けた審議が行わけ 把握及びカドミウム吸収低減対策を講じる必要がある。 全安心取組宣言者は、大手コンビニチェーンの参加により、大幅に登録者数が 業者については伸び悩んでいる現状にあるため、みやぎの食の安全安心県民 近なる県民意識の浸透に向けて、生産者・事業者、消費者等の理解と意識の酸 る。 育を通じた需要の創出】 水田不作付地へ麦、大豆、新規需要米を作付することにより、食料自給率の向 るが、耕作放棄地は、高齢化等による労働力不足や農作物価格の低迷が原因 が多く、解消が進まない要因にもなっている。 機林水産業への関心を高めると同時に食生活の改善を実践するため、学校給負 利用は有効な方法であることは理解されているが、地域食材の安定供給や規 題もあり、年間を通じての提供が実現されている地域が限られている。 及については、民間事業者の活動も活発化しており、さらなる推進が図れるもの 高校生や大学生などの比較的関心が薄いと思われる層への働きかけが必要と なる利用促進に向けて、ユーザーのニーズに対応できる体制を確立する必要だ いの持続的な意識啓発活動を進めるとともに、関係団体やNPO等、多様な主である。 を方針】 の確保】 、 た果内土壌カドミウム濃度調査及び畑作物カドミウム濃度調査を基に、畑作物 所の実証試験を行う。 安全安心県民総参加運動については、より効果的・効率的な事業に転換を図る 長中に有識者を含むあり方検討会を開催し、平成23年度から新たに事業展開を

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見	評価結果			
委員会意見に対する県の対応方針(枠内)				
	П	施策の成果	部 圧 小 田 よ	
評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	評価の理由 ・目標指標等の県内木材需要に占める県産材シェアについては、厳しい社会経済情勢の中で、引き続き、住宅着工件数の減少などの影響はあるものの、企業等が県産材利用にシフトしている背景により、県産材の需要割合について目標値を上回っており、着実に成果が上がっているものと判断される。 ・肥料や農薬の使用を半分以上削減した栽培への取組農家戸数や取組面積、認定エコファーマー数などは前年実績を上回っており、環境に配慮した農業生産活動が推進されていると判断する。 ・県民意識調査の結果からは、概ね半数が「満足」「やや満足」と答えており、さらに事業の周知を図る必要があるが、ある程度の理解は得られているものと思われる。 ・社会経済情勢等からは、食の安全安心への関心の高まりや国を挙げての食料自給率向上に対する施策の推進に伴い、地産地消に取組む民間企業等が著しく増加していることから、これらと連携による施策の推進がますます重要になってきている。 ・本施策は14事業で構成され、大部分の事業で成果が認められ、また、効率的に実施されていることから、概ね順調に推移している。 ・以上のことから、全体として地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保に関する取組は概ね順調に推移しているものと判断される。	
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由	
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		現在のまま継続	・安全・安心及び信頼性の高い農林水産物の供給に対する消費者ニーズは高く、県産農産物の生産拡大及び販売促進に向けた取組は必要である。 ・県民の食の安全安心に対する意識は高く、生産者に対し安全安心を求める傾向にあることから、食育や地産地消、食の安全安心の確保に関する取組は継続して実施する必要がある。 ・県産木材の利用促進については、県産木材への認識が県民に定着し、実施効果が成果となって現れるのに時間を要する取り組みであることから、引き続き、継続していくことが必要である。	
	施	【食の安全安心	する上での課題等 】 の確保】	
	漁策を推進する上での課題	ることから,食の事では、 ・みやぎ、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ウム含有量の国内基準は3から5年後に再度基準値設定に向けた審議が行われ 把握及びカドミウム吸収低減対策を講じる必要がある。 全安心取組宣言者は、大手コンビニチェーンの参加により、大幅に登録者数が伸 業者については伸び悩んでいる現状にあるため、みやぎの食の安全安心県民総 更なる県民意識の浸透に向けて、生産者・事業者、消費者等の理解と意識の醸成 る。 育を通じた需要の創出】 水田不作付地へ麦、大豆、新規需要米を作付することにより、食料自給率の向上 水田不作付地へ麦、大豆、新規需要米を作付することにより、食料自給率の向上 が多く、解消が進まない要因にもなっている。 慢林水産業への関心を高めると同時に食生活の改善を実践するため、学校給食 り利用は有効な方法であることは理解されているが、地域食材の安定供給や規格 題もあり、年間を通じての提供が実現されている地域が限られている。 及については、民間事業者の活動も活発化しており、さらなる推進が図れるものと 高校生や大学生などの比較的関心が薄いと思われる層への働きかけが必要と考	
	等と対・	・県産木材の更		
	応方針	【食の安全安心・2か年で生まれている。 ・2か年では、2か年では、2か年では、2か年では、20か年では、20年度、20年度、20からで、20年度、20からで、20年度、20からでは、2000年であり、2000年でのかりでのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	の確保】 た県内土壌カドミウム濃度調査及び畑作物カドミウム濃度調査を基に、畑作物カ 所の実証試験を行う。 安全安心県民総参加運動については、より効果的・効率的な事業に転換を図る を中に有識者を含むあり方検討会を開催し、平成23年度から新たに事業展開をしる。 育を通じた需要の創出】 策協議会の活動を支援するとともに、協議会が未設置の市町村に対する設置誘放棄地の解消を進める。 の話し合いの場を設けることで課題を解決している事例もあり、マッチングなどの に、引き続き食材月間の実施や食育との連携により、一層の学校給食への地場 と進する。 とした地産地消・食育の普及については、平成22年度に新規事業を創設したこと 業の推移、成果を見ながら引き続き取り組んでいく。 うかい運動」の拡大展開などの啓発活動を推進していくとともに、各種関係団体や など多様な主体との連携を密にしながら、「優良みやぎ材」をはじめとする木材利	

■施策7(地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	環境にやさしい 農業定着促進 事業(再掲)	農林水産部•農産 園芸環境課	11,221	環境に対する負荷軽減の取組を 拡大するとともに、より信頼性の高い特別栽培農産物の生産・出荷・ 流通を行うため、認証制度を運営 し、生産現場における検査確認及 び認証された農産物の適正な流 通促進を図る。また、有機農業に 関する推進計画をもとに体制整備 を行い、環境保全型農業に関する 生産者、流通業者、消費者等の意 向調査を行う。	・化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減して栽培する特別栽培農産物の認証制度の運営,取組農家戸数 2,721戸(県認証分)・有機栽培,特別栽培農産物栽培面積 21,857ha・「みやぎの有機農業推進計画」の策定(10月),当計画のPR版リーフレット(2,000部)の作成・配付・消費者向けの環境保全型農業PRリーフレット(10,000部)の作成・配付
2	HACCP定着事 業	環境生活部・食と 暮らしの安全推進 課	非予算的手法	食品衛生自主管理登録・認証制度の普及を図る。 ※HACCP:食品の製造工程中の危害要因を科学的に分析し、特に重要な工程を連続的に管理して安全を確保する手法	・食品衛生施設の実地研修及びHACCP研修会の開催(3回開催,48人参加) ・みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度に基づく、登録・認証(累計76件,うち21年度は登録4件,認証5件)
	生がきノロウイ ルス対策技術 開発事業	農林水産部·水産 業基盤整備課	3,471	より安全なカキの生産体制を構築するために、ノロウイルスの短時間での検査手法の開発に取り組む。	・(独)産業技術総合研究所開発の遺伝子検出法ABC-LAMP(エービーシーランプ)法を ノロウイルス検査へ応用 ・県内での検出頻度約8割の遺伝子型GII/4 を始めほとんどのノロウイルスについて検出 可能
4	土壌有害物質リ スク管理推進事 業	農林水産部•農産 園芸環境課	3,181	食品衛生法における農作物のカドミウム(Cd)基準値改訂に対応するため、県内の農作物の現状(吸収特性など)を調査する。	・土壌中のCd濃度の分析(470点),各JAへの結果報告 ・農作物のCd含有量の分析(366点),吸収 特性の解析
5	みやぎ食の安 全安心県民総 参加運動事業	環境生活部・食と 暮らしの安全推進 課	1,647	みやぎ食の安全安心推進条例に 基づき,消費者,生産者・事業者 及び行政(県)の協働による県民総 参加運動を展開する。	・みやぎ食の安全安心県民総参加運動に係る普及・啓発活動の実施(講習会,出前講座・研修会,イベント等,計33回実施)・みやぎ食の安全安心取組宣言者数の増加(平成21年度末現在65,720生産者,3,320事業者)・みやぎ食の安全安心消費者モニター数の増加(平成21年度末現在914人)・食の安全安心セミナー(1回)及び地方懇談会(7圏域計16回)の開催
6	輸入食品検査 強化事業	環境生活部・食と 暮らしの安全推進 課	30,086	輸入された農畜水産物等の残留 農薬や動物用医薬品等の検査及 び輸入食品販売業者等に対する 立入検査などを行い、検査強化を 図る。また、講演会を開催すること により、消費者と輸入食品の安全 安心に関する意見交換を行い、輸 入食品に対する正しい情報交換を 行う。	・輸入農畜水産物の残留農薬や動物用医薬品等の検査を実施(108検体) ・広域食品衛生監視チーム(WAFT)により輸入原材料を使用して食品を製造している営業者に対し、立入検査を実施(3回) ・消費者や農産加工団体等を対象に輸入食品の安全安心に関する研修及び意見交換を実施(149人参加) ・消費者を対象とした輸入食品の監視業務に関する研修会に講師を派遣(32人参加)

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7	みやぎの食料 自給率向上新 展開事業	農林水産部·農業 振興課, 農産園 芸環境課		作放棄地の解消を推進する。 新規需要米については、生産拡大、流通体制の整備、県産米粉利用の普及啓発を図る。 麦・大豆については、需要に基づいて高品質な生産物の安定生産・供給を図る。 耕作放棄地については、市町村の取り組み支援やモデル的な取り組みを講じるなどの耕作放棄地対策	・麦・大豆の作況試験の実施 ・生育調査ほの設置(麦10箇所,大豆10箇所) ・麦・大豆の実需者ニーズ調査の実施 ・生産量 麦7,700t,大豆17,400t ・新規需要米実証試験ほを設置し,栽培試験,現地研修会を実施(「東北189号」を県の奨励品種に採用) ・宮城こめ粉推進協議会の設立,企画部会,宮城こめ粉無要拡大セミナー,宮城こめ粉 用光の作付実績52ha,生産者と実需者のマッチング促進) ・米粉レシピコンテスト(募集,審査,表彰),まるごとフェスティバル出店,米粉料理教室の開催(消費者への米粉の普及啓発促進)・地域耕作放棄地対策協議会の設置数(20協議会) ・国の事業を活用した,耕作放棄地の再生面積(3.8ha) ・耕作放棄地解消モデル集落に対する活動支援(5地区) ・アドバイザー派遣(5人) ・研修会等の開催(5回)
8	みやぎの食料 自給率向上運 動(県民運動) 事業	農林水産部•農林 水産政策室	2,860	の食料を考え、行動する「みやぎ 食料自給率向上県民運動」を展開	・みやぎ食料自給率向上県民運動記念大会の開催 ・県民運動キャッチフレーズの募集・活用(応募826件) ・イベント、研修会等での広報活動(64回) ・食料自給率向上出前講座の開催(79回) ・米粉料理教室(2回)及び米粉活用推進セミナーの開催(1回)
	学校給食地場 農作物等利用 拡大事業	農林水産部・農産 園芸環境課	143	県内各地域で生産・加工される農産物(特に地場野菜等)の学校給食における利用拡大を図り、地域産業への理解を深めてもらうとともに、食教育の充実による児童・生徒の豊かな人間形成を図る。	・「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材 月間」(11月)における地域食材利用実施校 等 201校
10	食育·地産地消 推進事業	農林水産部・食産 業振興課	2,490	する一層の理解の向上や消費・活	・市町村,関係団体が実施する食育・地産地消の取組への支援(1市・1町)・食育推進ボランティア育成研修会の開催
	みやぎの食育 推進戦略事業 (再掲)	保健福祉部·健康 推進課	2,689	「宮城県食育推進プラン」に基づき、人材育成等や推進体制の整備に努めるとともに、イベント等での普及啓発により食育に対する意識の高揚を図るなど、県民運動としての食育に取り組む。	・みやぎまるごとフェスティバル「みやぎの食 育コーナー」の開設(2日間, 来場者延べ

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
12	「優良みやぎ 材」流通強化対 策事業(再掲)	農林水産部·林業 振興課	4,150	「優良みやぎ材」の一層の流通拡大と認知度向上を図り、県産材のブランド化を推進するとともに、木材関連産業の活性化を図る。	・「優良みやぎ材」の安定供給体制の整備及び県民に対する普及活動に関する支援・「優良みやぎ材」出荷量(19,300㎡)・「優良みやぎ材」出荷額(1,293,100千円)
13	みやぎ木づか いモデル創造 事業	農林水産部・林業 振興課	1,119	宮城の主要な木材資源であるスギ 材の新たな利用技術を開発し、企 業への技術移転を促進するととも に、消費者に対し、木材の利用を 啓発することにより県産木材の認 知度を高め、県産材の利用促進を 図る県民運動を展開する。	・スギ横架材スペン表等の作成,公表 ・素材生産量(494千㎡) ・県内木材需要量に占める県産材の割合 (50%)
14	みやぎの木づ かい運動	農林水産部・林業 振興課	非予算的手法	県内の森林資源を有効に活用するため、市町村や関係団体・企業等と連携し、木材の利用意義について、県民の理解を高め、県産材の利用促進を図る県民運動を展開する。	・市町村,関係団体,企業等と連携した木材に関する情報提供,イベント開催(4回)・県産材を利用した執務室入口表札・木製周知看板の制作・大手コンビニエンスストアとの包括協定による「県政情報掲示板」の表示板を県産スギで作成・提供(200枚)

施策体系			評価原案
政策番号4:アジアに開かれた広域経済		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(政策の概要) 中国をはじめ成長を続ける東アジアや極東ロシアを中心に海外市場開拓の機会が拡大しており、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援する。さらに、県内産業の競争力の強化に向け、工場や研究所などの外資系企業誘致も積極的に進める。また、経済必要が上げていいく必要がある。県を単位とした範囲のみでは限界があることから、東北各県との連携及び機能分担により広域経構造を構築する。 特に、山形県との連携及では限界があることから、東北各県との連携及で機能分担により広域経構造を構築する。特に、山形県との連携については、仙台、山形の両都市圏を中核とする一体的圏域が高次の学術機を有することから、グローバルな戦略を進めていく上で、東北の成長・発展をけん引する役割を担うながら、河県において将来像を共有しながら、岩手県や福島県とも効果的な連携を進め、アジアに開かれた広域経済圏の形成を図る。 「政策を構成する施策・施策番号8:県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進・施策番号9:自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成	政策評価(総括)	概ね順調	・アジアに開かれた広域経済圏の形成に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策8の県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地仮進については、宮城県の貿易額は、世界的な景気減速の影響により目標値を大幅に下回ったものの、多数の取組成果は目標値を大きく上回っており、また、ロシアニジェゴロド州を初めとする本県の経済交流の進捗とともに海外展開を目指す県内企業が増加していることから、今後のグローバルビジネスの推進が大いに期待される。また、企業立地件数は目標値を下回ったものの、今まで実施してきた企業誘致活動の成果が現れ始めた結果、平成21年度については1社の企業が立地となり、また、指標では表れない成果として、海外において現地企業に詳しいキーパーソンと本県進出の有望企業の獲得に成功している。・施策9の自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成については、目標指標等である宮城県の貿易額は大幅に下回ったが、東北各県との間で各産業の連携が促進されているとともに、仙台北部道路の利府しらかし台IC〜富谷JCT間の開通によって、北部工業団地と仙台港をつなぐ物流ルートが確立されるなど、自動車関連産業等の広域的な経済活動を支える環境整備が進んでいる。・以上の構成する施策の状況から、本政策の進捗状況は概ね順調と判断される
	政策を推進する上での課題等と対応方針	は海け業裕海な点になり、 「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	【企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進について 3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」において、「本県企業の i・拡大事業」及び「外資系企業の本県進出・活動促進事業」として位置づ 対組むこととしており、海外への販路開拓・拡大を図るためには、県内企 への販路開拓に対する機運を醸成すること等が必要であるが、海外の富 なマーケットに目標を定めるとともに、海外ビジネスに関する情報提供や による県内企業の支援等を行いながら、効果的な商談機会を設け、小さ 早期に創出する。また、外資系企業の立地に関しては、大規模な生産拠 i流拠点の新規誘致は極めて厳しい経済情勢であるため、景気低迷期に 開発投資等が活発に行われている太陽光発電や電気自動車など環境・ ギー関連分野等、将来の成長分野を対象に、東北大学をはじめとした 関連分野等、将来の成長分野を対象に、東北大学をはじめとした 関連分野等、将来の成長分野を対象に、東北大学をはじめとした 関連分野等、将来の成長分野を対象に、東北大学をはじめとした 関連分野等、将来の成長分野を対象に、東北大学をはじめとした 関連分野で、自治体等と連携しなか に開発部門などの誘致活動に取り組む。 ・的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成について 景気低迷により目標指標等の達成が難しくなることが予想されるが、自動 業等の本県進出及び仙台港を起点とした仙台都市圏の物流ルートの確 の弾みとし、各産業に対する東北各県との関係構築及び既存連携事業 強化によって、多少の景気変動に左右されない経済基盤をもつ地域形成

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:適切】 評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)に		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
かって「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	政策評価(総括)	概ね順調	・アジアに開かれた広域経済圏の形成に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策8の県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進については、宮城県の貿易額は、世界的な景気減速の影響により目標値を大幅に下回ったものの、多数の取組成果は目標値を大きく上回っており、また、ロシアニジェゴロド州を初めとする本県の経済交流の進捗とともに海外展開を目指す県内企業が増加していることから、今後のグローバルビジネスの推進が大いに期待される。また、企業立地件数は目標値を下回ったものの、今まで実施してきた企業誘致活動の成果が現れ始めた結果、平成21年度については1社の企業が立地となり、また、指標では表れない成果として、海外において現地企業に詳しいキーパーソンと本県進出の有望企業の獲得に成功している。・施策9の自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成については、目標指標等である宮城県の貿易額は大幅に下回ったが、東北各県との間で各産業の連携が促進されているとともに、仙台北部道路の利府しらかし台IC〜富谷JCT間の開通によって、北部工業団地と仙台港をつなぐ物流ルートが確立されるなど、自動車関連産業等の広域的な経済活動を支える環境整備が進んでいる。・以上の構成する施策の状況から、本政策の進捗状況は概ね順調と判断される
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		は、外継間に乗れて、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では	企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進について 3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」において、「本県企業の i・拡大事業」及び「外資系企業の本県進出・活動促進事業」として位置づ 対組むこととしており、海外への販路開拓・拡大を図るためには、県内企 への販路開拓に対する機運を醸成すること等が必要であるが、海外の富 なマーケットに目標を定めるとともに、海外ビジネスに関する情報提供や による県内企業の支援等を行いながら、効果的な商談機会を設け、小さ 早期に創出する。また、外資系企業の立地に関しては、大規模な生産拠 が拠点の新規誘致は極めて厳しい経済情勢であるため、景気低迷期に 開発投資等が活発に行われている太陽光発電や電気自動車など環境・ ギー関連分野等、将来の成長分野を対象に、東北大学をはじめとした 場や独自の技術を有する県内企業及び海外政府・自治体等と連携しなが 定開発部門などの誘致活動に取り組む。 定的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成について 景気低迷により目標指標等の達成が難しくなることが予想されるが、自動 景気の本県進出及び仙台港を起点とした仙台都市圏の物流ルートの確 の弾みとし、各産業に対する東北各県との関係構築及び既存連携事業 強化によって、多少の景気変動に左右されない経済基盤をもつ地域形成

施策体系	評価原案				
(策4:アジアに開かれた広域経済圏の形成					
施策番号8:県内企業のグローバルビ		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
ジネスの推進と外資系企業の立地促進 (施策の概要) 中国をはじめ成長を続ける東アジアやロシアなどを中心に、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援するとともに、県内産業の競争力の強化に向け、欧米やアジアの外資系企業の工場や研究所などの誘致を目指す。	施策評価		・目標指標等の「宮城県の貿易額」については、世界的な景気減速の影響で目標値を下回った。「企業立地件数(外資系企業数)」については目標値を下回ったものの、新規立地が1件あったとともに、現地企業の情報に詳しいキーパーソン等の獲得及び有望企業の掘り起こしに成功した。 ・県民意識調査結果からは、事業が「県内企業等」を対象としていたためか、重視度及び満足度において「わからない」とする回答が多かったものの、重視度は「重要」の割合が「重要ではない」の割合を上回ってり、本施策に対して、ある程度重視していることがうかがえる。・社会経済情勢等については、世界的な景気減速の影響により企業業績の悪化等が顕在化しているが、本県の国際戦略は、親善を基調とした友好交流から相互の地域活性化を重視した経済交流へと軸足を移り		
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 38.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 22.3%	(総括)	概ね順調	ていることから、平成22年3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」に基づき、引き続き施策を推進していく。 ・事業の実績・成果等においては、目標値をおおよそ上回る実績となり必要性、有効性、効率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が進捗していると認められた。特に県内企業の海外取引に関するセミナーへの参加やグローバルビジネスセンターへの相談件数及び海外野務所による活動支援件数は目標値を大きく上回っている。 ・以上のことから、平成18年12月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第1期)」に基づく海外との交流の活発化による本県経済の活性化を目指		
□目標指標等及び達成度 ・宮城県の貿易額 達成度C 現況値 7,164億円(平成21年度) 目標値 10,500億円(平成21年度) 初期値 8,400億円(平成17年度)		事業構成	した取組によって、県内企業の商談会等への参加や輸出に関心を示す業者も増加しており、また、外資系企業においても立地(1件)の成界のみならず、多数の人的ネットワークの構築や有望企業の獲得に成功ており、一歩一歩ではあるものの、本施策の基盤となる経済交流が着領に進められていることから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。 方向性の理由		
•企業立地件数(外資系企業数) 達成度B 現況値 14社(平成21年度) 目標値 16社(平成21年度) 初期値 12社(平成18年度)		見直しが必要	・施策を構成する各事業の分析結果を見ると、成果と進捗状況は概ね順調であるものの、本施策の成果等には変動の激しい世界の経済情等が大きく影響し、事業構成についても常にその変化や状況に応じた見直しが必要である。 ・また、施策の目的達成には、海外自治体等との交流基盤強化や国際協力活動、多文化共生社会の形成推進など、本施策を下支えする取を着実に進めていくことが有効である。		
	施策を推進する上での課題	・県内企業の/ するとともに、り 成を図っている の存在を強み 向けた商談機 効率的、かつ、 ・外資系企業の て、企業の研究 必要である。本 ネットワークをも フーク等の支援	する上での課題等】 ブローバルビジネスを推進するためには、対象となる国や地域等を明確 県内企業の間に、積極的な海外への販路開拓に取り組む輸出機運の配 くことが必要である。また、食材加工などの分野で研究を行う県内大学等 として、海外市場のニーズに対応した商品開発を行うほか、輸出実現に 会の創出や既に海外に販路を獲得している国内他地域との連携など、 効果的な新しい海外ビジネスモデルを構築していくことが必要である。 の立地促進を図るためには、現在、そして、将来の成長分野に焦点を当 だ開発(Research and Development)部門などの誘致を進めていくことが 本県ではこれまで、米国及び欧州を中心に現地の大学や民間企業等と 構築してきており、宮城県産業技術総合センターやKCみやぎ推進ネッ 爰による県内企業の技術力強化とともに、この強みを生かし、海外企業と 学術・研究機関及び基礎研究との連携支援や、企業同士の関係構築に		
	等と対応方針	ル化推進力に強強を対して、他性進力に推進力に推進力に、一個事業を対して、一の事業を対して、「のも、のので、のので、ののでは、こので、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	本方針】 に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」に基づき、経済のグロールへの販路開拓/外資系企業立地促進)とみやぎの国際的知名度向」動の推進/多文化共生社会の形成推進/海外との交流基盤強化)を限見直しを行う。また必要に応じて、社会経済情勢等の変動に柔軟に対応等の計画(PLAN)、実行(DO)、評価(SEE)のPDSマネジメントシステムと、、事業の効果的な推進を図る。 富裕層など海外の有力なマーケットを対象として、県産食材を中心とした展開する。また、商標・知的財産権の保護など海外ビジネスの実務など提供や貿易コンソーシアムの組成等を通じて輸出機運の醸成を図るほのマーケティングに基づいたニーズに対応する商品・製品開発などを行ト関係自治体やJETRO等貿易関係機関、商社等と連携した海外市場とノグの場を創出する。また、景気低迷期にも活発に行われている企業の継続的対に注目し、企業の研究開発部門やベンチャー企業等に対象を定めると、の技術開発を進めながら、海外関係機関等とのネットワークを生かしたことの技術開発を進めながら、海外関係機関等とのネットワークを生かしたことでであるとして取組を展開する。		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果			
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
ついて「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等の「宮城県の貿易額」については、世界的な景気減速の景響で目標値を下回った。「企業立地件数(外資系企業数)」については、目標値を下回ったものの、新規立地が1件あったとともに、現地企業の情報に詳しいキーパーソン等の獲得及び有望企業の掘り起こしに成功した。 ・県民意識調査結果からは、事業が「県内企業等」を対象としていたたものか、重視度及び満足度において「わからない」とする回答が多かったものの、重視度は「重要」の割合が「重要ではない」の割合を上回っており、本施策に対して、ある程度重視していることがうかがえる。 ・社会経済情勢等については、世界的な景気減速の影響により企業業績の悪化等が顕在化しているが、本県の国際戦略は、親善を基調とした友好交流から相互の地域活性化を重視した経済交流へと軸足を移していることから、平成22年3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」に基づき、引き続き施策を推進していく。・事業の実績・成果等においては、目標値をおおよそ上回る実績となり、必要性、有効性、効率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が進捗していると認められた。特に県内企業の海外取引に関するセラーベルと認められた。特に県内企業の海外取引に関するとかり、必要性、有効性、対率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が進捗していると認められた。特に県内企業の海外取引に関するとかり、手機の表活動支援件数は目標値を大きく上回っている。・以上のことから、平成18年12月に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第1期)」に基づく海外との交流の活発化による本県経済の活性化を目指した取組によって、県内企業の商談会等への参加や輸出に関心を示す事業者も増加しており、また、外資系企業においても立地(1件)の成果であり、一歩一歩ではあるものの、本施策の基盤となる経済交流が着実とはあるもの、生物が記させばからにあるものの、本施策の基盤となる経済交流が着実とはあるもの、生物が記させばからに関するに対して、またが、2011年11月に対しました。1月1月1日に対して、1月1日に対しました。1月1日に対しました。1月1日に対しました。1月1日に対しました。1月1日に対しました。1月1日に対しました。1月1日に対しました。1月1日に対しまり、1月1日に対しませがより、1月1日に対しまり、1月1日に対しました。1月1日に対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	に進められていることから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。 方向性の理由		
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		見直しが必要	 ・施策を構成する各事業の分析結果を見ると、成果と進捗状況は概ね順調であるものの、本施策の成果等には変動の激しい世界の経済情勢等が大きく影響し、事業構成についても常にその変化や状況に応じた見直しが必要である。 ・また、施策の目的達成には、海外自治体等との交流基盤強化や国際協力活動、多文化共生社会の形成推進など、本施策を下支えする取組を着実に進めていくことが有効である。 		
	する上での課	・県内企業の/ するとともに、り 成を図っているの存在を商談への存在を商談機 効率的、かつ、 ・外資企業ので、企業ので、企業ので、企業ので、企業ので、で、企業ので、と、 で、の要である。本 ネットワーク等の支払	「る上での課題等」 ブローバルビジネスを推進するためには、対象となる国や地域等を明確に 県内企業の間に、積極的な海外への販路開拓に取り組む輸出機運の醸 くことが必要である。また、食材加工などの分野で研究を行う県内大学等 として、海外市場のニーズに対応した商品開発を行うほか、輸出実現に 会の創出や既に海外に販路を獲得している国内他地域との連携など、 効果的な新しい海外ビジネスモデルを構築していくことが必要である。 の定地促進を図るためには、現在、そして、将来の成長分野に焦点を当 空開発(Research and Development)部門などの誘致を進めていくことが 、県ではこれまで、米国及び欧州を中心に現地の大学や民間企業等との 構築してきており、宮城県産業技術総合センターやKCみやぎ推進ネット 爰による県内企業の技術力強化とともに、この強みを生かし、海外企業と 学術・研究機関及び基礎研究との連携支援や、企業同士の関係構築に (必要がある。		
	題等と対応方針	ル化推り、大学のであるするでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	を方針】 に策定した「みやぎ国際戦略プラン(第2期)」に基づき、経済のグローバトへの販路開拓/外資系企業立地促進)とみやぎの国際的知名度向上動の推進/多文化共生社会の形成推進/海外との交流基盤強化)を図見直しを行う。また必要に応じて、社会経済情勢等の変動に柔軟に対応後の計画(PLAN)、実行(DO)、評価(SEE)のPDSマネジメントシステムに、、事業の効果的な推進を図る。 富裕層など海外の有力なマーケットを対象として、県産食材を中心とした展開する。また、商標・知的財産権の保護など海外ビジネスの実務など提供や貿易コンソーシアムの組成等を通じて輸出機運の醸成を図るほのマーケティングに基づいたニーズに対応する商品・製品開発などを行り関係自治体やJETRO等貿易関係機関、商社等と連携した海外市場との、グの場を創出する。 等学術研究機関や独自の技術を有する企業の存在を本県の強みとして、野を定める。また、景気低迷期にも活発に行われている企業の継続的ないに注目し、企業の研究開発部門やベンチャー企業等に対象を定めるとと終の技術開発を進めながら、海外関係機関等とのネットワークを生かした・ングを中心とした取組を展開する。		

■施策8(県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	海外事務所運 営費補助事業	経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	32,547	韓国ソウル事務所及び中国大連 事務所の設置運営母体である(社) 宮城県国際経済振興協会の運営 費等補助を行う。	・ソウル事務所及び大連事務所の韓国,中国での情報収集等活動(総活動件数 6,746件) ・ソウル事務所及び大連事務所の韓国,中国での県内企業等へのビジネス等支援(支援件数 424件) (例)韓国ソウルでは有名ホテルでの宮城食材プロモーション支援等,中国大連では水産加工会社の現地法人設立支援等 ・県内企業の海外展開のほか,高校生の日韓交流事業参加等交流支援(韓国・ソウル)、観光博出展(中国・上海、大連)など幅広い分野において、本県と韓国,中国との交流拡大に貢献
2	日本貿易振興 機構仙台貿易 情報センター負 担金	経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	13,750	日本貿易振興機構法を根拠とする 日本貿易振興機構(JETRO)仙台 貿易情報センターに対して,経費 の一部を負担することにより,本県 の貿易の振興と経済の国際化を図 る。	・県内企業の海外取引活動等に関する相談 (相談企業数 283社) ・グローバルビジネスセンター(JETRO仙台と 県が共同で相談等に応じる体制)における相 談対応(690件)
3	県産農林水産 物等輸出促進 事業(再掲)	農林水産部·食産 業振興課	3,450	世界的な日本食ブーム及び東アジア地域の経済発展等に伴う富裕層の増加並びに安心・安全な食品が求められる背景を受け、意欲ある県内農林漁業者、食品製造業者及び関係機関が一体となって、本県の良質な農林水産物等の輸出を促進する。	・「食材王国みやぎ農林水産物等輸出促進基本方針」に基づき、重点地域別の輸出方策を具体化するため、「香港食品輸出専門部会」を設置し、5回の会議を経て「香港食品輸出行動プラン」を策定・「台湾食品輸出専門部会」の設置・「香港輸出促進セミナー」の開催(1回、84人参加)・テスト輸出、パッケージ開発等に対する支援(5件、補助金額1,080千円)
4	みやぎグローバ ルビジネス総合 支援事業	経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	2,516	グローバルビジネスを独力で展開できる県内企業を育成・支援することにより、県内企業の販売収益増加・競争力強化と県内経済の活性化を図る。	・実践グローバルビジネス講座の開催(15回開催,690人参加) ・グローバルビジネスセンターにおける相談対応(690件) ・みやぎグローバルビジネスアドバイザー(GBA)コンサルティング件数(34件) ・みやぎビジネスアンバサダー(MBA)の現地ビジネス情報提供(4件) ・海外販路開拓同行等支援(5件)
ľÐ	外資系企業県 内投資促進事 業	経済商工観光部・ 国際経済·交流課	3,465	東北大学等をはじめとする学術・研究機関や独自技術を有する県内企業と連携した誘致活動により、北米や欧州等からの研究開発型企業及びベンチャー企業等の本県進出を促進する。	・北米の研究開発型企業や有力なベンチャー企業・機関等への訪問(8社)・外資系企業等に対する投資環境説明(19回)・県内への進出企業数(1社)
6		経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	5,499	県経済を活性化し, 富県戦略の実 現を図る。	・東アジア地域における商談会開催(参加企業31社,商談330件) 大連商談会(13社,124件) 東北宮城フェアin上海ビジネス商談会(9社,129件) 東北宮城フェアin上海食品商談会(9社,77件)

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7	香港・台湾との 経済交流事業	経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室,農林水産部・ 食産業振興課	4,155	経済成長著しい中国華南地域へのゲートウェイであり,成熟した市 のゲートウェイであり,成熟した市 場でもある香港,及び安定した経 済成長を続ける台湾との経済交流 を促進する。	・宮城・山形食品試食商談会in香港の開催 (参加企業8社,商談101件) ・台北国際食品見本市への出展(参加企業6 社,商談422件)
8	ロシアとの経済 交流事業	経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	6,072	近年経済成長が続いている極東ロシア及び欧州ロシアとの経済交流 を促進する。	・極東ロシアの政治・経済の中心であるハバロフスク市での商談会開催(参加企業5社,商談件数27件) ・県が協力に関する覚書を締結しているニジェゴロド州及びモスクワでの展示商談会開催(参加企業数5社,商談件数29件)
9	ロシアとの交流 基盤強化事業	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	3,808	経済成長著しいヨーロッパ・ロシアの主要州ニジェゴロド州と本県の経済交流を推進するため、産学官一体となった関係強化に取り組み、マッチングや輸出支援等、本県企業の販路開拓を行う。	・ニジェゴロド州と本県との協定書締結につながる「協力の発展に関する共同宣言書」を調印・ニジェゴロド州及びモスクワ市で「宮城セミナー」を開催(来場者数:ニジェゴロド州約100人、モスクワ約200人)
10	みやぎ海外ネッ トワーク形成事 業(再掲)	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	非予算的手法	本県のPRや海外情報の受発地点とするため、本県にゆかりのある海外在住の外国人や経済交流を主眼とする海外の県人会等のネットワークを形成する。	・JETプログラム帰国者情報のデータベースへの登録(90人分) ・データベース登録者との情報交換(登録者の60%) ・県人会との情報交換の実施(2団体) ※JETプログラム:外国人青年を招致し、外国語教育の充実を図るとともに、地域の国際交流を推進する事業

施策体系			評価原案
(策4:アジアに開かれた広域経済圏の形成			
施策番号9:自律的に発展できる経済		施策の成果	評価の理由
システム構築に向けた広域経済圏の形成 (施策の概要) 東北各県が保有する資源や特性を生かした機能分担や協力体制の構築などの連携を進め、自動車関連産業分野をはじめとする各種産業政策を展開し、自律的に発展できる広域経済圏の形成を目指す。	施	(進捗状況)	・目標指標等については、平成20年下期からの世界的な景気減速の影響を受け、平成21年度においても大幅な落ち込みとなった。 ・県民意識調査において、「重視」の割合は5割を超え増加傾向である。 また、満足の割合は概ね3割で推移している。 ・社会経済情勢等について、東北経済産業局発表による今年3月の景況は、「低迷しているものの一部に持ち直しが見られる」とされている他自動車関連産業の県内進出や稼働が相次ぎ、自動車の国内生産台数も底を打っており、経済を取り巻く環境は回復の兆しが見られる。 ・事業の実績及び成果等は以下のとおり。 ・山形県との連携については、宮城山形の連携に関する基本構想を着実に推し進め、「宮城・山形未来創造会議」における連携事業の実施や、新たなビジネス展開を可能にする女性の新組織を立ち上げるなど、県境を越えた交流が活発に行われている。 ・自動車関連産業については、景気低迷から単県では実施できなかっ
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 51.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%	策評価(総括)	順調	た展示商談会を東北6県一体で開催した他,進出企業からの設備関連の成約が出るなどしている。 ・岩手県と連携して運営する中国大連事務所,山形県と連携して運営する韓国ソウル事務所を通じて企業の海外進出支援,商談会を実施しており,隣県との連携により広域経済圏としての認知度向上に貢献している。 ・三陸縦貫自動車道の登米IC~登米東和IC間,仙台北部道路の利府
口目標指標等及び達成度 ・宮城県の貿易額 達成度C 現況値 7,164億円(平成21年度) 目標値 10,500億円(平成21年度) 初期値 8,400億円(平成17年度)			しらかし台IC~富谷JCT間,常磐自動車道の山元IC~亘理IC間の開通など,着実に整備が進んでいる。 ・山形県との共催で,食品の仕入企業と納入企業が参加するビジネス「談会を開催し,取引拡大を図ることにより広域経済圏の形成を進めた。・以上のことから、目標指標等である宮城県の貿易額は目標値を大きく下回ったが、施策の目的である東北各県との間で保有する資源を生かして連携が進み、各種産業政策が展開され、広域経済圏の形成が着写に進んでいると考えられるので、本施策の進捗状況は順調であると判定する。
		事業構成 の方向性	方向性の理由
	施策を	現在のまま継続	 ・構成する事業の必要性については、事業分析レベルではいずれも妥当であり、施策を構成する個々の事業としては適当であると考える。 ・県民意識調査の結果としては、重視度、満足度とも増加しており、県民意識の面からも適当と考えられていることがうかがえる。 ・目標指標等は目標を下回っているが、外的要因による急激な変化であり、事業構成上の問題とは考えられない。 ・以上のことより、現在の事業構成はそのまま継続すべきと考える。
	推進する上	・景気回復の開難さが想定され	 する上での課題等】 特期が不透明であるため,次年度において計画目標を達成することの困れる。一方で,太陽光発電やハイブリッド自動車など環境に配慮した商品費者の購買意欲も旺盛であることから,今後の推移を注視する必要があ
	o o	・自律的に発展在する資源を制を作るため、入れていく必要	要できる経済システムを構築していくためには、本県および東北地方にな 基にすべきであり、製造業においては東北地方で一貫して生産できるな 研究・開発機関の誘致・支援、当地方の中小企業の技術力向上に力を 要があると考えられる。
	対応方	した商談会の 活用して,東オ ・広域経済圏 つ効率的な整 ・広域経済圏	6県共同による自動車関連展示商談会の実施,海外共同事務所を利用 実施,山形県との連携基本構想を着実に進め,圏域内の資源を有効に 比全体としての底上げを図る。 と支える交通ネットワークの整備については,社会・経済情勢に配慮して

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:概ね適切】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
のの、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 ・目標指標等「宮城県の貿易額」からは施策の成果が分かりにくいので、宮城・山形未来創造会議における連携事業数や商談会の実績など、より具体的なデータを用いながら、成果を示していく必要があると考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】 ・評価の理由に、活動状況や活動実績などを具体的に表記することにより、連携の推進状況や政策・施策の展開状況などから、広域経済圏形成に向けた成果を示すこととする。	施策評価(総括)	順調	・目標指標等については、平成20年下期からの世界的な景気減速の影響を受け、平成21年度においても大幅な落ち込みとなった。・県民意識調査において、「重視」の割合は5割を超え増加傾向である。また、満足の割合は概ね3割で推移している。・社会経済情勢等について、東北経済産業局発表による今年3月の景況は、「低迷しているものの一部に持ち直しが見られる」とされている他、自動車関連産業の県内進出や稼働が相次ぎ、自動車の国内生産台数も底を打っており、経済を取り巻く環境は回復の兆しが見られる。・事業の実績及び成果等は以下のとおり。・山形県との連携については、宮城山形の連携に関する基本構想を着実に推し進め、「宮城・山形未来創造会議」における先導的な連携事業や、新たなビジネス展開を可能にする女性の新組織を立ち上げるなどの活動の他、環境生活、経済、交流の各分野で51項目に及ぶ連携の取り組みが実施された。・自動車関連産業については、景気低迷から単県では実施できなかった展示商談会を東北6県一体となって1回開催した。その他、進出企業から設備関連を中心に12件の成約が出るなどしている。・出のよりた域との連携により広域経済圏としての認知度向上に貢献している(ビジネス等支援件数268件)。・三陸経貫自動車道の登米IC~登米東和IC間、仙台北部道路の利府しらかし台IC~富谷JCT間、常磐自動車道の山元IC~亘理IC間の開通など、着実に整備が進んでいる。・山形県との連携により広域経済圏の形成を進めた(参加企業113社、商談件数502件)。・以上のことから、目標指標等である宮城県の貿易額は目標値を大きく下回ったが、施策の目的である東北各県との間で保有する資源を生かして連携が進み、各種産業政策が展開され、広域経済圏の形成が着実に進んでいると考えられるので、本施策の進捗状況は順調であると判断する。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	施策を推	現在のまま継続	 ・構成する事業の必要性については、事業分析レベルではいずれも妥当であり、施策を構成する個々の事業としては適当であると考える。 ・県民意識調査の結果としては、重視度、満足度とも増加しており、県民意識の面からも適当と考えられていることがうかがえる。 ・目標指標等は目標を下回っているが、外的要因による急激な変化であり、事業構成上の問題とは考えられない。 ・以上のことより、現在の事業構成はそのまま継続すべきと考える。
	進する上での課題等と対応方針	・景気の町を対している。・最大の一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	6.6県共同による自動車関連展示商談会の実施,海外共同事務所を利用 実施,山形県との連携基本構想を着実に進め,圏域内の資源を有効に と全体としての底上げを図る。 で支える交通ネットワークの整備については,社会・経済情勢に配慮しつ

■施策9(自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	地域連携推進 事業	企画部·政策課	870	るため、山形県をはじめとする隣接 県との連携強化に向けた体制の整 備や連携施策に関する検討・調整 を行う。	・民間や経済団体の連携活動等を広く情報発信し、両県の一体感を醸成する「第3回宮城・山形未来創造フォーラム」の開催(11月,181人参加)・意欲ある女性のネットワーク形成を支援する「第4回みやぎ・やまがた地域を超えてチャレンジする女性の交流会」の開催(2月,139人参加)
	食品製造業振 興プロジェクト (食材王国みや ぎ販路拡大支 援事業)(再掲)	農林水産部・食産 業振興課	5,069	地域食材を活用したマーケットイン型の新商品開発支援を行うほか、商談会の開催又は出展を通じ、食品製造業者の販路拡大を支援する。	・商品開発 地域食材を活用したマーケットイン型の新商品開発支援(3件) ・販路拡大 山形県、七十七銀行等との共催によるビジネス商談会の開催(2件) 東京で開催された商談会への出展 (1件) 3商談会合計商談件数(延べ2,588件) 成約件数(110件:5月末)
3	自動車関連産 業特別支援事 業(再掲)	経済商工観光部・ 自動車産業振興 室	37,309	県の自動車産業を取り巻く環境の変化に対応して, 県内の自動車関連企業との取引拡大を図るととも	・東北6県連携によるトヨタグループ向け展示 商談会(10月,豊田市,38社・機関うち宮城 県12社・機関参加)の開催 ・地場企業の技術力向上のための「自動車部 品機能・構造研修会」の開催(11社),高機能 ユニット/分野別研修(6社参加) ・企業向け出前研修(2社) ・自動車部品展示説明会の開催(約570人来 場) ・工場内の生産現場改善を目的とした「改善 着眼研究会」の開催(5社参加) ・自動車関連産業新規参入セミナーの開催 (約560人参加)
	高規格幹線道 路整備事業(再 掲)	土木部·道路課	2,838,183	車の高速交通の確保を図るため必要な自動車専用道路ネットワークを整備する。	・高規格幹線道路(三陸縦貫自動車道, 仙台北部道路)の整備(供用延長11.6km, IC40分圏カバー率95.4%) ・仙台北部道路(利府しらかし台IC〜富谷JC T L=6.6km開通) ・三陸縦貫自動車道(登米IC〜登米東和IC L=5.0km開通)
4-2	地域高規格道 路整備事業(再 掲)	土木部·道路課	852,797	県内各地と仙台空港や仙台国際 貿易港等の拠点施設, 県内外の 中心都市を結び, 人やモノが速く, 安全に, 行き来できるようにするた め, 地域高規格道路を整備する。	・地域高規格道路(みやぎ県北高速幹線道路)の整備(IC40分圏カバー率95.4%)

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
5		経済商工観光部・ 海外ビジネス支援 室	32,547	事務所の設置運営母体である(社) 宮城県国際経済振興協会の運営 費等補助を行う。	・ソウル事務所及び大連事務所の韓国,中国での情報収集等活動(総活動件数 6,746件) ・ソウル事務所及び大連事務所の韓国,中国での県内企業等へのビジネス等支援(支援件数 424件) (例)韓国ソウルでは有名ホテルでの宮城食材プロモーション支援等,中国大連では水産加工会社の現地法人設立支援等・県内企業の海外展開のほか,高校生の日韓交流事業参加等交流支援(韓国・ソウル),観光博出展(中国・上海,大連)など幅広い分野において,本県と韓国,中国との交流拡大に貢献

政策番号 5

施策体系			評価原案
政策番号5:産業競争力の強化に向け た条件整備		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(政策の概要) 名産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が最も重要であり、学校教育等と連動した人材育成体系の構築を進める。加えて、女性、高齢者、外国人などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力を生かし、起業しやすい魅力ある環境づくりを進め、県内産業を担う人材の育成等を図る。また、事業者の経営力や生産・販売力強化のための支援を充実していくとともに、資金調達環境等の整備を推進する。さらに、県内産業の新たな飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠であり、国内はもとより、アジアとの競争優位に立つため、東北の中枢空港である仙台空港、東北唯一の特定重要港湾である仙台塩釜港及び重要港湾の石岩用促進を働きかける。併せて地域間の連携・交流促進のため、高規格幹線道路をはじめ、広域道路ネットワークの整備を推進する。 「政策を構成する施策・施策番号11:経営力の向上と経営基盤の強化・施策番号12:宮城の飛躍を支える産業基盤の整備	政策評価(総括)	概ね順調	・産業競争力の強化に向けた条件整備に向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策10の産業活動の基礎となる人材の育成・確保については、「留学生の県内企業への就職者数」が東京など都市圏での就職傾向が強まっていることから目標値を下回ったものの、ライフステージに応じた代表的な人材育成プログラムを推進する「産業人材育成プログラムの実施数」、「認定株業事業主数」が目標値を達成し、「認定農業者数」では目標値に向かって推移しており、講習楽経営体数」は、国の統計が廃止されたことにより計上していない)。 ・施策11の経営力の向上と経営基盤の強化については、世界同時不況や農林水産物の価格低迷など経営環境が厳しいなか、「経営革新計画承認件数」、「認定農業者数」ともに目標値に向かって推移し、事業計画策定や資金面の支援など経営力の向上と基盤強化を図る取組は概ね順調に進捗している。 ・施策12の宮城の飛躍を支える産業基盤の整備については、世界同時不況や新型インフルエンザの影響により、4つの目標指標等で目標値を下回ったものの、セントラル自動車の工場完成や関連企業の立地が進んでいるほか、仙台北部道路と東北縦貫自動車道が接続し、仙台都市圏における環状ネットワークが形成されるなど、施策の目的である産業基盤の整備は順調に進んでいる。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
	政策を推進する	れるため、職ができた。 を図るはないできた。 を図るはないできた。 はないを図音ができた。 はないできたないできたないできたないできたないできたないできたないできたないできた	対育成プラットフォームとは、富県宮城の実現を担う地域産業の中核的な5産業人材を育成するための産学官の人材育成機関による協議・調整の19年6月設置されたもの。圏域版は平成22年度に設置予定いて、施策を構成する各種支援事業や制度融資の利用促進につなげるめ、広報媒体の確保・活用、地方機関との連携強化による施策・事業のていくとともに、国の機関や産業支援関係団体、学術研究機関などと連びの経営基盤の強化に取り組む。いて、施設整備には多額の費用と時間を要するため、各事業の推進に当のコスト縮減と効率化を図るとともに、仙台塩釜港では完成自動車の取扱応するため、平成20年度に改訂した港湾計画に基づき、計画的・段階的

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)に		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
断される。	政策評価(総括)	概ね順調	・産業競争力の強化に向けた条件整備に向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策10の産業活動の基礎となる人材の育成・確保については、「留学生の県内企業への就職者数」が東京など都市圏での就職傾向が強まっていることから目標値を下回ったものの、ライフステージに応じた代表的な人材育成プログラムを推進する「産業人材育成プログラムの実施数」、「認定林業事業主数」が目標値を達成し、「認定農業者数」では目標値に向かって推移しており、講習や研修による産業活動の基礎となる人材育成が進んでいる(「専業的漁業経営体数」は、国の統計が廃止されたことにより計上していない)。 ・施策11の経営力の向上と経営基盤の強化については、世界同時不況や農林水産物の価格低迷など経営環境が厳しいなか、「経営革新計画承認件数」、「認定農業者数」ともに目標値に向かって推移し、事業計画策定や資金面の支援など経営力の向上と基盤強化を図る取組は概ね順調に進捗している。 ・施策12の宮城の飛躍を支える産業基盤の整備については、世界同時不況や新型インフルエンザの影響により、4つの目標指標等で目標値を下回ったものの、セントラル自動車の工場完成や関連企業の立地が進んでいるほか、仙台北部道路と東北縦貫自動車道が接続し、仙台都市圏における環状ネットワークが形成されるなど、施策の目的である産業基盤の整備は順調に進んでいる。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 ・構成施策12については、道路、港湾、空港等の施設 の利用促進の視点も含めた産業基盤整備について、より 具体的に課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】 ・施策12については、道路、港湾、空港等の交通・物流基盤の整備について、具体的な課題等を整理のうえ対応方針を示すこととする。	政策を推進する上での課題等と対応方針	れるため、職業を図るため、職業を図るというでは、 を図ると地域、すでは、 方成を図を送り、では、 大人は、いて、にいるとのでは、 ・施策がある図を、 ・施策がある図を、 ・施策ではた大は、 ・施策ではたないた。 を選び、 ・施策ではたないた。 はないたのでは、 ・をでは、 ・をできるできる。 ・・羽田空港ののといるというという。 ・・羽田空港ののというという。 ・・羽田空港ののというという。 ・・羽田空港ののというという。 ・・羽田空港ののというという。 ・・羽田空港の「 ・・羽田で、 ・・・、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いて、若年者や新規学卒者の雇用情勢は依然として厳しいことが予想さ 達訓練や研修などを引き続き実施・拡充するとともに、地域での人材育成 あるため、圏域版産業人材育成ブラットフォーム(注1)を活用し、「地域の 育てる」という意識の醸成に努めるほか、青年・女性従事者の資質向上を き・女性団体が行う活動の活発化を支援するなど、県内産業を担う人材の いく。 材育成プラットフォームとは、富県宮城の実現を担う地域産業の中核的な 5産業人材を育成するための産学官の人材育成機関による協議・調整の 19年6月設置されたもの。圏域版は平成22年度に設置予定 いて、施策を構成する各種支援事業や制度融資の利用促進につなげる か、広報媒体の確保・活用、地方機関との連携強化による施策・事業の でいくともに、国の機関や産業支援関係団体、学術研究機関などと連 の経営基盤の強化に取り組む。 いて、施設整備には多額の費用と時間を要するため、各事業の推進に当 のコスト縮減と効率化を図るとともに、仙台塩釜港では完成自動車の取扱 応するため、高砂コンテナターミナルの機能拡充や雷神埠頭及び高松 備を着実に推進していく。 の推進では、高速道路を含めた広域道路ネットワークの形成及び利用促 があるため、選択と集中による効率的な整備と、より一層のコスト縮減によ の推進を図る。 所滑走路完成(平成22年10月)では、羽田空港への機材集約による仙台 退の可能性などが懸念されるため、仙台空港発着の既存路線の維持・拡 の開設を目指し、関係機関と積極的に連携して旅客需要の拡大を図り、 -ルスを実施する。

施策体系			評価原案
政策5:産業競争力の強化に向けた条件整備			
施策番号10:産業活動の基礎となる		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
人材の育成・確保 (施策の概要) 地域の産業を担う人材の育成と確保に向けて取り組むとともに、社会情勢の変化やグローバル化に対応できる人材の育成を進めるほか、学校と地域が一体となった人材の育成を目指す。	施策評価(総	概ね順調	・目標指標等について、5つの目標指標等のうち、4つが目標を達成しているか概ね目標を達成している(専業的漁業経営体数は、国の統計が廃止されたことにより実績値は計上していない)。・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が6割を超えており期待がある程度高いことがうかがわれる一方、満足の割合が約3分の1にとどまっており、事業の周知を進める必要がある。・社会経済情勢等からは、世界同時不況の影響から厳しい雇用環境が続いており、短期的には人材不足は回避された形になっているが、中長期的には少子・高齢化が進展する中、労働生産性の高い優秀な人材の育成と確保が重要となっている。
□県民意識調査結果・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)64.2%・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)31.8%	括)	BUNGARA	・産業人材育成プラットフォーム構築事業の中で支援している,「みやぎ自動車関連産業活性化人材養成事業」の研修講座を受講した学生が自動車関連企業に就職するなどの実績及び成果等から概ね目標どおりの成果をあげていると判断する。 ・以上のことから,施策の目的である,産業活動の基礎となる人材の育成と確保に向け,講習や研修による人材育成が進んでいると判断されるので,施策の進捗状況は概ね順調だと判断する。
□目標指標等及び達成度・産業人材育成プログラムの実施数		事業構成 の方向性	方向性の理由
達成度A 現況値 8件(平成21年度) 目標値 7件(平成21年度) 初期値 0件(平成18年度) ・留学生の県内企業への就職者数 達成度B 現況値 85人(平成20年度) 目標値 120人(平成20年度) 初期値 83人(平成17年度) ・認定農業者数		現在のまま 継続 【 施策を推進す	・施策の進捗状況は、概ね順調であり、事業構成の方向性は現在のまま継続する。 ・県民意識調査結果では、満足度について「わからない」とする割合が4割と高いことから、事業の周知についてこれまで以上に進める必要がある。 ・事業の分析結果では、全ての事業で成果があがっているが、厳しい財政状況を踏まえさらなる効率性の向上を図っていく。 「る上での課題等】 以降も厳しい雇用情勢が見込まれることから、短期的には離職者等に対
達成度B 現況値 6,266経営体(平成20年度) 目標値 6,589経営体(平成20年度) 初期値 5,165経営体(平成17年度) ・認定林業事業主数 達成度A 現況値 35事業主(平成21年度) 目標値 35事業主(平成21年度) ・専業的漁業経営体数 達成度N 現況値 - (平成20年度) 目標値 3,542経営体(平成20年度) 初期値 3,715経営体(平成17年度)	進 す る	する職業訓練: は依然として厳 練等の充実もい。 ・また、景気低 多様な主体に、 ・県内の一部つ 育でる」という意 運醸成策の検 ・農林水産業の	等が喫緊の課題となっている。特に、若年者や新規学卒者の雇用情勢 気しいことが予想され、セーフティーネット対策や雇用に結びつく職業訓 喫緊の課題となっている。 迷による影響等から、企業内研修等の気運醸成が鈍化していることから、 よる人材育成の取組を誘導し、支援する方策の検討が必要である。 也域では、NPOや民間機関による人材育成機関が設立されるなど気運が あるが、全県展開に至っていないため「地域が必要とする人材は地域で 意識を、学校や企業を含め広く県民一般に理解し支援してもらうための気 討が必要である。 り分野では、従事者の減少と高齢化により就業者が急減する可能性があ い手の育成・確保は依然として課題となっており、より効果的な取り組みの
	と対応方	景気を人材育 等を拡充で、 ・企業内得して ・企業のでは、 ・企業のでは、 ・みやぎ産業が がプラットフォー が、 ・農林を図行うやし、 ・農林を図行うやし、 ・機業を が、 が、 が、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	では、引き続き基金を活用して職業訓練等を実施するほか、不成のチャンスと捉え外部競争資金の獲得等に積極的に手を挙げ、研修ていく。また、新規学卒未就職者を対象にしたセーフティーネット対策等業人材育成プラットフォーム若年者雇用対策部会で検討していく。等の気運醸成については、景気が上向くまでの当面の間、国の公募資金在職者研修等を支援していく。 人材育成プラットフォームや平成22年度に設置予定の圏域版産業人材育一ム等を活用して、「地域の人材は地域で育てる」という意識の醸成に努り分野の担い手の育成・確保については、青年・女性漁業従事者の資質か、より効果的な内容での研修会の開催を検討するほか、青年・女性団への積極的参加を呼びかけ、各団体活動の活発化を支援する。また、未県民を対象とした体験学習を開催し、漁業従事者の担い手の育成・確保生、参加事業体の経営方針、運営方法の違いに合わせ、これまでの集団いる個別又は小集団による研修スタイルへとニーズに見合った柔軟な対。また、業務繁忙期を避け、研修期間を分割するなど、研修期間の設定

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見			
委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			H I IMI 4.H 🗸
【判定:適切】		施策の成果	
評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	評価の理由 ・目標指標等について、5つの目標指標等のうち、4つが目標を達成しているか概ね目標を達成している(専業的漁業経営体数は、国の統計が廃止されたことにより実績値は計上していない)。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が6割を超えており期待がある程度高いことがうかがわれる一方、満足の割合が約3分の1にとどまっており、事業の周知を進める必要がある。 ・社会経済情勢等からは、世界同時不況の影響から厳しい雇用環境が続いており、短期的には人材不足は回避された形になっているが、中長期的には少子・高齢化が進展する中、労働生産性の高い優秀な人材の育成と確保が重要となっている。 ・産業人材育成プラットフォーム構築事業の中で支援している、「みやぎ自動車関連産業活性化人材養成事業」の研修講座を受講した学生が自動車関連企業に就職するなどの実績及び成果等から概ね目標どおりの成果をあげていると判断すると、以上のことから、施策の目的である、産業活動の基礎となる人材の育成と確保に向け、講習や研修による人材育成が進んでいると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調だと判断する。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	る上での課	現在の続 現在の続 【施策を推進 で ・平すな統 ・平すな依等たたる。 ・主様なのれついる ・主様なのれといる ・実はなる。 ・実はない。 ・実はない。 ・ま様なのれる。 は、 ・ま様なのれる。 は、 ・ま様なのれる。 は、 ・ま様なのれる。 は、 、ままは、 、ままは、 、ままは、 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままない。 、ままが、 、まなが、 、	
	題等と対応方針	景気を人材できない。 ・企業後ででは、 ・企業後ででする。 ・企業後ででする。 ・企業後ででする。 ・企業後ででする。 ・企業後ででする。 ・のでは、	策については、引き続き基金を活用して職業訓練等を実施するほか、不成のチャンスと捉え外部競争資金の獲得等に積極的に手を挙げ、研修ていく。また、新規学卒未就職者を対象にしたセーフティーネット対策等業人材育成プラットフォーム若年者雇用対策部会で検討していく。等の気運醸成については、景気が上向くまでの当面の間、国の公募資金生職者研修等を支援していく。 人材育成ブラットフォームや平成22年度に設置予定の圏域版産業人材育一ム等を活用して、「地域の人材は地域で育てる」という意識の醸成に努か分野の担い手の育成・確保については、青年・女性漁業従事者の資質か、より効果的な内容での研修会の開催を検討するほか、青年・女性団への積極的参加を呼びかけ、各団体活動の活発化を支援する。また、未県民を対象とした体験学習を開催し、漁業従事者の担い手の育成・確保生、参加事業体の経営方針、運営方法の違いに合わせ、これまでの集団いる個別又は小集団による研修スタイルへとニーズに見合った柔軟な対。また、業務繁忙期を避け、研修期間を分割するなど、研修期間の設定

■施策10(産業活動の基礎となる人材の育成・確保)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	進路達成支援 事業(再掲)	教育庁·高校教育 課	4,156	就職・進学希望にかかわらず,生 徒に対して自らが社会でどのように 生きるべきかを考えさせ,志をもっ て高校生活を送ることができるよう 支援する。	地域開催(1回開催, 425人受講) ・就職達成セミナーの開催(卒業学年対象) 就職試験前(36回開催, 2,234人受講) 就職未内定者対象向(13回開催, 185人受講) ・就職内定率(本県90.9%, 全国91.6%) ・就職内定率全国順位(34位, 前年37位) *進路探求セミナー NPO法人と連携し、地域及び各学校で実施されるワークショップ形式のセミナーを開催・支援 *就職達成セミナー 就職試験直前の生徒に対するガイダンスや模擬面接を実施
2	産業人材育成 重点化モデル 事業(再掲)	教育庁·高校教育 課	4,752	地域産業界のニーズに対応した人材の確保と育成を目指し、ものづくり関連企業と連携した実践的活動を積極的に実施し、地域の産業界に貢献する技能・技術者を育成するとともに、ものづくり産業界との連携によるカリキュラム開発を進め、その成果を県内の高等学校に発信するモデルとする。	・キャリアアップ講座の実施(14回) ・インターンシップ参加生徒(228人)
3	みやぎクラフトマ ン21事業(再掲)	教育庁•高校教育 課	3,771	企業,自治体を含めた地域をあげた産業人材育成の体制を構築し、 ものづくり産業が必要とする「ものづくりを主向する人材の確保」及び「統合力を持つ人材の養成」に向けた人材育成を推進する。	 ・ものづくり現場実習の実施協力企業(109社),参加生徒(458人) ・ものづくり実践指導の実施指導技能者(延べ226人),受講生徒(874人) ・技能検定合格者(128人)
	ものづくり実践 力向上対策事 業(再掲)	教育庁•高校教育 課	27,234	工業高校において熟練技能者に よる実践的な指導並びに工作機械 の導入・更新を行い、生徒のもの づくり技能の向上を図り、製造業等 関連業界で活躍できる有為な人材 を育成する。	古川工, 白石工, 米谷工, 黒川(計80回) ・工業高校への最新工作機械の導入
Э	「女性のチカラ は企業の力」普 及推進事業(再 掲)	環境生活部·共同 参画社会推進課	503	女性の積極的活用のための措置 (ポジティブ・アクション/仕事と家庭の両立も含む)の推進を企業の 社会的評価につなげる「女性のチカラを活かす企業認証制度」を実施する。また、シンポジウムの開催や「女性のチカラは企業の力」普及推進サミット等で情報提供や普及啓発を行い、男女ともに働きやすく、仕事と家庭の両立ができる就業環境づくりを促進する。	・女性のチカラを活かす企業認証書と認証マークを交付(113社) ・基準を満たした企業のうち希望する事業者には、入札参加登録の際の評点付与の前提となる確認書の交付(121件) ・「女性のチカラは企業の力」普及推進フォーラム(1回)・サミット(2回)・シンポジウム(1回)を開催 ・優良企業を表彰(5社)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	産業人材育成 プラットフォーム 構築事業	経済商工観光部・ 産業人材対策課	444	関係機関が相互に連携し、創造性 や実践力などの資質を持つ、地域 産業を担う人材育成に取り組む。	・産学官の人材育成機関の連携組織「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」の運営(平成19年6月設置,産学官23団体で構成)・産業人材育成シンポジウム等の開催(2回開催,473人参加)・国の公募競争資金の獲得(6件8事業)
	ものづくり人材 育成確保対策 事業	経済商工観光部・ 産業人材対策課	3,637	中小製造業や誘致企業が必要とするものづくり人材を確保するため,企業の採用力や職場定着力を強化するとともに,製造業を志す高校生の拡大を図る。	・人材確保対策セミナーの開催(8回,32社) ・高校等へのキャリアカウンセラーの派遣(26 校,2,059人利用) ・高校生ものづくりセミナーの開催(26校, 2,059人受講) ・みやぎ高校生入社準備セミナーの開催(5 回,143人参加)
8	みやぎものづく り企業魅力発信 支援事業(富県 創出県民総力 事業)	経済商工観光部・ 産業人材対策課	2,833	中小製造業や誘致企業が必要とする人材を確保するため、これら企業の認知度向上に取り組み、県外に流出している理工系学生の県内就職を促進する。	・みやぎものづくり企業ガイドブックの作成・配布 (5,000部作成・配布。企業PRセミナー等での活用) ・高校生等を対象とした工場見学ツアーの開催(7回,163人参加) ・隣県大学,高専での県内ものづくり企業PRセミナーの開催(3回,180人参加)
9	みやぎものづく り「経営人材」育 成事業	経済商工観光部· 新産業振興課	1,995	ものづくり産業の競争力強化に資する,次代を担う経営幹部の人材育成及び人的ネットワークの形成,産産連携の加速化を目的として,小グループ形式による継続的実践研修事業を行う。	・特定産業分野をテーマとした継続的研修事業の実施(31名参加)
	みやぎ自動車 関連産業人材 育成事業	経済商工観光部· 産業人材対策課	70,540	自動車関連産業の集積促進のため、県内の高等技術専門校に関め、県内の高等技術専門校に関連機材を整備し、自動車関連企業が求める人材を育成する。	・仙台高等技術専門校の機材等の整備 数値制御旋盤1台,立型フライス盤3台 普通旋盤5台 ・自動車最新技術の教材整備 ハイブリッド車の購入(石巻校,気仙沼 校)
11	みやぎマーケ ティング・サポー ト事業(再掲)	経済商工観光部· 新産業振興課	12,645	県中小企業支援センターである (財)みやぎ産業振興機構において,起業から販路開拓まで一貫した支援施策を実施する。	 ・起業家育成講座の開催(2回開催,18人受講) ・実践経営塾の開催(17回開催,30社参加) ・みやぎビジネスマーケットの開催(3回開催,15社参加)
	みやぎ海外高 度人財育成活 用事業	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	非予算的手法	県内に在住する留学生や外国人研究者等の地元への就職及び定着を促進するため,関係団体が行う人材育成及び就職ガイダンス等の開催を支援する。	・アジア留学生キャリアパスプロジェクト(管理法人テンプスタッフカメイ)の実施支援(留学生23人参加) ・留学生向け企業説明会(日本学生支援機構主催)での県内企業の新規参加の誘引(東北企業7社参加) ・留学生の県内企業への就職者数85人

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	新規就農者確 保育成総合支 援事業	農林水産部・農業 振興課		農業大学校での教育提供を通して 卒業者が農業に就業するよう支援 を行う。また、認定就農者に対し て、就農前研修の経費等にあてる 就農支援資金貸付を行い、研修 終了後、一定の要件を満たした場 合、当該資金の返済負担の軽減を 行う。 ※認定就農者:新たに就農を希望 する者で、就農計画を作成し、知 事が認定した者	・農業大学校での教育提供(養成課程1年生47人,2年生30人在学(平成21年4月1日現在)/研修課程延べ404人研修受講)・農業への就業支援(養成課程卒業生29人のうち13人が農業従事の方向へ)・研修資金の貸付け,償還猶予及び償還免除の実施・就農者の確保(就農支援資金借受者の158人が農業従事)
	森林・林業次世 代リーダー育成 強化事業	農林水産部·林業 振興課	1,434	ストの低減を図ることのできる人材	・トータル・コーディネーター育成研修, ハイパー林業技能者育成研修の開催(15日, 33人受講)
15	森林整備担い 手対策基金事 業	農林水産部·林業 振興課	16,147	林業就業者の福利厚生を充実するとともに、基幹林業技能作業士 (専門的技術・知識を習得した労働生産性の高い林業技能者)を育成する。	・基幹林業技能作業士育成研修の開催(40日,6人受講)・基幹林業技能作業士認定者数(累計245人)
16	林業後継者育成事業	農林水産部·林業 振興課	非予算的手法		・森林・林業に関する知識・技術を習得する ための研修会「林業教室」の開催(13人受 講)
17	沿岸漁業担い 手活動支援事 業	農林水産部·水産 業振興課	1,810	青年・女性グループの起業化を図る。また,意欲と能力に溢れる漁業の担い手を確保育成するため,中	・経営改善等学習会の開催(4地区,延べ5回開催,180人参加) ・新技術習得のための交流学習事業及び新技術定着試験の実施(県内3地区) ・マリンチャレンジスクール,マリンカレッジの開催(2地区,延べ3回開催,25人参加) ・青年女性漁業者交流大会の開催(275人参加) ・親子体験学習の開催(105人参加)
18	漁業後継者育 成事業	農林水産部·水産 業振興課	非予算的手法	漁業者及び漁業士等の漁業後継	・普及組織を中心とした活動支援, 団体運営の指導 ・「宮城県青年・女性漁業者交流大会」において,漁協青年部女性部の活動内容発表6団体のうち, 2団体を県代表として選出・「全国青年・女性漁業者交流大会」において, 県女性部代表が「JF全国女性連・JF全国漁青連会長賞」を受賞

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
19		農林水産部•農産 園芸環境課	11,221	い特別栽培農産物の生産・出荷・ 流通を行うため、認証制度を運営 し、生産現場における検査確認及 び認証された農産物の適正な流 通促進を図る。また、有機農業に 関する推進計画をもとに体制整 備を行い、環境保全型農業に関す	・化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減して栽培する特別栽培農産物の認証制度の運営,取組農家戸数 2,721戸(県認証分)・有機栽培,特別栽培農産物栽培面積 21,857ha・「みやぎの有機農業推進計画」の策定(10月)、当計画のPR版リーフレット(2,000部)の作成・配付・消費者向けの環境保全型農業PRリーフレット(10,000部)の作成・配付

施策体系		評価原案			
(策5:産業競争力の強化に向けた条件整備					
施策番号11:経営力の向上と経営基		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
盤の強化 (施策の概要) 中小企業等の経営力向上や農林水産業の生産・販売力強化のための経営支援体制を充実していくともに、融資制度の充実など多様な資金調達環境の整備に取り組み、社会情勢の変化に的確に対応できる経営体の育成を目指す。		概ね順調	・目標指標等については目標未達の項目はあるものの、90%以上の達成率であり、おおむね順調に推移していると判断する。 ・県民意識調査については、施策に対して「不満、やや不満」の回答とともに「からない」との回答も多く、施策のPRについてはより一層の取組が必要である。・社会経済情勢等については、世界同時不況や農林水産物の価格低迷など、事業者の経営環境の厳しさが増す中で、各経営体の経営力を向上し経営基盤の強化を図るため、事業計画策定の支援、資金面での支援など総合的な取組を実施している。 ・事業の実績及び成果等については、県中小企業支援センターが支援した企業社(者)数が目標を上回るなど、概ね順調に推移していると判断する。・以上の状況を総括し、商工業及び農林水産業全般に関して、経営力の向上、経営基盤の強化を図る取組については概ね順調に実施されたと判断する。		
□県民意識調査結果		事業構成 の方向性	方向性の理由		
・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 57.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 26.5%		現在のまま継続	・商工業と農林水産業に関して、経営力と経営基盤強化のための主要な事業設定されており、現時点でただちに見直す必要性はない。 ・ただ、一部の事業については、経営環境が一段と厳しさを増しており、状況に応じた事業内容の見直し(拡充)も検討する必要がある。		
□目標指標等及び達成度 ・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法 達成度B 現況値 410件(平成21年度) 目標値 445件(平成17年度) ・・認定農業者数 達成度B 現況値 6,266経営体(平成20年度) 目標値 6,589経営体(平成20年度) 初期値 5,165経営体(平成17年度)	施策を推進する上での課題等と対応方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	応戸別所得補償モデル対策が実施されるなど、農業を取り巻く状況は大きく変中で、認定農業者の経営改善計画の目標達成に向けた支援や、これまで設立し歳の早期に安定した経営体への移行に向けた取組が必要である。 事業負担金の金利負担軽減は、予定どおり順調に進んでいるが、その実施に団体等との連携が重要であることから、密な連絡を取り合い、情報等を共有してある。 オ」の利用推進に向けた課題については、ユーザーのニーズである品質・価格・に確実に対応する体制整備が必要である。 「騰や国際漁獲規制により漁船漁業操業計画の樹立ができなくなるなど、外的要策への取組が中断されることのないよう、国に対してより一層の要請を行っている。所で、の取組が中断されることのないよう、国に対してより一層の要請を行っている。 「強への取組が中断されることのないよう、国に対してより一層の要請を行っている。」で、対応の性率も高めていく必要がある。既存の農林が資金を必要としている場合に、その目的に応じ制度資金が的確かつ有効に対度の周知を積極的に行い利用促進を図っていく必要がある。既存の農林水産ので、融資枠の確保及び農林漁業者が必要とする資金メニュー作りを行う必要がある。保存ので、と、「後に関係」と、「大学研究機関等と連携し、企業の競争力強化につなげていく。「後センターである(財)みやぎ産業振興機構の取組について一層の充実が図り、「後では、学術研究機関等と連携し、企業の競争力強化につなげていく。「後センターである(財)みやぎ産業振興機構の取組について一層の充実が図り、		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果		
Full de Valen	- -	15 to 15 E	
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に	<u>.</u>	施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
ついて「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判 断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等については目標未達の項目はあるものの、90%以上の達成率であり、おおむね順調に推移していると判断する。 ・県民意識調査については、施策に対して「不満、やや不満」の回答とともに「分からない」との回答も多く、施策のPRについてはより一層の取組が必要である。・社会経済情勢等については、世界同時不況や農林水産物の価格低迷など、事業者の経営環境の厳しさが増す中で、各経営体の経営力を向上し経営基盤の強化を図るため、事業計画策定の支援、資金面での支援など総合的な取組を実施している。 ・事業の実績及び成果等については、県中小企業支援センターが支援した企業社(者)数が目標を上回るなど、概ね順調に推移していると判断する。・以上の状況を総括し、商工業及び農林水産業全般に関して、経営力の向上と経営基盤の強化を図る取組については概ね順調に実施されたと判断する。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		現在のまま継続	・商工業と農林水産業に関して、経営力と経営基盤強化のための主要な事業が設定されており、現時点でただちに見直す必要性はない。・ただ、一部の事業については、経営環境が一段と厳しさを増しており、状況に応じた事業内容の見直し(拡充)も検討する必要がある。
	の課題等と対応	・県し平した・たく「揃然に要県し神では、大広や東西の組み県で、東京の地の場で、東京の地の場で、大阪で年で、「一道の大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、	の戸別所得補償モデル対策が実施されるなど、農業を取り巻く状況は大きく変化中で、認定農業者の経営改善計画の目標達成に向けた支援や、これまで設立し歳の早期に安定した経営体への移行に向けた取組が必要である。 事業負担金の金利負担軽減は、予定どおり順調に進んでいるが、その実施に当団体等との連携が重要であることから、密な連絡を取り合い、情報等を共有している。 オ」の利用推進に向けた課題については、ユーザーのニーズである品質・価格・品に確実に対応する体制整備が必要である。 「騰や国際漁獲規制により漁船漁業操業計画の樹立ができなくなるなど、外的要「策への取組が中断されることのないよう、国に対してより一層の要請を行っていく 再生支援協議会においては、1次対応の相談のみで対応しているものが多いが、かが方、適宜2次対応の比率も高めていく必要がある。 が資金を必要としている場合に、その目的に応じ制度資金が的確かつ有効に活ります。 対度の周知を積極的に行い利用促進を図っていく必要がある。既存の農林水産業のて、融資枠の確保及び農林漁業者が必要とする資金メニュー作りを行う必要が の確保や地方機関との連携強化による施策・事業のPR強化を図る。また、国の機関係団体、学術研究機関等と連携し、企業の競争力強化につなげている。 「援ビンターである(財)みやぎ産業振興機構の取組について一層の充実が図ら
	方針	・国と共やでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	成し、経営の多角化と安定化を図る。 事業負担金の金利負担軽減についての必要な情報を地元関係団体等に提供するも必要に応じ実施していくことが必要である。 目センター」の設立により、「市場が求める品質・性能の明確な製品の供給体制」がその着実な推進が今後の県産材需要を左右するうえで極めて重要である。従っざ材」の材料費支援も含め本事業を継続して推進することで、県内の住宅産業とみやぎ材」の流通拡大を図っていくものである。、地域プロジェクト協議会において検討されている漁船漁業構造改革計画策定ともに、新たな地域プロジェクトの立ち上げを支援していく。・支援協議会に関しては、中小企業者に対して、県ホームページ、県政だよりによ支援協議会に関しては、金融機関に対しては、金融制度説明会等での説明等を別知を図る。当該協議会においては、新聞広告のほか、ラジオ広告も行っていく。いては、漁船漁業構造改革に係る金融制度説明会によるPRや、農協や漁協等関係機関との連携による融資促進、資金需要の把握に努める。はじめとする融資機関や保証機関等の関係機関との連携により、迅速かつ適切なような資金を必要としているかの要望把握に努める。さらに、農林水産業者に応じて資金メニューの見直しを行い、また、需要が多く融資枠が不足する事業に枠の拡大を検討する。

■施策11(経営力の向上と経営基盤の強化)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	県中小企業支 援センター事業	経済商工観光部・ 新産業振興課		県中小企業支援センターである (財)みやぎ産業振興機構において、中小企業等の経営革新、取引 支援、販路拡大、情報化等の総合 的な支援を行う。	 ・窓口相談の実施(1,064社) ・専門家派遣の実施(41社) ・プロジェクトマネージャーやサブマネージャーを中心とした企業指導、中小企業の取引拡大に向けた支援等の実施
	みやぎマーケ ティング・サポー ト事業	経済商工観光部・ 新産業振興課	12,645	県中小企業支援センターである (財)みやぎ産業振興機構において,起業から販路開拓まで一貫した支援施策を実施する。	・起業家育成講座の開催(2回開催,18人受講) ・実践経営塾の開催(17回開催,30社参加) ・みやぎビジネスマーケットの開催(3回開催,15社参加)
3	中小企業経営革新事業	経済商工観光部· 新産業振興課	5,179	中小企業新事業活動促進法等に 基づき,中小企業等の経営革新の 取組を支援する。	・経営革新計画の承認(20件)・中小企業経営革新支援補助金の交付(2件)
4	集落営農ステッ プアップ支援事 業	農林水産部•農業 振興課	21,908	各集落営農組織の実情に即した 具体的な実践プランを策定し、そ の実現に向けた活動を支援すると ともに、集中的な技術・経営改善 支援や新規品目導入支援を行 い、新たな経営発展に取り組むモ デルとなる組織を育成する。また、 担い手不在地域を中心に新たな 農業の仕組みづくりや組織化を図 るため、地域プロデューサーを派 遣し、集落のリーダー育成や特色 のある集落営農活動を支援する。	・集落営農基本情報カードの作成(464組織) ・集中的な技術・経営改善支援(25地区27組織) ・新たな園芸作物導入モデル実証ほの設置(9地区, 280a) ・地域プロデューサーの派遣による特色ある 集落営農活動の支援(3地区)
5	集落営農組織支援活動	農林水産部·農業 振興課	非予算的手法	各地方振興事務所及び地域事務 所の農業振興部内に既存職員に よる支援チームを設置し、水田経 営所得安定対策に加入した集落 営農組織を対象に、地域と密着、 協働しながら支援を行う。	・集落営農支援チーム設置(県内7地域) ・集落営農基本情報カードの作成(464組織 /464組織) ・水田経営所得安定対策への加入申請 (3,410経営体, 認定農業者10減少, 集落営 農組織4増加)
	国営土地改良 事業負担金償 還対策事業	農林水産部・農村 振興課	非予算的手法	国営土地改良事業に係る地元負担金の軽減を図るため、関係市町及び土地改良区、県土地改良事業団体連合会と連携し、金融機関等から低金利資金を調達し、国へ全額繰上償還するものであり、平成19~21年度にかけて、国営かんがい排水事業の「江合川地区」、「鳴瀬川(一期)地区」及び「鳴瀬川(二期)地区」での対策を実施する。	・平成22年度から償還を開始する「鳴瀬川 (一期)地区」及び「鳴瀬川(二期)地区」の関 係団体等に対する本償還対策事業導入に 係る調整を実施

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7	農業経営高度 化支援事業	農林水産部・農村 整備課		経営体育成基盤整備事業と一体的に行い、認定農業者等(担い手)の育成と農地利用集積の促進を図るものである。また、認定農業者等への農地集積の増加割合に応じて促進費を助成し、同事業に参加している農家の負担軽減を図る。	・農地集積を推進するための指導,調査及び調整等の活動実施(県内78地区,778回)・経営体育成基盤整備事業における受益面積に対する認定農業者等の経営面積割合56.5%(対前年度比2.4ポイント増)・農地集積を推進するための農地集積アドバイザーの派遣(14回)・担い手(集落営農組織等)への農地集積を推進するため換地と一体的な推進(3地区)
8	「優良みやぎ 材」流通強化対 策事業(再掲)	農林水産部·林業 振興課	4,150	「優良みやぎ材」の一層の流通拡大と認知度向上を図り、県産材のブランド化を推進するとともに、木材関連産業の活性化を図る。	・「優良みやぎ材」の安定供給体制の整備及 び県民に対する普及活動に関する支援 ・「優良みやぎ材」出荷量(19,300㎡) ・「優良みやぎ材」出荷額(1,293,100千円)
9	漁船漁業構造 改革促進支援 事業(儲かる漁 船漁業創出支 援事業)(再掲)	農林水産部·水産 業振興課	3,450	厳しい経営状況にある漁船漁業から脱却するため、操業コストの削減、省エネ省人化、水揚物の高付加価値化等、漁獲操業方法から販売方法に至るまで総合的な改革(いわゆる構造改革)を産地市場や流通加工業関係者との連携のもと実践するグループ等に対し、支援する。	・気仙沼地域プロジェクト協議会の近海まぐろ延縄漁業及び石巻地域プロジェクト協議会の沖合及び小型底びき網漁業の構造改革計画の策定を支援した。 ・改革計画実証船2隻に対して省エネ・省力化設備の整備を助成した。 ①気仙沼PJ:近海(遠洋)まぐろ延縄漁業(縄収納装置一式,補助金額1,725千円)②石巻PJ小型機船底びき網漁業(冷海水装置,活魚循環ボンブ,海水滅菌装置等一式,補助金額1,725千円)
10	建設産業振興 支援事業	土木部·事業管理 課	3,652	みやぎ建設産業振興プランに基づき、建設業振興支援講座の開催や建設業地域ビジネス事業化調査の実施、建設業法令遵守セミナーの開催のほか林建共働で見られるような異業種との連携によるビジネスの育成支援等、効果的かつ体系的な建設産業振興施策を展開する。	・建設業総合相談の実施(25件の相談,相談 回数延べ35回) ・建設業振興支援講座(建設業法令遵守セミナー)の開催(5回開催,143人受講) ・建設業地域ビジネス事業化調査の実施(登 米市)
11	中小企業再生 支援協議会支 援事業	経済商工観光部・ 商工経営支援課	2,455	中小企業の経営再生に向けた取り 組みを行っている「宮城県中小企 業再生支援協議会」に対する支援 を行う。	・相談件数(118社) ・相談企業数(60社) ・経営改善計画策定完了企業数(4社)
12	中小企業金融 対策事業	経済商工観光部• 商工経営支援課	91,602,400	中小企業者の経営力の向上と経営基盤の強化を図るため, 県制度 営基盤の強化を図るため, 県制度 融資取扱金融機関に対して原資 を預託し, 安定的かつ低利な資金 を融通するとともに, 各種融資制度 に関する指導に努める。	・県制度融資の原資預託(91,600,000千円) ・県制度融資の新規融資実行(5,466件, 100,914,019千円)
13	農林水産金融対策事業	農林水産部•農林 水産経営支援課	1,995,107	経営改善や規模拡大を目指す農 林水産業者を金融面から支援す る。	・利子の補給(104,212千円) ・融資機関への預託(1,879,752千円) ・保証機関に対する出えん等(20千円) ・その他(11,123千円) ・新規融資実行(315件,5,894,009千円)

施策体系	評価原案				
改策5:産業競争力の強化に向けた条件整備					
施策番号12:宮城の飛躍を支える産 業基盤の整備		施策の成果 (進捗状況)	計画の理由		
(施策の概要) 県内産業の飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠である。そのため、空港・港湾の機能強化を進めるとともに、それらの活用促進を目指す。また、県内外の連携や交流促進のため高規格幹線道路をはじめとする広域道路ネットワークの整備を目指す。			・目標指標等について、仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量及び貨物取扱量(コンテナ貨物を除く)は、世界的な経済不況の影響により目標値を下回った。また、仙台空港利用者数も新型インフルエンザの発生や世界的な経済不況により目標値を下回った。高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合は、新しいインターチェンジが開通したことにより、95.4%と目標値を達成している。・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合は4割前後で推移しており、今後も産業基盤の整備を推進する必要がある。・社会経済情勢等からは、第二仙台北部中核工業団地にセントラル自動車(株)の工場が完成したほか、関連する企業などの立地が進んでより、高速道路や広域道路ネットワーク、港湾・空港等の物流基盤の一体		
□県民意識調査結果・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)66.6%・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)42.8%	(総括)	概ね順調	的な整備が求められている。仙台北部道路と東北縦貫自動車道が平成22年3月に富谷JCTで接続し、仙台都市圏における自動車専用道路の環状ネットワークが形成された。 ・事業の実績及び成果等からは、各事業とも施策実現のための必要性は妥当であり、一定の成果があったものと判断できる。 ・以上のことから、施策の目的である道路、港湾、空港等の物流基盤整備が進んでいると考えられるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。		
□目標指標等及び達成度 ・仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量 達成度B 現況値 130,331TEU(平成21年度) 目標値 140,000TEU(平成21年度)		The Alle Lide - D.			
初期値 105,380TEU(平成17年度) ・仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ		事業構成 の方向性	方向性の理由		
貨物除き) 達成度C 現況値 2,828万トン(平成21年度) 目標値 3,470万トン(平成21年度) 初期値 3,333万トン(平成17年度) ・仙台空港利用者数 達成度C 現況値 2,801千人(平成21年度) 目標値 3,706千人(平成21年度)		現在のまま継続	・施策の進捗状況は概ね順調であり、各事業の分析結果からも一定の成果が上がっていることから、今後も継続して推進していくことが必要である。 ・一部の事業は終了年度が近づいているが、現在の事業構成を継続する。		
初期値 3,244千人(平成17年度) ・仙台空港国際線利用者数	施	【施策を推進	」 する上での課題等】		
選定 選定 選定 選定 選定 選定 選定 選定	策を推進する上での課題等と対	執行が求めら ・仙台塩釜港 るためのコンラ	には多額の費用と多くの時間を要するとともに,緊縮財政の下で効率的だれている。 れている。 では,コンテナ貨物取扱量の増大に伴う既存施設の狭隘化などへ対応で テナターミナルの機能拡充や,完成自動車の取扱量の拡大に対応するだ その拡充が求められている。		
		【次年度の対・各事業の推・仙台塩釜港的に整備を推	進に当たっては,一層のコスト縮減と事業の効率化を図る。 については, <u>平成20年度に改訂した港湾計画に基づき,計画的かつ段</u> [

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果			
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に ついて「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判 断される。		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由 ・目標指標等について、仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量及び貨物取扱量(コンテナ貨物を除く)は、世界的な経済不況の影響により目標値を下回った。また、仙台空港利用者数も新型インフルエンザ		
	施策評価(総括)	概ね順調	の発生や世界的な経済不況により目標値を下回った。高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合は、新しいインターチェンジが開通したことにより、95.4%と目標値を達成している。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合は4割前後で推移しており、今後も産業基盤の整備を推進する必要がある。・社会経済情勢等からは、第二仙台北部中核工業団地にセントラル自動車(株)の工場が完成したほか、関連する企業などの立地が進んでより、高速道路や広域追路ネットワーク、港湾・空港等のか流基盤の一体的な整備が求められている。仙台北部道路と東北縦貫自動車車用道路の環状ネットワークが形成された。 ・事業の実績及び成果等からは、各事業とも施策実現のための必要性は妥当であり、一定の成果があったものと判断できる。・以上のことから、施策の目的である道路、港湾、空港等の物流基盤整備が進んでいると考えられるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。		
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,		事業構成 の方向性	方向性の理由		
県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 :道路, 港湾, 空港等の施設の利用促進の視点も含め た産業基盤整備について、より具体的に課題等を整理 し, 対応方針を示す必要があると考える。	+6-	現在のまま継続	・施策の進捗状況は概ね順調であり、各事業の分析結果からも一定の成果が上がっていることから、今後も継続して推進していくことが必要である。・一部の事業は終了年度が近づいているが、現在の事業構成を継続する。		
[委員会意見に対する県の対応方針] ・委員会意見のとおり、道路、港湾、空港等の交	施策を推	【施策を推進す	する上での課題等】		
・委員会意見のとおり、道路、港湾、空港等の交通・物流基盤の整備について、具体的な課題等を整理のうえ対応方針を示すこととする。		執行が求めら、 ・広域的交流。 である。また、 や三陸自動車 ・仙台塩金半・ るための埠頭機能 ・羽田空港の新	こは多額の費用と多くの時間を要するとともに、緊縮財政の下で効率的なれている。 を進めるためには、高速道路を含めた広域道路ネットワークの形成が急務施設の利用促進を図るためには、利便性の向上を図る利府JCTのフル化道の北部延伸等ネットワークの機能拡充が必要であるほか、ICアクセス重要であるが、施設の整備には、相当の期間と莫大な費用を要する。では、コンテナ貨物取扱量の増大に伴う既存施設の狭隘化などへ対応するでは、コンテナの機能拡充や、完成自動車の取扱量の拡大に対応するたの拡充が求められている。 所滑走路完成(平成22年10月)により、国際線・国内線の発着枠増大が予羽田空港への機材の集約=仙台空港からの撤退の可能性等が懸念さ		
	題等と	れることから、1	山台空港の利用促進を図る必要がある。		
	対応方針	・高速道路を含な整備と、より・仙台塩釜港	心万針】 進に当たっては,一層のコスト縮減と事業の効率化を図る。 含めた広域道路ネットワークの形成については,選択と集中による効率的 一層のコスト縮減により,着実な事業の推進を図る。 こついては,港湾の高度利用を図るため,高砂コンテナターミナルの機能 頭及び高松埠頭の拡張整備を着実に推進する。		

■施策12(宮城の飛躍を支える産業基盤の整備)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	仙台国際貿易 港整備事業	土木部・港湾課	2,965,384	仙台塩釜港のコンテナ貨物量や 自動車関連貨物量の増大に対応 する埠頭機能の拡充や船舶の大 型化に対応する埠頭を整備し、港 湾の利便性向上を図る。	・高砂コンテナターミナルの機能拡充(コンテナターミナル拡張1.6ha, ガントリークレーン設置1基) ・雷神埠頭及び高松埠頭の拡張整備(埠頭用地拡張3.6ha) ・コンテナ貨物取扱量(実入り) 130,331TEU
2	石巻港整備事 業	土木部・港湾課	754,821	石巻港雲雀野地区における船舶 接岸の安全性を向上させるため, 南防波堤及び西防波堤の整備を 促進する。	 ・南防波堤の整備(1,820m) ・西防波堤の整備(615m) ・製品出荷額(木材・木製品, 紙・パルプ) 1,483億円
3	港湾振興対策 事業	土木部・港湾課	3,979	定期コンテナ航路の維持・充実と 取扱貨物の集荷促進のため、企業 等に対するポートセールスを行う。	・船社, 荷主企業等に対する個別訪問の実施(船社 延べ38社, 荷主企業等 延べ124社) ・仙台国際貿易港視察セミナー等, 各種セミナーの開催(4回開催) ・コンテナ貨物取扱量(実入り) 130,331TEU
	仙台港背後地 土地区画整理 事業	土木部·都市計画 課	2,302,717	仙台国際貿易港の世界へのゲートウェイ的機能と仙台東部道路等の交通ネットワークを活かし、東北の産業拠点としての機能強化を図るため、仙台港背後地に商業・流通業務地を整備する。	・宅地整地・道路築造工事,建物等の移転補償及び埋蔵文化財の発掘調査の実施・仙台港背後地地区内の基盤整備・土地造成・保留地10区画,566百万円を処分・土地造成面積13.3ha・仙台港背後地地区市街化率67.7%
5	仙台空港利用 促進事業	土木部·空港臨空 地域課	7,163	国内外の交流拠点である仙台空 港の機能を強化するとともに,一層 の活用を促進する。	・仙台空港国際化利用促進協議会への参画を通じた利用促進事業の実施 ・エアポートセールスの実施(106回, うち外国エアラインへのエアポートセールス27回実施) ・仙台空港利用者数(国内線, 国際線) 2,801千人(うち仙台空港国際線利用者数 246千人)
	関下・下増田臨 空土地区画整 理補助事業	土木部·空港臨空 地域課	191,800	の整備を促進するため, 土地区画	・土地区画整理組合への補助 ・下増田,関下の両区画整理事業区域で処分された保留地 0.8ha ・下増田,関下の両区画整理事業区域の市 街化面積 11.5ha (21年度末までの累計 68ha[55%])
6-2	(都)大手町下 増田線街路事 業	土木部·都市計画 課	996,270	JR東北本線と増田川に交通が分断されている関下,下増田臨空土地区画整理地内と名取市西側市街地とを結び,踏切による慢性的な渋滞の緩和と臨空地域の利便性の向上を図る。	・大手町下増田線の整備(飯野坂工区の用地買収)(地権者全31人中,27人契約済み)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7-1	高規格幹線道 路整備事業	土木部·道路課	2,838,183	地域間の活発な交流を支え,自動車の高速交通の確保を図るため必要な自動車専用道路ネットワークを整備する。	・高規格幹線道路(三陸縦貫自動車道, 仙台北部道路)の整備(供用延長11.6km, IC40分圏カバー率95.4%) ・仙台北部道路(利府しらかし台IC〜富谷JC T L=6.6km開通) ・三陸縦貫自動車道(登米IC〜登米東和IC L=5.0km開通)
7-2	地域高規格道 路整備事業	土木部·道路課	852,797	県内各地と仙台空港や仙台国際 貿易港等の拠点施設, 県内外の 中心都市を結び, 人やモノが速く, 安全に, 行き来できるようにするた め, 地域高規格道路を整備する。	・地域高規格道路(みやぎ県北高速幹線道路)の整備(IC40分圏カバー率95.4%)
8	広域道路ネット ワーク整備事業	土木部·道路課	2,608,900	国際交流・物流拠点の機能強化 や、物流の効率化、豊富な観光資源の活用等を図るため、高規格道 源の活用等を図るため、高規格道 路の供用時期に合わせたアクセス 道路の整備や、産業拠点の形成 及び地域連携を支援する広域道 路を整備する。	・広域道路ネットワークの整備(完成箇所数4工区,道路改良率92.2%)
9	企業立地関連 総合基盤整備 事業	土木部·土木総務 課	1,161,700	経済波及効果,技術波及効果の 高い業種や雇用拡大の貢献が大 きい業種の企業立地及び物流拠 点に関する公共施設を集中的か つ効果的に整備する。	 ・(仮称)大衡ICの整備(橋梁上下部工,改良工) ・(主)大衡落合線の整備(改良工,舗装工) ・荒屋敷川河川改修(護岸工,用地買収)
10	「富県戦略」育成・誘致による 県内製造業の 集積促進事業 (工業団地等交 通安全施設整 備)	警察本部·交通規制課	41,654	富県宮城の実現に向けて企業誘致を推進しており、その促進策として、工業団地や周辺の基幹道路を整備していることから、物流の円滑化を図る上で効果的と認められる主要箇所に交通信号機を整備し、交通インフラの充実を図る。	・交通信号機の設置(仙台第二北部工業団 地内5基,仙台港背後地2基)

政策番号 6

施策体系			評価原案
政策番号6:子どもを生み育てやすい環 境づくり		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(政策の概要) 子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域で子どもを育てる機能が低下していることから、次代を担う子どもた育てる機能が低下していることから、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域づくりが必要である。また、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進し、出生率低下に歯止めをかけていくことも大切である。このためには、まず何よりも家庭の中で子どもを生み育てることに対する希望や喜びを社会全体として共有できるよう意識の定着を図り、夫婦が共に協力し合いながら、仕事と子育て時に、男女が共にその個性と能力を発揮し、様々な分野であ力し合い支え合う男女共同参解し、保護を促進し、女性の就業率の向上などに取り組んでいく。さらに、周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、市町村などとも連携し、保育所の増設や一時保育など多様な保育サービスの充実を図る。また、行政と地域が連携し、児童虐待等の防止体制を強化する。 「政策を構成する施策・施策番号13:次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり・施策番号14:家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成	政策評価(総括)	やや遅れている	・子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策13については、目標指標等の状況をみると、合計特殊出生率が全国平均値の1.37を0.08ポイント下回っており、順位は全国で39位、東北6県の中では最下位である。一般的に、合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本県においても仙台市の合計特殊出生率は、例年、県平均を下回り、県全体の率を下げる状況になっている。こうした状況にありながらも、実績値は前年を0.02ポイント上回っており、初期値と比較して着実に向上している。また、一般事業主行動計画策定届出事業者数は目標値に対する達成率が273%であり着実に向上している。一方、育児休業取得率については、上昇傾向にはあるものの、目標値に達していない状況である。また、保育所入所待機児童数は、前年比139人の減少がみられるが、現況値は、1,131人(平成21年4月1日現在)であり、県民ニーズに十分応えきれていない部分もある。・また、子育で支援や労働環境の整備に関連する事業を通じた仕事と生活の両立の促進とともに、ひとり親家庭への支援対策として児童扶養手当の給付、医療費の助成、電話相談事業などを実施したほか、子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育てできる社会環境の整備が一定程度進んでいるものとみられる。・したがって、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりについては、改善の方向に進んでいる目標指標等も見られるものの、県民のニーズに十分応えきれていない部分もあることから、進捗状況はやや遅れている。・学校とNPO等との連携により、農業体験や環境学習等が実施されている。また、家庭・地域と学校による協働教育活動である「学社連携・融合」の取組を実施している学校が毎年増加しており、学社連携・融合」の取組を実施している学校が毎年増加しており、学社連携・融合が推進されている状況にある。・当の取組を実施している学校が毎年増加しており、学社連携・融合が推進されている状況にある。・学をNPの等との連携により、農業体験や環境学習等が実施されている。また、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識を高めるなど、これまでの成果が確実に現れてきており、進捗状況は概ね順調である。・以上のことを総合的に考慮すると、本政策の進捗状況については、やや遅れているものと考えられる。
	策を推進する上での課題等と対応方:	事る緊て・が金なまた・子行い・学的づ修・でめの校・校効とた密検特あうど、まめらど政く、施校・安り終し、展の県協的に行うな育か用できたのにも機。策が安り終し、展の県協的にあた。予らしまど取どいと、家手に報に、財政・関係で働にしている。では、大きのいは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、からないは、大きいが、大きのでは、大きのでは、大きないないが、大きないないがないが、まりには、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、いきないは、ないは、ためいは、ためいは、ためいは、ためいは、ためいは、ためいは、ためいは、ため	一代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりについて、仕立のための労働環境の改善に取り組む中小企業の数を大幅に増加させれの施策のみでは限界があることから、国の労働関係機関と連絡調整をおに、市町村とも連携し、地域のニーズに対応した効果的な取組についば、県民ニーズに十分応えきれていない部分、厳しい財政状況に置かれている現状を踏まえながらも、「安心こども基準の改善に努める。 「持機児童解消推進事業の実施等によって保育所等の整備促進を図る環境の改善に努める。 「あ、国、市町村、企業、関係団体等との連携を図りながら、少子化対策の組を総合的かつ着実に推進していく。」を生み育てることに対する希望や喜びを社会全体で共有し、次代を担うして生み育てることに対する希望や喜びを社会全体で共有し、次代を担うて生み育てることができる環境づくりを推進するため、県民、事業者及びの各主体の協働による早民運動を展開していくなどの機運醸成を図ってと、地域・学校の協働による子どもの健全な育成について、家庭と地域とを携えて教育の充実を図る協働教育が、全県下において活発かつ継続を施されるよう、協働教育に関わる人材の育成、ネットワーク及び仕組みをを増えて教育の充実を図る協働教育が、全県下において活発かつ継続を施されるよう、協働教育に関わるない」と回答した割合が概ね3割ることから、「社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育むたなをつなぐ仕組みをつくり、家庭・地域・学校・行政が協働した教育活動」各課・室との連携を強めながら様々な機会や場を活用し、家庭・地域と学・振興のため、広く県民に周知を図っていくことが重要である。定・地域と学・振興のため、原民に周知を図っていくこととしており、本施策をしていくため、県内の協働教育の実施状況や取組形態、成果と課題等に交換や情報の共有を行い、協働教育振興のためのネットワークの構築を

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見		
委員会意見に対する県の対応方針(枠内) 【判定:適切】	政策の成果	
評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であ	(進捗状況)	評価の理由
ると判断される。	政策評価(総括)	・・一定を生み育てやすい環境づくりに向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策13については、目標指標等の状況をみると、合計特殊出生率が全国平均値の1.37を0.08ポイント下回っており、順位は全国で39位、東北6県の中では最下位である。一般的に、合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本界においても仙台市の合計特殊出生率は、例年、県平均を下回り、県全体の率を下げる状況になっている。こうした状況にありながらも、実績値は前年を0.02ポイント上回っており、初期値と比較して着実に向上している。また、のとポイント上回っており、初期値と比較して着実に向上している。また、保育所入所待機児童数は、前年比139人の減少がみられるが、現況値は、1,131人(平成21年4月1日現在)であり、県民ニーズに十分応えきれていない部分もある。・また、子育で支援や労働環境の整備に関連する事業を通じた仕事と生活の両立の促進とともに、ひとり親家庭への支援対策として児童扶養手当の給付、医療費の助成、電話相談事業などを実施したほか、子育でや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育でできる社会環境の整備が一定程度進んでいるものとみられる。・したがつて、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりについては、改善の方向に進んでいる目標指標等も見られるものの、県民のニーズに十分応えきれていない部分もあることから、進捗状況はやや遅れている。・施策14では、県民意識調査において本施策に対する「満足」の割合が概ね4割と半数を下回っている。・学校とNPO等との連携により、農業体験や環境学習等が実施されている、また、家庭・地域と学校による協働教育活動である「学社連携・融合」の取組を実施している学校が毎年増加しており、学社連携・融合が推進されている状況にある。・協働教育に係る各種事業に一体的に取り組み、協働教育の意識や技能を高める研修、基本的生活習慣の定着に向けた県民運動の展開、子育で中の親が抱える不安を解消するための子育でサポーターによる支援体制の充実などに努めている。・こうした取組によって、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識を高めるなど、これまでの成果が確実に現れてきており、進捗状況は概ね順調である。・以上のことを総合的に考慮すると、本政策の進捗状況については、やや遅れているものと考えられる。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での 課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	政策を推進する上での課題等と対応方針事とで、所ふしている。 いっぱり ではいい かいっぱり ではいい かいっぱり ではいい かいっぱり ではいい かいっぱり ではいい かいっぱり でいい かいっぱり でいい かいっぱり でいい かい かい かい かい かい かい かい と に ない かい	大を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりについて、仕立のための労働環境の改善に取り組む中小企業の数を大幅に増加させれの施策のみでは限界があることから、国の労働関係機関と連絡調整をおに、市町村とも連携し、地域のニーズに対応した効果的な取組については、県民ニーズに十分応えきれていない部分、厳しい財政解決に置かれている現状を踏まえながらも、「安心こども基人機境の改善に努める。」。、国、市町村、企業、関係団体等との連携を図りながら、少子化対策の組を総合的かつ着実に推進していく。」を生み育てることに対する希望や喜びを社会全体で共有し、次代を担うして生み育てることができる環境づくりを推進するため、県民、事業者及びの各主体の協働による県民運動を展開していくなどの機運醸成を図ってと、地域・学校の協働による子どもの健全な育成について、家庭と地域とを携えて教育の充実を図る協働教育が、全県下において活発かつ継続程をつれるよう、協働教育に関わる人材の育成、ネットワーク及び仕組み程を一層進めていくため、協働教育に向けた意識や知識・技能を高める研実施していく。ちの本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が概ね3割ちことから、「社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育むたなをつなぐ仕組みをつくり、家庭・地域・学校・行政が協働した教育活動」各課・室との連携を強めながら様々な機会や場を活用し、家庭・地域と学振興のため、広く県民に周知を図っていてことが重要である。・地域と学振興のため、広く県民に周知を図っていくこととしており、本施策をしていくため、県内の協働教育の実施状況や取組形態、成果と課題等に交換や情報の共有を行い、協働教育振興のためのネットワークの構築を

施策体系			評価原案
策6:子どもを生み育てやすい環境づくり			
施策番号13:次代を担う子どもを安心		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
して生み育てることができる環境づくり (施策の概要) 核家族化,少子化の進行など子どもを取り巻く 環境が大きく変化している中で、安心して子どもを 生み育てることができる地域社会と、すべての子 どもがその個性を尊重され健やかに成長できる環 境づくりを目指す。	施策	(建沙水水)	・目標指標等の状況に関してみると、合計特殊出生率は全国平均値の1.37を0.08ポイント下回っており、順位は全国で39位、東北6県の中では最下位である。一般的に、合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本県おいても仙台市の合計特殊出生率は、例年、県平均を下回り、県全体の率をげる状況になっている。こうした状況にありながらも、実績値は前年を0.02ポイト上回っており、初期値と比較して着実に向上している。また、一般事業主行計画策定届出事業者数は目標値に対する達成率が273%であり着実に向上ている。一方、青児休業取得率については、上昇傾向にはあるものの目標値達していない状況にある。また、保育所入所待機児童数については、前年比139人の減少がみられるものの、現況値は、1,131人(平成21年4月1日現在)であり県民ニーズに十分応えきれていない部分もみられる。・県民意識調査からは、重視度について、「重視」の割合が9割弱で推移している一方、満足度について、「満足」の割合が5割を下回っており、重視度と満足
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 87.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.5%	(評価(総括)	やや 遅れている	とのかい離が大きいことから、県民の期待が非常に大きい分野であると考えらる。 ・社会経済情勢等からは、女性の就業率が上昇し夫婦共働き家庭が増えてい中において、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消が課題とされているなどから、子どもを生み育てやすい労働環境の整備による仕事と生活の調和現の重要性がうかがえる。 ・また、ひとり親家庭への支援対策として児童扶養手当の給付、医療費の助斥電話相談事業などを実施し、子どもを安心して生み育てることができる環境づ
□目標指標等及び達成度 ・合計特殊出生率 達成度A 現況値 1.29(平成20年度) 目標値 1.27(平成20年度) 初期値 1.24(平成17年度) ・従業員300人以下の中小企業における一般事 業主行動計画策定・届出事業者数			りに努めている。 ・施策を構成する事業の状況に関しては、子育て支援や労働環境の整備に関連する事業を通じた仕事と生活の両立の促進とともに、子育でや小児医療にする相談窓口の設置などにより、安心して子育でできる社会環境の整備が一程度進んでいるものとみられる。 ・以上のことから、本施策の進捗状況に関しては、改善の方向に進んでいる目標指標等も見られるものの、県民のニーズに十分応えきれていない部分もあとから、やや遅れているものと判断する。
達成度A 現況値 273事業者(平成21年度) 目標値 100事業者(平成21年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由
初期値 48事業者(平成17年度) ・育児休業取得率(男性) 達成度B 現況値 4.1%(平成21年度) 目標値 5.0%(平成21年度) 初期値 1.2%(平成17年度) ・育児休業取得率(女性) 達成度B 現況値 75.8%(平成21年度) 目標値 80.0%(平成21年度)		見直しが必要	・県民意識調査の結果では、優先すべき項目として、「育児休業取得促進や職場復帰しやすい環境づくりなど、職場における仕事と子育で両立支援策」の回答割合が高い。一方、県内の中小企業の両立支援対する取組はまだ端緒についたばかりであり、企業の両立支援を更に促進するための事業を充実させる必要がある。 ・また、各種施策が有機的に結合し、効果を発揮するためには、子育の喜びや大切さを住民が感じられることが重要であることから、社会省体の意識改革のための県民運動を展開するなどの機運醸成が必要。考えられる。
初期値 74.1% (平成17年度) 保育所入所待機児童数 達成度C 現況値 0人(平成21年度) 目標値 1,131人(平成21年度) 初期値 821人(平成18年度)	策を推進する上で	・放課後クラブ町村の要望には、多額の財が・働く女性の増待機児童の解っていては、実施・少子化対策に整備、安全対策	「る上での課題等」 の運営費に対する県の補助については、県の厳しい財政状況から、同十分に応えられていない状況があるなど、住民サービスの向上のため 原が必要となる事業がある。 別かや都市部への人口集中により保育需要が増加しており、保育所入 消は喫緊の課題であるが、安心こども基金を活用した保育所整備事業 値期限が平成22年度末となっている。 こおいては、児童福祉、母子保健、労働、医療、教育、生涯学習、住環 策、街づくりなど様々な分野の取組を総合的に推進するとともに、関係 な連携が必要である。
	題等と対応方	とから、国対ではいたのでは、国対では、国対では、国対では、国対では、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	を方針】 か仕事と子育ての両立支援については、県の施策のみでは限界がある。 働関係機関と連絡調整を緊密に行うとともに、市町村とも連携し、地域した効果的な取組について検討する。 に向上のための財源確保については他県でも苦慮しているところでありいても、新たな枠組みの構築の必要性についての認識も高まっているご会会をとらえて国に早期の枠組み構築を要望していく。 大所待機児童の解消については、県民ニーズに十分応えきれていないから、厳しい財政状況に置かれている現状を踏まえながらも、待機児の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、子育て環境の改善の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、子育て環境の改善の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、子育て環境の改善の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、子育て環境の改善の実施等によって保育所等の整備促進を図りながら、少子化対策に組を総合的かつ着実に推進していた。 はなどの大きなできる環境づくりを推進するため、県民、事業者及の各主体の協働による県民運動を展開していくなどの機運醸成を図って

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:適切】		施策の成果	
評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)に		に乗り成果(進捗状況)	評価の理由
ついて「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	やや遅れている	・目標指標等の状況に関してみると、合計特殊出生率は全国平均値の1.37を0.08ポイント下回っており、順位は全国で39位、東北6県の中では最下位である。一般的に、合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本県においても仙台市の合計特殊出生率は、大都市圏において低い傾向にあり、本県においても仙台市の合計特殊出生率は、例年、県平均を下回り、県全体の率を下げる状況になっている。こうした状況にありながらも、実績値は前年を0.02ポイント上回っており、初期値と比較して着実に向上している。また、一般事業主行動計画策定届出事業者数は目標値に対する達成率が273%であり着実に向上している。一方、育児休業取得率については、上昇傾向にはあるものの目標値に達している。一方、育児休業取得率については、上昇傾向にはあるものの目標値に達している。かられるものの、現況値は、1,131人(平成21年4月1日現在)であり県民ニーズに十分応えきれていない部分もみられる。・県民意識調査からは、重視度について、「重視」の割合が9割弱で推移している一方、満足度について、「満足」の割合が5割を下回っており、重視度と満足度とのかい離が大きいことから、県民の期待が非常に大きい分野であると考えられる。・社会経済情勢等からは、女性の就業率が上昇し夫婦共働き家庭が増えている中において、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消が課題とされていることなどから、子どもを生み育てやすい労働環境の整備による仕事と生活の調和実現の重要性がうかがえる。・また、ひとり親家庭への支援対策として児童扶養手当の給付、医療費の助成、電話相談事業などを実施し、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに努めている。・施策を構成する事業の状況に関しては、子育て支援や労働環境の整備に関連する事業を通じた仕事と生活の両立の促進とともに、子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育てできる社会環境の整備が一定程度進んでいるものとみられる。・以上のことから、本施策の進捗状況に関しては、改善の方向に進んでいる目標指標等も見られるものの、県民のニーズに十分応えきれていない部分もあることから、やや遅れているものと判断する。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	施		・県民意識調査の結果では、優先すべき項目として、「育児休業取得の 促進や職場復帰しやすい環境づくりなど、職場における仕事と子育ての 両立支援策」の回答割合が高い。一方、県内の中小企業の両立支援に 対する取組はまだ端緒についたばかりであり、企業の両立支援を更に 促進するための事業を充実させる必要がある。 ・また、各種施策が有機的に結合し、効果を発揮するためには、子育て の喜びや大切さを住民が感じられることが重要であることから、社会全 体の意識改革のための県民運動を展開するなどの機運醸成が必要と 考えられる。
	策を		「る上での課題等】
	推		の運営費に対する県の補助については, 県の厳しい財政状況から, 市 十分に応えられていない状況があるなど, 住民サービスの向上のために
	進する上での課題等と対応方針	・働く女性の増 待機児童の解	原が必要となる事業がある。 加や都市部への人口集中により保育需要が増加しており,保育所入所 消は喫緊の課題であるが,安心こども基金を活用した保育所整備事業に 毎期限が平成22年度末となっている。
		・少子化対策/ 整備,安全対策	こおいては、児童福祉、母子保健、労働、医療、教育、生涯学習、住環境 策、街づくりなど様々な分野の取組を総合的に推進するとともに、関係機 な連携が必要である。
		とから, 国の労 ニーズに対応	仕事と子育ての両立支援については, 県の施策のみでは限界があるこ 働関係機関と連絡調整を緊密に行うとともに, 市町村とも連携し, 地域の した効果的な取組について検討する。
		また,国においから,様々な機・特に,保育所部分があること	に向上のための財源確保については他県でも苦慮しているところであり、いても、新たな枠組みの構築の必要性についての認識も高まっていること を会をとらえて国に早期の枠組み構築を要望していく。 一入所待機児童の解消については、県民ニーズに十分応えきれていない いから、厳しい財政状況に置かれている現状を踏まえながらも、待機児童 の実施等によって保育所等の整備促進を図るなど、子育て環境の改善
		に努める。 ・また、今後ともための各種取・さらに、子ども 子どもを安心し	5, 国, 市町村, 企業, 関係団体等との連携を図りながら, 少子化対策の組を総合的かつ着実に推進していく。 おを生み育てることに対する希望や喜びを社会全体で共有し, 次代を担うして生み育てることができる環境づくりを推進するため, 県民, 事業者及びの各主体の協働による県民運動を展開していくなどの機運醸成を図って

■施策13(次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	次世代育成支 援対策事業	保健福祉部・子育 て支援課		「新みやぎ子どもの幸福計画」の推進に当たり、計画の進捗管理について、「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」を開催し、意見・提言を求める。また、当該計画の後期計画(平成22年度~26年度)の計画案について意見を求める。	・次世代育成支援対策地域協議会の開催(3回) ・「新みやぎ子どもの幸福計画」後期計画策 定
2	子育て家庭応 援推進事業	保健福祉部・子育 て支援課	601	子育て家庭の方が協賛店等において、県が交付する「みやぎっこ応援カード」を提示すると、割引等のサービスを受けられる仕組みを構築し実施することにより、子育て家庭への支援とともに子育て家庭を地域全体で支援する機運を醸成する。	・協賛企業数(約3,051件) ・協賛店舗が提供する主なサービス:ポイントカードのポイント割増,買い物代金の割引,粉ミルクのお湯の提供等
3	子育てにやさし い企業支援事 業	保健福祉部・子育 て支援課	573	従業員の子育て支援に積極的に 取り組んでいる企業等を「いきいき 男女・にこにこ子育て応援企業」と して表彰し、その取組を広くPRす る。平成21年度から、共同参画社 会推進課の「女性の力を活かす企 業認証制度」と統合し実施してい る。	・子育てにやさしい企業の表彰(最優秀賞1 社,優秀賞2社)
4	「仕事」と「家庭」 両立支援事業	経済商工観光部· 雇用対策課	182	の相互援助組織であるファミリー・ サポート・センターの市町村設置を 促進するとともに、セミナーを開催 し啓発を行う。	・補助金制度の周知や市町村の担当者会議開催などによるファミリー・サポート・センターの設置促進 ・仕事と家庭両立支援セミナーの開催(2回開催, 181人参加)
5	待機児童解消 推進事業	保健福祉部・子育 て支援課	501,507	保育所の待機児童を早急に解消するため、待機児童の多い市町村を中心として、多様な就労形態に対応した保育サービスが実施されるよう市町村等が実施する保育所整備等の事業を支援するもの。	·保育所定員数(16,435人(平成22年4月1日 現在):前年度比361人増)
6-1	一時·特定保育 事業	保健福祉部・子育 て支援課	42,600	保護者の疾病や育児疲れ軽減のための一時預かり事業,また,保護者の就労形態(パートタイム勤務等)に応じた継続的保育を実施する市町村に補助する。	・一時預かり事業補助金交付保育所数(44か所)・特定保育事業補助金交付保育所数(16か所)・一時預かりを実施する市町村の割合(55.9%)
6-2	地域子育て支 援センター事業	保健福祉部・子育 て支援課	202,274	子育て親子の交流を促進し、育児 相談、地域子育て情報の提供等を 行う地域子育て支援センターに対 し、運営費を補助する。	・補助金交付箇所数(52か所) ・子育て支援センターを設置する市町村の割 合(88.2%)
7	児童クラブ等活 動促進事業	保健福祉部・子育 て支援課	184,149		・放課後児童クラブ待機児童数(77人(平成 21年5月1日現在):前年比73人減)
8	地域組織活動 育成事業	保健福祉部・子育 て支援課	5,691	児童の健全育成を図るため, 母親など地域住民の積極的参加による地域活動に要する経費に対して補助し, 地域の子育て支援体制の形成を促進する。	・補助金交付地域組織数(49か所) ・補助対象市町村数(17か所)
9	子どもメンタル サポート事業	保健福祉部・子育 て支援課	8,569	有する子どもの治療や親に対する 専門的なケアを行うとともに、子ど	・子どもメンタルクリニック事業の実施(子ども メンタルクリニック(仙台, 大崎, 石巻, 気仙 沼)開所延べ日数 407日, 患者延べ人数 5,235人)

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
10	子ども虐待対策 事業	保健福祉部・子育 て支援課	12,487	初めとする各種相談に係る児童及	·相談対応職員(児童心理司·家庭児童相談員·緊急電話対応職員)配置数(27人) ·相談件数総数(5,038件) ·児童虐待相談件数(609件:前年比64件減)
11	母子保健児童虐待予防事業	保健福祉部・子育 て支援課	653	各保健福祉事務所において,市町村と連携し未熟児や要支援家庭へ支援を行う。 子ども総合センター及び各児童相談所と連携し、母子保健分野での虐待予防について市町村・保健福祉事務所への支援を行う。	・事例に関する相談・助言を市町村支援として実施した回数(169回(うち共同訪問13回)) ・市町村主催の事例検討会への出席(159回)
	施設整備事業	保健福祉部·保健 福祉総務課 教育庁·教職員課	1,335,243	平成24年4月の供用開始に向け,総合教育センター(仮称),通信制独立校((仮称)宮城県美田園高等学校)及び新福祉センター(仮称)を併せて整備する。	・基本協定の締結 ・特定事業契約の締結 ・基本設計の完了 ・直接協定の締結 *平成21年度決算額には,土地基金からの 用地買い戻し経費(1,299,210千円)含む。
13		保健福祉部•医療 整備課	19,846	・小児救急医療に係る体制整備の補完と育児不安の解消を図るため、小児のケガや急病時における一般住民向けの電話相談窓口を設置・運営する。 ・小児科医の不足が深刻化していることから、小児の診療にあたる内科医等に対して小児救急に関する研修を行う。	・電話相談の実施(毎日午後7時〜午後11時 実施,365日,相談件数10,263件) ・小児救急医療研修の開催(5回開催)
14	不妊治療相談・ 助成事業	保健福祉部・子育 て支援課	92,358	不妊に悩む夫婦等に治療や医療機関等についての情報提供や精神的・身体的相談に応じる。また,不妊治療を受けている夫婦を対象に,1年度あたり15万円を限度に年度内2回まで,通算5年間治療費の一部を助成する。	・不妊専門相談の実施(電話相談等70件)・特定不妊治療費助成事業の実施(598件)
15	新生児聴覚検 査·療育体制整 備事業	保健福祉部・子育 て支援課	85	県内の産科医療機関において実施されている新生児聴覚検査で発見された対象児に対して、検査から療育までの支援体制を構築することにより、障害による影響を最小限に抑え、コミュニケーションや言語の発達を促進し、社会参加を容認する。	・新生児聴覚検査療育体制整備検討会の開催回数(1回)・聴覚障害児の家庭に対する市町村の支援 (延べ6人)
16		保健福祉部·医療 整備課	4,480	産科医が不足している中で,地域の医療機関の機能分担と連携による産科医療提供体制の構築や助産師活動の促進,新生児医療研修等を実施し,安全で安心な周産期医療体制の確保・充実を図る。	・県北地域等産科医療連携システム連絡協議会の開催(1回) ・研修会の開催(1回開催,17人参加) ・作業部会の開催(大崎地区1回開催 6機 関,10人参加)
		保健福祉部•医療 整備課	4,388	安全・安心な産科医療体制の整備が望まれているが、助産師が本来の役割を十分に果たし得ない状況も生じている。このような助産師を対象に、助産師外来での就業等を促進するために、助産師確保に係る検討会及び助産師確保研修会を行う。	(講義7日間:151人(延べ385人)参加)
		保健福祉部•医療 整備課	8,776	産科医が不足し、過酷な勤務状況 となっていることを踏まえ、分娩を 取り扱った産科医師等や産科を目 指す研修医に対する手当を支給 することにより、産科医の確保を図 る。	•救急勤務医手当創設:11医療機関

施策体系			評価原案
(策6:子どもを生み育てやすい環境づくり	_		
施策番号14:家庭・地域・学校の協働		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
による子どもの健全な育成 (施策の概要) 家庭、地域と学校の協働により、子どもの基本的な生活習慣の定着へ向けた運動を展開するとともに、教育に対する地域全体での支え合いを推進する組織体制の確立、子どもの多様な学習・体験機会の創出を目指す。	施策	(AE 19-10/10)	・近年、学力・体力低下、いじめ、不登校、基本的生活習慣の未定着がど子どもを取り巻く教育課題が山積している。そのため、家庭・地域・学校がそれぞれ果たす役割を認識し、地域全体で子どもたちをはぐくむとが必要不可欠となっている。 ・目標指標等は、「朝食を欠食する児童の割合」と「学校と地域が協働た教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合」である。前者は目標に達しなかったが着実に減少しており、後者は目標を上回った。 ・県民意識調査からは、本施策に対する満足度では「満足」の割合がね4割と半数を下回っており、取組の成果を県民が実感できる積極的事業展開が必要である。また、「重視」の割合が概ね8割と県民の本施
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 44.9%	評価(総括)	概ね順調	への高い期待をうかがい知ることができる。 ・学校とNPO等との連携については、農業体験や環境学習等におい 実施されている。また、家庭・地域と学校による協働の具体的な姿であ 「学社連携・融合調査」の結果から、学社連携・融合の取組を実施している学校が毎年増加し、学社連携・融合が推進されている。 ・教育庁関係各課・室の事業を一体的に取組、協働教育の意識や技能を高める研修、仕組みづくり、関連事業の拡大、協働教育実践で子どたちに培われる情意面の育成等を目的とした「宮城県協働教育アクシン・21」を策定し、平成21年度から事業に取り組むこととしている。
□目標指標等及び達成度 ・朝食を欠食する児童の割合(小学5年生) 達成度B 現況値 3.4%(平成21年度) 目標値 2.0%(平成21年度) 初期値 4.4%(平成17年度) ・学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合			・こうした取組によって、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識が高めるなとこれまでの成果が確実に表れてきており、本施策は概ね順調に進められてきていると判断できる。
達成度A 現況値 66.0%(平成21年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由
目標値 62.0%(平成21年度) 初期値 53.7%(平成17年度)		現在のまま継続	・家庭と地域と学校が共に手を携えて教育の充実を図る協働教育が、 県下において活発かつ継続的・安定的に実施されるとともに、協働教 に関わる人材の育成、ネットワーク及び仕組みづくり等の取組を一層が めていくため、不可欠な現事業を、継続して実施する必要がある。
	策を推進する上で	・県民意識調 なっているたる の効果を更に ・協働教育を9 ター、支援ボラ 応じた人材の ・「学校や家庭 か」等の検証し	する上での課題等】 をの本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が概ね3割り、学校にとどまらず地域の教育力の向上や活性化など広範な協働教育広めていく必要がある。 安定的・継続的に推進するために、市町村レベルで地域コーディネーデンティア等を養成する各種研修会を積極的に展開し、学校のニーズに育成を図ることが必要である。 ※が本当に必要としている支援は何か」「地域の教育力の向上につながなながら、運営組織の構成を、それぞれの地域の特性に合わせた効率的していく必要がある。
	等と対応方針	仕組みをつくりの連携を強めめ広く県民にいる協働教育に「・本県では、定校が協働してが協働してが態まえ、本人形態、成果と言いない。	応方針】 「たく生きる子どもたちを地域全体で育むため、地域と学校をつなくり、家庭・地域・学校・行政が協働した教育活動」の展開を関係各課・室、ながら様々な機会や場を活用し、家庭・地域と学校の協働教育振興ので間知していくことで課題解決を図っている。 同分けた意識や知識・技能を高める研修を継続的に実施していく。 「城県教育振興基本計画における基本方向の一つとして「家庭・地域・3子どもを育てる環境づくり」を重点的に推進していくこととしており、それら策を効果的に展開していくために、県内の協働教育の実施状況や取る果題等についての情報交換や情報の共有を行い、協働教育振興のための構築を推進していく。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	-		
【判定:適切】	I	施策の成果	評価の理由
評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・近年、学力・体力低下、いじめ、不登校、基本的生活習慣の未定着など子どもを取り巻く教育課題が山積している。そのため、家庭・地域・学校がそれぞれ果たす役割を認識し、地域全体で子どもたちをはぐくむことが必要不可欠となっている。 ・目標指標等は、「朝食を欠食する児童の割合」と「学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合」である。前者は目標に達しなかったが着実に減少しており、後者は目標を上回った。 ・県民意識調査からは、本施策に対する満足度では「満足」の割合が概ね4割と半数を下回っており、取組の成果を県民が実感できる積極的な事業展開が必要である。また、「重視」の割合が概ね8割と県民の本施第への高い期待をうかがい知ることができる。 ・学校とNPO等との連携については、農業体験や環境学習等において実施されている。また、家庭・地域と学校による協働の具体的な姿である「学社連携・融合調査」の結果から、学社連携・融合の取組を実施している学校が毎年増加し、学社連携・融合の取組を実施している学校が毎年増加し、学社連携・融合が推進されている。・教育庁関係各課・室の事業を一体的に取組、協働教育の意識や技能を高める研修、仕組みづくり、関連事業の拡大、協働教育実践で子どもたちに培われる情意面の育成等を目的とした「宮城県協働教育アクション・21」を策定し、平成21年度から事業に取り組むこととしている。・こうした取組によって、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識が高めるなど、これまでの成果が確実に表れてきており、本施策は概ね順調に進められてきていると判断できる。
【判定:概ね適切】		事業構成	方向性の理由
内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 ・本施策の取組は、子どもたちが「生きる力」を身につけていく上で、重要な視点であり、極めて有効な手法でもあることから、対象を小中学校といった限定的なものと捉えるのではなく、こうした取組を就学前、あるいは、高校生や就労者などにも広げ、今後、より広範な取組として展開していくことが必要であると考える。	施策	現在のまま継続	・家庭と地域と学校が共に手を携えて教育の充実を図る協働教育が、4 県下において活発かつ継続的・安定的に実施されるとともに、協働教育に関わる人材の育成、ネットワーク及び仕組みづくり等の取組を一層進めていくため、不可欠な現事業を、継続して実施する必要がある。
[委員会意見に対する県の対応方針] ・本施策の取組の対象は基本的に小中学生としながらも、事業によっては、就学前や高校生までも含めて取り組んでおり、今後も引き続き推進していきたいと考えている。 ・以上の点について対応方針に示すこととする。	を推進する上での課	・県民意識調査なっているための効果を更に ・協働教育を多ター、支援ボラ応じた人材の「・「学校や家庭か」等の検証し	「る上での課題等】 をの本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が概ね3割と り、学校にとどまらず地域の教育力の向上や活性化など広範な協働教育 広めていく必要がある。 で定的・継続的に推進するために、市町村レベルで地域コーディネー シティア等を養成する各種研修会を積極的に展開し、学校のニーズに 育成を図ることが必要である。 が本当に必要としている支援は何か」「地域の教育力の向上につながる ながら、運営組織の構成を、それぞれの地域の特性に合わせた効率的 していく必要がある。
	題等と対応方針	仕組みをつくりの連携を強めた 後も様々な機会知していくこと・協働教育に向い本県では、宮 校が協働しているといる。 ・本県では、宮 をが協働している。 ・本県では、宮 をが協働している。 ・本族・大変に、本施 ・大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、	た方針】 たくましく生きる子どもたちを地域全体で育むため、地域と学校をつなぐり、家庭・地域・学校・行政が協働した教育活動」の展開を関係各課・室とながら、就学前から高校生までを対象として取り組むこととしているが、今会や場を活用し、家庭・地域と学校の協働教育振興のため広く県民に周で課題解決を図っていく。同けた意識や知識・技能を高める研修を継続的に実施していく。城県教育振興基本計画における基本方向の一つとして「家庭・地域・学子どもを育てる環境づくり」を重点的に推進していくこととしており、それらは策を効果的に展開していくために、県内の協働教育の実施状況や取組展題等についての情報交換や情報の共有を行い、協働教育振興のための構築を推進していく。

■施策14(家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	き・あさごはん推	教育庁·総務課, 教育企画室,義 務教育課,スポー ツ健康課,生涯学 習課	非予算的手法	「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的生活習慣の子どもへの定着に向けて、広く県民と家庭への普及活動を行う。	・はやね・はやおき・あさごはん推奨運動の展開数(33回) ・ホームページによる小中学校のはやね・はやおき・あさごはん運動の実践事例の紹介(69校) ・教育広報Web版「ぷらねっと」等での実践事例の紹介(4校) ・実践紹介パネルの作成(小学校8校) ・小中学生の朝食欠食率の減(全国学力・学習状況調査) 小6 3.4%(対前年度比0.3ポイント減) 中3 6.0%(対前年度比0.3ポイント減)
2	家庭教育支援 推進事業	教育庁·生涯学習 課	5,443	として,家庭における基本的なしつ	・子育てサポーター養成講座の開催(101人 修了)
3	放課後子ども教 室推進事業	教育庁·生涯学習 課	14,006	県内の小学校区において、すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	・放課後子ども室推進事業実施市町村数 13 市町43教室 ・放課後子ども教室指導者研修・推進委員 会事業の実施(コーディネーター研修会,安 全管理員研修会,推進委員会の開催)
4-1	協働教育振興事業	教育庁·生涯学習 課	299	社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育むために、地域と学校をつなぐ仕組みをつくり、家庭・地域と学校が協働した教育活動を展開する。その中で、地域教育力の向上と学校教育の充実を目指す。	・協働推進事業の実施(協働教育研修会13回開催) ・普及啓発活動の実施(生涯学習課ホームページでの協働教育事例紹介606件) ・学社融合調査実施校割合の変容(平成20年度61.3%→平成21年度66%) ・協働教育を公の方針に位置づけている市町村は18市町村。
4-2	学校支援地域 本部事業	教育庁·生涯学習 課	16,617	中学校区に、地域全体で学校を支援する体制をつくり、地域住民の 積極的な学校支援活動を通じて 教員の負担軽減を図るとともに、家 庭・地域・学校・行政による協働教 育の振興を図る。	・県内市町村普及啓発・広報 ・ボランティア養成研修会の開催(1回) ・コーディネーター養成研修会の開催(2回) ・学校支援地域本部の設置 (13市町17学校支援地域本部) ・コーディネーターの配置 ・人材バンクの整備 ・実施市町担当者会議(1回)
	小·中学校外部 人材活用事業 (再掲)	教育庁·義務教育 課	6,657	り,児童生徒の興味関心を高め学力向上,開かれた学校づくりを進	・学校教育の多様化,活性化のための社会 人講師の招聘に係る経費の補助(小学校 121校延べ160人,中学校95校延べ191人)

施策体系			評価原案
政策番号7:将来の宮城を担う子どもの		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
教育環境づくり (政策の概要) 宮城の確かな未来を構築していくためには、将来を担う子どもの能力や創造性を最大限に引き出す教育環境の整備が必要である。 児童生徒が自らの進路実現に向けて、希望を達成できるような「確かな学力」の定着が求められる中で、我が県の児童生徒の学力は、他県と比較して低迷しているという調査結果もあることから、学力を向上させることが急務となっている。このため、学力の向上に重点を置き、教員の一層の指導力向上や、学校と家庭との連携などにより、確かな学力の定着に向けた実効ある方策を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進する。 また、地域社会との連携のもとで、公共心、健全な勤労観など、将来にわたり社会の中で生きていく力をはぐくみ、児童生徒の道徳心などの豊かな心とたくましく健やかな体の育成を図る。 「政策を構成する施策・施策番号15:着実な学力向上と希望する進路の実現・施策番号16:豊かな心と健やかな体の育成・施策番号17:児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり	政策評価(総括)	やや遅れている	 ・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策15では、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、本施策に対する県民の期待が大きいことや全国学力・学習状況調査において、中学生については一部を除き全国平均を上回ったが、小学生の平均正答率がすべての教科で全国平均を下回っていることや大学等への現役進学達成率の全国平均との乖離が目標を下回っていることなどから、本施策の進捗状況はやや遅れている。 ・施策16では、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、本施策に対する県民の期待が大きいことや目標指標等の状況において、小・中学生の不登校在籍者比率は目標値に達しておらず、全国と比較しても高いことなどから、本施策の進捗状況はやや遅れている。 ・施策17では、県民意識調査の満足度が4割程度に留まっていること、「わからない」と回答した割合が3割に達していること、また、宮城県教育振興基本計画の策定等を踏まえ、今後事業の進捗が本格化するものもあるという状況ではあるが、各事業いずれも概ね効率的に実施され、所期の成果を挙げていることや、目標指標等については、外部評価を実施する小学校、中学校の割合をはじめ目標値を達成していることなどから、本施策は概ね順調に進捗している。 ・以上政策全体としては、施策15、16の進捗状況がやや遅れていることなどから、本政策の進捗状況はやや遅れていると考えられる。
	政策を推進する上での課題等と対応方針	主体的なかとしています。 主体的なが必としている。 主体的なが必ととでいる。 一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、	実な学力向上と希望する進路の実現」については、小中学校段階での習慣形成と確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズに繋げてであることから、小・中・高各段階での取組をより一層強化する。また、学に、希望する進路達成のために、小・中・高の発達段階に応じた志教育ていく。かな心と健やかな体の育成」については、不登校や問題行動等の防止・地域社会・教育委員会、専門家や関連機関との連携による問題の早期、ま、きめ細かな教育相談体制の確立を図るとともに、体験活動や心の教・活、きめ細かな教育相談体制の確立を図るとともに、体験活動や心の教・活、きさせる必要がある。 童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」については、興基本計画等を踏まえ、時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくり売的に進めていくための支援事業を展開するほか、特別支援教育に対すと関係機関との連携・協力体制の構築及び校内支援体制の整備を図り、上じる教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を実施してい

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
安良公司に対する未の対応力調(件内) 【判定:適切】 評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)に		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
でいて「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。	政策評価(総括)	をやとといる	・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策15では、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、本施策に対する県民の期待が大きいことや全国学力・学習状況調査において、中学生については一部を除き全国平均を上回ったが、小学生の平均正答率がすべての教科で全国平均を下回っていることや大学等への現役進学達成率の全国平均との乖離が目標を下回っていることなどから、本施策の進捗状況はやや遅れている。 ・施策16では、各事業とも概ね効率的に実施され、一定程度の成果はあったものの、本施策に対する県民の期待が大きいことや目標指標等の状況において、小・中学生の不登校在籍者比率は目標値に達しておらず、全国と比較しても高いことなどから、本施策の進捗状況はやや遅れている。 ・施策17では、県民意識調査の満足度が4割程度に留まっていること、「わからない」と回答した割合が3割に達していること、また、宮城県教育振興基本計画の策定等を踏まえ、今後事業の進捗が本格化するものもあるという状況ではあるが、各事業いずれも概ね効率的に実施され、所期の成果を挙げていることや、目標指標等については、外部評価を実施する小学校、中学校の割合をはじめ目標値を達成していることなどから、本施策は概ね順調に進捗している。・以上政策全体としては、施策15、16の進捗状況がやや遅れていることなどから、本政策の進捗状況はやや遅れていると考えられる。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	政策を推進する上での課題等と対応方針	主体的ながとというの推進をといっている。 かが上と図っている。 があれたでは、 ・では、	実な学力向上と希望する進路の実現」については、小中学校段階での習慣形成と確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズに繋げてであることから、小・中・高各段階での取組をより一層強化する。また、学いに、希望する進路達成のために、小・中・高の発達段階に応じた志教育ていく。 かないと健やかな体の育成」については、不登校や問題行動等の防止・地域社会・教育委員会、専門家や関連機関との連携による問題の早期応、きめ細かな教育相談体制の確立を図るとともに、体験活動や心の教工を実させる必要がある。 定実させる必要がある。 に主性や地域の一ズに応じた特色ある教育環境づくり」については、興基本計画等を踏まえ、時代や地域の要請に応える魅力ある学校づくり売的に進めていくための支援事業を展開するほか、特別支援教育に対すと関係機関との連携・協力体制の構築及び校内支援体制の整備を図り、生じる教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を実施してい

施策体系			評価原案	
	รื่ ย			
施策番号15:着実な学力向上と希望		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
(施策の概要) 児童生徒の学習習慣と確かな学力の定着に向けた取組を推進し、児童生徒が希望する進路の実現と地域社会を支える人材の育成を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 36.8% □目標指標等及び達成度 ・児童生徒の家庭等での学習時間(小学5年生:30分以上の児童の割合) 達成度N 現況値 — 目標値 75.0%(平成21年度) 初期値 73.9%(平成18年度) ・児童生徒の家庭等での学習時間(中学2年生:1時間以上の生徒の割合) 達成度N 現況値 — 目標値 65.0%(平成21年度)	施策評価(総括)	やや遅れている	・社会経済情勢として、全国的に学力低下懸念が高まっている中、次を担う児童生徒の着実な学力の向上と希望する進路の実現に対する。 待は大変大きなものがある。 ・また、県民意識調査からも、本施策に対する県民の期待は大きく、とわけ教員の教科指導力・進路指導力の向上と進路指導中力状況を的確に把握し指導の改善を図る事業や授業改善を進める事業、学年経常強化し生徒の学習習慣形成や学力向上を図る事業、進学指導や就精措導の体制を強化し児童・生徒の進路実現を図る事業、情報化時代が対応した事業等13の事業を展開した。 ・個別の事業については「概ね効率的」または「効率的」に実施され、「成果があった」「ある程度成果があがった」と分析している。 ・目標指標等については「概ね効率的」または「効率的」に実施され、「成果があった」「ある程度成果があがった」と分析している。 ・目標指標等については、高校では、学力向上の成果指標である「授が分かると答える児童生徒の割合」は、目標値を上回り達成度Aとなっているものの、「児童生徒の家庭等での学習時間」「現役進学達成率の全国平均との乖離」については目標を下回り達成度Bとなった。 ・小・中学校では、県調査を実施しなかったため達成度は判定できないが、他の平成21年度に文部分学習が表施した全国学力・学習状況調においては、本県中学生については、数学Aをのぞき全国平均を上回ったものの、小学生は平均正答率がすべての教科で全国平均を上回ったものの、小学生は平均正答率がすべての教科で全国平均を下回った。 ・以上の結果を踏まえ、本施策の進捗状況については「やや遅れている」と評価した。今後小・中・高全ての段階において、学力向上、進路は成のための取組をなお一層強化しなければならない。	
現代順 - 目標値 65.0%(平成21年度) 初期値 52.8%(平成18年度) ・児童生徒の家庭等での学習時間(高校1年生:2 時間以上の生徒の割合)		事業構成 の方向性	方向性の理由	
達成度B 現況値 14.5% 目標値 23.0%(平成21年度) 初期値 12.7%(平成18年度) ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学5年生) 達成度N 現況値 - 目標値 78.0%(平成21年度) 初期値 73.2%(平成18年度) ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学2		現在のまま継続	・本県の大学等への現役進学達成率及び新規高卒者の就職決定率、その他の目標指標は全体として改善傾向にあるものの、まだ低調にとまっており、本施策を構成する各事業を継続して実施することが重要あると考える。 ・平成25年度からの新学習指導要領の全面実施に向けて、必要な事の見直しを行いつつ、本施策の全体としての事業構成については継ばできと判断する。 ・小・中・高とも学力向上並びに志教育の推進は喫緊の課題であり、県民の期待も大きいことから、関連事業について充実を図る。	
年生) 達成度N 現況値 — 目標値 57.0% (平成21年度) 初期値 55.7% (平成18年度) ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合 (高校1年生) 達成度A 現況値 45.1% 目標値44.0% (平成21年度) 初期値 38.7% (平成18年度) ・学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合 (小学5年生) 達成度N 現況値 — 目標値 80.0% (平成21年度) 初期値 72.2% (平成18年度) ・学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合 (中学2年生) 達成度N 現況値 — 目標値64.0% (平成21年度) 初期値 50.0% (平成21年度) 利期値 50.0% (平成21年度)	策を推進する上での課題等と対応方	・小習・中学・中学・小市の大学を表している。 ・小のでは、一点のでは、一	導力向上のための指導主事訪問や教員研修を積極的に行う。また、 3 調査や全国学力・学習状況調査の調査結果を指導に役立てる工夫・己 中高各段階における学力向上と学習習慣の定着を目指す。 よ、義務教育課に設置されている学力向上支援チームを中心に、学校	
・大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 達成度B 現況値 -1.0ポイント(平成20年度) 目標値 -0.8ポイント(平成20年度) 初期値 -2.1ポイント(平成17年度) ・新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 達成度N 現況値 - (平成21年度) 目標値0.300ポイント(平成21年度) 初期値 0.2ポイント(平成17年度)		の直接の重接的 生徒の一層生徒の ・新しい学面にいました。 ・編成をにないを ・おの担す成人材する ・関係を ・関係を ・関係を ・教育の を ・教育の を の の の の の の の の の の の の の	を行い、学習指導に関して学校が抱える課題を解決するとともに、児童学力向上を図る。また、地域学習支援センターにおける成果を踏まえの学習習慣形成の促進を図る。 新導要領の平成25年度からの全面実施に向けて、各高校の教育課程の可けた研究・研修を支援するよう取り組んでいく。 「は、進学・就職関連の指定校の支援強化と、医師や地域のものづくり志す生徒等の支援事業を展開し、県民や地域産業界のニーズに応え	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
ついて「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	やや遅れている	・社会経済情勢として、全国的に学力低下懸念が高まっている中、次代を担う児童生徒の着実な学力の向上と希望する進路の実現に対する期待は大変大きなものがある。 ・また、県民意識調査からも、本施策に対する県民の期待は大きく、とりわけ教員の教科指導力・進路指導力の向上と進路指導体制の充実を求める意見が多い。それらに応えるべく、児童生徒の学力状況を的確に把握し指導の改善を図る事業や授業改善を進める事業、学年経営強化し生徒の学習習慣形成や学力向上を図る事業、進学指導や就職指導の体制を強化し児童・生徒の進路実現を図る事業、情報化時代に対応した事業等13の事業を展開した。 ・個別の事業については「概ね効率的」または「効率的」に実施され、「成果があった」「ある程度成果があがった」と分析している。 ・目標指標等については、高校では、学力向上の成果指標である「授業が分かると答える児童生徒の割合」は、目標値を上回り達成度Aとなっているものの、「児童生徒の家庭等での学習時間」「現役進学達成率の全国平均との乖離」については目標を下回り達成度Bとなった。・小・中学校では、県調査を実施しなかったため達成度は判定できないが、他の平成21年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査においては、本県中学生については、数学Aをのぞき全国平均を下回ったものの、小学生は平均正答率がすべての教科で全国平均を下回ったものの、小学生は平均正答率がすべての教科で全国平均を下回った。・以上の結果を踏まえ、本施策の進捗状況については「やや遅れている」と評価した。今後小・中・高全ての段階において、学力向上、進路達成のための取組をなお一層強化しなければならない。
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,		事業構成 の方向性	方向性の理由
県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。 ・本県が実施している少人数学級の実現に向けた取組みは,着実な学力向上と希望する進路の実現に向けても,重要な視点であることから,その具体的な取組状況についても,対応方針に記載する必要があると考える。		現在のまま継続	・本県の大学等への現役進学達成率及び新規高卒者の就職決定率, その他の目標指標は全体として改善傾向にあるものの,まだ低調にとどまっており,本施策を構成する各事業を継続して実施することが重要であると考える。 ・平成25年度からの新学習指導要領の全面実施に向けて,必要な事業の見直しを行いつつ,本施策の全体としての事業構成については継続すべきと判断する。 ・小・中・高とも学力向上並びに志教育の推進は喫緊の課題であり,県民の期待も大きいことから,関連事業について充実を図る。
【委員会意見に対する県の対応方針】 ・少人数学級の実現に向けた取組は、当該施策を始めとする政策7全体の様々な目的を実現するための下支えになる重要なものと考えているが、教育環境づくりの面から施策17の構成事業として位置づけて対応しているところである。 ・従って着実な学力向上と希望する進路の実現に寄与するものではあるものの、本施策評価原案の修正は行わず、施策17の中で引き続き推進していきたいと考えている。	施策を推進する上での課題	・小中学校段門習にスム学区外では、一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	者上での課題等】 皆での主体的な学習習慣の形成,確かな学力の定着を図り,高校での学 こ繋げていくことが必要である。 多行を踏まえ,各地域の高校を十分に支援し,授業改善による学力向 達成のための指導体制確立を図る必要がある。 の要請に応える人材育成のために,学力の向上とともに望ましい勤労観・ が必要である。このことを踏まえ小・中・高校の発達段階に応じた志教育 が必要である。また,地域の教育資源の有効活用を図るため,学校・行 り連携体制確立に向けた取組を進める必要がある。 に関する教科を学ぶ機会の少ない普通科高校の生徒については,外部の についての話を聞き,多くの方々の勤労観・職業観・人生観に触れる機 社会への貢献と円滑な接続という観点からの取組を一層推進していく必
	題等と対応方針	やぎぞ行い、からないでは、からないないでは、からないないでは、からないないでは、からないないでは、からないないないでは、からないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	i導力向上のための指導主事訪問や教員研修を積極的に行う。また,み調査や全国学力・学習状況調査の調査結果を指導に役立てる工夫・改中高各段階における学力向上と学習習慣の定着を目指す。 は、義務教育課に設置されている学力向上支援チームを中心に、学校へいを行い、学習指導に関して学校が抱える課題を解決するとともに、児童学力向上を図る。また、地域学習支援センターにおける成果を踏まえの学習習慣形成の促進を図る。 6 等等では変更ので成25年度からの全面実施に向けて、各高校の教育課程の向けた研究・研修を支援するよう取り組んでいく。 には、進学・就職関連の指定校の支援強化と、医師や地域のものづくり産志す生徒等の支援事業を展開し、県民や地域産業界のニーズに応える

■施策15(着実な学力向上と希望する進路の実現)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	基本的生活習 慣定着促進事 業	教育庁・教育企画 室	1,541	学校、教育関連団体や行政機関に加え、趣旨に賛同する企業等により「みやぎっ子ルルブル推進会議」を組織し、地域社会全体で取り組む体制整備を行うとともに、科学的知見によるパンフレットを作成し効果的に配布する。	 ・みやぎっ子ルルブル推進会議総会の開催(1回) ・講演会の開催(1回) ・ホームページ「ルルブル通信」の開設 ・優良活動団体の表彰(1回・14団体) ・普及啓発パンフレット「親子でチャレンジ!ルルブルのすすめ」の作成(3歳~小3の子どもの保護者向け、14万部)
2-1	小中学校学力 向上推進事業	教育庁·義務教育 課	6,143	小中学校の教員の教科指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的な学びを支援して家庭学習の習慣形成を図ることにより、児童生徒に基礎・基本を確実に定着させ、学力の全体的な底上げを図る。	・教員の教科指導力向上のための学力向上成果普及員(学力向上に優れた成果を上げている教員)の派遣(派遣教員数延べ166人)・地域学習支援センターの設置(10高校)による家庭における自学自習の充実・学習相談員による保護者対象の学習相談・開設日数 延べ55日・参加児童生徒数(小学生4,438人,中学生2,086人,合計6,524人)
	学力向上サ ポートプログラム 事業	教育庁·義務教育 課	2,136	学力向上のための学校改善に取り 組む小中学校を指導主事等が継 続的・個別的に直接支援し, 校内 研修の充実を図るとともに, 教員の 教科指導力向上と児童生徒の学 力向上を図る。	・学力向上支援校の指定(小学校69校, 中学校32校, 計101校) ・専門チームによる支援校への指導・助言(年3回程度)
3	小学校教科担 任制モデル事 業	教育庁·義務教育 課	73,594	研究校として県内の小学校を指定し、高学年の国語、社会、算数、理 科から教科を定めて教科担任制を 導入し、実践的な調査研究を行う。	・より専門的な教科指導のできる教科担任制の授業に関する調査研究の実施(調査研究 対象モデル校16校指定,常勤講師1人配置) ・実施校への訪問指導,アンケート調査の実施
4	学力向上推進 事業	教育庁·高校教育 課	1,895	高校1年生に学習習慣を身に付けさせ、生徒の学力向上を図り、第2学年の中だるみを防ぎ、第3学年で生徒の希望する進路目標を達成させることをねらいとして、主任及び副主任クラスの研修会、教員の授業力向上を図るプロジェクトを柱に事業を推進する。	・第1学年主任等研修会の開催(2回開催,93人参加) ・第2学年主任等研修会の開催(1回開催,92人参加) ・授業力向上支援事業(28校に指導主事訪問,研究授業実施) ・みやぎ学力状況調査(80校で実施)
5	進路達成支援 事業	教育庁·高校教育 課	4,156	就職・進学希望にかかわらず,生 徒に対して自らが社会でどのように 生きるべきかを考えさせ, 志をもっ て高校生活を送ることができるよう 支援する。	・進路探求セミナーの開催(1,2年生対象) 学校開催(13校開催,2,986人受講) 地域開催(1回開催,425人受講) ・就職達成セミナーの開催(卒業学年対象) 就職試験前(36回開催,2,234人受講) 就職未内定者対象向(13回開催,185人受講) ・就職内定率(本県90.9%,全国91.6%) ・就職内定率全国順位(34位,前年37位) *進路探求セミナー NPO法人と連携し,地域及び各学校で実施されるワークショップ形式のセミナーを開催・ 支援 *就職達成セミナー 就職試験直前の生徒に対するガイダンスや 模擬面接を実施

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
6	進学指導地域 拠点形成事業	教育庁·高校教育 課	5,603	なる学校を指定し、生徒の学習意 欲及び教員の指導力の向上と進学 指導体制の確立のために各種の支	・進学指導の推進力となる学校の指定(11校) ・進路指導研修会の実施(先進校から講師を招いての研修会。県内教員が120人参加) ・指定校合同合宿の実施(指定校4校合同による2泊3日の学習合宿,生徒194人参加) ・異校種間の連携 大学との連携による授業改善を目指す地域 授業塾の開催(中高の教員が公開授業に参加し,研究協議を実施,教員146人参加) ・連絡協議会の開催(指定校間で事業内容を報告し,課題解決に向けて情報交換,2回実施) ・学習記録簿による指導(全指定校が作成し,家庭学習の習慣化と自学自習の態度の育成に向け,生徒への指導に活用) ・学校独自の取組(学習合宿(9校実施),大学の出前授業,進路講話等(全校で実施),外部機関の教科指導力向上研修(5校参加),小論文指導研修会(8校実施))
	産業人材育成 プラットフォーム 構築事業(再掲)	経済商工観光部・ 産業人材対策課	444	関係機関が相互に連携し、創造性 や実践力などの資質を持つ、地域 産業を担う人材育成に取り組む。	・産学官の人材育成機関の連携組織「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」の運営(平成19年6月設置,産学官23団体で構成)・産業人材育成シンポジウム等の開催(2回開催,473人参加)・国の公募競争資金の獲得(6件8事業)
8	産業人材育成 重点化モデル 事業	教育庁·高校教育 課	4,752	地域産業界のニーズに対応した人材の確保と育成を目指し、ものづくり関連企業と連携した実践的活動を積極的に実施し、地域の産業界に貢献する技能・技術者を育成するとともに、ものづくり産業界との連携によるカリキュラム開発を進め、その成果を県内の高等学校に発信するモデルとする。	 ・連携コーディネーターの企業訪問(148社) ・企業見学会の実施(2回) ・キャリアアップ講座の実施(14回) ・インターンシップ参加生徒(228人)
9	みやぎクラフトマ ン21事業	教育庁·高校教育 課	3,771	企業,自治体を含めた地域をあげた産業人材育成の体制を構築し, ものづくり産業が必要とする「ものづくりを業が必要とする「ものづくりを表向する人材の確保」及び「統合力を持つ人材の養成」に向けた人材育成を推進する。	 ・ものづくり現場実習の実施協力企業(109社),参加生徒(458人) ・ものづくり実践指導の実施指導技能者(延べ226人),受講生徒(874人) ・技能検定合格者(128人)
	ものづくり実践 力向上対策事 業	教育庁·高校教育 課	27,234	る実践的な指導並びに工作機械の 導入・更新を行い、生徒のものづく り技能の向上を図り、集造等等関	・企業OB等の技術者による工業高校生への 実践指導の実施 古川工、白石工、米谷工、黒川(計80回) ・工業高校への最新工作機械の導入 白石工(6尺旋盤2台)、古川工(フライス盤2 台) ・(機械系)技能検定合格者(74人)
11	13歳の社会へ のかけ橋づくり 事業(再掲)	教育庁·義務教育 課	1,086	県内公立中学校の全1年生が、奉 仕活動や福祉活動、援農等産業 現場やその他地域づくりへの支援 等の取組を行い、思いやりの心や 公共心、勤労観、自己達成感等と ともに、将来にわたり社会の中で生 きていく力の涵養を図る。	・奉仕活動や福祉活動体験等, 社会との接点 となる体験活動の県内一斉同時期実施 ・取組事例や成果, 課題を掲載したリーフレットの作成, 配布 ・実施校129校(古川黎明含む)
12	ICT教育推進事 業	教育庁·高校教育 課	1,289	学習効果を上げるため、わかる授業の実践として各教科における効果的なICT(情報通信技術)の活用を推進するとともに、情報社会の一員として必要な能力や態度を身につけさせるため、効果的なICTの活用を推進する。	・みやぎICT教育推進会議の開催 ・プロジェクト委員会の開催(5回開催) ・みやぎIT教育ポータルサイトの充実 ・情報モラル指導パンフレット作成,配布(県 内小学校4~6年生・全ての中学生・高校生を 対象,20万部)

施策体系			評価原案	
策7:将来の宮城を担う子どもの教育環境づく	(9)			
施策番号16:豊かな心と健やかな体 の育成		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由 ・県民意識調査結果からは、重視度について、「重要」の割合が8割前	
(施策の概要) いじめや不登校の未然防止,早期発見,早期 解消を進め,児童生徒の豊かな人間性をはぐくむ ための心の教育の充実,子どもの体力・運動能力 向上を目指す。	施策評		後で推移していることから、この施策に対する県民の期待が非常に高ことがうかがえる。また、満足度については「満足」の割合が4割前後て推移していることから、今後事業内容の改善・充実を図る必要がある。・社会経済情勢等からは小・中・高校生に関する不登校やいじめ、問行動等への対応とともに、子どもの生活習慣の形成や心身の健康増進、安全対策等が喫緊の課題として対応が求められている。・目標指標等の状況については、小・中学校において前年度より不登出現率が増加し、本県が設定している目標値に達していない。特に中学校における不登校出現率は、全国に比べても高く、よい状況とはい	
□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 39.5%	価(総括)	やや 遅れている	ない。 ・事業の実績及び成果等については、効率的な展開がなされているものの、新体力テストの平均値など全国の状況と比べると劣っている部があり、努力を要する。 ・以上のことから、施策の目的である「豊かな人間性、基本的な生活習慣・規範意識の定着、いじめや不登校等問題行動の未然防止・減少、体力・運動能力の向上」という姿にはまだ遠く、本施策の進捗状況は、や遅れていると判断する。	
コ目標指標等及び達成度 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校) 達成度C 現況値 0.34%(平成20年度) 目標値 0.24%(平成20年度) 初期値 0.32%(平成17年度)		事業構成	+ 	
不登校児童生徒の在籍者比率(中学校) 達成度C 現況値 3.17%(平成20年度) 目標値 2.47%(平成20年度) 初期値 2.77%(平成17年度) 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校1年) 達成度C 現況値 2.20%(平成20年度) 目標値 1.61%(平成20年度) 目標値 2.00%(平成17年度)		現在のまま継続	方向性の理由 ・施策の進捗状況はやや遅れているが、不登校児童生徒の復帰率に加傾向にあるなど成果は出ており、事業構成は維持していきたい。・志教育の推進、問題行動等の未然防止策や児童生徒の人間関係終力向上の観点からも本事業の継続は必要である。・県民意識調査では、体験活動や心の教育の充実、基本的な生活習の育成について優先すべきとする割合が高いので、関連する事業の容についてさらに充実させる必要がある。	
初期値 2.00 %(平成17年度) 児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の 最高値を超えた項目の割合 達成度A 現況値 52.5%(平成21年度) 目標値 50.0%(平成21年度) 初期値 17.6%(平成17年度)		・よりよい体験学は対象を受ける。 ・よりよい体験学がでは、 ・野・東門の確生が取りが取りが取りが取りが取りが取りが取りが取りが取りが取りがで、 ・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	する上での課題等】 活動の継続実施のためにも、体験活動の改善と精選を検討しながら、でで事業を継続的に実施する必要がある。 ある不登校や問題行動等の防止策として、家庭・地域社会・教育委員会機関との連携による問題の早期発見・早期対応、きめ細かな教育相談っていかなければならない。 護者には理解が深まってきているが、どの事業においても、地域社会ある。関係機関と連携を深めて、各種企業や団体の活動を促し、社会本制を進めていくことが必要である。 上体制の確立、高校生への情報モラルの定着が急務である。 と格まえた研修を行い、解決に生かすとともに、課題に対応するための校における健康教育の一層の充実を図る必要がある。 5知識や団体との連携手法、学校との関係保持についてはそれぞれの学校安全ボランティア)・リーダーに委ねられた状態である。	
	応方	課と連携を十一位 生の「本教育」が・「地域・小の関校の、不能と対し、不能と対し、不能と対し、不能と対し、不能と対し、不能と対し、「できない・「できない。」では、いい、のいい、のいい、のいい、のいい、のいい、のいい、のいい、のいい、のいい	引連を図りながら体験活動や心の教育を充実させていくとともに、関係名分に図り、不登校児童生徒の減少につなげていく。具体には、キャリアカコーディネートにより、学校と地域社会・産業界との連携を密にし、中活動をより充実させていくとともに、プランに基づいた小・中・高等学校より推進されるよう、実践事例や子どもたちの取組を広く紹介していく。パークセンター」での個別的な訪問指導や体験活動を通じた人間関係の示等の効果による不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を進めるとない中途退学率の高い高校へのカウンセラーの傾斜配置をさらに進め、シャーのが有機的に結びついた効果的な教育相談体制を確立し、不登学校復帰につなげていく。 ! 元気アップエクササイズ」等研修会の充実と成果情報の提供で各学なげ、児童生徒の体力向上につなげていく。 ! 見童・生徒の安全を確保するためスクールガードボランティア組織へのットパトロールスキルアップ研修会や県警からの講師派遣等で情報モラットパトロールスキルアップ研修会や県警からの講師派遣等で情報モラットパトロールスキルアップ研修会や県警からの講師派遣等で情報モラットパトロールスキルアップ研修会や場響からの講師派遣等で情報モラットパトロールスキルアップ研修会や見きながでいる。	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果		
安貝去息兒に刈りる泉の刈心力町(作内)			<u> </u>
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に ついて「やや遅れている」とした県の評価は,妥当であ		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
ると判断される。	施策評価(総括)	やや遅れている	・県民意識調査結果からは、重視度について、「重要」の割合が8割前後で推移していることから、この施策に対する県民の期待が非常に高いことがうかがえる。また、満足度については「満足」の割合が4割前後で推移していることから、今後事業内容の改善・充実を図る必要がある。・社会経済情勢等からは小・中・高校生に関する不登校やいじめ、問題行動等への対応とともに、子どもの生活習慣の形成や心身の健康増進、安全対策等が喫緊の課題として対応が求められている。・目標指標等の状況については、小・中学校において前年度より不登校出現率が増加し、本県が設定している目標値に達していない。特に中学校における不登校出現率は、全国に比べても高く、よい状況とはいえない。・事業の実績及び成果等については、効率的な展開がなされているものの、新体力テストの平均値など全国の状況と比べると劣っている部分があり、努力を要する。・以上のことから、施策の目的である「豊かな人間性、基本的な生活習慣・規範意識の定着、いじめや不登校等問題行動の未然防止・減少、体力・運動能力の向上」という姿にはまだ遠く、本施策の進捗状況はやや遅れていると判断する。
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		現在のまま 継続	・施策の進捗状況はやや遅れているが、不登校児童生徒の復帰率は増加傾向にあるなど成果は出ており、事業構成は維持していきたい。 ・志教育の推進、問題行動等の未然防止策や児童生徒の人間関係構築力向上の観点からも本事業の継続は必要である。 ・県民意識調査では、体験活動や心の教育の充実、基本的な生活習慣の育成について優先すべきとする割合が高いので、関連する事業の内容についてさらに充実させる必要がある。
	を推・重要課題である不登校や問題行動等の防止策として、家庭・地域社事門家、関連機関との連携による問題の早期発見・早期対応、きめ細制の確立を図っていかなければならない。 ・児童生徒・保護者には理解が深まってきているが、どの事業におい協力が必要である。関係機関と連携を深めて、各種企業や団体の活動体で取り組む体制を進めていくことが必要である。・現状の把握と体制の確立、高校生への情報モラルの定着が急務でき、事業の成果を踏まえた研修を行い、解決に生かすとともに、課題に対象がより、各学校における健康教育の一層の充実を図る必要がある。		活動の継続実施のためにも、体験活動の改善と精選を検討しながら、市校で事業を継続的に実施する必要がある。 ある不登校や問題行動等の防止策として、家庭・地域社会・教育委員会、 機関との連携による問題の早期発見・早期対応、きめ細かな教育相談体っていかなければならない。 護者には理解が深まってきているが、どの事業においても、地域社会のある。関係機関と連携を深めて、各種企業や団体の活動を促し、社会全本制を進めていくことが必要である。 生体制の確立、高校生への情報モラルの定着が急務である。 と踏まえた研修を行い、解決に生かすとともに、課題に対応するための組校における健康教育の一層の充実を図る必要がある。
	等と対応方針	課と連携を十つ 生の「生の「大きな」と連携を中の「大きな」で、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	限連を図りながら体験活動や心の教育を充実させていくとともに、関係各分に図り、不登校児童生徒の減少につなげていく。具体には、キャリアプロコーディネートにより、学校と地域社会・産業界との連携を密にし、中学活動をより充実させていくとともに、プランに基づいた小・中・高等学校でより推進されるよう、実践事例や子どもたちの取組を広く紹介していく。パークセンター」での個別的な訪問指導や体験活動を通じた人間関係の示等の効果による不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を進めるととない中途退学率の高い高校へのカウンセラーの傾斜配置をさらに進め、学い中途退学率の高い高校へのカウンセラーの傾斜配置をさらに進め、学や技像帰につなげていく。 ・ 元気アップエクササイズ」等研修会の充実と成果情報の提供で各学校なげ、児童生徒の体力向上につなげていく。

■施策16(豊かな心と健やかな体の育成)を構成する事業一覧

			平成21年度		1	
番号	事業名	担当部局· 課室名	+成214度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果	
1	13歳の社会へ のかけ橋づくり 事業	教育庁·義務教育 課	1,086	県内公立中学校の全1年生が、奉 仕活動や福祉活動、援農等産業 現場やその他地域づくりへの支援 等の取組を行い、思いやりの心や 公共心、勤労観、自己達成感等と ともに、将来にわたり社会の中で生 きていく力の涵養を図る。	・奉仕活動や福祉活動体験等, 社会との接点となる体験活動の県内一斉同時期実施・取組事例や成果, 課題を掲載したリーフレットの作成, 配布・実施校129校(古川黎明含む)	
2	豊かな体験活動 推進事業	教育庁·義務教育 課	6,477	児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、社会奉仕体験や自然体験活動等を行い、豊かな心と自ら考え行動できる人間を育成する。	・「豊かな体験活動推進校」における体験活動の実施(8校指定) ・取組事例や成果等を掲載したパンフレットの作成,配布	
3	き・あさごはん推	教育庁・総務課, 教育企画室,義務 教育課,スポーツ 健康課,生涯学習 課	非予算的手法	「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的生活習慣の子どもへの定着に向けて、広く県民と家庭への普及活動を行う。	・はやね・はやおき・あさごはん推奨運動の展開数(33回) ・ホームページによる小中学校のはやね・はやおき・あさごはん運動の実践事例の紹介(69校) ・教育広報Web版「ぷらねっと」等での実践事例の紹介(4校) ・実践紹介パネルの作成(小学校8校) ・小中学生の朝食欠食率の減(全国学力・学習状況調査) 小6 3.4%(対前年度比0.3ポイント減) 中3 6.0%(対前年度比0.3ポイント減)	
	みやぎアドベン チャープログラ ム事業	教育庁·教職員 課,義務教育課, 高校教育課,生涯 学習課	4,282		・指導者養成研修会の開催(MAP講習 I ~ Ⅲ:67人参加) ・県内指導者研修会の開催(情報交換・研究協議等,年2回開催:138人参加) ・一般研修として体験会・学級づくりベーシック講座の開催(52人参加) ・MAP実践校におけるMAP導入による効果の測定(指導者5人,4回派遣) ・施設設備のメンテナンスの実施(蔵王高校,松島自然の家) ※MAP:みやぎアドベンチャープログラムの頭文字	
5	登校支援ネット ワーク事業	教育庁·義務教育 課	28,026	学校の問題行動等(不登校,暴力 行為,いじめ)に対する未然防止, 早期発見・早期対応などの取組を 支援する。	・問題行動等の発生割合の高い学校への相談員等派遣による,児童や保護者への個別的な学習支援や生活指導,家庭訪問,教育相談等の実施(相談員等16人,小学校16校,中学校2校等)・保護者対象不登校研修及び教職員対象問題行動研修の実施	
6	子どもの心すこ やか育成事業 (教育相談充実 事業)	教育庁·義務教育 課	145,278	背景にある「心」の問題に目を向け, 学校・家庭・地域が抱えている	・スクールカウンセラーの配置(県内全公立中学校152校)・年間相談件数 42,106件(対前年度比882件増)	

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	高等学校スクー ルカウンセラー 活用事業	教育庁·高校教育 課		全県立高校にスクールカウンセラーを配置することにより,多様化・複雑化した生徒・保護者・教員の相談に対応し,その悩み等の解消を図るとともに,教職員の研修や教育相談体制の充実・整備に努め,更なる生徒の健全育成を推進する。	 ・スクールカウンセラーの配置(全県立高校80校) ・配置時間 原則1回5時間,年22回,計110時間 ・年間相談件数 8,927件,相談人数10,709人(1回当たり4.8件,5.6人) ・スクールカウンセラーによる生徒や保護者,教職員への講話及び研修等の実施(総数347件,延べ31,153人参加) ・連絡会議の開催(講義,研修及び情報交換等年2回開催)
8	総合教育相談 事業	教育庁·高校教育 課	12,920	県教育センターにおいて,児童生 徒及び保護者等が抱えているいじ め,不登校,非行等の諸問題に関 して,面接又は電話による教育相 談を行う。	・不登校相談センターの運営 ・医学的・臨床心理的相談活動の実施(1,645件) ・学校及び保護者への啓発のための精神科 医派遣研修の実施(年2回) ・いじめ電話相談(子どもの教育相談)の実施 (平日昼間247件,夜間・休日273件) ・教育相談一般の実施(162件) ・24時間電話相談(転送システム)の実施
9	ネット被害未然防止対策事業	教育庁·高校教育 課	非予算的手法	における情報モラルを身に付けさ せるとともに, いじめ問題の新たな	・検索サイト数(ブログ, プロフ, 掲示板等): 14,954件 ・対象校:561校(小学校320校, 中学校154 校, 高等学校87校) ・問題サイト:686件 ・緊急対応:7件(中学校2件, 高校5件) ・削除依頼:465件 ・要監視・要注意:214件
10	みやぎの子ども の体力・運動能 力充実プロジェ / 小事業	教育庁・スポーツ	1,911	長期的に低下傾向にあり,全国調査の平均値を下回る状況にあることから,地元大学等との連携を図りながら子どもの体力・運動能力を向	・「みやぎっ子!元気アップエクササイズ」(20
11	健康教育推進 充実事業	教育庁・スポーツ 健康課	2,077		・専門医等の派遣による講演会等の開催(県内公立小・中学校・高等学校・特別支援学校のペ72校) ・学校保健研修会の開催(434人参加) ・養護教諭研究協議会の開催(349人参加) ・平成21年度宮城県児童生徒の健康実態調査結果報告書の作成(県内公立小・中学校・高等学校・特別支援学校に配布)
	学校安全教育· 安全体制整備 推進事業(再掲)	教育庁・スポーツ 健康課		事故が多発しており, 児童生徒の 安全に対する教育の充実及び安 心して教育を受けられる環境の整 備が求められている。このため, 交 通事故, 災害, 防犯に関する安全	・スクールガードリーダーの委嘱(39人) ・スクールガード育成講習会の開催(11回, 323人参加。スクールガードリーダーも含む。) ・防災教育指導者養成講習会(7カ所287人 参加) ・二輪車(主として原付)通学許可校等の生徒 指導担当者研修会(教員20人参加,涌谷高 校生徒も実技研修を行う。主催は財団法人日 本交通安全教育普及協会) ・防犯教育指導者養成講習会(小・中・高等 学校教員対象98名参加。古川第四小学校児 童も参加)

施策体系	評価原案			
政策7:将来の宮城を担う子どもの教育環境づく	(1)			
施策番号17:児童生徒や地域の二一ズに応じた特色ある教育環境づくり		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
(施策の概要) 児童生徒や保護者などの多様なニーズに応じた魅力ある学校づくり、地域から信頼される学校づくり、特別支援教育の充実、教員の資質向上、学校の耐震化など児童生徒が安心して学校生活を送れる教育環境づくりを目指す。	施策評価(概ね順調	・社会経済情勢及び県民意識調査からも、本施策に対する県民の期待は大きく、とりわけ学校の活性化や教員の資質向上を図るとともに、小・中・高校及び特別支援学校をスムーズに接続させ、地域や障害の有無など、子供たちの実情に応じたきめ細かな教育活動の充実を求める意見が多い。それらに答えるべく、時代のニーズや生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくりを支援する事業、地域から信頼される特別支援教育の環境づくりを推進する事業、教員の資質向上や教育施設を整備する事業など20の事業を展開した。 ・各事業はいずれも概ね効率的に実施され、所期の成果を挙げていると判断される。	
□県民意識調査結果・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.8%・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.7%	総括)		割合も含め、すべての指標で達成度Aである。 ・以上のことから、事業実績及び目標指標等については、期待される成果を概ね達成しているものの、県民意識調査の満足度が4割程度に留まっていること、「わからない」と回答した割合が3割に達していること、また、宮城県教育振興基本計画の策定等を踏まえ、今後事業の進捗が本格化するものもあることから、本施策の成果については、概ね順調に進んでいると判断するものである。	
□目標指標等及び達成度・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合 (小学校)達成度A				
現況値 77.1%(平成20年度) 目標値 58.0%(平成20年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由	
初期値 38.8%(平成17年度) ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(中学校) 達成度A 現況値 74.7%(平成20年度) 目標値 58.0%(平成20年度) 初期値 38.9%(平成17年度) ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(高校) 達成度A 現況値 100.0%(平成21年度) 目標値 100.0%(平成21年度) も特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合	施	宮城県教育振進める必要があ学校評価を検討	・宮城県教育振興基本計画,新県立高校将来構想の策定,全県一学区制移行など,教育を取り巻く環境が大きく変化する中で,県民の教育に対する期待度は高く,引き続き,児童や生徒,地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりに向けた事業を展開していくことが必要である。・本施策を構成する諸事業は、学校の活性化や教員の資質向上を図るとともに、小・中・高校及び特別支援学校をスムーズに接続させ、地域や障害の有無などに関係なくきめ細かく質の高い多様な教育を享受できる環境を整備するものであり、本事業構成を継続するのが適切と判断する。 *る上での課題等】 興基本計画,新県立高校将来構想,全県一学区制への移行を踏まえた対策をる。 証し、魅力ある学校づくりの実現に直接結びつけるなど、より実効性を高めていくる。併せて、地域、生徒、学校関係者等間の連携と十分な情報発信が必要であ	
達成度A 現況値 27.2%(平成21年度) 目標値 27.0%(平成21年度) 初期値 11.7%(平成17年度)	策を推進する上での課	進を図る必要が ・平成25年度入・ 度移行となるよう ・実践的指導力。 である。 ・平成24年4月は る。	りひとりの特性に応じた指導の充実を目指し、特別支援教育に対する理解の促 ある。 学者選抜から始まる新しい県立高等学校入学者選抜の実施に向け、円滑な制 り、県教育委員会と各高校・中学校が一体となって、諸準備を行う必要がある。 と人間性を重視した教員採用方法改善や教員の資質向上のための取組が必要 は用開始予定の教育福祉複合施設整備に向けた関係諸機関の連携が必要であ り仙台一高通信制の独立校化((仮称)美田園高校)に向けた準備を進める必要	
		りを主体的・継続・学に本的・総様・学校実をとまない。 ・学校実をとを接降では、 ・特別図り、特別図が、等では、 ・特別図が、等では、 ・をのでで、 ・をのでは、 ・をのでは、 ・をのでは、 ・をのでで、 ・をのでで、 ・をのでで、 ・をのでで、 ・をのでで、 ・をのでで、 ・をので。 ・をので、 ・をので。 ・をので。 ・をので、 ・をので、 ・をので、 ・をので、 ・をので、 をので。 をので、 をので、 をので、 をので、 をので。 をので。 をので、 をので、 をので、 をので。 を。 を。 を。 を。 を で を を を で を を を を を を を を を を を を を	興基本計画等を踏まえ,各学校が時代や地域の要請に応える魅力ある学校づく 売的に進めていくための支援事業を展開していく。 校改善の推進役として有効に活用するため,学校評価研修会の内容を工夫改善 并せて結果の積極的な情報発信に努め,学校経営の透明性の確保と開かれた学	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 評価結果 委員会意見に対する県の対応方針(枠内) 【判定:概ね適切】 施策の成果 評価の理由 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも (進捗状況) のの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とし ・社会経済情勢及び県民意識調査からも、本施策に対する県民の期待 た県の評価は、妥当であると判断される。 は大きく、とりわけ学校の活性化や教員の資質向上を図るとともに、小・ 特別支援学校の児童生徒の交流希望実績を加味し 中・高校及び特別支援学校をスムーズに接続させ、地域や障害の有無 ながら、成果を示していく必要があると考える。 など,子供たちの実情に応じたきめ細かな教育活動の充実を求める意 見が多い。それらに答えるべく、時代のニーズや生徒の多様化・個性化 に応じた魅力ある学校づくりを支援する事業、地域から信頼される特別 施 支援教育の環境づくりを推進する事業, 教員の資質向上や教育施設を [委員会意見に対する県の対応方針] 策 整備する事業など20の事業を展開した 特別支援学校の児童生徒の交流希望実績に 評 ・各事業はいずれも概ね効率的に実施され、所期の成果を挙げていると ついても評価の理由に示すこととする。 価 判断される ・目標指標については, 昨年度まで達成度Bであった外部評価実施の 概ね順調 割合も含め、すべての指標で達成度Aである。 総 ・なお、目標指標等「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の 括 児童生徒と交流及び共同学習した割合」については、現況値が27.2% であるが、毎年度の調査において,交流を希望した児童生徒全員が参 加しており,希望者に対する参加者の割合は100%となっている。 ・以上のことから, 事業実績及び目標指標等については, 期待される成 果を概ね達成しているものの、県民意識調査の満足度が4割程度に留 まっていること、「わからない」と回答した割合が3割に達していること、ま た, 宮城県教育振興基本計画の策定等を踏まえ, 今後事業の進捗が本 格化するものもあることから、本施策の成果については、概ね順調に進 んでいると判断するものである。 【判定:概ね適切】 事業構成 方向性の理由 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, の方向性 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 ・宮城県教育振興基本計画, 新県立高校将来構想の策定, 全県一学 は概ね妥当であると判断される。 区制移行など,教育を取り巻く環境が大きく変化する中で,県民の教育 ・優秀な教員の人材確保のための個々具体の工夫改善 に対する期待度は高く、引き続き、児童や生徒、地域のニーズに応じた のみならず, 本県が進めている人材確保の基本的姿勢 特色ある教育環境づくりに向けた事業を展開していくことが必要である。 現在のまま についても, 具体的に示す必要があると考える。 ・本施策を構成する諸事業は、学校の活性化や教員の資質向上を図る 継続 とともに、小・中・高校及び特別支援学校をスムーズに接続させ、地域や 障害の有無などに関係なくきめ細かく質の高い多様な教育を享受でき る環境を整備するものであり、本事業構成を継続するのが適切と判断す 〔委員会意見に対する県の対応方針〕 る。 ・今後とも優秀な人材確保に努めていきたいと 【施策を推進する上での課題等】 考えており、教職員採用に当たっての基本方 ・宮城県教育振興基本計画,新県立高校将来構想,全県一学区制への移行を踏まえた対策を 施 針である「みやぎの教員に求められる資質能 進める必要がある。 ・学校評価を検証し、魅力ある学校づくりの実現に直接結びつけるなど、より実効性を高めていく 策 力」について対応方針に示すこととする。 取組が必要である。併せて、地域、生徒、学校関係者等間の連携と十分な情報発信が必要であ を 推 ・児童・生徒ひとりひとりの特性に応じた指導の充実を目指し、特別支援教育に対する理解の促 進を図る必要がある 進 を平成25年度入学者選抜から始まる新しい県立高等学校入学者選抜の実施に向け、円滑な制度移行となるよう、県教育委員会と各高校・中学校が一体となって、諸準備を行う必要がある。 す る ・実践的指導力と人間性を重視した教員採用方法改善や教員の資質向上のための取組が必要 である 上 ・平成24年4月供用開始予定の教育福祉複合施設整備に向けた関係諸機関の連携が必要であ で ഗ ・平成24年4月の仙台一高通信制の独立校化((仮称)美田園高校)に向けた準備を進める必要 がある。 課 【次年度の対応方針】 題 ・宮城県教育振興基本計画等を踏まえ,各学校が時代や地域の要請に応える魅力ある学校づく 等 りを主体的・継続的に進めていくための支援事業を展開していく。 ・学校評価を学校改善の推進役として有効に活用するため、学校評価研修会の内容を工夫改善 し充実を図る。併せて結果の積極的な情報発信に努め,学校経営の透明性の確保と開かれた学 対 校づくりを推進する。 応 ・特別支援教育に対する理解の促進と関係機関との連携・協力体制の構築及び校内体制整の整 方 備を図り、障害によって生じる教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を実施してい く。また、特別支援学校のセンター的機能の強化及び特別支援教育コーディネーター研修の充 ・県立高等学校の新入試制度導入学年となる生徒への新制度の浸透を図る。また,このことを踏 まえ、指導に当たる中学校と入試を実施する高校の準備が円滑に進むよう支援していく。 ・教職員採用に当たっての基本方針である「みやぎの教員に求められる資質能力」につい

・(仮称)美田園高校開設準備室を設置し開校へ向けての準備を進める

がにアピールしていくとともに、それと合致した優秀な人材の確保に努める。また、二次選考試験における面接体制の更なる充実をはじめとした選考方法の工夫改善に努め、教員採用試験の一層の充実を図る。さらに、リーフレットの作成配布や首都圏における選考試験の実施による出願

経験段階や職能に応じた研修、特定の課題に対応した研修等、教員の課題意識やキャリアに応じた資質向上につながる研修を、「宮城県教員研修マスタープラン」に基づき計画的に実施する。

・教育福祉総合施設については、ハード面の整備のみならず、ソフト面での具体的な研修計画や相談業務のほか、組織体制の在り方を含め業務運営を円滑に実施できるよう、十分な準備をして

者の確保を図る

■施策17(児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	学級編制弾力 化事業	教育庁·義務教育 課			・小学校1,2年生及び中学校1年生の35人超 学級解消のための一部本務教員及び常勤講 師の配置(小学校150学級増・常勤講師150人 配置,中学校85学級増・常勤講師(一部本務 教員)132人配置)
2	小学校教科担 任制モデル事 業(再掲)	教育庁·義務教育 課	73,594	研究校として県内の小学校を指定し、高学年の国語,社会,算数,理科から教科を定めて教科担任制を導入し,実践的な調査研究を行う。	・より専門的な教科指導のできる教科担任制の授業に関する調査研究の実施(調査研究 対象モデル校16校指定,常勤講師1人配置)・実施校への訪問指導,アンケート調査の実施
3	県立高校将来 構想推進事業	教育庁·高校教育 課	18,252	実を目指し、生徒の興味・関心、進路意識等の多様化や今後の生徒数減少への取組など、時代の要請に対応した高校教育改革の方向性及び高校の整備・改編の方針を示	・県立高等学校組織編制計画に基づき、平成22年4月から1学級を減少 ・平成22年4月から仙台第一高と第三女子高を男女共学化したことにより、県内のすべての高校の男女共学化が完了(第三女子高については、同時に仙台三桜高に校名変更) ・平成22年4月、第二女子高を母体に男女共学化し中高一貫教育校へ移行した仙台二華中・高を開校
4	新県立高校将 来構想策定事 業	教育庁·教育企画 室	1,478	数が今後も継続して減少する見込みであること等から、平成23年度以降の中長期的な県立高校の在り方	・県立高等学校将来構想審議会(平成20年7 月設置,委員20人)の開催(年7回) ・構想(答申中間案)に対する意見聴取会の 開催(県内7か所,5月23日~5月31日) ・構想(答申中間案)に対するパブリックコメントの実施(5月19日~6月18日) ・構想の策定
5	高等学校入学 者選抜改善事 業	教育庁·高校教育 課	865	を実現するために、高等学校入学 者選抜審議会を開催し、選抜制度 の在り方について検討、改善する。	・入学者選抜審議会(4回),専門委員会(5回),意見聴取会(4回)等の開催・パブリックコメントの実施(平成21年9月~10月)・審議会による平成23年度入試の方針・日程の答申・審議会による「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」の答申・県教育委員会による「宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針」の決定・公表(平成22年3月,平成25年春の入試から)
6	全県一学区導 入円滑化事業	教育庁·高校教育 課	3,571		・「高校ガイドブック」の作成,配付(県内全中学校2年生の各学級に配布),ホームページへの掲載・県立高校「オープンキャンパス」日程表のホームページへの掲載・公立高校合同相談会の開催(県内6地区(仙台会場,気仙沼会場,白石会場,大崎会場,石巻会場,登米会場),3,700人参加)

317		10 V/ +2 G	平成21年度		
番号	事業名	担当部局· 課室名	決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7	個性かがやく高 校づくり推進事 業	教育庁·高校教育 課	4,218	支援を行い、特色ある学校づくりを 支援する。	・実施校数:17校(前年度比1校増) ・教職員からのボトムアップで特色ある学校づくりを推進できた。 ・学校が取り組むべき課題が明確となり、生徒の家庭学習時間の増加と定期考査の成績に相関が見られたり、集中力が身に付き、遅刻・早退の減少など生活全般にも好影響を及ぼしたり、生徒間にも具体的な成果が見られた。・現役進学達成率(調査中) ・就職内定率 90.9%(対前年度比1.6ポイント減)
	時代に即応した 学校経営支援 事業	教育庁・総務課	153	題に迅速かつ適切に対応するため,学校経営支援チームの運営及び学校経営研修会・相談会を実施	・危機管理研修会の開催(1回開催, 114人受講) ・学校経営相談会の開催(2日間, 5校) ・苦情・要求等対応マニュアルの啓発
9	学校評価事業	教育庁·高校教育 課	1,462	するため、学校評価の在り方を理解するため研修を実施する。また、 解するため研修を実施する。また、 学校評議員の活動に関する充実と	・学校評価等研修会(学校評価支援システム,学校評価の在り方)の開催(参加率61.5%)・学校評価支援システムの活用による調査集計の省力化・外部評価を実施する学校の割合 100%
10	学校評価ガイド ラインに基づく 評価実践研究 事業	教育庁·義務教育 課	4,108	己評価や学校関係者評価の効果 的な在り方について実践研究を行	・本事業の成果等をまとめた報告書の作成,配布(県内市町村教育委員会及び各小・中学校等) ・学校関係者評価(外部評価)を実施する小中学校の割合 76.0%
11	小·中学校外部 人材活用事業	教育庁·義務教育 課	6,657	を小・中学校で活用することにより, 児童生徒の興味関心を高め学力 向上,開かれた学校づくりを進め	・学校教育の多様化,活性化のための社会人 講師の招聘に係る経費の補助(小学校121校 延べ 160人,中学校95校延べ191人)
12	特別支援学校 充実事業	教育庁·特別支援 教育室	非予算的手法	関する地域の支援センターとしての 機能強化,狭隘化解消等,今後の	・特別支援学校在り方検討委員会の提言に基づき、狭隘化等喫緊の課題解決を図るための方策を検討するとともに、特別支援学校の機能や将来像について検討を進め、「県立特別支援学校教育環境整備計画」としてまとめることができた。

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
13-1		教育庁·特別支援 教育室		に在籍して学習するシステムづくり を実践し, 障害によって生ずる教育	・障害のある児童生徒が通常の学級に在籍する小中学校を事業実施校として指定し、学習支援室への担当教員の配置を実施(事業実施校15校、対象児童生徒17人)・通常の学級において障害のない子どもと共に学ぶことによる、対象児童生徒の成長及び他の児童生徒の成長がうかがえるなど、事業実施校や対象児童生徒の保護者からの報告あり
13-2		教育庁·特別支援 教育室	5,251	特別支援学校の児童生徒が居住 地の小・中学校で交流及び共同学 習を行うことを推進し、障害のある 児童生徒の社会参加の促進と地域 における特別支援教育に関する理 解の促進を図る。	・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う活動の実施(203校)・居住地の小・中学校で交流及び共同学習をした参加児童生徒数は259人,実施回数は延べ754回
14		教育庁·特別支援 教育室	377	共に学ぶ教育及び特別支援教育 の推進を図るため、特別支援教育 の推進を図るため、特別支援教育 コーディネーター養成研修、特別 支援学級の担任及び特別支援教 育コーディネーターを対象とした特 別支援教育担当教員等実践研 修、小・中学校及び高等学校の新 任校長・教頭を対象にした管理職 研修を実施する。	・特別支援教育コーディネーター研修(延べ 1,746人受講)や特別支援教育担当教員等実 践研修(延べ160人受講),管理職研修(215 人受講)の実施 ・平成21年度は、新たに公立幼稚園教諭に 対する研修を実施
15		教育庁·特別支援 教育室	208		・幼稚園, 保育所, 小学校, 中学校, 高等学校等からの要請に応じた, 特別支援教育の研修及び相談に関して訪問による指導助言の実施(796回)
16	医療的ケア推進事業	教育庁·特別支援 教育室	90,577	必要とする児童生徒が通学する県 立特別支援学校において医療的 ケアを実施し,保護者の付添看護	・経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校への看護師を配置し、当該児童生徒に対し医療的ケアを実施した。(業務委託10校、直接雇用 1校。対象59人)・看護師から医療的ケアを受けるための申請をした児童生徒数に対し指定した児童生徒数の割合 100%

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
17	実践的指導力と 人間性重視の 教員採用事業	教育庁・教職員課	6,223	教員採用選考方法の改善を行い, 教育課題への対応に積極的に貢献できる優秀な人材の確保に努める。	・教員採用選考試験の実施(出願者数3,984人)・採用者数 351人
18	教職員CUP (キャリア・アッ プ・プログラム) 事業	教育庁·教職員課	176,354	教職員の一層の資質・能力の向上 のため、経験段階や職能に応じた 各種研修や特定の課題に関する 研修等を充実させる。	・初任者(新任教員)に対する研修など各種研修の実施(311日) ・教育研修センター及び特別支援教育センターにおける教員の資質の向上のための研修会の開催(延べ11,900人受講)
19	教育·福祉複合 施設整備事業	保健福祉部·保健 福祉総務課 教育庁·教職員課	1,335,243	平成24年4月の供用開始に向け, 総合教育センター(仮称),通信制 独立校((仮称)宮城県美田園高等 学校)及び新福祉センター(仮称) を併せて整備する。	・基本協定の締結 ・特定事業契約の締結 ・基本設計の完了 ・直接協定の締結 *平成21年度決算額には、土地基金からの 用地買い戻し経費(1,299,210千円)含む。

施策体系			評価原案
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせ る社会の構築		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(政策の概要) 生涯を安心して暮らすためには、生活を支えるための安定した経済基盤が必要である。このため就業できるよう富県、首欲のある県民が一人でも多く就業できるよう富県、首城の実現により就業機会の確保に取り組む。、特に団塊の世代が高齢期を迎えるこれからは、意識する機会を創出していくことが必要であり、企就業機会の確保や社会貢献活動等に参加するための環境づくりを進める。また、障害による不便さを社会全体の確保や社会貢献活動等に参加するための環境づくりを進める。また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、は、また、は、		やや遅れている	・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築へ向けて、6つの施策に取り組んだ。・施策18では、事業の実績及び成果等からは、ほぼ目標どおりに実施し、その成果も着実に上げているが、社会経済情勢の悪化の影響もあり若年者の就業支援に関する取組については、事業内容の見直しを含め検討の余地があり、多様な就業機会や就業環境の創出はやや遅れていると判断される。・施策19では、救急医療等に従事する医師の勤務環境の改善に向けた動きや研修事業等の新しい取組もあり、施策は着実に推進されており、そうした取組の効果が期待されるいるものの、厳しい社会情勢や県民の高い期待の中、目標指標等や県民満足度の向上につながっていない状況にあるため、安心できる地域医療の充実はやや遅れていると判断される。・施策20では、目標指標等での3歳児の虫歯の平均むし歯数は、着実に減っており、事業の一定の成果があったと考えられるものの他の類似する調査等では、肥満者の増加やがん検診率の若干の低下等がみられている。県民意識調査でこの取組に対する重視度が高く、施策に対する期待度も高いことから、県民の満足を得にくいことから、満足度とのかい離があり、生涯を豊かに暮らすための健康づくりはやや遅れていると判断される。・施策21では、特別養護老人ホームの人所待機者解消に向けた施策については、さらに拡充していく必要があるものの、施策を構成する事業の実績及び目標指標等からは、財待される一定の成果を上げることができたことから、高齢者が元気で安心して暮らせる社会の構築は概知順調と判断される。・施策22では、施策を構成する事業の実績及び成果等からは、ほぼ全ての事業で成果を上げ、目標指標等の4つの指標のうち3つの指標が達成度Aとなっていることから、概ね順調と判断する。、ジアフリーの体制の整備指標の目つである「だれもが任みよい福祉のまちづく外条例」に基づ、適合証の交付割合が増えることから、無ての数値が減少するほど障害者の地域移行が推立ことを意味している。っまり、年々数が減少しているということは、地域で精神障害者が生活できる地域社会に近づいたということになる。・施策23では、各種事業の参加者数が増加傾向にあるほか、多くの県民に身近に芸術文化に触れる機会を提供することができたなど、各事業の実績からいずれも一定の成果が得められ、3つの目標指標等は、目標を達成しているもの1つ、違成してないが目標値に近似しているもの2つとなっており、概ね順調と判断する。・以上のことから、事業の推進により、それぞれ一定の成果が認められるものの、県民の期待度は高いことから、実績と成果を総合的にみた場合、生涯現役で安心して暮らせる社会の構築はやや遅れていると考えられる。
□政策を構成する施策 ・施策番号18:多様な就業機会や就業環境の創出 ・施策番号19:安心できる地域医療の充実 ・施策番号20:生涯を豊かに暮らすための健康づく り ・施策番号21:高齢者が元気に安心して暮らせる 環境づくり ・施策番号22:障害があっても安心して生活できる 地域社会の実現 ・施策番号23:生涯学習社会の確立とスポーツ・文 化芸術の振興	政策を推進する上での課題等と対応方針	おのて・・・と知強い緊・機実したに、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	21、22の県民意識調査では、重視度が重要・やや重要が80%を超えて要度が高い事項となっている。しかし、各施策、事業を実施しているものおいて「やや遅れている」が半数をしめ、さらなる政策の推進が求められ様な就業機会や就業環境の創出について、県民意識調査の結果で「満てから「わからない」の割合が3分の1を超えていることから、事業内容の周支援を必要としている方のニーズを的確に把握し、各関係機関との連携が働局等関係機関と連携を密にしながら、これまでの取組の維持・拡大と事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を活用し雇用の創出を図る。心できる地域医療の充実について、地域医療計画の内容を踏まえ、関係的議、や審議会などにおける検討を行いながら、地域医療再生計画の物・施策のより一層効果的な実施方法を検討していく。特に、指標が悪化こついては、より強力な取り組みが必要である。程を書からなりについては、県民意識調査で満足度からない」の割合が3割近くになっていることから、県民自らの健康高意識のな実践を促すため、平成22年度に実施する「県民健康・栄養調査」の結関係機関と連携しながら、啓発普及に関連する事業をより効果的に展開のよど満足度のかい離があるため、それを是正するために各取組の継続にみ上げと県民ニーズに的確に対応しうる施策の検討が必要である。また、医護者を促すため、平成22年度に実施する事業をより効果的に展開のままが元気に安心して暮らせる環境づくりについては、県民意識調査の法方にと見まるにより、おいては、内護学を促進し、平成20年に7、061人の入所定までに9、272人となることを目標に整備を図っていく。また、介護サービスついては、関係者に対する研修などにより資質の向上に取り組んでいるが、今後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていく。書があっても安心して生活できる地域社会の実現については、県民意識計べき項目」に関する結果等を踏まえて、そか野においては、県民意識調さり、制度の周知及び普及を発に取り組む。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
判定:適切】 評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)に		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
でいて「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。	政策評価(総括)	やや遅れている	・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築へ向けて、6つの施策に取り組んだ・施策18では、事業の実績及び成果等からは、ほぼ目標どおりに実施し、その成果も着実に上げているが、社会経済情勢の悪化の影響もあり若年者の就業技に関する取組については、事業内容の見直しを含め検討の余地があり、様な就業機会や就業環境の創出はやや遅れていると判断される。・施策19では、救急医療等に従事する医師の勤務環境の改善に向けた動きや研修事業等の新しい取組もあり、施策は着実に推進されており、そうした取組の効果が期待されるいるものの、厳しい社会情勢や県民の高い期待の中、目標標等や県民満足度の向上につながっていない状況にあるため、安心できる地域医療の充実はやや遅れていると判断される。・施策20では、目標指標等での3歳児の虫歯の平均むし歯数は、着実に減っおり、事業の一定の成果があったと考えられるものの他の類似する調査等では肥満者の増加やがん検診率の若干の低下等がみられている。県民意識調査この取組に対する重視度度が高く、施策に対する期待度も高いことから、県民の展を得にくいことから、満足度とのかい離があり、生涯を豊かに暮らすための健康づくりはやや遅れていると判断される。・施策21では、特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた施策については、おらに拡充していく必要があるものの、施策を構成する事業の実績及び目指標等からは、現待される一定の成果を上げることができたことから、高齢者が元気で安心して暮らせる社会の構築は概れ順調と判断される。・施策22では、施策を構成する事業の実績及び成果等からは、ほぼ全ての事で成果を上げ、目標指標等の4つの指標のうち3つの指標が達成度Aとなってることから、概和順調と判断する。メリアフリーの体制の整備指標の1つである「だれもが住みよい福祉のまちづく9条例」に基づく適合証の交付割合が増えにとた。当施策の目標が違られることにより、障害者の地域移行が補むことを意味している。っまり、年々教が減少しているということは、地域で精神障害者が生活できる地域社会に近づいたということになる。・施策23では、各種事業の参加者数が増加傾向にあるほか、多くの県民に身に芸術文化に触れる機会を提供することができたなど、各事業の果積からいすれも一定の成果が得られ、3つの目標指標等は、目標を達成しているもの1つ、達成してないが目標値に近似しているもの2つとなっており、概れ順調と判断する。・以上のことから、事業の推進により、それぞれ一定の成果が認められるものの県民の期待度は高いことから、実績と成果を総合的にみた場合、生涯現役で変成して暮らせる社会の構築はやや遅れていると考えられる。
判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での 課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	政策を推進する上での課題等と対応方針	おりたの価・施度との強い緊痛が関係を表して、 ・施度を知強い緊痛・機実して、 ・施度」図には雇用の体を表して、 ・施度」図には雇用の体を表して、 ・施度」図には雇用の体を表して、 ・施度」のは、 ・成の成をる、 ・施果の大が、 ・成ので、 ・の重などので、 ・の重などので、 ・の重などので、 ・の重なで、 ・ので、 ・ので、 ・ので、 ・ので、 ・ので、 ・ので、 ・ので、 ・ので、 ・で、 ・ので、 ・で、 ・で	201、22の県民意識調査では、重視度が重要・やや重要が80%を超えて要度が高い事項となっている。しかし、各施策、事業を実施しているものおいて「やや遅れている」が半数をしめ、さらなる政策の推進が求められまな就業機会や就業環境の創出について、県民意識調査の結果で「満たから「わからない」の割合が3分の1を超えていることから、事業内容の原支援を必要としている方のニーズを的確に把握し、各関係機関との連ず、職先や就業体験受入先企業の開拓に努める。また、雇用の安定化に、防働局等関係機関と連携を密にしながら、これまでの取組の維持・拡大の働局等関係機関と連携を密にしながら、これまでの取組の組出を図る。かできる地域医療の充実について、地域医療計画の内容を踏ま入、関係地議を審議会などにおける検討を行いながら、地域医療再生計画の対協議や審議会などにおける検討を行いながら、地域医療再生計画の対応機能のより一層効果的な実施方法を検討していく。特に、指標が悪行こついては、より強力な取り組みが必要である。まを、持ていては、より強力な取り組みが必要である。まを豊かに暮らすため、平成22年度に実施する「県民健康・栄養調査」の結関係機関と連携しながら、啓発普及に関連する事業をより効果的に展開係機関と連携しながら、啓発普及に関連する事業をより効果的に展開の結構をと満足度のかい離があるため、それを是正するために各取組の継続を上げと県民ニーズに的確に対応しうる施策の検討が必要である。また造成した基金も活用して、介護保険制度におけるサービス基盤の強化を「養護者人ホームの新築・増築等を促進し、平成20年に7,061人の入所定までに9,272人となることを目標に整備を図っていく。また、介護サービスの後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていく。また、小で後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていては、県民意識が、今後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていく。まが、今後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていては、県民意識が、今後も介護現場の実態把握に努めながら充実を図っていては、県民意識が、今後も介護現場の実態に表がないまり組む。まず関上に関する結果等を踏まえて、そ分野において、各年代のニーナービスを提供するため、一層の事業推進及び周知に取り組む。

施策体系	評価原案				
策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会(の構	 楽			
施策番号18:多様な就業機会や就業 環境の創出		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
(施策の概要) 働く意欲のある人が、いきいきと働くことができる 就業の場の確保と就業しやすい環境整備に取り 組むとともに、障害者等の就業に向けた相談・支 援体制等の充実を目指す。 ロ県民意識調査結果 ・重視度(重要」・「やや重要」の割合) 70.9% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%	施策評価(総括)	やや遅れている	・目標指標等のうち、ジョブカフェ利用者の就職者数は2,348人で目標値を達成したが、新規高卒者の就職内定率(平成22年4月末現在)にいては、雇用情勢の悪化により、91.4%となり、目標値を6.6ポイント下回った。また、障害者雇用率についても、1.58%と前年度を0.01ポイン下回り、目標値を達成できなかった。 ・県民意識調査からは、「満足度」において、「不満」の割合が「満足」を上回っており、厳しい雇用情勢が影響したものと思われる。・社会経済情勢からは、完全失業率が大幅に上昇、有効求人倍率が「幅に低下するなど、引き続き世界同時不況の影響が続いている。・事業の実績及び成果等からは、ほぼ目標とおりに実施し、その成果も着実に上げているが、若年者の就業支援に関する取組については、事業内容の見直しを含め再検討する必要がある。・以上のことから、施策目標である、「若年者の自己の進路や就職を主体的に選択し、自立した個人として社会に参加できる環境が整備され、ニート、フリーター率が全国平均を下回っている。」及び「企業等において、障害者の安定的な雇用が促進され、働く意欲と能力のある障害者就業の場が増加している。」については、特に「目標とする宮城の姿」が、15000円にないます。		
コ目標指標等及び達成度 新規高卒者の就職内定率 達成度C 現況値 91.4%(平成21年度) 目標値 98.0%(平成21年度) 初期値 95.9%(平成17年度) ジョブカフェ利用者の就職者数 達成度A 現況値 2,348人(平成21年度) 目標値 2,000人(平成21年度) 初期値 1,665人(平成17年度) 障害者雇用率 達成度B 現況値 1.57%(平成21年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由 ・多様な就業機会や就業環境の創出は、景気の変動に大きく影響されるが、厳しい雇用環境のもとにおいても、就業の場を確保するためには、個々のキャリア形成が必要不可欠である。 ・若年者を中心に、女性や障害のある方に対するキャリア形成支援を		
目標値 1.80%(平成21年度) 初期値 1.51%(平成17年度)	策を推進する上での	・県民意識調っていることからしが課題となっ ・就職面接会は ・就師等の確保 験受入先の開 ・世界に、離職・	する上での課題等】 を結果から見ると、「満足度」において、「わからない」の割合が1/3を超ら、事業内容のより一層の周知を図り、支援を必要としている方の掘り起いている。 こおける企業と学生のミスマッチの解消、多様な職種や年齢層の社会が、 に、障害者や若年無業者(ニート)等の一般就労に向けた就職先や就業がはなどが課題となっている。 別による雇用情勢は引き続き大変厳しいことから、非自発的離職者の発者に対する再就職支援、新たな雇用・就業機会の創出など、雇用の安認が必要である。		
	と対応方	周知を図る。 ・支援を必要し 面接会等にお 援を必要な時 ・国や地方自? 験受入先企業 ・雇用の安定(ホームページなど活用できるあらゆる媒体を通して, 積極的に事業内容 している方のニーズを的確に把握し, 各種事業の開催時期や場所, 就職 はける企業と学生のミスマッチの解消, 社会人講師の確保など, 必要な支 期に提供する。 治体, 民間企業, NPOなど関係機関の連携強化により, 就職先や就業付 の開拓に努める。 他については, 宮城労働局等関係機関と連携を蜜にしながら, これまで 広大と緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を活用し		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果			
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
ついて「やや遅れている」とした県の評価は,妥当であると判断される。	施策評価(総括)	やや 遅れている	・目標指標等のうち、ジョブカフェ利用者の就職者数は2,348人で目標値を達成したが、新規高卒者の就職内定率(平成22年4月末現在)にいては、雇用情勢の悪化により、91.4%となり、目標値を6.6ポイント下回った。また、障害者雇用率についても、1.58%と前年度を0.01ポイン下回り、目標値を達成できなかった。 ・県民意識調査からは、「満足度」において、「不満」の割合が「満足」を上回っており、厳しい雇用情勢が影響したものと思われる。・社会経済情勢からは、完全失業率が大幅に上昇、有効求人倍率が「幅に低下するなど、引き続き世界同時不況の影響が続いている。・事業の実績及び成果等からは、ほぼ目標とおりに実施し、その成果も着実に上げているが、若年者の就業支援に関する取組については、事業内容の見直しを含め再検討する必要がある。・以上のことから、施策目標である、「若年者の自己の進路や就職を主体的に選択し、自立した個人として社会に参加できる環境が整備されニート、フリーター率が全国平均を下回っている。」及び「企業等において、障害者の安定的な雇用が促進され、働く意欲と能力のある障害者就業の場が増加している。」については、特に「目標とする宮城の姿」がら離れており、施策全体としては、やや遅れていると判断する。		
判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 見が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 障害者雇用等については,公的部門も含め,より具体 内に課題等と対応方針に示すとともに,その取組みの 成果についても,広く県民に周知していく必要があると 考える。		事業構成 の方向性 現在のまま 継続	方向性の理由 ・多様な就業機会や就業環境の創出は、景気の変動に大きく影響されるが、厳しい雇用環境のもとにおいても、就業の場を確保するためには、個々のキャリア形成が必要不可欠である。 ・若年者を中心に、女性や障害のある方に対するキャリア形成支援を「る事業が設定されているため、現在のまま継続する。		
「委員会意見に対する県の対応方針」 ・県内の障害者雇用率達成企業の割合は45. 2%で、全国平均を下回っており、また、県内市町村においても、半数以上の市町村は障害者雇用率を達成していない。 ・こうした状況を改善し、就労意欲と能力のある障害者の就職促進を図るための取組みを引き続き実施していきたい。 ・また、こうした取組みの成果を「県政だより」や県ホームページ等により広く県民に周知する。 ・以上の点について、課題等と対応方針に示すこととする。		・県民意とかなった。 ・県民意とかなった。 ・規格のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・現代のでは、 ・では、	こおける企業と学生のミスマッチの解消,多様な職種や年齢層の社会」 , 障害者や若年無業者(ニート)等の一般就労に向けた就職先や就業 拓などが課題となっている。 雇用については, 県内の障害者雇用率達成企業の割合は全国平均を た, 県内の市町村においても, 半数以上の市町村が障害者雇用率を追		
	題等と対応方針	その成果の周 ・支援を等な場合を等なを ・特に接触を ・特に接触を ・特に接身間 ・対いらが ・大きを ・大きを ・大きを ・大きを ・大きを ・大きを ・大きを ・大きを	ホームページなど活用できるあらゆる媒体を通して, 積極的に事業内容知を図る。 している方のニーズを的確に把握し, 各種事業の開催時期や場所, 就解ける企業と学生のミスマッチの解消, 社会人講師の確保など, 必要な支期に提供する。 雇用については, 宮城労働局との連携のもと, 今年度は9月の「障害者房」 こ「宮城県障害者雇用支援のつどい」を開催するほか, 「障害者就職面所で開催するとともに, 法定雇用率未達成企業を中心とした県内事業所 成労働局長及び宮城県知事連名の雇用要請文を送付し, 平成22年7月 れた改正障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度等の周知・啓引 限内の市町村に対して、宮城労働局と連携を図り, 法定雇用率達成にいく。こうした取組みを次年度も引き続き推進していきたい。 台体, 民間企業, NPOなど関係機関の連携強化により, 就職先や就業付けの開拓に努める。 とについては, 宮城労働局等関係機関と連携を蜜にしながら, これまで な大と緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を活用し		

■施策18(多様な就業機会や就業環境の創出)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	進路達成支援 事業(再掲)	教育庁•高校教育 課	4,156	就職・進学希望にかかわらず,生 徒に対して自らが社会でどのように 生きるべきかを考えさせ,志をもっ て高校生活を送ることができるよう 支援する。	・進路探求セミナーの開催(1,2年生対象) 学校開催(13校開催,2,986人受講) 地域開催(1回開催,425人受講) ・就職達成セミナーの開催(卒業学年対象) 就職試験前(36回開催,2,234人受講) 就職未内定者対象向(13回開催,185人受講) ・就職内定率(本県90.9%,全国91.6%) ・就職内定率全国順位(34位,前年37位) *進路探求セミナー NPO法人と連携し、地域及び各学校で実施 されるワークショップ形式のセミナーを開催・ 支援 *就職達成セミナー 就職試験直前の生徒に対するガイダンスや 模擬面接を実施
2	みやぎクラフトマ ン21事業(再掲)	教育庁·高校教育 課	3,771	企業, 自治体を含めた地域をあげた産業人材育成の体制を構築し、ものづくり産業が必要とする「ものづくりを志向する人材の確保」及び「統合力を持つ人材の養成」に向けた人材育成を推進する。	・ものづくり現場実習の実施協力企業(109社),参加生徒(458人)・ものづくり実践指導の実施
3	ものづくり実践 力向上対策事 業(再掲)	教育庁·高校教育 課	27,234	工業高校において熟練技能者に よる実践的な指導並びに工作機械 の導入・更新を行い、生徒のもの づくり技能の向上を図り、製造業等 関連業界で活躍できる有為な人材 を育成する。	古川工, 白石工, 米谷工, 黒川(計80回) ・工業高校への最新工作機械の導入
4	「女性のチカラ は企業の力」普 及推進事業	環境生活部•共同 参画社会推進課	503	女性の積極的活用のための措置 (ポジティブ・アクション/仕事と家庭の両立も含む)の推進を企業の 社会的評価につなげる「女性のチ カラを活かす企業認証制度」を実施する。また、シンポジウムの開催 や「女性のチカラは企業の力」普 及推進サミット等で情報提供や普 及啓発を行い、男女ともに働きや すく、仕事と家庭の両立ができる就 業環境づくりを促進する。	 ・女性のチカラを活かす企業認証書と認証マークを交付(113社) ・基準を満たした企業のうち希望する事業者には、入札参加登録の際の評点付与の前提となる確認書の交付(121件) ・「女性のチカラは企業の力」普及推進フォーラム(1回)・サミット(2回)・シンボジウム(1回)を開催・優良企業を表彰(5社)
5	母子自立支援 対策事業	保健福祉部・子育 て支援課	50,000	ひとり親家庭の自立促進のため, 各種相談や就業支援講習会等を 実施する。	・母子家庭等就業支援講習会開催(81人修了) ・母子家庭等就職支援セミナー開催(37人参加) ・自立支援教育訓練給付金支給(17人支給) ・高等技能訓練促進費支給(24人支給) ・生活保護受給者等就労支援事業(5人支援) ・母子自立支援プログラム策定事業(4人支援)
6	若年者就職支 援ワンストップセ ンター設置事業	経済商工観光部・ 雇用対策課	45,075	携・協力の下, キャリアカウンセリン	 ・ワンストップセンター利用者数(36,649人) ・ワンストップセンター登録者数(3,312人) ・ワンストップセンター登録者への職業紹介数(6,373件) ・ワンストップセンター登録者の就職数(2,348人) ・キャリアカウンセリング実施数(9,423人) ・就職支援セミナー受講者数(1,935人)

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7	みやぎの若者 の職業的自立 支援対策事業 (ニート対策事 業)	経済商工観光部・ 雇用対策課		経済的・社会的に自立できるよう に,各人の置かれた状況に応じて 個別的かつ継続的に支援を行う地	・「宮城県若者自立支援ネットワーク」の整備・維持(201機関参加),会議開催(平成22年1月20日) ・地域若者サポートステーション(2か所)の運営補助(相談件数1,965件,新規登録者数196人,進路決定者数114人) ・出前相談会の開催(県内8地域,年48回開催(1地域6回/年),相談者数126人)
8	新規大卒者等就職援助事業	経済商工観光部・ 雇用対策課	1,528	新規大学等卒業予定者等の就職 促進及び有望な人材の県内確保 を図るため、合同就職面接会等を 開催する。	 ・就職ガイダンス,就職面接会の開催(2回開催,学生2,555人,企業176社参加) ・大学生等求人一覧表の作成,配布(2回,3,000部)
9	高卒就職者援 助事業	経済商工観光部・ 雇用対策課	130		・合同就職面接会の開催(仙台, 石巻, 大崎, 気仙沼で7回開催, 生徒2,233人, 企業173社参加)
10	みやぎ障害者 ITサポート事業	保健福祉部·障害 福祉課	18,675	障害者のIT利用に関する県の施策を総合的に推進するため中核的機関を設置し、様々な相談に対応するほか、講習会の実施等によりITの利活用を促進するとともに、障害者の一般就労への支援を行う。また、障害児に対してITに親しむ機会を提供し、これらを利活用した社会参加の推進及び将来の就労等の可能性を高める。	・ITサポートセンターにおける相談窓口の設置(相談件数845件) ・IT基礎研修の実施(7回開催,39人受講) ・訪問講習の実施(168回開催,32人受講) ・スキルアップ研修の実施(4回開催,16人受講) ・ちゃれんじど情報塾の開催 障害児パソコン教室(3回開催,14人受講) 訪問講習(5回開催,3人受講) ・一般就労に結びついた者の人数9人(うち新規就労5人)
11	就労支援事業	保健福祉部·障害 福祉課	4,867	障害者の資格取得や職場適応の 支援を行う。	・知的障害者ホームヘルパー養成研修の開催(3回開催,45人受講) ・障害者就労アドバイザーの派遣(延べ778 件派遣)
12	障害者工賃向 上支接総合対 策事業	保健福祉部·障害 福祉課	2,818	授産施設等で働く障害者の工賃 の向上を図るため、授産施設等に 対する支援を行う。	・コンサルタントの派遣を受けたモデルケースの創出(5施設) ・コンサルタントの派遣を受けた事業所による 事例発表を含む研修会の実施(100人参加) ・平成21年度平均工賃14,464円
	県庁業務障害 者就労モデル 事業	保健福祉部•障害 福祉課	6,284		・古紙リサイクル事業の実施 ・障害者ビジネスアシスタント事業の実施(訓練者数5人)
	障害者就業・生 活支援センター 事業	保健福祉部·障害 福祉課	25,566	障害者就業・生活支援センターを 設置し、生活担当支援員を配置 し、障害者の職業生活における自 立を図るため、生活面を中心とす る助言と就労支援を行う。	・障害者就業・生活支援センターの運営(5箇所,相談件数延べ17,647件) ・一般就労へ結びついた者の人数 134人
	障害者就業・生 活サポート事業	経済商工観光部・ 雇用対策課	1,675	に継続的な支援を必要とする障害	・障害者就業・生活サポートセンターの設置 支援(1箇所, 相談者数413人, 就職者数2 人)

	評価原案			
の構築	構築			
施策評価(総括)	施策の成果 (進捗状況) でいる	・5つの目標値のうち、2つは目標値を達成しているが、残りの3つは未達成となっている。 ・県民意識調査からは、概ね9割が「重要」、「やや重要」と回答し、重視度が高いにも関わらず、満足度については、「満足」、「やや満足」をあわせて概ね3割台半ばに止まっている。 ・少子・高齢化、疾病構造の変化等の社会情勢や医師不足の深刻化等からみて、施策全体としては一定の成果を上げている。 ・救急医療等に従事する医師の勤務環境の改善に向けた動きや研修事業等の新しい取組もあり、施策は着実に推進されており、そうした取組の効果が期待されるいるものの、厳しい社会情勢や県民の高い期待の中、目標指標等や県民満足度の向上につながっていない状況にあるため、進捗状況はやや遅れていると判断した。		
<u></u>	事業構成 の方向性 現在のまま 継続	方向性の理由 ・地域医療の充実については、診療報酬制度をはじめとして国の政策に大きく左右されるものであるが、本県の課題解決に向けて県として積極的に取り組んでいくことが求められており、県民の期待も高くなっている。こうした中、各事業は必要性、有効性が認められることから、基本的な構成は変更しないこととする。		
#進する上での課題等と対応方	・目標を達成し立病院を除く) 上にいて、順大のでは、 上にいる。また、 ある。また、 ることから普及 「大平度の対」 「大平成20年4月 「大平成20年4年 「大平成20年4 「大年	ていない「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県の割合」、「救急搬送時間」、「認定看護師数」の3つの目標指標等の向関係医療機関・団体の理解・協力のもと、より一層効果的に事業を実施したり、特に指標が悪化している救急については、より強力な取組が必要で急搬送時間の短縮等には救急医療や救急車の適切な利用が重要であ、啓発に継続的に取り組むことが大切である。 「た方針」 「に公示した地域医療計画の内容を踏まえ、医療従事者の確保や救急医、がん対策、リハビリテーション等の各分野において関係機関・団体との等における検討を行いながら、地域医療再生計画の着実な推進を図ると業の実施や既存事業の統廃合・拡充を含めて施策の一層効果的な実施ていくとともに、昨年度に引き続き広報紙等により県民の普及啓発につい		
	施策評価(総括) 施策を推進する上での課題等と対応方	 施策評価(総括) 施策評価(総括) 本の現 本ををけったられる。とれる。とれる。とれる。とれる。とれる。とれる。とれる。とれる。とれる。と		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果			
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は,妥当であると判断される。	施策評価(総括)	施策の成果 (進捗状況) 遅れている	・5つの目標値のうち、2つは目標値を達成しているが、残りの3つは未達成となっている。 ・県民意識調査からは、概ね9割が「重要」、「やや重要」と回答し、重視度が高いにも関わらず、満足度については、「満足」、「やや満足」をあわせて概ね3割台半ばに止まっている。 ・少子・高齢化、疾病構造の変化等の社会情勢や医師不足の深刻化等からみて、施策全体としては一定の成果を上げている。 ・教急医療等に従事する医師の勤務環境の改善に向けた動きや研修事業等の新しい取組もあり、施策は着実に推進されており、そうした取組の効果が期待されるいるものの、厳しい社会情勢や県民の高い期待の中、目標指標等や県民満足度の向上につながっていない状況にあるため、進捗状況はやや遅れていると判断した。	
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 ・救急医療や医師確保、がん対策等について、その取 組みや検討状況も記載するなど、より具体的に課題等と 対応方針に示す必要があると考える。		事業構成 の方向性 現在のまま 継続	方向性の理由 ・地域医療の充実については、診療報酬制度をはじめとして国の政策に大きく左右されるものであるが、本県の課題解決に向けて県として積極的に取り組んでいくことが求められており、県民の期待も高くなっている。こうした中、各事業は必要性、有効性が認められることから、基本的な構成は変更しないこととする。	
「委員会意見に対する県の対応方針」 ・指摘に基づき施策を構成する主要な事業の 取組状況等のうち特に達成度の低い事業について補足し、より具体的な課題や対応方針を 示すこととする。	施策を推進する上での課題等	・目標を達成し 立病院を除く) 上に向けて、見 ていく必要がも なっている。 こうしたことか 消するため、表 いて症状の安 このほか、救	する上での課題等】 していない「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県の割合」、「救急搬送時間」、「認定看護師数」の3つの目標指標等の向関係医療機関・団体の理解・協力のもと、より一層効果的に事業を実施しるり、特に指標が悪化している救急については、より強力な取組が必要という救急搬送受入を断る要因となっている「専門外」「満床」等の課題を解放急患者に対応する際に必要となる各種実技研修や救急医療機関にお定した患者を円滑に転床・転院させる等の取組が求められる。急搬送時間の短縮等には救急医療や救急車の適切な利用が重要であ啓発に継続的に取り組むことが大切である。	
	等と対応方針	療, 小児救急, 協議や審議会 具体的には において求め な救急搬送に	本方針】 「に公示した地域医療計画の内容を踏まえ、医療従事者の確保や救急度、がん対策、リハビリテーション等の各分野において関係機関・団体との等における検討を行いながら、取組を強化する。地域医療再生計画に盛り込んだ医師の養成・確保に向けた取組、各地りられる初期・二次・三次救急医療体制の充実強化と連携、適正かつ円滑つなげるための救急搬送実施基準の策定に取り組んでいく。なお、昨年広報紙等により県民の普及啓発についても取り組んでいく。	

■施策19(安心できる地域医療の充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	宮城県ドクター バンク事業	保健福祉部·医療 整備課	1,036	全国から県内自治体病院への勤務を希望する医師を募集・採用し、派遣等を行う。	・ポスター及びパンフレットの作成及び配布, 医学情報誌への広告掲載,学術会議の会場 にブースを設けての事業紹介,ホームペー ジ等による事業のPR ・医師の採用及び自治体病院等への配置 (平成22年4月1日付け1人)
2	医学生修学資 金等貸付事業	保健福祉部·医療 整備課	116,801	県内の自治体病院等で勤務する 意志を有する大学生、大学院生及 び研修医を対象に修学資金等を 貸し付ける。	・ポスター及びパンフレットの作成及び配布,本県出身医学生への案内文書の送付,ホームページ等による事業のPR・大学生47人,大学院生1人への貸付け実施,うち10人は新規貸付け(大学生は月額200千円,大学院生は月額300千円)
3	女性医師支援 事業	保健福祉部·医療 整備課	953	女性医師や女子医学生,大学院 生等を対象とした女性医師による キャリアカウンセリングの相談事業 等を通じ,女性医師の悩みや意見 を集約・分析し,有効な施策を展 開する。	・女性医師キャリアデザインセミナーの開催 (1回) ・女性医師キャリアカウンセリングの実施(1回) ・女性医師キャリアデザイン支援会議の開催 (3回)
4	地域医療医師登録紹介事業	保健福祉部·医療 整備課	非予算的手法	「宮城県地域医療医師無料職業 紹介所」を設置し、勤務の斡旋を 希望する医師に対し自治体病院 等の斡旋等を行う。	・自治体病院からの医師求人票受付 ・ホームページ等による事業のPR ・就業斡旋実績なし
5	二次救急体制 機能強化事業	保健福祉部·医療 整備課	9,473	い部門であることから、救急医療に	・救急科専門領域研修:重傷外傷および小 児救急の2分野で各1回開催・参加者数:重傷外傷52人,小児救急12人
6	救命救急セン ター運営費補 助事業	保健福祉部·医療 整備課	51,824	の救急医療を提供する医療機関 (市町村が開設者のものを除く)を 対象として運営費の一部を補助す	石巻赤十字病院救命救急センター(平成21 年7月開設)
7	回復期リハビリ テーション医療 体制整備推進 事業	保健福祉部·健康 推進課	1,207	二次医療圏におけるリハビリテーション医療体制の充実を図るため,回復期リハビリテーション病棟の整備を促進する。	・回復期リハビリテーション病棟の設置がない登米医療圏を対象に、施設基準の取得に向けた体制整備に要する経費の財政支援の実施(登米市立佐沼病院における回復期リハビリテーション病棟設置を前提にした理学療法士1人の確保)
8	地域リハビリ テーション支援 体制整備事業	保健福祉部·健康 推進課	3,009	ンター(保健福祉事務所)を中心 に, 県民が身近な地域において総 合的かつ一貫したリハビリテーショ	・宮城県リハビリテーション協議会及び専門部会の開催(3回)・地域リハビリテーション検討会の開催(9回)・連携システムの構築(3圏域)・市町村等への技術的支援(259回)・従事者基礎研修の実施(19回)・圏域体制整備(10事業)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
9	リハビリテーショ ン支援機能強 化事業	保健福祉部·健康 推進課	3,796	リハビリテーション支援体制を強化 する。	・地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議等の開催(8回) ・リハビリテーション情報システムの運用 ・広域支援センターへの支援(専門スタッフの派遣等 77回) ・通所介護サービス事業所を対象としたリハビリテーション専門職従事状況及び採用意向調査の実施 ・リハビリテーション専門職等に対する研修の実施(5回開催, 278人受講) ・みやぎのT・PT・ST合同就職説明会の開催(入場者数290人,参加施設32法人) ・宮城県OT・PT・ST無料職業紹介所の運営(のベ求人件数63件,のベ求職者数12人,雇用成立2人) ※OT・PT・ST:作業療法士・理学療法士・言語聴覚士(リハビリテーションの専門職)
10	がん対策総合推進事業	保健福祉部·疾 病·感染症対策室	73,109	「がん対策推進計画」に基づき,がん診療の均でん化を促進するため,がん診療連携拠点病院の整備及び機能強化(専門医師の育成や確保,がん相談支援体制の充実等),がんに対する正しい知識の普及を図るなど,総合的ながん対策の推進に取り組む。	・「がん対策推進計画」に基づく事業の推進 及び進行管理(協議会2回開催) ・がん診療連携拠点病院の機能強化(3医療 圏7病院指定) ・がん患者・家族サポートの推進 がん患者・家族サポートグループ交流会(1 回開催) がん患者等相談支援体制の充実(がん相談 支援員の研修2回開催,がん拠点病院空白 地域における相談窓口等3箇所設置) ・がん予防講演会,予防展の開催 (各3回開催) ・市町村におけるがん検診の事業評価(専門 部会の開催及び評価の実施) ・がん登録の推進(がん登録制度に関する普 及啓発,院内がん登録の研修等)
11	在宅緩和ケア対 策推進事業	保健福祉部·疾 病·感染症対策室	5,566	取りの実施等のサービスを希望する患者等に対し、総合的な相談・ 支援体制の整備や緩和ケア従事 者の人材確保・育成を図る。	・在宅緩和ケア支援センターの運営(県立がんセンター内) ・在宅緩和ケア推進連絡会議の開催(本庁及び3保健所) ・関係団体が実施する従事者の資質向上のための専門研修への補助(3団体,303人参加) ・保健所による地域での緩和ケア従事者に対する研修の開催(10回開催,延べ672人参加)
12	認定看護師養成事業	保健福祉部·医療 整備課	12,606	医療の高度化・専門化が進行する 中で、安全で質の高い看護サービスを提供するために、特定分野の 知識・技術がより訓練された認定 看護師の養成の促進を図る。	・宮城大学内に皮膚・排泄ケア認定看護師養成課程である「宮城県認定看護師スクール」の開設(宮城大学に委託)・定員30人に対し27人が入学,修了(平成22年5月の認定審査で24人合格)・なお、平成20年度修了者で認定審査不合格者2人も合格
13	薬局機能向上 推進事業	保健福祉部·薬務 課	443	今後の医薬分業における課題は, これまでの処方せん応需体制を中 心とした量的な整備から,地域医	地域医療における薬局の現状及び課題を整理し、薬局薬剤師の資質及び専門性の向上を含めた薬局機能向上に必要な方策等を検討するため、県内3カ所において薬局薬剤師を対象とした研修会を実施した。 ・仙台会場(参加者 29人) ・仙南会場(参加者 17人) ・栗原会場(参加者 27人)

施策体系		評価原案			
女策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会(の構	 築			
施策番号20:生涯を豊かに暮らすた		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
めの健康づくり (施策の概要) 県民一人一人が生涯現役でいきいきと暮らしていけるよう,若い世代からの予防を重視した健康づくりを進めるとともに,新たな感染症などの流行に備えた感染症危機管理体制の構築を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 80.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 44.4%	施策評価(総括)	やや遅れている	・本施策は「みやぎ21健康プラン」に示した目標を目標指標等にしているが、調査頻度の都合上、3歳児の一人平均むし歯数以外は各年度の実績値を把握することができず、達成度から評価することが困難である3歳児の一人平均むし歯数は減少しているものの目標値には達しておず、市町村の健康増進事業(老人保健事業)における各がんの検診受診率はほぼ横ばい傾向にある。 ・県民意識調査の結果を見ると、「重視」の割合が、概ね8割程度で推移しており、県民のこの施策への期待感がうかがえるが、一方で、「満足」の割合は4割程度で推移している。全体的に、施策に対する重視度が高く、期待も大きいことから、県民の満足を得にくく、重視度と満足度とのかい離が小さくならない状況にあるが、引き続き満足度の向上を図る必要がある。 ・本施策は10事業で構成され、事業ごとの活動指標や成果指標を見ると、「みやぎ21健康プラン推進事業」や「新型インフルエンザ対策事業」などの実績値はおおむれ目標値前後の近い値であり、一定の成果があったと認められる。しかしながら、「感染症危機管理対策事業」や「歯科保健対策総合強化事業」などにおいて、実績値と目標値に大きなかい離が生じたものも見られた。		
□目標指標等及び達成度 ・肥満者の割合 (30歳代以上の男性) 達成度N		事業構成	・以上のことから,本施策は全体としてやや遅れていると判断される。 方向性の理由		
現況値 - (平成20年度) 目標値 27.4%(平成20年度)		の方向性	・事業分析の結果を見ると、いずれの事業も、みやぎ21健康プランや宮		
初期値 31.0%(平成17年度) ・肥満者の割合(40歳代以上の女性) 達成度N 現況値 - (平成20年度) 目標値 27.8%(平成20年度) 初期値 32.2%(平成17年度)		現在のまま継続	・事業力がの船末を売ると、いりないの事業も、みやさ21度原プランやを城県がん対策推進計画などに基づく「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」に向けた妥当な事業であり、効率的に実施して一定の成果を得ていることから、現在の方向性を継続する。		
達成度N 現況値 — (平成20年度) 目標値 — (平成20年度) 初期値 45.7%(平成17年度) ・がん検診受診率(肺がん) 達成度N 現況値 — (平成20年度) 刊期値 61.6%(平成17年度) ・がん検診受診率(大腸がん) 達成度N 現況値 — (平成20年度) 目標値 — (平成20年度) 村期値 43.0%(平成17年度) ・がん検診受診率(子宮がん) 達成度N 現況値 — (平成20年度) 初期値 43.0%(平成17年度) ・がん検診受診率(子宮がん) 達成度N 現況値 — (平成20年度) 初期値 38.2%(平成17年度) ・がん検診受診率(乳がん)	(を推進する上での課題等と	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対てん化(=全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう, 医差の是正を図ること)を促進するには, がん診療連携拠点病院の機能発出地域のがん診療機能充実促進や拠点病院との診療体制の構築が必要する理解や関心が高まりつつあることから, 「みやぎ食育コーディネーと支援する環境づくりや, 地産地消の普及については高校生や大学生な心が薄いと思われる層への働きかけが必要である。 や自殺対策, 児童生徒の健康問題への対応等に関しては, 専門家から護携, 関係機関との調整など体制整備を図る必要がある。		
達成度N 現況値 — (平成20年度) 目標値 — (平成20年度) 初期値 37.0%(平成17年度) ・3歳児の一人平均むし歯数 達成度B 現況値 1.52本(平成20年度) 目標値 1.20本(平成20年度) 初期値 1.93本(平成17年度)	対応方	「県民健業をは ・ は は は は は は は は は は は は は	本方針】 建康意識の醸成,主体的な実践を促すために,平成22年度に実施する。養調査」の結果を踏まえて,関係機関と連携しながら,啓発普及に関連)効果的に展開する。 進については,22年度に「改訂宮城県歯科保健構想」を見直すこととしま想に基づく効果的な事業を展開していく。 対てん化に向けて,がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療ネットを進めていく。また,講演会や相談活動の支援,相談員等の研修を行いり,がん患者等の支援を充実していく。 告会等を開催し,「みやぎ食育コーディネーター」の地域での活動促進を大きを開催し、「みやぎ食育コーディネーター」の地域での活動促進を大きな時で、その成果を検証しながら引き続き取り組んでいく。 造機管理のための機器整備や薬品の備蓄等を行うとともに専門家や大きとの連携体制や整える。 6自殺対策や児童生徒への健康教育を推進するため、実務担当者への催し、資質向上を図る。		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果				
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に ついて「やや遅れている」とした県の評価は,妥当であ		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
ると判断される。	施策評価(総括)	やや 遅れている	・本施策は「みやぎ21健康プラン」に示した目標を目標指標等にしているが、調査頻度の都合上、3歳児の一人平均むし歯数以外は各年度の実績値を把握することができず、達成度から評価することが困難である3歳児の一人平均むし歯数は減少しているものの目標値には達しておず、市町付の健康増進事業(老人保健事業)における各がんの検診受診率はほぼ横ばい傾向にある。・県民意識調査の結果を見ると、「重視」の割合が、概ね8割程度で推移しており、県民のこの施策への期待感がうかがえるが、一方で、「満足」の割合は4割程度で推移している。全体的に、施策に対する重視度が高く、期待も大きいことから、県民の満足を得にくく、重視度と満足度とのかい離が小さくならない状況にあるが、引き続き満足度の向上を図る必要がある。・本施策は10事業で構成され、事業ごとの活動指標や成果指標を見ると、「みやぎ21健康プラン推進事業」や「新型インフルエンザ対策事業」などの実績値はおおむね目標値前後の近い値であり、一定の成果があったと認められる。しかしながら、「感染症危機管理対策事業」や「歯科保健対策総合強化事業」などにおいて、実績値と目標値に大きなかい離が生じたものも見られた。・以上のことから、本施策は全体としてやや遅れていると判断される。		
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上 [*]		事業構成 の方向性	方向性の理由		
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		現在のまま継続	・事業分析の結果を見ると、いずれの事業も、みやぎ21健康プランや宮城県がん対策推進計画などに基づく「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」に向けた妥当な事業であり、効率的に実施して一定の成果を得ていることから、現在の方向性を継続する。		
		・県民意おり、なるでは、	りてん化(=全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう, 医差の是正を図ること)を促進するには, がん診療連携拠点病院の機能強 自地域のがん診療機能充実促進や拠点病院との診療体制の構築が必要 対する理解や関心が高まりつつあることから, 「みやぎ食育コーディネー・支援する環境づくりや, 地産地消の普及については高校生や大学生な		
	での課題等と対応方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	心が薄いと思われる層への働きかけが必要である。 や自殺対策、児童生徒の健康問題への対応等に関しては、専門家からの 連携、関係機関との調整など体制整備を図る必要がある。 本方針 健康意識の醸成、主体的な実践を促すために、平成22年度に実施する 養調査」の結果を踏まえて、関係機関と連携しながら、啓発普及に関連 が効果的に展開する。 性については、22年度に「改訂宮城県歯科保健構想」を見直すこととして 様に基づく効果的な事業を展開していく。 りてん化に向けて、がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療ネット を進めていく。また、講演会や相談活動の支援、相談員等の研修を行い り、がん患者等の支援を充実していく。 告会等を開催し、「みやぎ食育コーディネーター」の地域での活動促進を こ、地産地消・食育を普及するため、22年度に高校生を対象とした新規事 ことから、その成果を検証しながら引き続き取り組んでいく。 造機管理のための機器整備や薬品の備蓄等を行うとともに専門家や大学 との連携体制を整える。 5自殺対策や児童生徒への健康教育を推進するため、実務担当者への		

■施策20(生涯を豊かに暮らすための健康づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	みやぎ21健康 プラン推進事業	保健福祉部·健康 推進課	7,296	少子高齢社会を健康で活力あるものとし、県民の健康寿命の延伸を図るために「みやぎ21健康プラン」を推進し、県民健康づくり運動の気運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を図る。	・「みやぎ21健康プラン」推進フォーラムの開催(300人参加) ・「みやぎ21健康プラン」の普及講演会等の開催(174回,10,024人参加) ・健康運動指導者研修会の開催(1回,72人参加) ・健康づくり運動普及事業(586人参加) ・健康づくり運動普及事業(586人参加) ・喫煙防止,禁煙支援に関する講習会・研修会の開催(22回,2,411人参加) ・「女性医師による女性の健康相談」の開催(12回,50件) ・親子で野菜を食べよう講習会の開催(38回,1,043人参加) ・親子で朝食を食べよう講習会の開催(39回,1,071人参加) ・野菜をもっと食べよう普及事業の実施(9箇所,4,112人参加)
	メタボリックシン ドローム対策戦 略事業	保健福祉部·健康 推進課	2,015	合的な対策が必要である。地域保	・働く人の健康支援モデル事業(モデル事業所:11事業所,644人参加) ・自分の健康状態を正しく理解し、内臓脂肪を減らす方法等を紹介するガイドシステム「メタボリックシンドローム予防ナビ」の運営(アクセス件数:9,670件) ・健康づくり推進商店街支援事業(商店街でのメタボ予防啓発運動)(7モデル商店街,13回,1,292人参加) ・特定健診、保健指導従事者に対する育成研修会及び現任者研修会の開催(6回開催,558人参加)
3		保健福祉部·疾 病·感染症対策室	73,109	「がん対策推進計画」に基づき,がん診療の均てん化を促進するため,がん診療連携拠点病院の整備及び機能強化(専門医師の育成や確保,がん相談支援体制の充実等),がんに対する正しい知識の普及を図るなど,総合的ながん対策の推進に取り組む。	・「がん対策推進計画」に基づく事業の推進 及び進行管理(協議会2回開催) ・がん診療連携拠点病院の機能強化(3医療 圏7病院指定) ・がん患者・家族サポートの推進 がん患者・家族サポートグループ交流会(1 回開催) がん患者等相談支援体制の充実(がん相談 支援員の研修2回開催,がん拠点病院空白 地域における相談窓口等3箇所設置) ・がん予防講演会,予防展の開催 (各3回開催) ・市町村におけるがん検診の事業評価(専門 部会の開催及び評価の実施) ・がん登録の推進(がん登録制度に関する普 及啓発,院内がん登録の研修等)
4	みやぎの食育 推進戦略事業	保健福祉部·健康 推進課	2,689	「宮城県食育推進プラン」に基づき、人材育成等や推進体制の整備に努めるとともに、イベント等での普及啓発により食育に対する意識の高揚を図るなど、県民運動としての食育に取り組む。	・みやぎまるごとフェスティバル「みやぎの食 育コーナー」の開設(2日間, 来場者延べ

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
5	食育·地産地消 推進事業(再掲)	農林水産部・食産 業振興課		する一層の理解の向上や消費・活 用の促進を図るため、「食材王国	・食材王国みやぎ地産地消の日(毎月第1金曜日・土曜日・日曜日)のPR・市町村,関係団体が実施する食育・地産地消の取組への支援(1市・1町)・食育推進ボランティア育成研修会の開催(12回)・食育推進ボランティアの登録(179人)・食材王国みやぎ地産地消推進店登録事業の実施(142店舗)
6	感染症危機管 理等対策事業	保健福祉部·疾 病·感染症対策室	334,566	県民の生命,健康の安全を脅かす 新興・再興感染症等の発生に対す る広域的な連携体制の整備や病 原体管理体制の強化を図るととも に,ウイルス性肝炎等の予防及び まん延防止に重点的に取り組むこ ととし,保健所等における相談・検 査体制の整備を促進する。	・病原体管理機器の整備 ・感染症指定医療機関運営事業費補助の実施 ・結核病床運営費補助の実施 ・県保健所での肝炎ウイルス検査の実施(75 件実施) ・医療機関での緊急肝炎ウイルス検査の実施(3,200件実施) ・B型・C型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療に要する費用の助成(462人新規認定) ・県保健所での定期的エイズ検査の実施、世界エイズデー等に合わせたHIV迅速検査等の実施(定期・迅速検査計212件実施)
7	新型インフルエ ンザ対策事業	保健福祉部·疾病·感染症対策 室,薬務課	300,811	新型インフルエンザの発生に備え、タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、適切な医療体制の整備、感染拡大防止のための意識啓発等を実施する。	・新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生に対し、国や市町村、医師会や大学等と連携して対応に当たった。 ・発熱相談センターの設置・運営等を通じた県民への情報提供と相談対応(18,245件受付) ・発熱外来をはじめとする医療提供体制の整備 ・新型インフルエンザワクチン接種に係る関係機関との調整や市町村への補助の実施・抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄(タミフル80,300人分,リレンザ8,200人分追加)
8	心の健康づくり推進事業	保健福祉部•障害 福祉課	4,716	予防に係る体制整備や研修等を	 ・こころの相談電話(延べ3,334件) ・自殺対策シンポジウムの開催(1回開催,216人参加) ・教育研修の実施(35回開催,延べ2,509人参加) ・宮城県自殺対策推進会議の開催(3回開催)
9	健康教育推進 充実事業(再掲)	教育庁・スポーツ 健康課	2,077	県内公立小・中学校・高等学校・ 特別支援学校に専門医等を派遣 し必要な指導助言を得る。また、児 童生徒の健康課題に対応するた め、研修会を開催し、健康教育の 推進を図るとともに、3年毎に健康 実態調査を実施し健康情報を収 集する。	・専門医等の派遣による講演会等の開催(県内公立小・中学校・高等学校・特別支援学校のべ72校)・学校保健研修会の開催(434人参加)・養護教諭研究協議会の開催(349人参加)・平成21年度宮城県児童生徒の健康実態調査結果報告書の作成(県内公立小・中学校・高等学校・特別支援学校に配布)
10		保健福祉部·健康 推進課	3,225	善するため,乳幼児のむし歯対策 や効果的歯科健診手法の確立な ど歯科保健対策を総合的に強化し	・3歳児の一人当たりの虫歯本数の減少を図るためのフッ化物塗布の導入や歯磨き、食事指導のモデル事業の実施(4町,330人)・高齢者や施設等入所者、移動が困難な地域住民への訪問歯科健診・診療体制構築のための地区歯科医師会への往診用歯科携帯ユニットの整備(3地区歯科医師会)

施策体系	評価原案			
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会(の構築	<u> </u>		
施策番号21:高齢者が元気に安心し て暮らせる環境づくり		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
(施策の概要) 高齢者がその能力や経験を生かしながら、社会の一員として積極的に社会活動に参加できるような地域社会づくりや、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送るための仕組みづくりを推進して、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 83.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.6%	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等について、すべての項目で目標を達成することができた。特に、認知症サポーター数及び主任介護支援専門員数については順調に伸び、目標を上回る成果となった。 ・県民意識調査の結果からは、施策に対する重視度が高い一方で、施策の「満足」の割合が「不満」「やや不満」の合計割合よりやや高い程度であることから、施策の推進が必要である。 ・社会経済情勢からは、急速な高齢化の進展、認知症高齢者数の増加などが予測されており、引き続き「明るく活力ある長寿社会」の構築が求められている。 ・事業の実績及び成果等からは、認知症サポーターの多数養成など施策を構成する多くの事業で目標を達成しており、期待される一定の成果を上げることができた。一方、特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた施策については、さらに拡充していく必要がある。 ・施策の目的である、高齢者の「地域参画や元気な活動の推進」、「介護が必要になっても安心して生活できる環境づくり」、「権利擁護の体制整備」について、本施策の進捗状況は概ね順調と判断する。	
□目標指標等及び達成度 ・認知症サポーター数 達成度A 現況値 24,561人(平成21年度) 目標値 20,000人(平成21年度) 初期値 1,712人(平成17年度) ・主任介護支援専門員数 達成度A 現況値 394人(平成21年度) 目標値 300人(平成21年度) 初期値 141人(平成18年度) ・介護予防支援指導者数 達成度A		事業構成の方向性	方向性の理由 ・施策の進捗状況は概ね順調であり、事業構成は維持したい。 ・県民意識調査結果では「認知症高齢者やその介護家族を支える総合的な支援」について優先すべきとの回答が比較的高いことから、認知症高齢者の早期発見や支援体制の整備を一層推進していきたい。	
現況値 24人(平成21年度) 目標値 24人(平成21年度) 初期値 6人(平成18年度)	施策を推進する上で	・施策の進捗*(83.1%)に比 正するために うる施策の検言 ・事業によって	・特別養護老人ホーム入所待機者の解消は喫緊の課題であることから、施設整備を一層促進していきたい。 ずる上での課題等】 状況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合 較して「満足」の割合(38.6%)が低い結果となっている。このかい離を是 は、各取組の継続による成果の積み上げと県民のニーズに的確に対応し 対が必要である。 には各市町村間で認知度や必要性等の認識に格差がみられ、県内全域 業展開に向けた積極的な情報発信、啓発が必要である。	
	の課題等と対応方針	域で自分をいいて自動をは明確で自動をは明確をは明確をは明確をは明確をは明確をは明確をは明確をは明確をは明確をは明確	に策定された「第4期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、「高齢者が地い生活を安心して送れる社会」の実現に向けて、市町村との連携を密に生きがいづくりや地域活動参画の支援、あるいは、介護予防や権利擁護め、認知症高齢者やその家族等を支えるための地域づくりを進めるほか、引員の資質向上についても重点的に取り組んでいく。護老人ホームの入所待機者解消については、各市町村とも連携しなが度に造成した基金も活用して効率的な整備促進を図るなど、重点的に取るの質の充実は従前からの基本課題であり、特別養護老人ホームのユミや、介護職員を対象とした介護研修センターでの介護技術向上のためめ、介護支援専門員や地域包括支援センター職員に対する研修等により別組んできたところである。今後も介護現場の実態把握に努めながら充	

		評価結果
	施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等について、すべての項目で目標を達成することができた。特に、認知症サポーター数及び主任介護支援専門員数については順調に伸び、目標を上回る成果となった。 ・県民意識調査の結果からは、施策に対する重視度が高い一方で、施策の「満足」の割合が「不満」「やや不満」の合計割合よりやや高い程度であることから、施策の推進が必要である。 ・社会経済情勢からは、急速な高齢化の進展、認知症高齢者数の増加などが予測されており、引き続き「明るく活力ある長寿社会」の構築が求められている。 ・事業の実績及び成果等からは、認知症サポーターの多数養成など施策を構成する多くの事業で目標を達成しており、期待される一定の成果を上げることができた。一方、特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた施策については、さらに拡充していく必要がある。 ・施策の目的である、高齢者の「地域参画や元気な活動の推進」、「介護が必要になっても安心して生活できる環境づくり」、「権利擁護の体制整備」について、本施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
	事業構成 の方向性	方向性の理由 ・施策の進捗状況は概ね順調であり、事業構成は維持したい。
	現在のまま 継続	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
施策を推進する上で	・施策の進捗状(83.1%)に比談正するためにはうる施策の検診・事業によってでの円滑な事・地域包括ケア	する上での課題等】 大況は概ね順調であるが、県民意識調査結果では、「重視」の割合 較して「満足」の割合(38.6%)が低い結果となっている。このかい離を是 は、各取組の継続による成果の積み上げと県民のニーズに的確に対応し 対が必要である。 は各市町村間で認知度や必要性等の認識に格差がみられ、県内全域 業展開に向けた積極的な情報発信、啓発が必要である。 アを更に推進していくために、地域包括支援センターの役割が十分発揮 が必要である。
の課題等と対応方針	・平成21年3月 域で自分らしい し、高齢をは専者の生 の推進支援り開きに放21年月 り組護サーー研修の でいー・研修の でいーではいる でいっかでしている でいっている でいっている でいっている でいっている でいっている でいっている でいっている でいった。	に策定された「第4期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、「高齢者が地い生活を安心して送れる社会」の実現に向けて、市町村との連携を密に きがいづくりや地域活動参画の支援、あるいは、介護予防や権利擁護 め、認知症高齢者やその家族等を支えるための地域づくりを進めるほか、 員の資質向上についても重点的に取り組んでいく。 養老人ホームの入所待機者解消については、各市町村とも連携しなが 度に造成した基金も活用して効率的な整備促進を図るなど、重点的に取 なの質の充実は従前からの基本課題であり、特別養護老人ホームのユデや、介護職員を対象とした介護研修センターでの介護技術向上のため の、介護支援専門員や地域包括支援センター職員に対する研修等により り組んできたところである。今後も介護現場の実態把握に努めながら充
	策評価(総括) 施策を推進する上での課題等と対応方	(進 (

■施策21(高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	明るい長寿社会 づくり推進事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	48,266	スポーツ活動や様々な文化活動 等を通じて高齢者がいきいきと暮らすことができるよう,各種活動を 支援する。	 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)予選会の開催(17種目,2,356人参加) ・宮城シニア美術展の開催(日本画,洋画,書,写真及び工芸 計159点) ・啓発情報誌の発行(4回,各100,000部)
2	特別養護老人 ホーム建設費補 助事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	240,980	備を進める。	・特別養護老人ホームの整備に対する補助 (開所3箇所,定員長期40人,短期20人) 気仙沼市(創設長期30人,短期10人) 栗原市(増設長期10人) 登米市(改築長期(86)人,短期10人) ・平成21年度末介護老人福祉施設の入所定員数7,288人
3-1	介護支援専門 員資質向上事 業	保健福祉部·長寿 社会政策課	22,735	介護保険制度を円滑に実施するため、介護支援専門員の試験・登録・養成を行うとともに、定期的に専門的知識及び技術の向上を図り、ケアマネジメントの質を確保するため、専門研修・更新研修等を実施する。	・専門研修等の開催(6回) 介護支援専門員実務研修 609人修了 同更新研修(実務経験者・未経験者計) 519人修了 同再研修 30人修了 同専門研修(I・II) 384人修了 実務従事者基礎研修 272人修了 主任介護支援専門員研修 153人修了
3-2	介護支援専門 員支援体制強 化事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	5,113	提供されるよう,介護支援専門員相互の連携支援を促進し,地域全	・介護支援専門員(ケアマネジャー)指導者養成研修の開催(1回開催,13人修了) ・介護支援専門員連携・支援推進事業の実施(特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会委託により,地域の介護支援専門員の組織化,ケアプラン相談事業,研修会等の介護支援専門員に対する支援事業を実施) ・介護支援専門員支援会議の開催(1回)
4	地域包括支援センター職員等研修事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	2,075	地域包括支援センターに勤務する職員及び介護予防支援業務を受託する介護支援専門員の資質の確保・向上を図り、地域包括支援センターの業務を円滑かつ適切に実施できる体制づくりを支援する。	研修の開催(3回) 地域包括支援センター職員研修 (初任者・現任者計) 82人修了
5	介護予防に関する事業評価・ 市町村支援事 業	保健福祉部·長寿 社会政策課	2,444	市町村や事業者が行う介護予防 関連事業について,介護予防委 員会・部会を設置し,事業効果を 調査分析するとともに,研修や普 及啓発を通じ,市町村における介 護予防事業の効果的実施につい て支援する。	・介護予防に関する事業評価・市町村支援 委員会の開催(1回) ・部会に代えて有識者・市町村職員等による 検討会を設置 ・普及啓発用パンフレットの作成,配布 ・介護予防実務担当者研修(2回,200人) ・市町村介護予防事業の評価・分析
6	療養病床転換助成事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	9,169	保健施設等の介護保険施設への 転換を円滑に進める。	・1医療機関について介護老人保健施設への転換に係る改修費用の助成を行った。 19床(うち医療療養病床8床)→17床 ・下記2施設については、改修は伴わないものの、介護老人保健施設への転換が行われている。 介護療養病床19床→20床 医療療養病床19床→19床

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7	高齢者虐待対 策事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	3,606	高齢者虐待防止に向けて関係者の理解を深め、虐待を発見した場合の迅速な対応の仕組みを構築し、実効性のある対策を展開する。	・各圏域でのネットワーク構築に関する検討会及び研修会の開催(27回開催,1,132人参加) ・高齢者権利擁護に関するシンポジウムの開催(4回開催,504人参加) ・啓発資料の作成,配布(ポスター4,000部,リーフレット2,000部,クリアファイル3,500部) ・啓発広告(新聞 1回,4段1/2) ・市町村の支援(専門的な相談対応やセミナー開催について,多数の専門職員で構成されているNPO法人への委託により支援)
8	認知症地域医療支援事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	1,070	地域の認知症ケアの調整役として、高齢者の主治医(かかりつけ医)や関係者をサポートできる医師を養成するため、国が実施する研修に医師を派遣するとともに、認知症サポート医養成研修修了者を講師として研修を実施し、かかりつけ医の認知症理解を深めて対応力の向上を図り、認知症の早期発見・早期対応を推進する。	・認知症サポート医養成研修の実施(2人養成) ・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施(2回実施,71人修了)
9	認知症地域ケア 推進事業	保健福祉部·長寿 社会政策課	6,653	認知症に関する地域資源ネットワークづくりや、認知症の早期発見・見守り・適切なケアの実施等に総合的に取り組める体制づくりに取り組む。(モデル事業実施市町村を選定し、モデル市町村を支援しながら各種事業を展開するとともに、モデル事業の成果を全市町村に普及する)	・モデル市町村による取組 (南三陸町,登米市,加美町,塩竈市,角田市) 認知症に関する啓発,専門相談,介護家族の交流会,事例検討会等の実施,関係機関の連携強化と地域資源マップづくり。 ・各保健福祉事務所によるモデル事業支援・全市町村を対象とした研修会の開催 ・外部有識者で構成する推進会議の開催

	評価原案			
の構	 築			
	施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
施施		・目標指標等については、4つの指標のうち3つの指標が達成度Aとなっており、施策全体の目標指標等の達成度は概ね目標値を達成していると評価できる。目標指標等「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」については、目標を下回っているものの、適合証の交付件数は増加しており、バリアフリー社会の実現に向けた公益的施設の整備は一定程度進んでいると評価できる。目標指標等「受入条件が整えば退院可能な精神障害者数」については、障害者が地域で安心して生活できる体制が整備されることにより、障害者の地域移行が相むことを意味している。指標の数値をみると前年度から減少しており、また目標も達成している。したがって、障害者の地域移行が順調に進み、障害があっても安心して生活できる地域社会の実現に近づいていると		
策評価(総括)	概ね順調	評価できる。 ・県民意識調査結果からは、重視度が概ね8割で推移しており、この施策に対する県民の期待が高いことがわかる。また、満足度について、「満足」の割合が「やや不満・不満」の割合を上回っているものの、「わからない」の割合も大きい。引き続き、施策の推進により満足度を向上させ、県民の高い期待に応えていく必要がある。 ・社会経済情勢をみると、いわゆるパリアフリー新法や障害者自立支援法等が施行され、国の障害者基本法に係る重点施策5か年計画や宮城県障害福祉計画及び第2期宮城県障害福祉計画等が策定された。これ		
		らの法律,計画等に基づき,様々な事業を実施し施策の推進を図ってきた。 ・事業の実績及び成果等をみると,障害者就業・生活支援センター事業など,ほぼ全ての事業で成果を上げ、又はある程度の成果を上げており,施策の推進に寄与していると評価できる。 ・以上のことから,本施策の進捗状況については,概ね順調であると判断している。		
	事業構成の方向性	方向性の理由		
	現在のまま継続	・県民意識調査結果から、県が今後優先して行うべき項目としては、「働く意欲のある障害者等の就職活動を支える能力開発の場の確保や相談・支援体制の充実」及び「難病患者等が在宅で安心して療養生活を送ることができる環境の整備」が多くの回答を集め、他の項目についても施策推進のため必要であり、事業構成については、事業目的を達成したものを除き、現在のまま継続する。		
策を推進する上での	・公益的施設・いて広く県民いで広く県民い・障害者の一般・事業を効率的必要である。 ・難病相談・支	する上での課題等】 への条例整備基準による「適合証」交付を推進するため、「適合証」につ こ周知する必要がある。 设就労に向け選択肢を広げるため、就職先の開拓が必要である。 内に推進するため、精神障害者自立生活支援事業の実施方法の改善が 援センター事業等については、事業や制度の周知により事業効果の向 ることから、県事業の普及啓発をさらに行う必要がある。		
題等と対応方針	・啓発パンフレ「適合証」についでにいる。 ・障害者の就会で、特神障害者 接に加えて、りる。	応方針】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	施策評価(総括) 施策評価(総括) 施策を推進する上での課題等と対応	施策評価(総括) 施策評価(総括) 施策評価(総括) 事の 現 権向 の続 を的く者をある談でのン」の害で利力して就者に必要に対している。する対して就者に表している。する方式に就者に表している。する方式に就者に表している。する方式に就者に表している。する方式に就者に表している。する方式に対して、		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果			
判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
ついて「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等については、4つの指標のうち3つの指標が達成度Aとなっており、施策全体の目標指標等の達成度は概ね目標値を達成していると評価できる。目標指標等「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」については、目標を下回っているものの、適合証の交付件数は増加しており、バリアフリー社会の実現に向けた公益的施設の整備は一定程度進んでいると評価できる。目標指標等「受人条件が整な退院可能な精神障害者数」については、障害者が地域移行が可能となることから、指標の数値をみるとにより、障害者の地域移行が可能となることから、指標の数値をみると前年度から減少しており、まして生活できる体制が整備が減少するほど障害者の地域移行がすむことを意味している。したがって、障害者の地域移行が順調に進み、障害があっても安心して生活できる地域社会の実現に近づいていると評価できる。 ・県民意識調査結果からは、重視度が概ね8割で推移しており、この施策に対する県民の期待が高いことがわかる。また、満足度について、「満足」の割合が「やや不満・不満」の割合を上回っているものの、「わらない」の割合も大きい。引き続き、施策の推進により満足度を向上させ、県民の高い期待に応えていく必要がある。・社会経済情勢をみると、いわゆるバリアフリー新法や障害者自立支援法等が施行され、国の障害者基本法に係る重点施策5か年計画や宮内県障害福祉計画及び第2期宮城県障害福祉計画等が策定された。これらの法律、計画等に基づき、様々な事業を実施し施策の推進を図ってた。・事業の実績及び成果等をみると、障害者就業・生活支援センター事等など、ほぼ全ての事業で成果を上げ、又はある程度の成果を上げており、施策の推進に寄与していると評価できる。・以上のことから、本施策の進捗状況については、概ね順調であると判断している。		
【判定:適切】 内容が十分であり,県が示す「施策を推進する上での 課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	施策	事業構成 の方向性 現在のまま 継続	方向性の理由 ・県民意識調査結果から、県が今後優先して行うべき項目としては、「個く意欲のある障害者等の就職活動を支える能力開発の場の確保や相談・支援体制の充実」及び「難病患者等が在宅で安心して療養生活を送ることができる環境の整備」が多くの回答を集め、他の項目についても施策推進のため必要であり、事業構成については、事業目的を達成したものを除き、現在のまま継続する。		
	泉を推進する上での課題等と対応方針	・公立に書をある。 ・公公に書をある談でで書をある談でである。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「お上での課題等」 への条例整備基準による「適合証」交付を推進するため、「適合証」につこ周知する必要がある。 段就労に向け選択肢を広げるため、就職先の開拓が必要である。 内に推進するため、精神障害者自立生活支援事業の実施方法の改善が援センター事業等については、事業や制度の周知により事業効果の向ることから、県事業の普及啓発をさらに行う必要がある。 本方針】 ットの配布等により「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨やいて周知を図る。 労支援のため、関係機関との連携を強化する。自立生活支援事業を効率的に進めるため、対象者の訓練などの個別支援院内での社会的入院者に対する退院意欲向上のための支援を実施す援等については、各種媒体を効果的に使用し普及啓発に努める。		

■施策22(障害があっても安心して生活できる地域社会の実現)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	バリアフリーみ やぎ推進事業	保健福祉部·社会 福祉課		高齢者や障害者等、すべての県 民が安心して生活を営むことができるパリアフリー社会の実現に向 け、「だれもが住みよい福祉のまち づくり条例」に基づき、県民等への 意識啓発、公益的施設のパリアフ リー化の推進等に関する事業を実 施する。	・福祉のまちづくり読本の配布(小学校369校,20,500冊) ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付(11件) ・ホームページ「みやぎバリアフリー情報マップ」による情報提供(約1,900件掲載) ・バリアフリー関連団体の事務局として活動支援(24時間テレビにおけるキャップハンディ体験の実施,会報発行等)
2	障害者グルー プホーム等整備 促進事業	保健福祉部·障害 福祉課	22,066	施設入所者の円滑な地域生活移行を促進するため、障害者グループホーム(ケアホームを含む。)の創設又は改修や生活に必要な備品の購入の一部を補助する。	 ・障害者グループホーム等の基盤整備に対する補助(3件) ・補助したグループホーム等の利用者数 16人
	鉄道駅舎等バリ アフリー整備事 業(再掲)	企画部·総合交通 対策課	9,700	高齢者や障害者をはじめ、だれもが移動しやすい環境を整備するため、鉄道駅舎等へのエレベーター設置について、市町村が自ら整備する場合及び市町村が鉄道事業者等に補助を行う場合に、市町村に補助を行う。	・鉄道駅舎へのエレベーター設置補助(1団体へ補助,エレベーター3基設置)
	みやぎ障害者 ITサポート事業 (再掲)	保健福祉部•障害 福祉課	18,675	障害者のIT利用に関する県の施策を総合的に推進するため中核的機関を設置し、様々な相談に対応するほか、講習会の実施等によりITの利活用を促進するとともに、障害者の一般就労への支援を行う。また、障害児に対してITに親しむ機会を提供し、これらを利活用した社会参加の推進及び将来の就労等の可能性を高める。	・ITサポートセンターにおける相談窓口の設置(相談件数845件) ・IT基礎研修の実施(7回開催,39人受講) ・訪問講習の実施(168回開催,32人受講) ・スキルアップ研修の実施(4回開催,16人受講) ・ちゃれんじど情報塾の開催 障害児パソコン教室(3回開催,14人受講) 訪問講習(5回開催,3人受講) ・一般就労に結びついた者の人数9人(うち新規就労5人)
5	就労支援事業 (再掲)	保健福祉部•障害 福祉課	4,867	障害者の資格取得や職場適応の 支援を行う。	・知的障害者ホームヘルパー養成研修の開催(3回開催,45人受講) ・障害者就労アドバイザーの派遣(延べ778 件派遣)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	障害者工賃向 上支援総合対 策事業(再掲)	保健福祉部·障害 福祉課	2,818	授産施設等で働く障害者の工賃 の向上を図るため, 授産施設等に 対する支援を行う。	・コンサルタントの派遣を受けたモデルケースの創出(5施設) ・コンサルタントの派遣を受けた事業所による 事例発表を含む研修会の実施(100人参加) ・平成21年度平均工賃 14,464円
7	県庁業務障害 者就労モデル 事業(再掲)	保健福祉部·障害 福祉課	6,284	県が県庁において率先して障害者の就労等の場を創出し,庁内業務を通じた就業体験の機会を提供するとともに,技術の習得を支援する。このことにより,障害者の一般就労への移行の促進を図る。	・障害者ビジネスアシスタント事業の実施(訓
	障害者就業・生 活支援センター 事業(再掲)	保健福祉部·障害 福祉課	25,566	障害者就業・生活支援センターを 設置し、生活担当支援員を配置 し、障害者の職業生活における自 立を図るため、生活面を中心とす る助言と就労支援を行う。	・障害者就業・生活支援センターの運営(5箇所,相談件数延べ17,647件) ・一般就労へ結びついた者の人数 134人
9	障害者就業・生 活サポート事業 (再掲)	経済商工観光部・ 雇用対策課	1,675		・障害者就業・生活サポートセンターの設置 支援(1箇所, 相談者数413人, 就職者数2 人)
10	高次脳機能障 害者支援事業	保健福祉部·障害 福祉課	1,434	高次脳機能障害者やその疑いのある者に対し、地域での相談支援 や専門的な評価等を実施するとともに、保健医療福祉関係者等の資質の向上及びネットワークを構築するために研修会等を開催する。	・電話,巡回による相談の実施(相談延べ件数132件) ・当事者,家族及び保健医療福祉関係職員に対する研修の開催(22回開催,累計1,123人受講)
11	発達障害者支 援センター事業	保健福祉部·障害 福祉課	24,000	期から成人期までの各ライフス テージに対応し一貫した支援を総 合的に行うため、発達障害者支援 センター「ラくげ」を設置・運営す	・発達障害児(者)及びその家族に対する相談支援, 発達支援, 就労支援を行う専門機関(発達障害者支援センター)の運営(1箇所)・センターによる相談支援, 発達支援, 就労支援の実施(相談支援等実施件数1,301件)

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
12	精神障害者自 立生活支援事 業	保健福祉部·障害 福祉課		精神科病院に入院中の精神障害者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」に対し、地域移行推進員等を派遣し退院に向けた支援を行うともに、宿泊体験の場を提供する。また、精神障害者の地域移行に向けた体制を整備する。	・地域移行推進員等の派遣による入院中の 対象者の退院に向けた支援の実施(支援者 数8人)・支援者のうち退院者数 1人
13	障害児(者)相 談支援事業	保健福祉部·障害 福祉課	59,897	在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるために、市町村が行う障害者相談支援事業との重層的な連携を図りながら、身近な地域で療育相談・指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに、安心して在宅生活を送ることができる環境を整備する。	・障害児等に対する相談窓口の開設, 運営 (14箇所, 相談件数延べ4,539件) ・精神障害者の相談支援に係るアドバイザー の派遣(14回) ・精神障害者の相談支援に係る研修会の開催(1回開催) ・県自立支援協議会の開催(2回開催, 20機 関参加)
	新生児聴覚検 査·療育体制整 備事業(再掲)	保健福祉部・子育 て支援課	85	県内の産科医療機関において実施されている新生児聴覚検査で発見された対象児に対して,検査から療育までの支援体制を構築することにより,障害による影響を最小限に抑え,コミュニケーションや言語の発達を促進し,社会参加を容認する。	・新生児聴覚検査療育体制整備検討会の開催回数(1回)・聴覚障害児の家庭に対する市町村の支援 (延べ6人)
15	地域福祉活動 促進事業	保健福祉部·社会 福祉課	514	県民を対象とした研修等を通じて、地域福祉の担い手として、地域で自主的活動を行う人材を養成するとともに、福祉活動に取り組む団体等に対し、アドバイザーを派遣し、必要な専門知識等について助言を行い、その活動を支援する。	・みやぎの地域福祉実践塾(県民を対象とした研修等による,地域福祉の担い手として地域で自主的活動を行う人材の育成)の設置(5箇所,塾生数85人,各塾4回~20回開催)・福祉活動の道先案内人派遣事業(アドバイザー派遣による福祉活動に取り組む団体等への必要な専門知識等の助言,活動支援)の実施(3件派遣)
16	ALS等総合対策 事業	保健福祉部·疾 病·感染症対策室	20,266	ALS(筋萎縮性側索硬化症)等の 重症難病患者が、在宅で安心して 療養生活を送ることができる体制 を整備するとともに、介護人を派遣 するなどその家族への支援を行 う。	・医療相談の実施(1,100件,972人) ・在宅療養患者の入院等の調整(17件) ・医療従事者等の実地研修会の開催(3回,197人参加) ・患者療養手帳の作成,交付(1冊,累計99冊) ・コミュニケーション機器導入支援技術者の派遣(105件,21人) ・介護人の派遣(1,348件,41人(利用率71.4%)) ・地域支援ネットワークの構築(ケース検討会議55回開催,450人参加/ボランティア登録者数116人)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
17		保健福祉部·疾 病·感染症対策室	9,289		・療養, 日常生活等に関する相談の実施 (1,072件, 717人(新規相談者率54.5%)) ・患者団体の設立支援(1団体) ・患者団体の運営支援(9団体) ・患者等に対する講演会等の開催(6回開 催, 296人参加)
18	農村地域福祉 連携型協働活 動支援事業	農林水産部•農村 振興課	非予算的手法	より営農・援農活動を持続的に行う 体制づくりをモデル的に整備する ため、その協働活動の支援に向け て、農家、地域住民及び障害者の ニーズ等の情報収集及び普及啓	・本協働モデル構築の取組については、農業者に過度な負担が生じる等農家側の支援体制整備の難しさや障害者の通作・安全対策の困難さなどが過年度に実施した聞き取り調査から明らかとなった。双方のニーズの隔たりが大きかったため、事業を廃止とした。福祉側の視点に立った支援が必要。

評価原案			
の構築	· 楽		
	施策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
施策評		・3つの目標指標等の現状は、目標を達成しているもの1つ、達成してないが目指すべき方向に推移しているもの2つとなっている。 ・県民意識調査からは、施策に対する満足度や事業の周知度が低いことがうかがわれ、これまで以上の事業の推進と周知が必要と考える。 ・情報化、少子高齢化の進展などによる社会経済情勢からは、多様なニーズに対応した学習機会の提供、スポーツに親しめる環境づくり、文化芸術活動に対するニーズは高まっていくと考える。 ・生涯学習の推進の面では、みやぎ県民大学推進事業において、大学・高等学校・社会教育施設の開放講座及び市町村やNPO等との連携協力による各種講座の実施を通じて、学習機会の確保と提供をすることができた。	
価(総括)	概ね順調	また、スポーツの振興の面では、スポーツ選手強化対策事業の実施等を通じて、国民体育大会の総合成績で過去3年間ともに10位台を維持することができた。 さらに、文化芸術の振興の面では、みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)事業において、少人数体験型事業(ワークショップ等)の参加者数が増加傾向にあるほか、多くの県民に身近に芸術文化に触れる機会としてイベント集客型の事業も導入し、いずれも一定の成果が得られている。 ・以上のことから、本施策の進捗状況は概ね順調に進んでいると判断す	
	事業權成	\$.	
	の方向性	方向性の理由	
ı	現在のまま継続	・施策の進捗状況は概ね順調で、今後も高齢社会の進展など取り巻く 社会情勢を踏まえれば、生涯学習活動やスポーツ、文化芸術活動など への住民の多様なニーズに応えることのできる環境整備により努めてい く必要があることから、施策目的達成のために現在の事業構成を継続し て展開していく。 ・また、県民意識調査結果からは、「スポーツに親しめる環境づくり」の分野において優先すべきとする割合が高いので、今後も引き続き対応する事業に取り組んでいく必要がある。	
	【施策を推進する上での課題等】 ・限られた予算でいかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るか、ま		
施策を推進す	た,各分野に が課題と考え ・県民意識調 ね5割で推移し 足」の割合が	おいて、いかに各年代のニーズに対応できるようなサービスを提供するか	
る上での課題等と対応方針	・県民意と質報生に ・県民前な体生と質報生で ・県に同な体生で ・県に同な体生で ・現に一般で ・場にである。 ・は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	を方針】 査結果からは、本施策に対する「重視度」及び「満足度」とも総じて低いこ生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進を図るため、関連事業の努めていくとともに、県民の関心を高めるため、これまで以上に、県の広用し、積極的にPRしていく。 長興の面では、生涯学習関連講座については、ニーズに対応した講座を、講座内容の見直しなどを行い、より良い学習機会の提供に努める。まの周知についても工夫しながら、より一層の受講機会の拡大に努める。ま即の面では、総合型地域スポーツクラブの育成・支援については、県及ツセンターによる巡回訪問を実施し、事業の啓発と取組への指導に努めーツ選手強化対策事業においては、成績が下降傾向にある競技団体等はどとの強化計画等の見直しを行い、巡回督励を実施するなど、引き続き・向上に努める。 長興の面では、「みやぎ県民文化創造の祭典」については、市町村・関係を更に強化し、体験型事業中心の取組に加えてイベント型事業等により Rなども積極的に行いながら、文化芸術振興の取組への参加を拡大して、域文化の継承においては、貴重な文化遺産の保存管理を図りつつ、各活かした地域の文化資源としての活用に努める。	
	施策評価(総括) 施策を推進する上での課題等と対応	(進 施策評価(総括) 施策評価(総括) 事の 現 権向の続 をお分担意で割後 度意えな年学る座で入ての禁題等と対応方針 様向 またが、自身に対し、大学の機能である。 でいたが、自身に対し、大学の機能である。 でいたが、実力を対し、大学の機能である。 大学の機能である。 大学の機能である。	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果				
	_				
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
かいて「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・3つの目標指標等の現状は、目標を達成しているもの1つ、達成してないが目指すべき方向に推移しているもの2つとなっている。 ・県民意識調査からは、施策に対する満足度や事業の周知度が低いことがうかがわれ、これまで以上の事業の推進と周知が必要と考える。 ・情報化、少子高齢化の進展などによる社会経済情勢からは、多様なニーズに対応した学習機会の提供、スポーツに親しめる環境づくり、文化芸術活動に対するニーズは高まっていくと考える。 ・生涯学習の推進の面では、みやぎ県民大学推進事業において、大学・高等学校・社会教育施設の開放講座及び市町村やNPO等との連携協力による各種講座の実施を通じて、学習機会の確保と提供をするこのができた。また、スポーツの振興の面では、スポーツ選手強化対策事業の実施を通じて、国民体育大会の総合成績で過去3年間ともに10位台を維持することができた。 さらに、文化芸術の振興の面では、みやぎ県民文化創造の祭典(芸術観河)事業において、少人数体験型事業(ワークショップ等)の参加者教が増加傾向にあるほか、多くの県民に身近に芸術文化に触れる機会としてイベント集客型の事業も導入し、いずれも一定の成果が得られている。 ・以上のことから、本施策の進捗状況は概ね順調に進んでいると判断する。		
判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 表が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 スポーツ振興については、その裾野を広げ、より一層 の振興を図る観点から、本県における競技スポーツの 魅力についても、効果的に県民に情報発信していく必 要があると考える。 文化芸術の振興については、好立地にある宮城県民 会館を核とした文化振興のあり方を検討するなど、本界		事業構成 の方向性	方向性の理由		
		現在のまま継続	・施策の進捗状況は概ね順調で、今後も高齢社会の進展など取り巻く 社会情勢を踏まえれば、生涯学習活動やスポーツ、文化芸術活動など への住民の多様なニーズに応えることのできる環境整備により努めてい く必要があることから、施策目的達成のために現在の事業構成を継続して展開していく。 ・また、県民意識調査結果からは、「スポーツに親しめる環境づくり」の分野において優先すべきとする割合が高いので、今後も引き続き対応する事業に取り組んでいく必要がある。		
独自の取組みが必要であると考える。 〔委員会意見に対する県の対応方針〕 ・委員会意見を踏まえた対応方針を示すこととする。	施策を推進する	・限られた予算た、各分野になが課題と考える・県民意識調査5割で推移し足」の割合が構	する上での課題等】 近でいかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るか、ま おいて、いかに各年代のニーズに対応できるようなサービスを提供するか な。 査結果からは、この施策に対する重視度においては、「重視」の割合が概 しており、他の施策と比較すると総じて低く、また、満足度においては、「派 既ね3割と低く、「わからない」と回答した割合が4割以上もあることなどか 一層の事業の推進と周知に努める必要があると考える。		
)上での課題等と対応方針	とが何えるが、に活っている。 とが何な 体学 では、 は、 は	を方針】 を結果からは、本施策に対する「重視度」及び「満足度」とも総じて低いこ生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進を図るため、関連事業の努めていくとともに、県民の関心を高めるため、これまで以上に、県の広用し、積極的にPRしていく。 長興の面では、生涯学習関連講座については、ニーズに対応した講座を講座内容の見直しなどを行い、より良い学習機会の提供に努める。まの周知についても工夫しながら、より一層の受講機会の拡大に努める。まり周知についても工夫しながら、より一層の受講機会の拡大に努める。・理の面では、総合型地域スポーツクラブの育成・支援については、県及ツセンターによる巡回訪問を実施し、事業の啓発と取組への指導に努めーツ選手強化対策事業においては、成績が下降傾向にある競技団体等にどの強化計画等の見直しを行い、巡回督励を実施するなど、引き続きいうとの強化計画等の見直しを行い、巡回督励を実施するなど、引き続きいうとの強化計画等の見直しを行い、巡回督励を変施に当たり、少人数位組に加えてイベント型の事業も導入し、事業成果のPRも積極的に行いな加工大を図っていく。なお、事業実施に当たっては、県民会館の運営に文化振興財団との連携を強化し、より効果的で独自性のある事業展開をた、地域文化の継承においては、貴重な文化遺産の保存管理を図りつ特徴を活かした地域の文化資源としての活用に努める。		

■施策23(生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	図書館市町村 支援事業	教育庁·生涯学習 課	(千円) 52,325	県図書館と市町村図書館との間に 構築した図書館ネットワークシステムの充実を図り、市町村図書館へ の各種支援事業を行うことにより、 県民へのサービスの向上を図る。	・蔵書検索システムなど市町村図書館の支援システムのネットワーク化の推進・市町村図書館からの図書資料貸出依頼への迅速な対応・市町村図書館職員の研修会の開催(6回,200人参加)・県図書館から県内市町村図書館等に対する年間協力貸出数 24,630冊(平成20年度調査)・県内公立図書館における県民1人当たり図書資料貸出数 3.8冊(平成20年度調査)
2	みやぎ県民大 学推進事業	教育庁·生涯学習 課	4,092		・大学や高校等の学校開放講座及び生涯学 習指導者養成講座等の開設(64講座, 2,101 人受講)
3	広域スポーツセ ンター事業	教育庁・スポーツ 健康課	12,617	生涯スポーツ社会の実現に向けた環境を整備するため、広域スポーツセンターを設置・運営するとともに、県民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成支援を行う。	 ・市町村やクラブへの巡回訪問(65回) ・広報・啓発用資料の作成(ポスター1,000部作成,情報誌年2回(各10,000部)発行) ・総合型クラブガイド発行(1,000部) ・総合型クラブ指導者の育成研修会運営業務(11回開催,274人参加)研修会派遣業務(4研修会,7人派遣) ・総合型クラブ連絡会(2回開催,45人参加)・総合型クラブセミナー(1回開催,43人参加) ・スポーツ情報ネットワークの推進(広域スポーツセンターホームページアクセス数88,863回) ・創設された総合型クラブ数1クラブ
4	スポーツ選手強 化対策事業	教育庁・スポーツ 健康課	143,749	スポーツの振興及び競技力の向 上を図るため,(財)宮城県体育協 会を通じて,競技団体やジュニア 選手の強化事業等を推進する。	・第64回国民体育大会への参加(総合成績 第15位) ・スポーツ選手強化対策事業の実施(競技団 体強化553事業,ジュニア選手強化62事業) ・指導者の養成・確保事業の実施(指導者派 遣49事業,体育指導者活動費補助4競技6 人) ・国民体育大会予選会の開催(ラグビーフット ホール等を除く31競技,参加監督・選手 10,334人) ・宮城県スポーツ賞表彰事業の実施(特別功 績賞 個人1,功績賞 個人45,団体14)

番号	事業名	担当部局・	平成21年度 決算額	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
号	, , , ,	課室名	(千円)	県民に対し優れた芸術鑑賞の機	・巡回小劇場(18回), 巡回絵画・書道展(2回), 地方音楽会(2回), 河北美術展, 文化
5	みやぎの文化 力育成支援事 業	教育庁·生涯学習 課	6,630	に文化活動に参加する喜びを体験する機会を提供することにより、芸術鑑賞能力の向上と創作意欲の喚起を促し、「魅力ある地域文化」の醸成を目指す。また、県内の青少年に対し、かおり高い芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を養い、青少年の豊かな人間形成を図るとともに、地域の芸術文化の振興に寄与する。	庁事業の活用等による芸術鑑賞機会の提供 (83回) ・県芸術祭, 国民文化祭, 高等学校文化祭, 文化庁事業の実施による芸術文化活動への 参加の機会の提供(92,538人参加)
6	図書館貴重資 料保存修復事 業	教育庁•生涯学習 課	2,066	修復・保存を進め,その成果を公開するとともに,学校教育・生涯学習の場における教材として活用を	・貴重資料の修復, 保存(修復, デジタル化, レプリカ作成した貴重資料数 2点(累計329点)) ・貴重資料, 文化財レプリカの移動展示会の開催(7回)
7	瑞巖寺修理補 助事業	教育庁·文化財保 護課	17,775	国宝瑞巌寺本堂及び関連する建造物の修復工事を支援し、良好な状態での保存管理を行い、次代に引き継ぐ。あわせて、地域の文化財を再認識するとともに、地域の文化資源としての活用を図り、地域の活性化に役立てる。	·本堂素屋根架構
8	みやぎ県民文 化創造の祭典 (芸術銀河)開 催事業	環境生活部・消費 生活・文化課	10,500	県民に対して,優れた芸術文化の 鑑賞と発表の機会を広く提供す る。	みやぎ県民文化創造の祭典の開催 ○会場数 ・主催事業(舞台・美術ワークショップ,音楽 アウトリーチ等) 179会場 ・共催事業 14会場 ・協賛事業 61会場 ○参加者数 1,025千人(うち出品者・出演 者等の数 23千人) ※音楽アウトリーチ 演奏家が,学校などで少人数を対象に双方 向の交流を図りながら,ミニコンサート等を行 うもの。
9	美術館教育普 及事業	教育庁·生涯学習 課	3,699	県民の芸術文化活動への関心の 喚起及び創作活動の推進を図る ため、美術館において、ワーク ショップや美術探検、オープンアト リエ等の通常活動をはじめ、講座 や講演会、音楽公演などの特別活 動を展開する。	・ワークショップ,美術探検,オープンアトリエ,公開講座・公開制作,移動美術館,ハイビジョンギャラリー,公演会,美術館講座等の教育普及活動の実施(13事業,17,391人参加)

施策体系	評価原案			
政策番号9:コンパクトで機能的なまち		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
びくりと地域生活の充実 政策の概要) 人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、公共交通機関と合わせて公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基間からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進する。さらに、公共的施設や集客施設をはじめり、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のジリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。しか、大きなで、は、豊かな自然環境や独自の伝統文となど、誇りうる多くの地域資源が存在していることが、など、誇りうる多くの地域資源が存在していることが、なら、グローバル化や情報化が進却中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせないら、特別通信基盤など、県民生活に欠かせないら、集別通信基盤など、県民生活に欠かせないら、集別通信基盤など、県民と生活に欠かせないら、特別、場別では、場別であることから、場別であることが必要があることから、特別である。	政策評価(総括)	概ね順調	・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策で取り組んだ。 ・良好な市街地の形成に向け、関係市町村と連携しながら、都市計画域変更素繁等の作成、高架化工事、市街地再開発事業への支援などを行い、順調に進捗している。 ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、バリアフリー新法に基づく鉄道駅舎の改修が、市町村・鉄道会社と協力して整備が図られている。 ・中心市街地や商店街の活性化に向けて、中心市街地活性化基本計画の策定予定の市町村等に支援を行い、平成22年3月に石巻市が県内では初めて計画が認定された。 ・地域生活交通の維持確保に向けて、市町村や事業者への支援を行い、地域住民の移動手段(バス、鉄道、船)の確保は確実に実施されている。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。	
	政策を推進する上での課題等と対応方針	協力関係の構の理解と協力で、 ・中心自体的なない。 ・中心自体的ない。 ・地主体の地域生活で、 ・地主体の。は、公を持った。は、公を持いる、 とが困難な地がといる。 ・大きなが、 ・したが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大きなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・たが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・大をなが、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	展定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互 実が不可欠であり、円滑な手続きが進むよう、県の工程を示して市町村 を得ていく。 話性化基本計画の策定に当たって、市町村は地元事業者、住民等との 事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要することから、様々な模 報提供や必要な助言を積極的に行う。 重の維持には、地域住民を含めた多様な主体が関わる必要があり、市町 交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを仮 共交通機関や公共等施設、商店街等が整備され、ある程度の人口規格 部と、都市周辺地域や過疎化により公共交通機関や商店街等の維持な 域があることから、それぞれの地域の実情に応じて、まちづくりの主体で 力・協調しながら、適切な事業の実施に努めていく。	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 評価結果 委員会意見に対する県の対応方針(枠内) 政策の成果 評価の理由 評価の理由が次のとおり不十分で,政策の成果(進捗 (進捗状況) 状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を ・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施 認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内 策で取り組んだ 容を検討する必要があると判断される。 •本政策は,都市計画策定事業や市街地整備,既存市街地の再開発 ・目標指標等が施策目的を必ずしも反映するものとは言 事業による「コンパクトで機能的なまちづくり」に関する事業と、地域商業 えぬことに加え、施策目的と構成事業の整合性に問題 活性化支援事業や医療・教育・交通など生活に必要なサービスの確保 があるとともに, 施策の方向性に一貫性が見受けられな に関する事業による「地域生活の充実」に関する事業で構成されてい い。政策の成果においては,各取組みの状況をできるだけ具体的に記載するなどし,政策の目的や方向性, ・良好な市街地の形成に向け、関係市町村と連携しながら、21市町村 成果を分かりやすく示す必要があると考える。 での都市計画区域変更素案の作成, <u>仙石線</u>高架化工事(H21.11上り線 の高架切替実施), 市街地再開発事業への支援などを行い, 順調に進 捗している。 [委員会意見に対する県の対応方針] ・・ユニバーサルデザイン社会の実現に向け, 市町村・鉄道 ・バリアフリー ・本政策は、都市計画策定事業や市街地整備、 会社と協力してバリアフリー新法に基づく鉄道駅舎の改修(エレベー 政 既存市街地の再開発事業による「コンパクトで機 -3基設置)が図られている。 策 ・中心市街地や商店街の活性化に向けて、3団体に対して中心市街地 能的なまちづくり」に関する事業と、地域商業活性 評 活性化基本計画の策定のための支援を行い,平成22年3月に,県内で 化支援事業や医療・教育・交通など生活に必要な は初めて石巻市の計画が認定された。 サービスの確保に関する事業による「地域生活の 価 ・地域生活交通の維持確保に向けて、市町村や事業者への支援を行 充実」に関する事業で構成されているが、施策目 い,地域住民の移動手段(バス,鉄道,船)の確保は確実に実施されて 概ね順調 的と構成事業との整合性を考慮し、第2期行動計 総 いる。さらに、公共交通利用者から公共交通の課題等について報告を 画では目標指標及び構成事業の整理・見直しを 括 受け, 市町村等と情報を共有することにより, 公共交通のサービス改善 に取り組んでいる。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。 ・また, 構成事業の取組状況については, 具体の 成果指標など記載内容を工夫し、見えやすく分か りやすいものになるよう努める。 【判定:概ね適切】 ・都市計画の決定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 協力関係の構築が不可欠であり、円滑な手続きが進むよう、県の工程を示して市町村 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」 の理解と協力を得ていく は概ね妥当であると判断される。 ・中心市街地活性化基本計画の策定に当たって, 市町村は地元事業者, 住民等との 間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要することから、様々な機 ・本政策を推進するためには、各取組みの不断の見直 」が必要である。まず人口減少や財政事情等の現実を 会を捉えて情報提供や必要な助言を積極的に行う。 直視した上で,県としてのコンパクトシティに対するビ ・地域生活交通の維持には、地域住民を含めた多様な主体が関わる必要があり、市町 ジョンを明確にする必要がある。また, 将来的なマス 村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促 政 タープランを作成した上で, 具体的な施策に反映させる 進する。 策 ことが重要であると考える。 ・県内には、公共交通機関や公共等施設、商店街等が整備され、ある程度の人口規模 を持った都市部と、都市周辺地域や過疎化により公共交通機関や商店街等の維持な を 推 どが困難な地域があることから,それぞれの地域の実情に応じて,まちづくりの主体であ [委員会意見に対する県の対応方針] る市町村と協力・協調しながら、適切な事業の実施に努めていく 進 ・本政策を効果的に進めるため、関係部局との連携を強化し、県としてのビジョンを明確 ・本政策を効果的に進めるため、関係部局とも連 す にした上で、今後に向けて構成事業の見直しを行っていく。 携を強化し, 県としてのビジョンを明確にしていく る こととする。 上 ・また、ビジョンを明確にした上で構成事業の見 で 直しを行っていくこととする。 の ・以上の点について,課題等と対応方針に示す 課 こととする。 題 等 と対 応 方

施策体系		評価原案			
政策番号9:コンパクトで機能的なまちづくりと地	域生	域生活の充実			
施策番号24:コンパクトで機能的なま ちづくりと地域生活の充実		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
(施策の概要) 都市計画により,市街地における適切な土地利用の誘導、公共公益施設の配置,バリアフリーなどに配慮した施設整備を目指す。また,医療・教育・交通・情報通信基盤など,生活に必要なサービスの確保に取り組むとともに,各地域の特性を生かした産業振興を行うなど,活力に満ちた地域社会の実現を目指す。	施施		・目標指標等について、県内移動における公共交通の利用率は、公共交通機関利用者の増加や自家用車利用の減少により、目標値を上回った。他の目標指標等は、長引く経済不況の影響等による商店の廃業や施設改修の抑制などにより、目標値を下回った。 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合が3割程度で推移していることから、引き続き満足度の向上を図る必要がある。・社会経済情勢等からは、郊外型大型店の進出による中心市街地の衰退や空き店舗等による空洞化という問題が深刻化している。また、高齢者や障害者など、だれもが円滑に移動できる環境整備が求められてい		
 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 65.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 30.4% 	策評価(総括)	概ね順調	る。さらに、路線バスの廃止・縮小、地域鉄道や離島航路事業の経営悪化が進行しており、地域生活交通の確保が求められている。 ・事業の実績及び成果等からは、まちづくりの主体である市町村と連携・協力しながら、市街地の再開発事業や商店街振興策への支援、地域生活交通の確保のための助成、高齢者や障害者等に配慮した駅舎改修への補助などを行い、一定の成果があったものと判断できる。 ・以上のことから、施策の目的である機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて進んでいるものと考えられるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。		
 □目標指標等及び達成度 ・商店街の空き店舗率 達成度C 現況値 14.6%(平成21年度) 目標値 10.7%(平成21年度) 初期値 12.7%(平成18年度) ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合達成度C 現況値 7.2%(平成19~21年度) 					
目標値 16.7%(平成19~21年度) 初期値 11.6%(平成15~17年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由		
・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合達成度B現況値 58.6%(平成20年度)目標値 74.0%(平成20年度)初期値 42.0%(平成17年度)・公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数達成度B現況値 3.7冊(平成20年度)		見直しが必要	・まちづくりの主体である市町村と連携・協力して各種事業に取り組んでいるところであるが、施策の目的である機能的なまちづくりと地域生活の充実を図るため、部分的に事業構成を見直したい。		
目標値 4.0冊(平成20年度) 初期値 3.6冊(平成17年度)	施策	・都市計画の活	する上での課題等】 央定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互		
・県内移動における公共交通の利用率 達成度A 現況値 19.1%(平成19年度)	を推進	駅舎のバリアた,設置駅の	築が不可欠である。 フリー化は,市町村負担が大きく,整備に積極的な市町村が少ない。ま 選定や施行は,駅の管理者,所有者である鉄道会社の整備計画に左右		
目標値 19.0%(平成19年度) 初期値 17.5%(平成16年度)	する上での課題	間で具体的な・独自の交通	舌性化基本計画の策定に当たって,市町村や地元事業者,住民等との事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要している。 手段を持たない地域住民にとって,地域生活交通の維持は欠かせないも な住民も含めた多様な主体が地域交通の維持に関わることが求められて		
	等と対	【次年度の対	む方針】		
	応方針	・円滑な都市計画決定・変更手続きが進むよう, 県の工程を示して市町村の理解を求め, 協力を得ていく。			
		る。 ・中心市街地や商店街の活性化に向けて、具体的な事業計画策定のための合意形成に対して支援を行うとともに、様々な機会を捉え、関係市町村等に情報提供や必要な			
		域住民が主体・県内には都市域の実情に応	通の維持確保に向けて、市町村主催の地域交通に関する検討会等に地的に参画する体制づくりを促進する。 行部、都市周辺部、過疎化が進んでいる地域などがあり、それぞれの地じて、まちづくりの主体である市町村と協力・協調しながら、事業を実施し本施策を構成する事業を第2期行動計画(平成22年度~平成25年度)		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)

評価結果

【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

・目標指標等が施策目的を必ずしも反映するものとは言えぬことに加え,施策目的と構成事業の整合性に問題があることから,施策の成果が見えてこない。各取組みの状況をできるだけ具体的に記載するなどし,施策の目的や方向性,成果を分かりやすく示す必要があると考える。

〔委員会意見に対する県の対応方針〕

- ・本施策は、都市計画策定事業や市街地整備,既存市街地の再開発事業による「コンパクトで機能的なまちづくり」に関する事業と、地域商業活性化支援事業や医療・教育・交通など生活に必要なサービスの確保に関する事業による「地域生活の充実」に関する事業で構成されているが、施策目的と構成事業との整合性を考慮し、第2期行動計画では目標指標及び構成事業の整理・見直しを行った。
- ・また, 構成事業の取組状況については, 具体の成果指標など記載内容を工夫し, 見えやすく分かりやすいものになるよう努める。

施策の成果 (進捗状況)

策

評

価

総

括

評価の理由

・本施策は、都市計画策定事業や市街地整備、既存市街地の再開発 事業による「コンパクトで機能的なまちづくり」に関する事業と、地域商業 活性化支援事業や医療・教育・交通など生活に必要なサービスの確保 に関する事業による「地域生活の充実」に関する事業で構成されてい る。

- ・県民意識調査結果では、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合が3割程度で推移していることから、引き続き満足度の向上を図る必要がある。
- ・社会経済情勢等からは、郊外型大型店の進出による中心市街地の衰退や空き店舗等による空洞化という問題が深刻化している。また、高齢者や障害者など、だれもが円滑に移動できる環境整備が求められている。さらに、路線バスの廃止・縮小、地域鉄道や離島航路事業の経営悪化が進行しており、地域生活交通の確保が求められている。
- ・こうした状況下において、まちづくりの主体である市町村と県が緊密に連携・協力しながら、再開発事業や商店街振興策への支援を行うとともに仙石線高架化工事を実施し、既成市街地の活性化を図った。また、地域生活の充実に向けて、地域生活に不可欠なバス路線等の公共交通確保のための助成を行った。さらには、高齢者や障害者等に配慮するため、駅舎改修への補助を行い、エレベーターを設置するなど、よりきめの細かい施策を展開した。
- ・目標指標等では、長引く経済不況の影響等による商店の廃業や施設 改修の抑制などにより、目標値を下回った指標もあるが、県内移動にお ける公共交通の利用率は、公共交通機関利用者の増加や自家用車利 用の減少により、目標値を上回るなど、施策目的に対して一定の成果が あったものと判断できる。
- ・以上のことから,且標値に達しない指標もあるものの,施策目的である機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて,着実に進んでいるものと考えられるので,本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。

- ・本施策を推進するためには、各取組みの不断の見直 しが必要である。まず人口減少や財政事情等の現実を 直視した上で、県としてのコンパクトシティに対するビ ジョンを明確にする必要がある。
- ・行政コストの面からも、ある程度の選択と集中が必要になることから、将来的なマスタープランを作成した上で、 それと整合的な構成事業を組み立てることが重要であると考える。
 - 〔委員会意見に対する県の対応方針〕
 - ・本施策をより効果的に進めるため、関係部局と も連携を強化し、県としてのビジョンを明確にして いくこととする。
 - ・また、ビジョンを明確にした上で構成事業の見直しを行っていくこととする。
 - ・以上の点について、課題等と対応方針に示すこととする。

事業構成 の方向性

概ね順調

方向性の理由

・まちづくりの主体である市町村と連携・協力して各種事業に取り組んでいるところであるが、施策の目的である機能的なまちづくりと地域生活の充実を図るため、部分的に事業構成を見直したい。

見直しが必要

【施策を推進する上での課題等】

- を ・都市計画の決定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互 協力関係の構築が不可欠である。
 - ・駅舎のバリアフリー化は、市町村負担が大きく、整備に積極的な市町村が少ない。また、設置駅の選定や施行は、駅の管理者、所有者である鉄道会社の整備計画に左右される。
 - ・中心市街地活性化基本計画の策定に当たって, 市町村や地元事業者, 住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要している。
 - ・独自の交通手段を持たない地域住民にとって、地域生活交通の維持は欠かせないものであり、地域住民も含めた多様な主体が地域交通の維持に関わることが求められている。
 - ・本施策は、広範な分野に及ぶことから、個々の事業を統一的に捉え、本施策をより効果的に進めるために、中・長期的な視点に立った、県としてのビジョンを明確にする必要がある。

【次年度の対応方針】

・円滑な都市計画決定・変更手続きが進むよう、県の工程を示して市町村の理解を求め、協力を得ていく。

- ・市町村及び鉄道会社に対してバリアフリー化促進の重要性を周知し、整備促進を図る。
- ・中心市街地や商店街の活性化に向けて,具体的な事業計画策定のための合意形成に対して支援を行うとともに,様々な機会を捉え,関係市町村等に情報提供や必要な助言を積極的に行う。
- ・地域生活交通の維持確保に向けて, 市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促進する。
- ・県内には都市部、都市周辺部、過疎化が進んでいる地域などがあり、それぞれの地域の実情に応じて、まちづくりの主体である市町村と協力・協調しながら、事業を実施していくこととする。
- ・本施策を効果的に進めるためのビジョンを明確にし、今後に向けて構成事業の見直しを行っていく。

する上での課題等と

策

進

対応方針

■施策24(コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	都市計画基礎 調査	土木部·都市計画 課		都市計画法第6条に規定する調査であり、概ね5年ごとに都道府県が実施するものとされている。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(マスタープラン)」策定の基礎資料として活用する。	・都市計画の解析評価,将来像の設定(23市町村) ・都市計画区域変更素案,「都市計画区域の整備,開発及び保全の方針」素案及び都市計画区域区分変更素案の作成(21市町村) ・説明会等の開催(18会場) ・変更告示(登米市,栗原市,大崎市他4町)
2	仙石線多賀城 地区連続立体 交差事業	土木部·都市計画 課	2,827,540	JR仙石線多賀城駅周辺において,線路により東西に分断されている都市交通の円滑化を図るため,JR仙石線の高架化により,踏切除却(施工延長 L=1,780m)を行う。	・高架化工事に伴う仙石線の上り線高架工事の実施(平成21年11月29日上り線の高架切替)
3	市街地再開発等補助事業	土木部·建築宅地 課	158,085	地において,土地の合理的かつ健 全な高度利用と都市機能の更新を	・市街地再開発事業を実施する事業者等に 補助する市町村に対し,事業に要する費用 の一部補助(補助対象事業費の1/6,仙台市 は1/10)の実施(仙台市分1地区)
4	バリアフリーみ やぎ推進事業 (再掲)	保健福祉部·社会 福祉課	1,448	高齢者や障害者等、すべての県 民が安心して生活を営むことがで きるパリアフリー社会の実現に向 け、「だれもが住みよい福祉のまち づくり条例」に基づき、県民等への 意識啓発、公益的施設のバリアフ リー化の推進等に関する事業を実 施する。	・福祉のまちづくり読本の配布(小学校369校,20,500冊) ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」 に基づく適合証の交付(11件) ・ホームページ「みやぎバリアフリー情報マップ」による情報提供(約1,900件掲載) ・バリアフリー関連団体の事務局として活動 支援(24時間テレビにおけるキャップハンディ体験の実施,会報発行等)
5	鉄道駅舎等バリ アフリー整備事 業	企画部·総合交通 対策課	9,700	高齢者や障害者をはじめ、だれもが移動しやすい環境を整備するため、鉄道駅舎等へのエレベーター設置について、市町村が自ら整備する場合及び市町村が鉄道事業者等に補助を行う場合に、市町村に補助を行う。	・鉄道駅舎へのエレベーター設置補助(1団体へ補助,エレベーター3基設置)
6	商店街にぎわい づくり戦略事業 (再掲)	経済商工観光部・ 商工経営支援課	11,631	各種ソフト事業, ハード事業両面に対して, 3年間継続した支援を行うことで, 商店街活性化に向けた総合的な取り組みを支援する(対象: 中心市街地活性化法のスキームになじまない地域の拠点となる商店街)。	・平成20年度から継続4団体,平成21年度新規4団体が事業実施 ・新規団体への支援は下記のとおり ・大崎商工会:昭和の生活互市(6回1,200~2,800人/回)等 ・くろかわ商工会:個店巡回指導(4回),まるごと茶屋整備 ・みやぎ北上商工会:蔵ミュージアム事業,おもてなしセミナー(2回,20~22人/回) ・河南桃生商工会:携帯電話への情報配信事業,環境にやさしい商店街(廃油回収)等
7	中心市街地商 業活性化支援 事業	経済商工観光部・ 商工経営支援課	2,634	市町村等による中心市街地活性 化基本計画策定等への助成を通 じて地域商業の活性化を支援す る。	・中心市街地活性化のためのコンセンサス形成事業に対する助成(名取まちづくり(株),(株)街づくりまんぼう) ・中心市街地活性化基本計画策定に係る事業に対する助成(大崎市) ・平成22年3月,石巻市が県内初の基本計画認定となった。

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
8	宮城県ドクター バンク事業(再 掲)	保健福祉部•医療 整備課	1,036	全国から県内自治体病院への勤務を希望する医師を募集・採用し、派遣等を行う。	・ポスター及びパンフレットの作成及び配布, 医学情報誌への広告掲載,学術会議の会場 にブースを設けての事業紹介,ホームペー ジ等による事業のPR ・医師の採用及び自治体病院等への配置 (平成22年4月1日付け1人)
9	地域医療医師 登録紹介事業 (再掲)	保健福祉部•医療 整備課	非予算的手法	「宮城県地域医療医師無料職業紹介所」を設置し、勤務の斡旋を希望する医師に対し自治体病院等の斡旋等を行う。	・自治体病院からの医師求人票受付 ・ホームページ等による事業のPR ・就業斡旋実績なし
10	図書館市町村 支援事業(再掲)	教育庁·生涯学習 課	52,325	ムの充実を図り、市町村図書館への各種支援事業を行うことにより、 県民へのサービスの向上を図る。	・蔵書検索システムなど市町村図書館の支援システムのネットワーク化の推進 ・市町村図書館からの図書資料貸出依頼への迅速な対応 ・市町村図書館職員の研修会の開催(6回,200人参加) ・県図書館から県内市町村図書館等に対する年間協力貸出数 24,630冊(平成20年度調査) ・県内公立図書館における県民1人当たり図書資料貸出数 3.8冊(平成20年度調査)
	みやぎ県民大 学推進事業(再 掲)	教育庁·生涯学習 課	4,092	県民のだれもが、いつでも、どこでも、主体的・自発的に学ぶことができる多様な学習機会を提供するとともに、地域における生涯学習活動を推進する支援者を育成する。	・大学や高校等の学校開放講座及び生涯学習指導者養成講座等の開設(64講座, 2,101人受講)
12	第三セクター鉄 道対策事業	企画部•総合交通 対策課	39,877	仙南地域の重要な生活路線である阿武隈急行線の安全運行を維持するため,沿線市町及び福島県と協力して支援する。	・阿武隈急行の鉄道施設整備への補助による安全運行の確保
	地方生活バス 路線の維持・活 性化事業	企画部·総合交通 対策課	109,014	業者及び市町村が行うバス運行に	・バス事業者及び市町村が運行するバス路 線の運行欠損額に対する補助(327系統へ補 助, 市町村運行路線の収支率32%(目標値 29%))
14	離島航路運行維持対策事業	企画部·総合交通 対策課	124,460	離島における唯一の交通機関である離島航路を維持するため、国が 離島航路事業者に対して交付する 欠損補助を補完するために補助 する。	・運航欠損額に対する補助及び運転資金の 貸付による離島航路の運航の確保
15	公共交通活性 化モニター事業	企画部•総合交通 対策課	非予算的手法	県内在住の公共交通利用者より, 公共交通の課題等の報告を受け, 県民の視点に沿った施策展開を 行う参考とするとともに,報告結果 を通知することにより,公共交通の サービス改善につなげる。	・県内在住の公共交通利用者への公共交通の課題等に関する報告依頼(2回)・市町村等への報告結果通知(2回)

施策体系			評価原案
政策番号10:だれもが安全に,尊重し 合いながら暮らせる環境づくり		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(政策の概要) 様々な凶悪犯罪の発生などにより, 県民は治安に対し不安感を持っている。警察や関係行政機関と地域社会の連携, さらには住民による自主防犯組織との連携により, 治安日本一を目指す。 また, 日本人と外国人が互いの文化や習慣の違いを認め合いながら, 地域社会の一員として共に安心して生活していけるよう, 市町村, 関係機関とも連携し, 外国人に対する相談体制や情報提供体制等の充実を図る。加えて, 留学等で県内に居住する外国人が, 卒業後も県内を舞台として活躍できる環境の整備を図る。	政策評価		・だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくりに向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策25では、目標指標等の一つである「安全・安心まちづくり地域ネットワーク数」が目標としたモデル地域の指定数に達しなかったが、県民大会、フォーラム及びリーダー養成講座の開催など県民運動の気運醸成に向けた事業を着実に実施し、また、子どもの見守り活動、女性の安全対策、その他一般県民を対象とした相談対応の事業などもそれぞれ概ね順調に進捗している。・施策26では、目標指標等の柱である「多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合」が県内全市町村での実施という目標に僅かに達しなかったが、未実施は1町のみであり順調に推移している。に進むなかったが、未実施は1町のみであり順調に推移している。て、目標指標等の一つである「国際交流事業で海外と往来した延べ人数」が低下したことなどはあるが、施策全体としては着実な進展が見られた。
□政策を構成する施策 ・施策番号25:安全で安心なまちづくり ・施策番号26:外国人も活躍できる地域づくり	! (総括)	概ね順調	・以上のことから,本政策の進捗状況は概ね順調であると判断した。
		発・周知及び行 守り活動や幅点 22年度から開射 議を踏まえ、事 ・施策26では、 夫・仕掛けや関 関や地域と連打	県民運動としての安全・安心まちづくりを展開していくための県民への啓 打町村や活動団体の活動支援の充実を図るとともに、引き続き子どもの見 広い県民を対象とした各種相談体制の整備等を推進する。さらに、平成 始される「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の見直し審 等業内容の一層の充実を図る。 多文化共生の地域づくりに関し、より多くの団体や県民が参加できる工 関係機関による連携と協働のネットワーク整備が必要なことから、関係機 携して地域課題に則したテーマでシンポジウムを開催するとともに、教育 定分野で抱える課題解決に向けて「宮城県多文化共生社会推進連絡会 设置する。
	对応方針		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果			
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)に		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
でいて「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	政策評価(総括)	概ね順調	・だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくりに向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策25では、目標指標等の一つである「安全・安心まちづくり地域ネットワーク数」が目標としたモデル地域の指定数に達しなかったが、県民大会、フォーラム及びリーダー養成講座の開催など県民運動の気運醸成に向けた事業を着実に実施し、また、子どもの見守り活動、女性の安全対策、その他一般県民を対象とした相談対応の事業などもそれぞれ概ね順調に進捗している。 ・施策26では、目標指標等の柱である「多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合」が県内全市町村での実施という目標に僅かに達しなかったが、未実施は1町のみであり順調に推移している。地方自治体の財政難や新型インフルエンザの世界的流行の影響等によって、目標指標等の一つである「国際交流事業で海外と往来した延べ人数」が低下したことなどはあるが、施策全体としては着実な進展が見られた。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると判断した。	
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	政策を推進する上での課題等と対応方針	発・周知及び下守り活動や幅が 年度から開始を踏まえ、事業 するため、警察 ・施策26では、 夫・仕掛けや関	関民運動としての安全・安心まちづくりを展開していくための県民への啓 市町村や活動団体の活動支援の充実を図るとともに、引き続き子どもの見 広い県民を対象とした各種相談体制の整備等を推進する。また、平成22 される「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の見直し審議 後内容の一層の充実を図る。さらに、ストーカ・DV及び児童虐待を防止 基その他関係部局が連携して対策を強化する。 多文化共生の地域づくりに関し、より多くの団体や県民が参加できる工 関係機関による連携と協働のネットワーク整備が必要なことから、関係機 携して地域課題に則したテーマでシンポジウムを開催するとともに、教育 定分野で抱える課題解決に向けて「宮城県多文化共生社会推進連絡会 设置する。	

施策体系	評価原案						
女策番号10:だれもが安全に,尊重し合いながら暮らせる環境づくり							
施策番号25:安全で安心なまちづくり		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由				
(施策の概要) 豊かで潤いのある生活を営むことができる社会の実現は県民共通の願いであることから、だれもが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.1%	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等のうち「県民の体感治安」については、平成21年度の実績値を把握できないが、本県の刑法犯認知数が減少するなど治安は回復基調と考えられる。また、「安全・安心地域ネットワーク教」については、平成21年度末での指定数が10地域となり、目標値の13地域に達しなかったが、モデル地域では、各活動団体の連携による防犯パトロールが開始されるなど、安全・安心なまちづくり活動を普及する上で模範となる活動の展開もみられる。 ・県民意識調査結果からは、施策満足度の質問に対して「わからない」の回答3割以上を占めていることから、安全・安心まちづくりに関する県民大会やフォーラムを開催するなど、県民への施策周知を図っている。・社会経済情勢からは、県内でDV事案に起因した殺人等事件が発生したことから、治安に対する県民の不安を取り除くため、ストーカー・DV被害防止対策の強化が求められている。・以上のとおり、喫緊に対応すべき課題等も生じているが、安全・安心まちづくりに関する県民運動の気運醸成、子どもの見守り活動、女性の安全対策、その他一般県民を対象とした相談対応の事業などを目的とした各事業について、いずれも着実に進行していることから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯である「自らの安全は自らが守る」を必要ないませばないます。				
・県民の体感治安(治安が良いと感じる県民の割合) 達成度N		車業集成	意識の向上、犯罪の起きにくい安全・安心な地域社会の形成に向けて、 着実に前進していると判断した。				
現況値 - (平成21年度) 目標値 83.9%(平成21年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由				
初期値 83.5%(平成18年度) ・安全・安心まちづくり地域ネットワーク数 達成度B 現況値 10(平成21年度) 目標値 13(平成21年度) 初期値 0(平成18年度)			・現行の事業構成については、平成20年度の県民意識調査で優先すべき項目として回答が多かった安全・安心まちづくりの県民運動、子どの見守り活動、女性や高齢者の安全対策に資する各種相談事業など、網羅されていることから、現行事業の継続・拡充を基本的な方向とし、9施方法の改善等で施策効果を一層高めることが適当である。また、ストーカー・DV事室の相談件数の増加や同事室に起因する事件の発生によって、防犯対策の強化など被害者支援等と連動した対策が必要である。 ・平成23年度中に次期「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の策定が予定されており、平成22年度から現行計画の見直しが開始されることから、この任に当たる「安全・安心まちづくり委員会」の審議を踏まえ、平成23年度の事業構成を見直す場合がある。				
	策を推進する上での課題等と対応	う観点から、住となることがらの多様なれることが適した。するとを発事で、・見ているとなまま識の理をされた。またのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	全・安心なまちづくりの推進していくための県と市町村との役割分担とい 民に最も身近な基礎的自治体である市町村が活動現場における推進行 ましい。また、県の役割としては、県民運動の気運を醸成する事業、県自 間談に対応できる専門性の高い相談窓口の運営など県が実施主体とな 事業を継続・拡充していくほか、今後は、現場の事業を担う市町村に対 等の比重を高めていくことが望ましいと考えられ、その前提として、安全・ (りに関する条例等の未整備市町村への働きかけなどが必要である。 監結果では施策満足度の質問に「わからない」との回答が全回答者の3分 や市町村が推進している安全・安心まちづくり活動が県民に十分認識・ 別に至っていないと考えられることから、一層の周知・広報が必要である。 W事案は、命にかかわる重大な事案に発展するおそれが高いため、加るなど的確な対応がなされているものの、経済的な問題などから、被害の 、再度、生活を共にした結果、行為がエスカレートするなどの傾向が見ら 警察や関係機関が連携して対応していく必要がある。				
	方針	るための県民プリーダー養成祭や他都道安全・ ・市町村安実施で・引き続き・引き続き・ ・可成22年度が ・平成22年度が ・ストーカー・D	たちづくり推進事業(事業番号1)において、県民運動としての気運を高めた会、フォーラム、その他の参加型・対話型の啓発事業及び活動を担う等のための研修事業等を実施し、併せてネットワーク形成のモデル地域における先進事例の紹介等に努める。 安心まちづくり担当課長会議等を通じ、条例等の未整備市町村への働				

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果				
判定:適切】 評価の理由が十分であり 施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況) 評価の理由			
評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等のうち「県民の体感治安」については、平成21年度の実施を把握できないが、本県の刑法犯認知数が減少するなど治安は回差調と考えられる。また、「安全・安心地域ネットワーク数」については、平成21年度末での指定数が10地域となり、目標値の13地域に達しなかったが、モデル地域では、各活動団体の連携による防犯パトロール開始されるなど、安全・安心なまちづくり活動を普及する上で模範とな活動の展開もみられる。 ・県民意識調査結果からは、施策満足度の質問に対して「わからないの回答3割以上を占めていることから、安全・安心まちづくりに関する場民大会やフォーラムを開催するなど、県民への施策周知を図っている・社会経済情勢からは、県内でDV事案に起因した殺人等事件が発生したことから、治安に対する県民の不安を取り除くため、ストーカー・Dで被害防止対策の強化が求められている。 ・以上のとおり、喫緊に対応すべき課題等も生じているが、安全・安心ちづくりに関する県民運動の気運醸成、子どもの見守り活動、女性の多全対策、その他一般県民を対象とした相談対応の事業などを目的とした各事業について、いずれも着実に進行していることから、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防意識の向上、犯罪の起きにくい安全・安心な地域社会の形成に向けて着実に前進していると判断した。		
判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 具が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 安全で安心なまちづくりを実現するためには、犯罪に 引する教育の機会を有しない青少年に対しても犯罪防 上の観点から組織横断的に取り組む必要があると考え 。		事業構成 の方向性	方向性の理由		
	+4-	見直しが必要	・現行の事業構成については、平成20年度の県民意識調査で優先すべき項目として回答が多かった安全・安心まちづくりの県民運動、子どの見守り活動、女性や高齢者の安全対策に資する各種相談事業など網羅されていることから、現行事業の継続・拡充を基本的な方向とし、施方法の改善等で施策効果を一層高めることが適当である。また、ストーカー・DV及び児童虐待の相談件数の増加やこれらの問題に起因する事件の発生によって、防犯対策の強化など被害者支援等と連動した対策が必要である。 ・平成23年度中に次期「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の策定が予定されており、平成22年度から現行計画の見直しが開始されることから、この任に当たる「安全・安心まちづくり委員会」の審議を踏まえ、平成23年度の事業構成を見直す場合がある。		
・犯罪に関する教育の機会を有しない青少年に対しても犯罪防止の観点から組織横断的に取り組む必要があるとの意見を踏まえ、近年、大きな社会問題となっているストーカー・DV及び児童虐待の防止対策に関し、警察その他関係部局が連携して青少年をはじめ県民の意識啓発に取り組むこととする。 ・以上の点について、課題等と対応方針に示すこととする。	施策を推進する上での課題等と対	・犯罪のないを記されている。 ・犯罪のない 生 とからい を は ないらい が 様 まい まい さい きい	「る上での課題等」 完全・安心なまちづくりの推進していくための県と市町村との役割分担と 民に最も身近な基礎的自治体である市町村が活動現場における推進 ましい。また,県の役割としては,県民運動の気運を醸成する事業,県自 相談に対応できる専門性の高い相談窓口の運営など県が実施主体とな 事業を継続・拡充していくほか,今後は、現場の事業を担う市町村に対 等の比重を高めていくことが望ましいと考えられ,その前提として,安全 くりに関する条例等の未整備市町村への働きかけなどが必要である。 を結果では施策満足度の質問に「わからない」との回答が全回答者の3 や市町村が推進している安全・安心まちづくり活動が県民に十分認識・ 兄に至っていないと考えられることから,一層の周知・広報が必要である が及び児童虐待の事案は,命にかかわる重大な事案に発展するおそれ の「書者を逮捕するなど的確な対応がなされているものの,被害者が認識 を受けていたり、被害者が被害届を出しにくいなどの傾向が見られること の他関係部局が連携して被害の未然防止や被害者の保護・支援対策な い必要がある。		
	と対応方針	【次年度の対応 ・安全安心なま るための県民ス			

- や他都道府県における先進事例の紹介等に努める。
 ・市町村安全・安心まちづくり担当課長会議等を通じ、条例等の未整備市町村への働
- きかけを実施する。
- ・引き続き子どもの見守り活動や幅広い県民を対象とした各種相談体制の整備等を推 進する。
- ・平成22年度から開始される「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の見直 し審議を踏まえ、事業内容の一層の充実を図る。
 ・ストーカー・DV及び児童虐待の防止対策においては、被害者及び家族の生命身体
- の保護を念頭に避難・保護措置を優先していくとともに、暴力・虐待のない地域社会を つくるため、警察その他関係部局が連携して青少年をはじめ県民の意識啓発に関する 事業などを推進する。

■施策25(安全で安心なまちづくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1		環境生活部•共同 参画社会推進課	1,518	安全・安心なまちづくりの取組は, 行政,地域,事業者等が連携して 進めていく必要があり,その手法と して地域のネットワーク形成を図 る。	・地域安全マップ作成リーダー養成講座の開催(2回開催,57人参加) ・地域ネットワークのモデル指定(1地区) ・県民大会を警察と合同開催(600人参加) ・安全・安心まちづくりフォーラムの開催(160 人参加) ・地域安全教室に講師を派遣(5回)
	みやぎ安全・安 心活性化プラン 推進事業	警察本部·少年課	4,286	防止教育の支援, 地域安全情報の 把握及び提供, 児童生徒の犯罪被 害の未然防止を図るため, 県内の 小・中学校及び高等学校にスクー ルサポーターを派遣する。	・学校に対するスクールサポーターの派遣(県内の中学校及び高等学校の合計13校に27回[うち再派遣6回,派遣延長8回,派遣日数703日]) ・スクールサポーターによる非行防止教室,犯罪被害防止教室の開催(5,718人受講)
	地域安全対策 推進事業	警察本部·生活安全企画課	0.007	確に対応し、県民の身近な不安を 解消するとともに、警察官の街頭活 動等の外部活動時間を確保するた め、警察署に警察安全相談員を配 置する。	・警察安全相談員の配置(県内10警察署に10人配置)・警察安全相談員による相談の受理(3,349件)
	地域安全対策推進事業	警察本部•地域課	2,067	県民の「パトロールを強化してほしい」、「いつも交番にいてほしい」といった要望に応えるため、警察官に代わって常時交番で来訪者に対応する交番相談員を配置する。	・交番相談員の配置(県内25交番に25人配置)・交番相談員による警察安全相談や遺失・拾得物届出の受理(81,005件)
3	学校安全教育•安全体制整備 推進事業	教育庁・スポーツ 健康課	10,269	事故が多発しており、児童生徒の 安全に対する教育の充実及び安 心して教育を受けられる環境の整 備が求められている。このため、交 通事故、災害、防犯に関する安全 教育の充実及び学校安全体制の	・スクールガードリーダーの委嘱(39人) ・スクールガード育成講習会の開催(11回,323人参加。スクールガードリーダーも含む。) ・防災教育指導者養成講習会(7カ所287人参加) ・二輪車(主として原付)通学許可校等の生徒指導担当者研修会(教員20人参加,涌谷高校生徒も実技研修を行う。主催は財団法人日本交通安全教育普及協会) ・防犯教育指導者養成講習会(小・中・高等学校教員対象98名参加。古川第四小学校児童も参加)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	子ども人権対策 事業	保健福祉部・子育 て支援課	2,527	近年増加する子どもの虐待防止への取り組みとして啓発パンフレットを作成し、児童関係機関に配布する。	・リーフレット配布先(保育園・小学校・中学校・相談窓口関係機関)(1,364か所)・リーフレット配布数(121,400枚)・里親制度啓発ポスターをJR車両内に掲示し、より多くの県民に制度の啓発活動を行った。
	子ども人権対策 事業	保健福祉部・子育て支援課	378	児童虐待防止市町村ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)の 活動を推進するため、ネットワーク 整備をしている市町村を対象に、 市町村開催の研修会等に講師を 派遣する支援事業を行う。 子ども虐待やDV防止の講習会を 実施する。	・市町村で実施する,児童虐待防止に関しての研修会等への講師派遣及び児童福祉・母子保健関係職員等を対象とした研修会の開催(11回)・研修会参加人数総数(783人)
5	配偶者暴力 (DV)被害者支 援対策事業	保健福祉部・子育て支援課	311	アドバイザー派遣研修の開催により,配偶者からの暴力(DV)被害者の自立支援を行うとともに,DVを防止するための取組を行う。	・DV被害者への費用の貸付 ・アドバイザー派遣研修の参加者数(58人)
6	薬物乱用防止 推進事業	保健福祉部·薬務 課	834	物乱用対策推進計画(第三期)」に 掲げる総合目標「薬物乱用のない みやぎ」を実現するため、行政のみ	・対象を小中学校等の若年層に絞った,各教育現場における「薬物乱用防止教室」の開催 (講師派遣回数91回,受講児童・生徒数 14,358人)
7	消費生活セン ター機能充実事 業	環境生活部・消費 生活・文化課	90,699	充を図る。	・県消費生活相談員の増員(3人増員) ・消費生活相談員向けの研修会の開催(7 回,203人参加) ・市町村消費生活相談員の増員(8人増員) ・市町村消費生活相談員の新規配置(2町)

施策体系	評価原案		
・ 策番号10:だれもが安全に, 尊重し合いなが	رب دن		
施策番号26:外国人も活躍できる地		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
域づくり (施策の概要) 多言語による相談体制や情報提供体制を整備するとともに、今後の取組を総合的、計画的に行うための計画を作成し、外国人県民も地域の一員として共に安心して生活できる社会の構築を目指す。また、さまざまな分野の国際交流を促進・支援するとともに、留学生などが卒業後も県内で活躍できる環境整備を目指す。	施策評価	概ね順調	・目標指標等の「多文化共生推進施策を実施している県内市町村の合」については、平成21年度は目標を僅かに下回ったが、全体的に川調な推移を示しており、対象の35市町村に対して残り1町の状況である。「日本語講座開講数(市町村数及び箇所数)」は、目標値を下回っているものの、前年度に比べ市町村数は増加しており、講座開設を増計している団体もあることから今後は増加が見込まれる。また、「国際流事業で海外と往来した延べ人数」は、経済情勢及び風評等の影響受け6割弱の実績にとどまった。 ・県民意識調査結果からは、「満足」の割合が、「不満」の割合より上回ており、一定の評価を得られていることがうかがえる。 ・社会経済情勢等については、県内に暮らす外国人の増加とともに、常生活上の悩みを抱える外国人も増加していることからも、平成21年月に策定した「宮城県多文化共生社会推進計画」により、引き続き施定推進していく。 ・多文化共生シンポジウムや各種研修会においては、参加者アンケーから好評を得ているとともに、事業の実績及び成果等においては、必性、有効性、効率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が、持していると認められた。 ・以上のことから施策の目的にあるような外国人も生活しやすい、そし活躍できる環境の整備や国際交流活動が、一歩一歩ではあるものの実に進められていると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
3県民意識調査結果 重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 45.6% 満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 26.1%	(総括)		
コ目標指標等及び達成度 多文化共生推進施策を実施している県内市町 守の割合 達成度B 現況値 97.1%(平成21年度) 目標値 100.0%(平成21年度)		事業構成	
初期値 47.2%(平成18年度) ・日本語講座開講数(市町村数)		争来情成 の方向性	方向性の理由
達成度B 現況値 15市町村(平成20年度) 目標値 17市町村(平成20年度) 初期値 14市町村(平成17年度) 日本語講座開講数(箇所数) 達成度C 現況値 25箇所(平成20年度) 目標値 30箇所(平成20年度) 初期値 26箇所(平成17年度)		見直しが必要	・施策の目的達成に向けて概ね順調に推移しているが、一部事業構を見直したい。 ・県民意識調査において優先度が低かった「中国・吉林省」、「米国・ウェア州」、「伊国・ローマ県」との友好交流事業は、今までの交流実績をかし、経済交流へ軸足を移動している状況にあることから、政策4施第の「県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進構成事業とする。
国際交流事業で海外と往来した延べ人数 達成度C 現況値 2,227人(平成21年度) 目標値 4,000人(平成21年度) 初期値 3,340人(平成17年度)	施策を推進する上	・多文化共生の ている状況にな が必要である。	「る上での課題等】 の地域づくりにおいては,依然として一部の限られた関係者の取組に係 あることから,より多くの団体や県民に参加してもらうための工夫・仕掛い また,多文化共生を推進していく上では,取組の効率性・実効性を高 の,関係機関による連携と協働のネットワークを整備していく必要がある
	と対す	めの下支えとしから経済ミッシ・多文化共生のテーマでシンス 定の分野で抱	を方針】 事業については、販路開拓及び外資系企業誘致を効果的に実施する て、地域を限定しない海外との交流基盤強化事業に統合し、文化事実 ョンまでの多様な派遣受入に対応する。 の推進については、関係機関や地域と連携しながら、地域課題に則しま ポジウムを開催し、より多くの県民の参画を促す。また、教育や防災など えている課題の解決に向け、関係機関による「宮城県多文化共生社会 反称)」を設置し、ネットワーク基盤の構築を図る。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	·		
判定:適切] 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)に		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
かって「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。	施策評価(総括)	概ね順調	・目標指標等の「多文化共生推進施策を実施している県内市町村の書合」については、平成21年度は目標を僅かに下回ったが、全体的に順調な推移を示しており、対象の35市町村に対して残り1町の状況である。「日本語講座開講数(市町村数及び箇所数)」は、目標値を下回っているものの、前年度に比べ市町村数は増加しており、講座開設を検討している団体もあることから今後は増加が見込まれる。また、「国際交流事業で海外と往来した延べ人数」は、経済情勢及び風評等の影響を受け6割弱の実績にとどまった。 ・県民意識調査結果からは、「満足」の割合が、「不満」の割合より上回ており、一定の評価を得られていることがうかがえる。 ・社会経済情勢等については、県内に暮らす外国人の増加とともに、「常生活上の悩みを抱える外国人も増加していることからも、平成21年3月に策定した「宮城県多文化共生社会推進計画」により、引き続き施りを推進していく。 ・多文化共生シンポジウムや各種研修会においては、参加者アンケーから好評を得ているとともに、事業の実績及び成果等においては、必要性、有効性、効率性とも特段の問題は見られず、概ね順調に事業が進捗していると認められた。 ・以上のことから施策の目的にあるような外国人も生活しやすい、そして活躍できる環境の整備や国際交流活動が、一歩一歩ではあるもののが実に進められていると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
【判定:適切】 内容が十分であり,県が示す「施策を推進する上での 課題等と対応方針」は妥当であると判断される。		事業構成 の方向性	方向性の理由 ・施策の目的達成に向けて概ね順調に推移しているが、一部事業構成を見直したい。
		見直しが必要	・県民意識調査において優先度が低かった「中国・吉林省」、「米国・デウェア州」、「伊国・ローマ県」との友好交流事業は、今までの交流実績を生かし、経済交流へ軸足を移動している状況にあることから、政策4施策8の「県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進」の構成事業とする。
	施策を推進する上	・多文化共生の ている状況にな が必要である。	 する上での課題等] り地域づくりにおいては、依然として一部の限られた関係者の取組に偏っ ちることから、より多くの団体や県民に参加してもらうための工夫・仕掛けまた、多文化共生を推進していく上では、取組の効率性・実効性を高め、関係機関による連携と協働のネットワークを整備していく必要がある。
	での課題等と	めの下支えとし	 志方針】 事業については,販路開拓及び外資系企業誘致を効果的に実施するた て,地域を限定しない海外との交流基盤強化事業に統合し,文化事業 ョンまでの多様な派遣受入に対応する。
	応方針	・多文化共生のテーマでシンス 定の分野で抱	の推進については、関係機関や地域と連携しながら、地域課題に則した ポジウムを開催し、より多くの県民の参画を促す。また、教育や防災なども えている課題の解決に向け、関係機関による「宮城県多文化共生社会も 反称)」を設置し、ネットワーク基盤の構築を図る。

■施策26(外国人も活躍できる地域づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	多文化共生·推 進体制整備事 業	経済商工観光部· 国際経済·交流課		多文化共生への推進体制を構築するため、宮城県多文化共生社会推進審議会を開催するとともに、県や市町村、事業者、県民等の協働による多文化共生への取組に向けた市町村等研修会を開催する。	・多文化共生の推進に向けた市町村等研修
2	多文化共生·啓 発事業	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	2,876	外国人県民を含む多くの県民が地域との交流や地域づくりに積極的に参加する環境を構築するため、シンポジウムを開催し、広く県民に対し多文化共生の推進に向けた意識啓発を促す。	・多文化共生シンポジウムの開催(気仙沼・仙台の2会場, 140人参加) ・啓発ツールの作成(「宮城県多文化共生社会推進計画」リーフレット, プリントタオル, メモ帳, 紙袋, 啓発パネル)
3	多文化共生·多 言語化支援事 業	経済商工観光部· 国際経済·交流課	3,662	を整備するため, 通訳ボランティア の整備や災害情報を多言語で伝 達するウェブシステムの運用, 多言	・災害時多言語支援ツールの作成(災害時 多言語表示シート,災害時多言語音声情報 CD) ・災害時通訳ボランティアの整備(86人,13 言語) ・災害時外国人サポート・ウェブ・システム(携 帯電話等への災害情報の多言語配信)の運 用(年度末時点登録件数約1,290件)
4	多文化共生・家 族等サポート事 業	経済商工観光部· 国際経済·交流課	1,413	外国人県民等が言語面で不安を 抱えることなく安心して暮らせる環 境を整備するため、多言語による 相談窓口を設置するとともに、研修 会を開催し窓口対応職員のスキル を向上させる。	・「みやぎ外国人相談センター」の設置・運営 (相談受付件数420件) ・外国人から相談を受ける立場にある職員等 を対象にした相談窓口対応研修会の開催 (学校教育分野:1箇所57人参加,相談員分 野:1箇所23人参加)
5-1	中国·吉林省友 好交流事業	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	173	流活動を行う。	・吉林省との経済交流協議に伴う職員派遣 (1人) ・吉林省企業と本県企業の関係構築に伴う 受入(1社)
5_2	米国・デラウェア 州友好交流事 業 伊国・ローマ県 友好交流事業	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	非予算的手法	両県州全般の相互理解や,交流 基盤を強化するため,訪問団の派 遣や受入を行い,様々な分野で交 流活動を行う。 なお,本事業は外資系企業県内 投資促進事業と合わせて実施。	・デラウェア州との経済交流に関する合意書締結(「新たな経済交流展開合意書」及び「覚書」の締結)・イタリアピエモンテ州からの産学官訪問団の受入(ナノテク分野6人)
6	みやぎ海外ネッ トワーク形成事 業	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	非予算的手法	本県のPRや海外情報の受発地点とするため,本県にゆかりのある海外在住の外国人や経済交流を主眼とする海外の県人会等のネットワークを形成する。	・JETプログラム帰国者情報のデータベースへの登録(90人分) ・データベース登録者との情報交換(登録者の60%) ・県人会との情報交換の実施(2団体) ※JETプログラム:外国人青年を招致し,外国語教育の充実を図るとともに,地域の国際交流を推進する事業

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
7	みやぎ海外高 度人財育成活 用事業(再掲)	経済商工観光部・ 国際経済・交流課		研究者等の地元への就職及び定着を促進するため,関係団体が行う人材育成及び就職ガイダンス等	 ・アジア留学生キャリアパスプロジェクト(管理法人テンプスタッフカメイ)の実施支援(留学生23人参加) ・留学生向け企業説明会(日本学生支援機構主催)での県内企業の新規参加の誘引(東北企業7社参加) ・留学生の県内企業への就職者数85人

政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

政策番号 11

施策体系	評価原案		
政策番号11:経済・社会の持続的発展		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
と環境保全の両立 (政策の概要) 地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇,希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など,環境悪化が地球規模での深刻な問題となっている。健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり、生存の基盤でもあることから、県民やNPO、企業、市町村等と連携を図りながら、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければならない。また、こうした社会への転換に向け、県民や事業者が、将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組む。さらに、環境に配慮した製品や事業者が、消費者に選ばれる市場を形成するため、県として率先してグリーン購入などに取り組むほか、環境技術の高度化に向けた支援を行う。加えて、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るとともに、温室効果ガス排出の抑制に向け、省エネルギー及び自然エネルギー等の導入促進に向けた取組を推進する。一方、廃棄物対策は身近で重要な課題であり、3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進するほか、不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するため、排出事業者及び廃棄物処理業者等への啓発活動や監視指導を強化する。	政策評価(総括)	概ね順調	・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策27については、県のすべての機関からの温室効果ガス排出量は、平成16年度と比較して平成20年度は7.6%削減されており、環境負荷低減に向けた県の率先垂範は順調に進んでいる。 ・県内における自然エネルギー等の導入量については、当初バイオマス等により順調に増加し、その目標値に対し平成19年度末において8%上回っていたが、平成20年度には1%上回るにとどまり、更に平成21年度には4%下回り、目標値をクリアしていない。 ・施策28については、県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量及び産業廃棄物排出量については、当該年度の目標を達成しており、概ね目指す方向に推移しているが、一般廃棄物リサイクル率及び産業廃棄物リサイクル率については、当該年度の目標を若干下回った。・以上から、本政策の進捗状況は概ね順調と評価した。
□政策を構成する施策 ・施策番号27:環境に配慮した社会経済システムの 構築と地球環境保全への貢献 ・施策番号28:廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・ 再生利用)と適正処理の推進	政策を推進する上での課題等と対応方針	は、「 <u>ダメだっち</u> 庭部門におけ	徳に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献について ちゃ温暖化」宮城県民会議の組織力を活かし、産業、運輸、民生及び家 る一体的及び効果的な地球温暖化対策を、県民総ぐるみの運動へと加 ともに、環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで 学ぶ機会の充実を図る施策展開を推進していく。また、平成21年度に「ク ーみやぎ削造プラン」といった先駆 プログラムを策定し、クリーンエネルギー関連産業部門への支援や環境 定取組の緒についたところであるが、今後更なる"環境立県みやぎ"の推 技趣的な施策展開を図っていく。 長物の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進については、 費を抑制し、バランスのとれた循環システムの構築を目指して、特に、廃 減らす取組を中心に展開していくこととし、企業や市町村に対する技術 泛援を行うとともに、新たな事業の必要性を含めて構成事業の検討を行う

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 評価結果 ₹員会意見に対する県の対応方針(枠内) 【判定:概ね適切】 政策の成果 評価の理由 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも (進捗状況) のの, 政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とし ・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に向けて、2つの施策で取 た県の評価は,妥当であると判断される。 り組んた ・構成施策27については、目標指標等「県のすべての ・施策27については、県内における自然エネルギー等の導入量が、当 機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換 初バイオマス等により順調に増加しその目標値に対し平成19年度末に おいて8%上回っていたが、平成20年度には1%上回るにとどまり、更に平成21年度には4%下回り、目標値をクリアしていない。しかしながら、県の 算)」が, 県全体の排出量の一部しか捉えておらず, 施 策の成果が分かりにくいので、県全体の温室効果ガス 排出量(メタンを含む)を踏まえて、評価する必要がある すべての機関からの温室効果ガス排出量は、平成16年度と比較して平 成20年度は7.6%削減されており、環境負荷低減に向けた県の率先垂 ・構成施策28については、目標指標等の変化要因の分 範は順調に進んでいる。<u>また更に、平成21年度についてはESCO(En</u> 析を行った上で,その内容を具体的に記載するなどし, ergy Service Companyの略。ビルや工場の省エネルギー改善に必 施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。 策 要な包括的なサービス)事業開始による削減効果が顕著に現れており、 評 施設・設備面からの省エネ施策についても良好な状況にある [委員会意見に対する県の対応方針] ・なお、本県の温室効果ガスの年間排出量の現状(2006年(平成18年) ・施策27の県全体の温室効果ガス排出量については、 価 時点)は、1990年(平成2年)比で24.7%増加しているものの、前年(2005年(平成17年))比では、4.8%減少しているところである。 国や県などの各種統計データを基に算出するため、当 概ね順調 該評価制度とタイムラグが生じるなど、全県の排出量に 総 ・施策28については、一般廃棄物リサイクル率及び産業廃棄物リサイク ついては傾向的な定性評価とならざるを得ないが、その ル率については、当該年度の目標を若干下回ったが、県民一人一日当 括 現状について評価の理由に示すこととする。また、メタン たりの一般廃棄物排出量及び産業廃棄物排出量については、当該年 由来の温室効果ガスの影響は必ずしも大きい状況とは 度の目標を達成しており、概ね目指す方向に推移している。 言えないものと考えている。なお, 従来の指標が県全体 ・以上から,本政策の進捗状況は概ね順調と評価した。 の一部しか捉えていないとの指摘を受け、宮城の将来ビ ジョン第2期行動計画からは、県全体を反映できる目標 指標に変更している。 ・施策28の委員会意見の廃棄物の排出量の増減につい ては、「経済状況」のほかにも様々な要因が影響すると 考えられ, その要因分析をすることは難しいが, 行政が その影響や効果を特定できる範囲をできるだけ広げら れるよう分析に努めていきたい。 【判定:要検討】 ・環境問題への対応は,数多くのトレードオフの要素を含みながら,経済変動の要因も 内容が次のとおり不十分で, 県が示す「政策を推進す 含んで複合的な要因の結果として表出するものであり、行政の取組としては、その複合 性を認識しながら、具体的に取り組みうる局面で効果的な施策を展開していく る上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることがで きない。 経済変動の要素や経済的インセンティブの影響も適切に考慮しながら、行政がその影 ・環境分野においては、二酸化炭素とリサイクルとの関 響や効果を特定できる範囲をできるだけ広げられるよう分析に努め, その結果を反映で 係のようなトレードオフ(複数の条件が同時に満たすこと きるように, 施策・事業間や事業主体間の連携を図り, 対応していく ができないような二律背反的な関係)が多く存在するた ・施策27の環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献につい め,関係機関との連携を十分に図り,大局的な立場から ては、社会活動の全てが環境問題に結びつき、それぞれの場面での小さな行動の積 総合的に判断していく必要があると考える。 み重ねが大きな成果につながることを各階各層の県民に理解していただきながら,産 ・構成施策27については、温室効果ガス排出量が増加 業,運輸,民生及び家庭部門における一体的及び効果的な地球温暖化対策を,県民 傾向にある中で、その対策を効果的なものとするため 総ぐるみの運動へと加速させていくとともに, 環境に関する情報発信と, 家庭, 学校, 地 工,総合的な取組みが必要となることから,県民の合意 域社会や職場などで環境について<u>学び、参画できる</u>機会の充実を図る施策展開を推 策 進していく。また、より多くの県民や事業者に対し「e行動(eco do!)宣言登録」を普及 形成を得たマスタープランを整備する必要があると考え させるとともに,宣言登録者の環境配慮行動の「見える化」を図るべく,関連施策間での ・構成施策28については、本施策を的確に推進するた 推 横断的な取組を積極的に展開し、個々の行動が環境に配慮した経済システムの構築と めに、経済的インセンティブの活用という視点も必要と <u>地球環境保全の下支えとなることを目指す。更に、</u>平成21年度に「クリーンエネルギー 進 考える。また、効果的に施策を進めていくためには、市 みやぎ創造プラン」や「くろかわ地域循環圏創造プラン」といったアクションプログラムを 町村との役割分担にも配慮しながら, 県全体の調整を 策定し、クリーンエネルギー関連産業部門への支援や環境共生を目指した取組が緒に る ついたところであるが,今後更なる"環境立県みやぎ"の推進を目指し,積極的な施策 行うことが必要と思われる。 ・本政策の成果は経済状況の影響を受けやすく, 二酸 上 展開を図っていく。 化炭素やゴミ排出量が減少したとしても、それが政策に ・温室効果ガス削減に対する総合的な取組を進めるにあたっては、区域全体の温室効 で よるものか、景気低迷の結果なのか判別が難しいことも 果ガスの排出抑制に関する施策として、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正 **ത** 踏まえて、課題等と対応方針を具体的に示す必要があ に基づき、①再生可能エネルギーの導入、②事業者・住民の活動促進、③地球環境の 課 整備,④循環型社会の構築を柱とした「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定 ると考える。 題 に昨年度末より着手しているところであり,関係施策との連携を図り,県民の合意形成を [委員会意見に対する県の対応方針] 得た計画として策定していく ・環境問題への対応は、数多くのトレードオフの要 ・施策28の廃棄物の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進について 素を含みながら、経済変動の要因も含んで複合的 は、天然資源の消費を抑制し、バランスのとれた循環システムの構築を目指して、特 対 に、廃棄物の発生を減らす取組を中心に展開していくこととし、企業や市町村に対する な要因の結果として表出するものであることは、指 応 技術的・経済的な支援を行うとともに、新たな事業の必要性を含めて構成事業の検討を 摘のとおりであり、また、その要因を適切に評価す 方 行うこととする。 る努力は必要と考える。しかし、その複合性を認識 ・また、県の役割として、特に、一般廃棄物については、施策の方向付けと市町村等の 円滑な施策遂行に資するための調整機能が重要であることから、レジ袋の有料化など、 しながら、具体的に取り組みうる局面で個々の施策 を展開するという限界がある。 広域的な取組が必要となる施策については、関係する市町村等,住民,団体,事業者と連携し、県が関係者の調整役を担っていく。 経済変動の要素や経済的インセンティブの影響も 適切に考慮しながら、行政がその影響や効果を特 定できる範囲をできるだけ広げられるよう分析に努 め, その結果を反映できるように, 施策・事業間や

事業主体間の連携を図り、対応していく。

題等と対応方針に示すこととする。

・施策27及び28については、意見を踏まえて、課

施策体系			評価原案
策番号11:経済・社会の持続的発展と環境(呆全の)両立	
施策番号27:環境に配慮した社会経		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
済システムの構築と地球環境保全への貢献 (施策の概要) 地球温暖化に代表されるように、地球規模での環境変化が深刻な問題となっている。将来にわたって持続可能な地域社会を実現するため、環境と産業や社会との良好な関係の構築を目指す。 口県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 75.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.2% 口目標指標等及び達成度 ・県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算) 達成度A 現況値 80.4千トン(平成20年度) 初期値 87.0千トン(平成20年度) 初期値 87.0千トン(平成16年度) ・県内における自然エネルギー等の導入量(原液算) 達成度B 現況値 642千kl(平成21年度) 目標値 670千kl(平成21年度)		概ね順調	・2つの目標指標等のうち、県のすべての機関からの温室効果ガス排量については、平成16年度と比較して平成20年度は7.6%削減してより、環境負荷低減に向けた県の率先垂範は順調に進んでいる。一方、県内における自然エネルギー等の導入量については、当初バイオマ等により順調に増加し、その目標値に対し平成19年度末において8%回っていたが、平成20年度には1%上回るにとどまり、更に平成21年度は4%下回り、目標値をクリアしていない。・事業の実績及び成果等からは、みやぎe行動(eco do!)宣言登録、リーン購入セミナー、エコドライブセミナーなどの普及啓発活動により、環境負荷低減に向けた取組の普及についてある程度の成果があったまた、環境に配慮した農業についても、肥料や農薬の使用を半分以」削減した栽培への取組農家や認定エコファーマー数の増加等、環境配慮した農業生産活動は着実に進展している。・低炭素社会構築の観点から、木質バイオマス利活用推進対策についても、資源の有効利用と地球温暖化防止を推進しようとする意識の高りや、積極的な実証施策により、順調に推移している。・県民意識調査からは、重視度については、「重視」の割合が概ね759で推移していることから、この施策に対する県民の期待が高いことがうがえる反面、満足度については、「満足」の割合が約4割弱、「不満足」割合が3割弱、「わからない」の割合が3割を越えている。また、満足度わからない」とする回答が3割を占めており、個々の事業について継続て広報に努めることが必要である。・社会経済情勢等からは、平成21年12月にデンマーク・コペンハーゲで開催されたCOP15(第15回気候変動枠組条約締約国会議)におけコペンハーゲン合意に基づき、我が国は1990年(平成2年)の基準年に比して2020年(平成32年)までに温室効果ガスの排出を25%削減するいう意欲的な目標を掲げているが、本県の現況(2006年(平成18年によ)はと言えば、1990年(平成2年)上でむしろ24.7%増加しており、まま地球温暖化対策は喫緊の課題として迫り、早急な対策を求められるのは必至な状況にある。・以上から、目標指標等の状況、個々の事業の実績及び成果等としては概ね順調と評価した。
初期値 495千kl(平成17年度)		事業構成 の方向性	方向性の理由
	施策を	見直しが必要 【施策を推進3 ・宮城県におけ 運輸部門,増加 ・二酸化炭素の	・施策の進捗状況は、概ね順調であるが、県民意識調査においては、「環境関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境について学ぶ様の充実」を優先すべきとの回答数が多く、個々の事業を継続しながら、県の環ボータルサイトである「みやぎの環境情報館」、「みやぎ出前講座」などのあらぬ機会をとらえて情報発信に努める。また、市町村やNPO、企業等との連携をり、県民や事業者個々人に「環境配慮」の意識が根ざす施策を加速化させてく。 する上での課題等 る温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、特に二酸化炭素排出量の多い産業1が著しい民生業務・民生家庭部門における対策が急務となっている。排出は、県民の日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に走り、県民、事業者等の行動に環境配慮が織り込まれるよう、効果的な対策を誇り、県民、事業者等の行動に環境配慮が織り込まれるよう、効果的な対策を誇り、
	推進する上での課題等と対応方針	【次年度の対】・環境に配慮しだっちゃ温暖/おける一体的」いく。併せて、いて学ぶ機会・平成21年度ピラン」といったゲーの支援や環	本方針】 た社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献に資すべく、「ダ 上で社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献に資すべく、「ダ 上」宮城県民会議の組織力を活かし、産業、運輸、民生及び家庭部門 及び効果的な地球温暖化対策を、県民総ぐるみの運動へと加速させて 環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境に の充実を図る施策展開を推進していく。 こ「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」や「くろかわ地域循環圏創造 先駆的なアクションプログラムを策定し、クリーンエネルギー関連産業部 出境共生を目指した取組の緒についたところであるが、今後更なる"環境 の推進を目指し、積極的な施策展開を図っていく必要がある。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)

評価結果

【判定:要検討】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

・「県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量 (二酸化炭素換算)」なる目標指標は県全体の排出量 の一部しか捉えておらず、たとえば実態が同じでも業務 の外注等により、みかけ上の排出量が下がることも考え られることから、適切な評価結果が得られない。施策の 成果が分かりにくいので、県内の温室効果ガス排出量 (メタンを含む)など県全体の状況を踏まえて、評価する 必要があると考える。

[委員会意見に対する県の対応方針]

- ・県全体の温室効果ガス排出量については、国や県などの各種統計データを基に算出するため、当該評価制度とタイムラグが生じるなど、全県の排出量については傾向的な定性評価とならざるを得ない限界がある。そのため、直近のデータ(2006年(平成18年))を用いて評価を行っているところであるが、前年(2005年(平成17年))比では4.8%の減少となっている、
- ・また、県全体のメタンの排出量の現況(2006年(平成18年)) については、前年(2005年(平成17年))比で2.0%の減少と なっているものの、温室効果ガスの排出内訳からメタン由来の 温室効果ガスの影響が必ずしも大きい状況とは言えないため、 評価の理由には記載していない。
- ・目標指標等の「県の全ての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)」については、県全体の一部しか捉えていないとの指摘を受け、宮城の将来ビジョン第2期行動計画からは、県全体を反映できる目標指標等に変更している。・なお、県の機関からの温室効果ガスの排出量には、独立行政法人化等により対象外となった削減分についても含まれているが、一方でESCO(Energy Service Companyの略。ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス)導入等による削減効果も顕著に現れており、県の方向性としては、今後も施設・設備面からの省エネを推進していく。・以上の点について評価の理由に示すこととする。

施策の成果 (進捗状況)

施

策

評

価

総

括

評価の理由・2つの目標指標等のうち、県内における自然エネルギー等の導入量につい

は、当初バイオマス等により順調に増加し、その目標値に対し平成19年度末において8%上回っていたが、平成20年度には1%上回るにとどまり、更に平成21年度には4%下回り、目標値をクリアしていない。一方、県のすべての機関からの温室効果ガス排出量については、平成16年度と比較して平成20年度は7.6%削減しており、環境負荷低減に向けた県の率先垂範は順調に進んでいる。・事業の実績及び成果等からは、みやぎe行動(eco do!)宣言登録、グリーン購入セミナー、エコドライブセミナーなどの普及啓発活動により、環境自荷低減に向けた取組の普及についてある程度の成果があった。また、環境に配慮した

購入セミナー、エコドライブセミナーなどの普及啓発活動により、環境負荷低減 に向けた取組の普及についてある程度の成果があった。また、環境に配慮した 農業についても、肥料や農薬の使用を半分以上削減した栽培への取組農家 や認定エコファーマー数の増加等、環境に配慮した農業生産活動は着実に進 展している。

・低炭素社会構築の観点から、木質バイオマス利活用推進対策についても、資源の有効利用と地球温暖化防止を推進しようとする意識の高まりや、積極的な実証施策により、順調に推移している。

・県のすべての機関からの温室効果ガスの年間排出量については、平成20年度に比し3.1%削減(2,709t-CO2)しているが、その中で県有機関として初めてESCO事業が開始された県立がんセンターにおける削減が1.0%(889t-CO2)と大きく貢献しており、改めて施設・設備面からの省エネの率先垂範の必要性を認識するところである。

・県民意識調査からは、重視度については、「重視」の割合が概ね75%で推移していることから、この施策に対する県民の期待が高いことがうかがえる反面、満足度については、「満足」の割合が約割弱、「不満足」の割合が3割弱、「わからない」の割合が3割を越えている。また、満足度を「わからない」とする回答が3割を占めており、個々の事業について継続して広報に努めることが必要である。

・社会経済情勢等からは、平成21年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたCOP15 (第15回気候変動枠組条約締約国会議) におけるコペンハーゲン合意に基づき、我が国は1990年(平成2年)の基準年に比して2020年(平成32年)までに温室効果ガスの排出を25%削減するという意欲的な目標を掲げているが、本県の現況 (2006年(平成18年) 時点) は、1990年(平成2年) 比でむしろ24.7%増加しており、ますます地球温暖化対策は喫緊の課題として迫り、早急な対策を求められるのは必至な状況にある。しかしながら、各種取組みを進めており、前年(2005年(平成17年)) 比で4.8%減少しているところである。・以上から、目標指標等の状況、個々の事業の実績及び成果等としては概ね順調と評価した。

【判定:概ね適切】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。

・温室効果ガス排出量が増加傾向にある中で、その対策を効果的なものとするためには、エネルギーの産出・消費の各段階にわたる総合的な取組みが必要となる。また、経済の低迷が排出抑制に貢献した側面も否定できない。現在の取組みは縦割りの傾向があるので、県民の合意形成を得たマスタープランの策定が重要であると考える。

[委員会意見に対する県の対応方針]

- ・環境問題への対応は、数多くのトレードオフの要素を含みながら、経済変動の要因も含んで複合的な要因の結果として表出するものであることは、指摘のとおりであり、また、その要因を適切に評価する努力は必要と考える。しかし、その複合性を認識しながら、具体的に取り組みうる局面で個々の施策を展開するという限界がある。
- ・経済変動の要素や経済的インセンティブの影響 も適切に考慮しながら、行政がその影響や効果を 特定できる範囲をできるだけ広げられるよう分析に 努め、その結果を反映できるように、施策・事業間 や事業主体間の連携を図り、対応していく。
- ・以上の点について対応方針に示すこととする。

事業構成 の方向性

概ね順調

方向性の理由

見直しが必要

・施策の進捗状況は、概ね順調であるが、県民意識調査においては、「環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境について学ぶ機会の充実」を優先すべきとの回答数が多く、個々の事業を継続しながら、県の環境ポータルサイトである「みやぎの環境情報館」、「みやぎ出前講座」などのあらゆる機会をとらえて情報発信に努める。また、市町村やNPO、企業等との連携を図り、県民や事業者個々人に「環境配慮」の意識が根ざす施策を加速化させていく。

【施策を推進する上での課題等】

・宮城県における温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、特に二酸化炭素排出量の多い産業・ 運輸部門、増加が著しい民生業務・民生家庭部門における対策が急務となっている。

・二酸化炭素の排出は、県民の日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に起因するものであり、県民、事業者等の行動に環境配慮が織り込まれるよう、効果的な対策を諸種施策と連携の上、横断的及び一体的に講じる必要がある。

【次年度の対応方針】

・環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献に資すべく、社会活動の全てが環境問題に結びつき、それぞれの場面での小さな行動の積み重ねが大きな成果につながることを各階各層の県民に理解していただきながら、産業、運輸、民生及び家庭部門における一体的及び効果的な地球温暖化対策を、県民総ぐるみの運動へと加速させていく。併せて、環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境について学び、参画できる機会の充実を図る施策展開を推進していく。

・より多くの県民や事業者に対し「e行動(eco do!) 宣言登録」を普及させるとともに、宣言登録者の環境 配慮行動の「見える化」を図るべく、関連施策間での横断的な取組を積極的に展開し、個々の行動が環境 に配慮した経済システムの構築と地球環境保全の下支えとなることを目指す。

に配慮して経済ンステムの権楽と地球環境保全の下文えどなることを目信す。
・平成21年度に「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」や「くろかわ地域循環圏創造プラン」といったアクションプログラムを策定し、クリーンエネルギー関連産業部門への支援や環境共生を目指した取組の緒についたところであるが、今後更なる"環境立県みやぎ"の推進を目指し、積極的な施策展開を図っていく。・・また、温室効果ガス排出量対策を効果的なものとするためには、エネルギーの算出・消費の各段階にわたる総合的な取組が必要となることから、いわかる製品の原料調達から廃棄処理に至るまでのLCA(Life Cycle Assessmentの略。製品やサービスのライフサイクルで環境影響を評価する手法)の考え方などの社会的動向を見守りながら、施策評価に反映できる方策について検討していく。

・平成21年12月に策定した「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」による立地企業への環境配慮推進策や、事業者の省エネ設備導入に対する「わが社のe行動(eco do!)宣言登録の義務付け等を行っているが、環境関連諸種施策との連携を今後益々密にし、横断的一体的な施策展開に努めていく。・温室効果ガス削減に対する総合的な取組を進めるにあたっては、区域全体の温室効果ガスの排出抑制に関する施策として、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に基づき、①再生可能エネルギーの導入、②事業者・住民の活動促進、③地球環境の整備、④循環型社会の構築を柱とした「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定に昨年度末より着手しているところであり、関係施策との連携を図り、県民の合意形成を得た計画として策定していく。

を推進する上での課題等と対応方針

施

策

■施策27(環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	環境基本計画 推進事業	環境生活部·環境 政策課	511	環境配慮行動を促進するため、インターネット等で積極的な環境配慮行動を宣言する「みやぎe行動(eco do!)宣言」を運用する。また、市町村環境計画の策定など、各種環境施策の実施を促進する。	・「みやぎe行動(eco do!)宣言」の運用(平成22年3月末の登録数14,660件) ・経済産業省のマテリアルフローコスト(MFCA)導入実証モデル事業実施による事業者への環境配慮型経営普及の促進・みやぎ出前講座による「みやぎe行動(eco do!)宣言」の普及(小学校7校及び2団体受講) ・パーク&ライド推進キャンペーン、「光の貯金」等各種イベントでの普及
2	グリーン購入普 及拡大事業	環境生活部·環境 政策課	1,060	すべての主体のグリーン購入の取組を促進するため、グリーン購入の普及啓発活動を行う。	・グリーン購入セミナーの開催(3回開催, 113名参加) ・市町村向けグリーン購入セミナーにおいて、取組マニュアル配布等による市町村環境物品等調達方針策定支援、誘導(策定市町村数9) ・事業者に対するグリーン購入に関する市場調査・グリーン購入のみやぎ出前講座による普及啓発・グリーン購入推進計画の策定
3	宮城県グリーン 製品普及拡大 事業	環境生活部•資源 循環推進課	1,005	グリーン購入促進条例(平成18年4 月1日施行)に基づき, グリーン購 入の促進に資する環境物品等を 認定し, 当該製品の普及を図る。	・グリーン製品の認定件数(新規9件, 更新 (再認定)17件) ・グリーン製品普及活動(4回製品展示)
4	エコドライブ運 動推進事業	環境生活部•環境 対策課	非予算的手法	宮城県環境基本計画の実施計画 である「宮城県自動車交通環境負 荷低減計画」の重点施策の一つ で、環境負荷の低減のため、環境 に配慮した自動車の使用(エコドラ イブ)を推進する。	・クリネックススタジアム宮城での大型ビジョン CMの放映(延べ66回) ・エコドライブ宣言事業の実施(6,582人,131 社登録) ・エコドライブ講習会の開催(6回開催,184人受講) ・県政だよりへの「エコドライブ」の特集記事の掲載 ・県庁行政庁舎エレベーター内でエコドライブ運動に関するスポットCMを放送
	みやぎ地球温 暖化対策地域 推進事業	環境生活部•環境 政策課	1,246	の温室効果ガスの排出削減を図	・地球温暖化防止活動推進員の委嘱(102人 委嘱,延べ991回活動) ・地球温暖化対策地域協議会の開催(3回開催) ・地球温暖化対策地域協議会を通した市町 村主催の地球温暖化防止イベントへの支援 (10団体,約26,000人参加)
6	自然エネルギー 等・省エネル ギー促進事業	環境生活部•環境 政策課	771,638	自然エネルギーの導入や省エネルギーの促進により化石燃料の使用を抑制し、持続可能な地域社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献する。	・自然エネルギー等・省エネルギー促進審議
	地球温暖化防 止実行計画進 行管理事業	環境生活部·環境 政策課	非予算的手法	荷低減に取り組むため、環境保全率先実行計画を推進する。また、計画の重点行動の1つとして県の施設にESCO(Energy Service Company)事業を導入する	・環境保全率先実行計画説明会を,改正省エネ法の説明会と併せて開催(14回)・環境保全率先実行計画の平成20年度の取組結果の取りまとめ,公表・「宮城県環境レポート」の印刷,公表・図書館ESCO事業について,1事業者から提案され,総合的に評価し選定・東北歴史博物館ESCO事業について,11月に契約締結(教育庁)し,3月に工事完成・県立がんセンターのESCO事業開始・温室効果ガスの排出抑制(対基準年(平成16年度)比89.3%)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
8	「ダメだっちゃ温 暖化」みやぎ推 進事業	環境生活部·環境 政策課	328	各業界団体や消費者団体,市町村,県等で「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を設置・運営し,地球温暖化防止に向けた県民運動を展開することにより,県内の温室効果ガスの排出削減を図り,持続可能な地域社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献する。	・部会の開催(3回開催) ・フォーラムの開催(2回開催,750人参加)
9	みやぎクリーン エネルギー創造 プロジェクト事業	環境生活部•環境 政策課	851	クリーンエネルギー関連産業の集積・振興や利活用の促進等を目指す、県自らのアクションプランである「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」を策定し、このプランに基づいて、先導的なプロジェクト等のクリーンエネルギー社会の実現に資する施策展開に向けた取組や関連企業との情報交換を行う。	・クリーンエネルギー自動車普及促進事業(6,189件) ・事業所用ハイブリッドトラック普及促進事業(3件) ・住宅用太陽光発電普及促進事業(1,284件) ・事業所用太陽光発電普及促進事業(13件)・省エネルギー・コスト削減支援事業(1件)・県行政庁舎等へのLED照明の設置(計302本) ・省エネルギーセミナーの開催(2回開催)・GE Day in Miyagiの開催・経済産業省「次世代エネルギーパーク」の認証(宮城県次世代エネルギーパーク計画)・県内企業との情報交換(計193件)
10	くろかわ地域循 環圏創造推進 事業	環境生活部•資源 循環推進課	465	黒川地域において、進出企業と地元自治体等が協調・連携して、廃棄物の3Rをはじめ、地域循環圏の構築、低炭素社会への貢献、環境共生の推進等をテーマに、広く「地域循環圏」の創造に取り組み、ひいては環境と共存する地域社会を創出を目指すため、くろかわ地域循環圏創造プランに基づき構成員による自主的な環境配慮行動の取組を促進する。	・くろかわ環境円卓会議の開催(4回開催) ・くろかわ地域循環圏創造フォーラムの開催 (1回開催、120人参加) ・くろかわ地域循環圏創造プランの策定
	農地·水·環境 保全営農活動 支援事業	農林水産部•農産 園芸環境課	60,649		・活動を実践する区域数 128区域 ・化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減 する取組の面積 5,554ha ・生き物調査研修会,シンポジウム等の開催 (3回開催,519人参加)
12	環境にやさしい 農業定着促進 事業(再掲)	農林水産部•農産 園芸環境課	11,221	び認証された農産物の適正な流 通促進を図る。また,有機農業に 関する推進計画をもとに体制整備 を行い,環境保全型農業に関する	・化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減して栽培する特別栽培農産物の認証制度の運営,取組農家戸数 2,721戸(県認証分)・有機栽培,特別栽培農産物栽培面積21,857ha・「みやぎの有機農業推進計画」の策定(10月)、当計画のPR版リーフレット(2,000部)の作成・配付・消費者向けの環境保全型農業PRリーフレット(10,000部)の作成・配付
13	木質バイオマス 利活用推進対 策事業	農林水産部·林業 振興課	4,751	これまで未利用であった林地残材を搬出し、木質ボードの原料や燃料用として活用し、木質資源の有効利用を図る。	・木質バイオマスの利活用について、素材生産事業体へ積極的な対応を促し、実証的取組を推進・林地残材生産量(8,424㎡)・林地残材利用率(5.0%)

施策体系	評価原案			
政策番号11∶経済・社会の持続的発展と環境の	全の			
施策番号28:廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 (施策の概要) 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会のあり方は、廃棄物排出量の増大や環境汚染などさまざまな環境問題を発生させている。県は、適正処理の推進にとどまらず、資源を有効に活用し、廃棄物をリサイクルして環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)82.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)43.2%	施策評価(総括)	施策の成果 (進捗状況) 概ね』順調	・4つの目標指標等のうち、「1. 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量」及び「3. 産業廃棄物排出量」について、当該年度の目標を達成しており、概ね目指す方向に推移しているが、「2. 一般廃棄物リサイクル率」及び「4. 産業廃棄物リサイクル率」については、当該年度の目標を若干下回った。・・県民意識調査結果からは、「重視」の割合は概ね8割を超えて推移しており、県民の期待が高かった。「満足」の割合は概ね8割を超えて推移しており、県民の期待が高かった。「満足」の割合は50%に達しなかった。(参考:50%以上の評価を受けている取組は、33のうち2つ。)・社会経済情勢等からは、全国的に循環型社会の形成に向けた様々な取組を行っているところであり、本県でも、「みやぎの循環型社会」の形成に向けて、積極的に事業を展開している。・事業の実績及び成果等からは、13事業のうち5事業において実績値が成果目標値に達したが、残る事業においては成果目標値の達成に向け引続き積極的な事業を展開していく必要がある。・・以上のことから、施策の目的である「循環資源の重要性や3Rに対する意識」が、目標指標等の状況から見ても県民や事業者に浸透してきており、施策の進捗状況は全体として概ね順調であると判断した。	
□目標指標等及び達成度 ・県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量達成度A 現況値 960g/人・日(平成20年度) 目標値 1,032g/人・日(平成20年度) 初期値 1,104g/人・日(平成16年度) ・一般廃棄物リサイクル率達成度B 現況値 26.2%(平成20年度) 目標値 26.7%(平成20年度) 初期値 19.5%(平成16年度) ・産業廃棄物排出量達成度A 現況値 11,260千トン(平成20年度) 目標値 11,983千トン(平成20年度) 初期値 12,114千トン(平成16年度)		事業構成 の方向性 見直しが必要	方向性の理由 ・施策を構成する事業は、「宮城県循環型社会形成推進計画」に基づく各種事業をベースとしており、施策の成果(進捗状況)は、「概ね順調」であるが、今後、更に施策を推進するためには、現在、課題となっている事項の対応に力を入れて取組を進める必要がある。	
・産業廃棄物リサイクル率 達成度B 現況値 29.4%(平成20年度) 目標値 30.8%(平成20年度) 初期値 29.3%(平成16年度)	施策を推進する上での	・産業廃棄物の課題のある廃 システムとして・一般廃棄物の	する上での課題等】 D3Rについては、廃棄物のリサイクルが進んでいる一方で、再資源化に 棄物の存在や、リサイクル品の活用が十分に進まない現状、リサイクルが 完成していないものがある等の課題がある。 D3Rについては、市町村間において取組に差があり、リサイクル率や排出 と大きくかい離している市町村が見られる。	
	課題等と対応方針	構築を目指し 業や市町村に	応方針】 章を踏まえ,天然資源の消費を抑制し,バランスのとれた循環システムのて,特に,廃棄物の発生を減らす取組を中心に展開していくこととし,企 対する技術的・経済的な支援を行うとともに,新たな事業の必要性を含め 検討を行うこととする。	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 評価結果 委員会意見に対する県の対応方針(枠内) 【判定:概ね適切】 施策の成果 評価の理由 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも (進捗状況) のの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とし ・4つの目標指標等のうち、「1. 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出 た県の評価は、妥当であると判断される。 量」及び「3. 産業廃棄物排出量」について,当該年度の目標を達成しており,概ね目指す方向に推移しているが,「2. 一般廃棄物リサイクル ・目標指標等の変化には経済状況の寄与が無視できな いと思われるので,要因分析が必要である。経済的イン 率」及び「4. 産業廃棄物リサイクル率」については、当該年度の目標を センティブの積極的評価やリサイクル率の地域差等の 若干下回った 内容を具体的に記載するなどして、施策の成果を分か ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合は概ね8割を超えて推移して りやすく示す必要があると考える。 おり、県民の期待が高かった。「満足」の割合は50%に達しなかった。 (参考:50%以上の評価を受けている取組は,33のうち2つ。) ・社会経済情勢等からは、全国的に循環型社会の形成に向けた様々な 施 取組を行っているところであり、本県でも、「みやぎの循環型社会」の形 [委員会意見に対する県の対応方針] 策 成に向けて, 積極的に事業を展開している。 ・廃棄物の排出量の増減については、「経済状 評 ・県内のレジ袋の使用削減に向けた取組については、全市町村で行わ 況」のほかにも様々な要因が影響すると考えられ、 価 れており、H21年度の1年間で、約1億3,800万枚が削減され、約5,000ト 「経済状況」の寄与だけを取り出して, その要因 ンのCO2が抑制された 概ね順調 分析をすることは難しいが, 可能な範囲で把握 -般廃棄物の3Rの推進については, 市町村により, リサイクル率等に 総 に努めたい。 差が生じている状況である。 括 ・レジ袋の有料化等,経済的インセンティブによ ・事業の実績及び成果等からは、13事業のうち5事業において実績値が 成果目標値に達したが、残る事業においては成果目標値の達成に向け る効果の評価等については、今後適切に行い、 引続き積極的な事業を展開していく必要がある。 成果を県民に分かりやすい表現を用いて記載し ・以上のことから、施策の目的である「循環資源の重要性や3Rに対する ていくこととする。なお、レジ袋の有料化等の状 意識」が、目標指標等の状況から見ても県民や事業者に浸透してきて 況については,評価の理由に示すこととする。 おり、施策の進捗状況は全体として概ね順調であると判断した。 ・また、リサイクル率の地域差の状況についても 評価の理由に示すこととする。 【判定:要検討】 事業構成 方向性の理由 内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進す の方向性 る上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることがで ・施策を構成する事業は、「宮城県循環型社会形成推進計画」に基づく きない。 各種事業をベースとしており、施策の成果(進捗状況)は、「概ね順調」 ・本施策を的確に推進するためには、経済的インセン であるが、今後、更に施策を推進するためには、現在、課題となってい ティブの活用という視点も必要と考える。また,廃棄物処 る事項の対応に力を入れて取組を進める必要がある。 見直しが必要 理の当事者の多くが市町村や一部事務組合であること を考慮すれば、県の役割としては施策の方向付けと、市 町村等の円滑な施策遂行に資するための調整機能が 重要だと思われる。こうした視点を踏まえて,課題等と対 応方針を具体的に示す必要があると考える。 策 【施策を推進する上での課題等】 を ・産業廃棄物の3Rの推進については、廃棄物のリサイクルが進んでいる一方で、再資 〔委員会意見に対する県の対応方針〕 推 源化に課題のある廃棄物の存在や、リサイクル品の活用が十分に進まない現状、リサイ ・意見を踏まえて、課題等と対応方針に示すこと クルがシステムとして完成していないものがある等の課題がある。 進 一般廃棄物の3R<u>の推進</u>については,<u>市町村によっては,当該市町村の廃棄物処理</u> とする。 す 計画の目標値と実績との間に大きな差がある。 る ・H21年度にレジ袋の有料化等の取組が県内全域に広がったが、その取組の内容につ 上 いて,地域に差が見られる。 で ഗ 課 【次年度の対応方針】 題 ・上記の課題等を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、バランスのとれた循環システムの 等 構築を目指して、特に、廃棄物の発生を減らす取組を中心に展開していくこととし、企 業や市町村に対する技術的・経済的な支援を行うとともに、新たな事業の必要性を含め لح て構成事業の検討を行うこととする。 対 -般廃棄物については,県の役割として,施策の方向付けと市町村等の円滑な施策 応 遂行に資するための調整機能が重要であることから,以下の内容に留意し推進していく こととする。 方 ・レジ袋の有料化の取組など、広域的な取組が必要となる施策については、関係する市町村等、住民、団体、事業者と連携し、県が関係者の調整役を担っていく。 ・一般廃棄物の3Rのさらなる取組が必要とされる地域については、当該地域の課題の解決に向け、「3Rを進める会」やワークショップの開催を通じて支援を行うこととする。 ・市町村や一部事務組合への個別訪問や、関係職員を対象とした廃棄物施策の勉強 会等,技術的助言や情報提供等を行う既存の事業を更に推進し,課題解決に向けた 支援を行って行くこととする。

■施策28(廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	3R推進普及啓 発演劇上演事 業	環境生活部·資源 循環推進課		ごみの減量化やリサイクルに関する理解を深めてもらうため、廃棄物の発生抑制やリサイクルなど3Rの推進をテーマとした廃棄物問題に関する子ども向け演劇を県内小学校等で上演する。	・「みやぎ3R(スリーアール)シアター〜Rさんの3つの約束〜」の巡回公演(19回上演, 累計5,005人観劇)
2	市町村3R連携 事業	環境生活部•資源 循環推進課	非予算的手法	一般廃棄物の3Rについて問題を 抱えていたり,取組が遅れている 地域に対し,県が事務局となって, 当該地域の関係業者・住民団体・ 行政関係者参集のもと会議を開催 し,当該地域の3Rの推進につい て,その方向性や方策を検討す る。	・「くろかわ地域の3Rを進める会」の会議の開催回数(4回) ・「くろかわ地域の3Rを進めるために」の報告 書作成
3	循環通信の発 行	環境生活部·資源 循環推進課	非予算的手法	ごみ減量化のためのイベントやリサイクルを行う事業所の情報等3Rに関する有益な情報をメール等で配信提供する。	・循環通信の作成及び配信(12回発行, 493 人受信/回)
4	マイバッグキャ ンペーンの実施	環境生活部·資源 循環推進課	非予算的手法	わない・渡さない」等の行動を促進	・各団体へのマイバッグ持参等3R推進に関する取組の要請, 広報の実施(協力要請団体数158, 実施団体数46)
5	産業廃棄物発 生抑制等支援 事業	環境生活部·資源 循環推進課	64,239	事業者が産業廃棄物の3Rを行う ための設備整備を支援する。	・産業廃棄物発生抑制等支援事業の周知・補助金の交付(5件)
6	企業連携型リサ イクルシステム 構築支援事業	環境生活部·資源 循環推進課	1,264	複数の排出事業者, 廃棄物収集 運搬業者及び処分業者が業種の 枠を越えて連携し, 廃棄物の適正 処理やリサイクルを効率的に行え るシステム構築を支援する。	・企業連携型リサイクルシステム構築支援事業の周知・補助金の交付(7件)
	みやぎエコファ クトリー立地促 進事業	環境生活部·資源 循環推進課	8,708	各種リサイクル法の整備や廃棄物 の再生利用に伴い必要となってく るリサイクル施設の立地促進とその 集積を図るため、「みやぎエコファ クトリー」の形成を促進し、環境・リ サイクル団地を整備する。	・みやぎエコファクトリー立地促進奨励金制度の周知 ・奨励金の交付(1件)
8		環境生活部•資源 循環推進課	43,918	企業が進める3R対策の促進に必要な新技術の研究開発の取組を支援する。	・3R新技術研究開発支援事業の周知 ・補助金の交付(10件)

番号	事業名	担当部局· 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	資源循環コー ディネーター派 遣事業	環境生活部·資源 循環推進課	20,329	委嘱し、県内企業の3Rの課題解 決に向けた活動を支援するため、 個別企業への訪問による情報提	・企業訪問による環境関連課題の情報収集や有益情報の提供,改善支援(延べ451社訪問) ・県補助事業などの周知,実施支援 ・地域エコフォーラムの構築・運営支援,エコフォーラム幹事企業連絡会議の開催(2回)・リサイクル事業者等の情報を提供するウェブサイト「リサイクルのススメ」の運営
10	業種別エコ フォーラムの展 開	環境生活部•資源 循環推進課	非予算的手法	県内事業者の3R推進の取組を支援するため、小売業など業種ごとの3R推進ネットワーク組織(業種別エコフォーラム)の構築やその活動を支援する。	・業種別エコフォーラムの構築・活動支援 ・事業所訪問数(451社)
11	専門家活用型3 R推進事業	環境生活部·資源 循環推進課	1,712	県内の事業者等が廃棄物の3Rの 課題に取り組むに当たり、その必 要性及び効果を認定の上で専門 家を派遣して、3Rの課題解決に 向けた支援を行う。	・専門家活用型3R推進事業の周知 ・専門家の派遣(6件)
	産業廃棄物処 理システム健全 化促進事業	環境生活部·廃棄 物対策課	1,857	産業廃棄物の処理の透明化を図るとともに、県民の廃棄物処理への信頼性を高めるため、産業廃棄物の処理システムを健全化するための各種事業を展開する。	・産業廃棄物処理システム検討会の開催(2回開催)・産業廃棄物の適正処理推進に関する協定の締結(23事業者)・ホームページによる産業廃棄物処理状況の公開
	産業廃棄物不 法投棄監視強 化事業	環境生活部•廃棄 物対策課	3,772	不法投棄等不適正処理事案の早期把握・拡大防止のための監視強化を進めるとともに、県民一人一人が廃棄物の適正処理に関する意識を高めるための普及啓発を行う。	・スカイパトロールの実施(2回) ・産廃ガードマンによる夜間・休日監視体制 の確保 ・不法投棄監視カメラによる定点監視(延べ 178日) ・ラジオ媒体を活用した不法投棄防止の広報 (通年 年間120回) ・最終処分場航空撮影業務(16箇所)

		評価原案
	政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
政策評価(総括)	概ね順調	・豊かな自然環境、生活環境の保全に向けて、1つの施策で取り組んだ。 ・目標指標等の達成度で、閉鎖性水域の水質(伊豆沼、松島湾(甲、乙、丙))の達成度がCだが、これは昨年度に極端に水質が悪化したということではなく、平成21年度現況値そのものは、過去10年におけるCODの実績値の範囲内の数値である。このことは、閉鎖性水域は水の出入りが少ないため、水質汚濁が進行すると容易には水質改善を図ることが難しいことを示しているものと考えている。他方、閉鎖性水域の水質以外の目標指標については、達成度がAとなっており、順調であることを示しているものと判断する。 ・施策29を構成する事業の分析結果は、施策を構成する各事業におて、事業の有効性を「成果があった」又は「ある程度成果があった」としいる。 ・以上のことから政策の成果(進捗状況)を考えると、閉鎖性水域(伊豆沼及び松島湾)の水質についての指標の達成度はCであるものの、それ以外の指標の達成度がAであることや当施策を構成する各事業の進捗状況などを総合的に評価すれば、一部事業の進捗にやや課題があるとしても、概ね順調と判断される。
政策を推進する上での課題等と対応方針	については、** な自然を対象 実施するとどの 等について、** 計画を策定して を実施していく 効果の科学的 については、**	施している自然環境の保全再生の推進や健全な水循環の推進等の事業複雑多様な連鎖や因果関係により成立し、いまだ未知の部分も多い広力にしている事業である。そのため、事業の実施に当たっては、その事業でしまりな効果が発揮できるのか、自然環境にどのような影響を与えるのかどが調査等の科学的知見なども踏まえながら十分検討した上で事業実践なければならないとともに、事業実施中も継続的なモニタリング調査などないまかられる。このため、事業の実施中や実施後においては、事業な検証と評価を綿密に実施していくとともに、今後新たに計画する事業をニタリングで得られたデータを詳細に分析し、それを計画内容に的確し効果的な事業の実施に取り組む。
	政策評価(総括) 典策を推進する上での	(進捗 政策評価(総括) 地域 (地域) 地域 (地域) 地域 (地域) 地域 地域 地域 地域

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見			評価結果
委員会意見に対する県の対応方針(枠内) 【判定: 概ね適切】		政策の成果	1
評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 ・構成施策に設定されている目標指標等は断片的であり、これのみで政策の成果を正確に把握することは困難である。施策を構成する具体的事業が、広範な政策目的のどの部分に寄与するのかを明確にし、かつ、評価する上で不可欠と思われるデータを補完した上で、政策の全体的な成果を分かりやすく示していく必要があると考える。 「委員会意見に対する県の対応方針」 ・複雑な因果関係や多様な要素から成り立っている自然環境、生活環境を保全するという施策について、その成果を断片的でなく、全体的に示すことができる目標指標というものを設定することは困難であるが、評価に当たっては、施策を構成する事業のデータ等も用いつつ、また施策の目的と施策を構成する各事業との関係をできるだけ丁寧に記述し、政策の成果を分かりやすく示すこととする。	政策評価(総括)	概ね順調	・豊かな自然環境、生活環境の保全に向けて、1つの施策で取り組んだ。 ・目標指標等の達成度で、閉鎖性水域の水質(伊豆沼、松島湾(甲、乙、丙))の達成度がCだが、これは昨年度に極端に水質が悪化したということではなく、平成21年度現況値そのものは、過去10年におけるCODの実績値の範囲内の数値である。このことは、閉鎖性水域は水の出入りが少ないため、水質汚濁が進行すると容易には水質改善を図ることが難しいことを示しているものと考えている。他方、閉鎖性水域の水質以外の目標指標については、達成度がAとなっており、順調であることを示しているものと判断する。・施策29を構成する事業の分析結果を見ると、自然環境の保全・再生の推進に係る事業で、国定公園保全対策事業では金華山島において防鹿柵を設置し、17000㎡の稚樹生育面積を確保するなどしており、各事業とも有効性を「成果があった」と判断している。野生生物の保護管理引推進に係る事業で、野生鳥獣保護管理事業では特定鳥獣保護管理計画を3件策定するなどしており、各事業とも有効性を「ある程度成果があった」と判断している。自然環境の保全及び活用に関する活動の推進に係る事業で、田んぼの楽校振働推進体制整備支援事業では農村額境保全活動等協働組織を9組織立ち上げるなどしており、各事業とも有効性を「成果があった」と判断している。身近なみどり空間の保全・創出に係る事業で、みどりのふるさとづくり人材育成事業では県森林インストラクターとして26人認定するなどしており、各事業とも有効性を「成果があった」と判断している。健全な水循環の推進に係る事業で、豊かなみやぎの水循環創造事業では水循環計画を1件策定し、有効性を「成果があった」と判断している。健全な水循環の推進に係る事業で、豊かなみやぎの水循環創造事業では水循環計画を1件策定し、有効性を「ある程度成果があった」と判断している。・以上のことから政策の成果(進捗状況などを総合的に評価すれば、一部事業の進捗にやや課題があるとしても、概ね順調と判断される。
【判定:要検討】 内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。 ・政策の名称に掲げている「生活環境の保全」という視点や、また、「豊かな自然環境」に含まれる生物多様性の視点が欠落していると思われるので、それらの視点を踏まえながら、課題等と対応方針を示す必要があると考える。 「委員会意見に対する県の対応方針〕 ・「生活環境の保全」という視点については、今後、生活環境に関する常時監視を継続するとともに、各分野におけるモニタリング結果等の解析・評価を踏まえ、必要に応じて第2期計画に反映するなど、生活環境の保全という視点に十分配慮していくことを記述することとする。 ・「生物多様性」の視点については、県の生物多	政策	については、生 については、生 だ未のため、事 きるのかがあればい でおしなとがめ、しま でしなとがら、 ででしなどがら、 でででいまとを、 でででいまとを、 ででいまとままで ではとがら、 ではとがら、 ではいましまに ではいましまに ではいるが、 ではいるが、 ではいるが、 ではいるが、 でいる	施している自然環境の保全再生の推進や健全な水循環の推進等の事業生物多様性に代表される複雑多様な連鎖や因果関係により成立し、いまい多い広大な自然を対象にしている事業である。 業の実施に当たっては、その事業を実施するとどのような効果が発揮で 気系や生物多様性等の自然環境にどのような影響を与えるのか等につい等の科学的知見なども踏まえながら十分検討した上で事業実施計画を策ならないとともに、事業実施中も継続的なモニタリング調査などを実施してられる。 業の実施中や実施後においても、事業効果の科学的な検証と評価を綿いく。また、今後新たに計画する事業については、モニタリングで得られたに分析し、それを計画内容に的確に反映しながら、効果的に事業を実施に分析し、それを計画内容に的確に反映しながら、効果的に事業を実施に、生物多様性の保全や健全な生態系の回復等ということを十分考慮し施に取り組む。 境の保全については、大気、水、土壌、騒音において常時監視を継続し 環境の保全については、大気、水、土壌、騒音において常時監視を継続し 環境事の達成状況から、現状においては深刻な状況にはないと判断し とは常時監視を継続するとともにそのモニタリング結果を解析・評価し、生 に十分配慮していく。
様性についての考え方を、より分かりやすい表現で記述することとする。 ・以上の点について、課題等と対応方針に示すこととする。)課題等と対応方針		

施策体系		評価原案			
文策番号12:豊かな自然環境, 生活環境の代	全				
施策番号29:豊かな自然環境, 生活 環境の保全		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
			・目標指標等の状況では、閉鎖性水域の水質の達成度がCとなっているが、閉鎖性水域は水の出入りが少ないため水質汚濁が進行すると容易に水質改善を図ることが難しいことを示している。他の目標指標等については達成度はAであ		
施策の概要) 県内の豊かで多様な自然環境を積極的に保全 , 将来の世代に健全な姿で引き継いでいてこと っ, きれいな空気や水, 土壌など, 県民が健康で ぶして暮らすことができる生活環境の保全を目 す。また, その取組に向けて, 地域の人材育成 か体制整備を目指す。		概ね順調	る。 ・県民意識調査結果からは、施策の重視度が約73%とかなり高くなっているが、満足度は約41%にとどまっている。これは「わからない」という回答が約35%あることが影響していると考えられる。 ・社会経済状況では、平成22年3月に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画である「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、また10月には日本で生物多様性条約第10回締約国会議が開催される予定であるとから、生物多様性の認知度が高まることが期待される。また、地球温暖化防止のため、森林の持つ多面的な機能の向上が期待されており、社会的な関心も高く、健全な森林を育成する事業への評価は高い。 ・事業の実績及び成果等では、施策を構成する各事業において「成果があった」、「ある程度成果があった」としている。		
□県民意識調査結果・重視度(「重要」・「やや重要」の割合)73.3%・満足度(「満足」・「やや満足」の割合)41.5%			・以上のことから、閉鎖性水域の指標の達成度はCではあるものの、それ以外の 指標や施策を構成する事業の実施状況等から、本施策の進捗状況は概ね順記 と判断する。		
		事業構成 の方向性	方向性の理由		
□目標指標等及び達成度 ・豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合 達成度A 現況値 26.06%(平成21年度) 目標値 25.96%(平成21年度) 初期値 25.96%(平成18年度) ・協働推進組織が主体となって地域の農村環境 保全等の活動を実施した組織数 達成度A	:	現在のまま継続	・事業の分析結果からは、各事業とも必要性・有効性・効率性に大きな問題はなく、事業構成を大幅に見直す必要はないが、同一趣旨でありながら手段の違いにより個別に実施してきた「田んぼの楽校協働推進体制整備支援事業」、「みやぎの田園環境教育支援事業」、「水土里の路ウォーキング支援事業」については、総体的に進めることで一層の相乗効果を見込まれることから統合する。・県民意識調査で優先すべき項目として回答があった項目では、「自然環境の保全再生」、「自然環境の管明な活用」、「身近にあるみどり豊かな空間の保全、自然環境保全意識の醸成」、「流域の特性を活かした水にまつわる環境の保全」及び「公害に対する調査研究・技術開発」の各項目についての回答割合が14.2%~17.6%とあまり差がない状況であり、今まで取り組んできた各事業を着実に進めていく必要があると考える。		
現況値 13組織(平成21年度) 目標値 12組織(平成21年度) 初期値 0組織(平成18年度)		自然環境の保全	する上での課題等】 E再生の推進においては,複雑多様な連鎖,因果関係で成立している自然を対象とする。 見とそれに基づくシナリオ(何を行えば,何がどう変わるか)の検討を充分行い,事業に着		
日標値 12組織(平成21年度) 初期値 0組織(平成18年度) ・松くい虫被害による枯損木量 達成度A 現況値 14,963㎡(平成21年度) 目標値 17,000㎡(平成21年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)伊豆沼 達成度C 現況値 9.9mg/l(平成21年度) 日標値 5.0mg/l(平成21年度) 初期値 9.8mg/l(平成21年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・甲達成度C 現況値 3.7mg/l(平成21年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・甲達成度C 現況値 3.0mg/l(平成21年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・乙達成度C 現況値 3.0mg/l(平成21年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・乙達成度C 現況値 2.3mg/l(平成21年度)		手した後もモニター せる順点を 当の期間物をの保護 等数となっている。 発,普及ママのはは、生 し、自然となっている。 発力の体験では、安定 し、自然を行政の保護 でし、自然を行うに、 でし、自然を行うに、 でしため、行行政政主導	リングを継続して実施し、その結果を科学的に評価し、それを事業内容にフィードバックさ たにより進める必要がある。また、そのようなことを実施した上でも自然環境の回復には相 ですることが想定される。 管理の推進においては、イノシシ及びニホンジカの個体数調整について計画を上回る が、捕獲の担い手である狩猟者が減少傾向にあり、狩猟者の確保と一斉捕獲技術等の になっている。また、被害防除対策及び生息環境の整備も推進する必要がある。一方、ツ 急環境の悪化により生息数が減少する恐れがあり、早期に特定鳥獣保護管理計画を策定 が的な維持を図りつつ、農業被害や人身被害を軽減していく必要がある。 た及び活用に関する活動の推進においては、農業・農村を活用した環境教育面で、活動 の間で活動趣旨に対する認識が一致していない場合があり、また、地域リーダーが不在 はから脱却できない地域がある。		
		め、従前より計画による はで、県民や企業と 事業展開していく 里山財を確解として ・健全な水循環のな水が島湾の も、また、松島湾の も、また、松島湾の	全については、森林育成事業において平成22年度以降の間伐の実行量を確保するためな事業推進が必要であり、また松くい虫被害対策においては、新たな防除技術開発に 類難となっており、沈静化を図る施策の継続が必要である。一方、みどり空間の創出につい 協働した森づくりを県内に広めるためには、活動の場となる適地を掘り起こして、計画的 必要があり、また、みやぎの里山林協働再生支援事業については、活動フィールドとなる にいくため、市町村や森林組合等からの情報と所有者へのアプローチが重要であり、関係 力が必要になる。 ・推進については、伊豆沼の水質保全において、導水路整備や水利権の取得が課題である の水質保全においては、水質浄化のための海藻(アカモク)の藻場を造成する場所の確保 を確域との関係で難しい。		
目標値 2.0mg/l(平成21年度) 初期値 2.0mg/l(平成17年度) ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・丙 達成度C 現況値 3.0mg/l(平成21年度)	方 針 	等のデータを十分 干潟自然再生推	応方針】 ○再生の推進においては,伊豆沼・内沼自然再生事業では,今まで実施してきた基礎調 ○検討した上で自然再生事業実施計画を策定し具体的な事業に着手するとともに,蒲生 進事業では事業効果を科学的に検証,評価し,今後実施する施設整備内容に反映させ		
目標値 2.0mg/l(平成21年度) 初期値 2.5mg/l(平成17年度)		整、被害防除対射 ノワグマについて ・自然環境の保全 を研究しながら地 の研修を行い、効 ・みどり空間の保いる森林所有者に 出被害対策事業 いては、県民や企	管理の推進においては、イノシシ及びニホンジカについて引き続き捕獲による個体数調度及び生息環境の整備を推進し、新規事業として捕獲及び防除研修会を行う。また、ツキは、「宮城県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、保護管理事業を行う。 と及び活用に関する活動の推進においては、地域が主体となって活動を展開している事・域の合意形成を図るほか、将来的に地域リーダーになり得る人材を発掘し、育成するたり果的な事業推進を図る。 全については、森林育成事業において森林の施業履歴等に基づき、間伐が必要となって対し、関係機関と連携し普及啓発を強化するほか、松くい虫被害対策では第3次松くい推進計画(平成19~23年度)に則した事業を継続実施する。また、みどり空間の創出にご業等と協働した森づくりについて、各市町村との連携により、活動フィールドの確保と継辺り、みやぎの里山林協働再生支援事業については、関係機関との連携強化を図り、企		
		・健全な水循環の	を拡充する。 ・推進については,伊豆沼の水質保全において試験導水等を実施し,水質と湖沼生態系)検証を行う。また,松島湾の水質保全については,水質モニタリングや薬場の分布調査		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)

評価結果

【判定:概ね適切】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの。 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価 は、妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等は断片的であり、施策の成果を 正確に把握することは困難である。当該指標等を補完できるようなデータを用いて成果の把握に努めるとともに、施策の広範な目的と事業等の現実的手段との関係を明確化することによ 0, 施策の全体的な成果を分かりやすく示す必要があると考え

〔委員会意見に対する県の対応方針〕

・複雑な因果関係や多様な要素から成り立っている 自然環境, 生活環境を保全するという施策について, その成果を断片的でなく、全体的に示すことができる 目標指標というものを設定することは困難であるが、 評価に当たっては、施策を構成する事業のデータ等 も用いつつ, また施策の目的と施策を構成する各事 業との関係をできるだけ丁寧に記述し, 施策の成果 を分かりやすく示すこととする。

策

評 価

総

括

施策の成果 (進捗状況)

概ね順調

評価の理由

·目標指標等の状況では、閉鎖性水域の水質の達成度がCとなっているが、閉鎖性水域は水の出 入りが少ないため水質汚濁が進行すると容易に水質改善を図ることが難しいことを示している。他の目標指標等については達成度はAである。

の目標指標等については達成度はAである。
- 県民意識調査結果からは、施策の重視度が約73%とかなり高くなっているが、満足度は約41%にとどまっている。これは「わからない」という回答が約35%あることが影響していると考えられる。
- 社会経済状況では、平成22年3月に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画である「生物多様性国家戦略2010」が関議決定され、また10月には日本で生物多様性条約第10回締約国会議が開催される予定であることから、生物多様性の認知度が高まることが期待される。また、地球温暖化防止のため、森林の持つ多面的な機能の向上が期待されており、社会的な関心高く、健全な森林を育成する事業への評価は高い。
- 事業の実績及び成果等を見ると、自然環境の保全・再生の推進に係る事業で、国定公園保全対策事業の生命養は限まない。
- 第28の実績及び成果等を見ると、自然環境の保全・再生の推進に係る事業で、国定公園保全対策事業の生命養は保証とおりませ、

策事業では金華山島において防鹿柵を設置し、17000㎡の稚樹生育面積を確保するなどし 別・各事業とも有効性を「成果があった」と判断している。野年生物の保護管理の推進に「係る事業で、野生島獣保護管理事業では特定島獣保護管理計画を3件策定するなどしており、各事業と、有効性を「ある程度成果があった」と判断している。自然環境の保全及び活用に関する活動の推進に係る事業で、由んぼの変技協働推進体制整備支援事業では農村環境保全活動等協働組織を9組織立ち上げるなどしており、各事業とも有効性を「効果があった」、「ある程度効果があった」と判断している。身近なみどり空間の保全・創出に係る事業で、みどりのふるさとづくり人材育成事業では世界がよった」と、1985年の大きなが、1985年の大きな は県森林インストラクターとして26人認定するなどしており、各事業とも有効性を「成果があった」と 判断している。健全な水循環の推進に係る事業で、豊かなみやぎの水循環創造事業では水循環

計画を1件策定し、有効性を「ある程度成果があった」と判断している。
・以上のことから、閉鎖性水域の指標の達成度はCではあるものの、それ以外の指標や施策を構成 する事業の実施状況等から、本施策の進捗状況は概ね順調と判断する。

【判定:要検討】

内容が次のとおり不十分で, 県が示す「施策を推進す る上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることがで きかい

・施策の名称に掲げている「生活環境の保全」という視 点や、また、「豊かな自然環境」に含まれる生物多様性 の視点が欠落していると思われるので,それらの視点を 踏まえながら、課題等と対応方針を示す必要があると考 える。

事業構成 の方向性

方向性の理由

・事業の分析結果からは,各事業とも必要性・有効性・効率性に大きな問題はなく,事業 デポングが旧れたがつば、ロデボこのが安は、日かり、かいに、かいまではにへどは回路はない、デボ 構成を大幅に見直す必要はないが、同一般旨でありながら手段の強いなど的個別に実施してきた「田んぼの楽校協働推進体制整備支援事業」、「みやぎの田園環境教育支援 事業」、「水土里の路ウォーキング支援事業」については、総体的に進めることで一層の相乗効果を見込まれることから統合する。 ・県民意識調査で優先すべき項目として回答があった項目では、「自然環境の保全再

現在のまま 継続

生」、「自然環境の賢明な活用」、「身近にあるみどり豊かな空間の保全と自然環境保全 意識の醸成」、「流域の特性を活かした水にまつわる環境の保全」及び「公害に対する調 査研究・技術開発」の各項目についての回答割合が14.2%~17.6%とあまり差がない状 況であり、今まで取り組んできた各事業を着実に進めていく必要があると考える。

〔委員会意見に対する県の対応方針〕

- ・「生活環境の保全」という視点については,今 後,生活環境に関する常時監視を継続するとと もに、各分野におけるモニタリング結果等の解 析・評価を踏まえ、必要に応じて第2期行動計画 に反映するなど、生活環境の保全という視点に 十分配慮していくことを記述することとする。
- ・「生物多様性」の視点については, 県の生物多 様性についての考え方を,より分かりやすい表 現で記述することとする。
- ・以上の点について課題等と対応方針に示すこ ととする。

【施策を推進する上での課題等】

・自然環境の保全再生の推進においては、生物多様性に代表される複雑多様な連鎖、因果関係で成立している自然を対象とすることから、科学的知見とそれに基づくシナリオ(何を行えば、何がどう変わるか、生態系や生物多様性にどのような影響があるか)の検討を充分行い、事業に着手した後もモニタリングを継続して実施し、その結果を科学的に評価し、それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により進める必要がある。また、そのようなことを実施した上でも損なわれた生態系、生物多様性といった自然環境の回復には相当の期間を必要とすることが想定される。
・野生生物の保護管理の推進においては、近年、生息環境の悪化等の理由により生息数が減少する鳥骸が存在する一

・野生生物の保護管理の推進においては、<u>加生、生患環境の悲化等の集田により生患級が成少する局</u>数が仕住するテ 九、人間社会との軋轢が顕在化している鳥獣も存在していることから、野生鳥獣の安定的な保護を図りつつ、鳥獣による 農林業被害等の防止を図ることが求められている。特定鳥態の保護管理としては、イノン及びニホンジカの個体数調 整について計画を上回る捕獲数となっているが、捕獲の担い手である狩猟者が減少傾向にあり、狩猟者の確保と一斉捕 獲技術等の開発、普及が課題になっている。また、被害防除対策及び生息環境の整備も推進する必要がある。一方、ツ キノワグマは、生息環境の悪化により生息数が減少する恐れがあり、早期に特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の で変ける地域も原則の。豊富地は多り、自然世生を経過して、20世代は

安定的な維持を図りつつ、農業被害や人身被害を軽減していく必要がある。 ・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進においては、農業・農村を活用した環境教育面で、活動主体と行政機関との間で活動趣旨に対する認識が一致していない場合があり、また、地域リーダーが不在のため、行政主導から脱却

ではない。 ・みどり空間の保全については、森林育成事業において平成22年度以降の間伐の実行量を確保するため、従前より計画的な事業推進が必要であり、また松くい虫被害対策においては、新たな防除技術開発による被害終息は困難となっており、沈静化を図る施策の継続が必要である。一方、みどり空間の創出について、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるためには、活動の場となる適地を掘り起こして、計画的に事業展開していく必要があり、また、みやぎの里山林 にいかったがには、自動が必なる過速を確かにこと、計画的により、インスをかめか、また。かくの主は、 協働再生支援事業については、活動フィールドとなる里山林を確保していくため、市町村や森林組合等からの情報と所 有者へのアプローチが重要であり、関係機関の理解と協力が必要になる。 ・健全な水循環の推進については、伊豆沼の水質保全において、導水路整備や水利権の取得が課題である。また、松 島湾の水質保全においては、水質浄化のための海藻(アカモク)の藻場を造成する場所の確保が漁業権のある養殖域と

の関係で難しい

・生活環境の保全に関しては、水質以外の大気、土壌、騒音についても環境基準が定められているが、常時監視による 環境基準の達成状況から現状においては深刻な状況にはないと判断している。

【次年度の対応方針】

・自然環境の保全再生の推進においては、生物多様性の保全や健全な生態系の回復等ということを十分考慮しながら 事業を実施していくこととし、伊豆沼・内沼自然再生事業では、今まで実施してきた基礎調査等のデータを十分検討した 上で自然再生事業実施計画を策定することにより、多様な生物が生息する淡水性湖沼の生態系を有していたころの伊 豆沼・内沼への再生を目指し具体的な事業に着手するととはに、溝生干潟自然再生推進事業では事業効果を科学的に 検証、評価し、今後実施する施設整備内容に反映させていくこととし、シギ・チドリ類や底生動物等の多様な生物を育む。 干潟環境の復元を図る。

野生生物の保護管理の推進においては,<u>特定鳥獣保護管理計画に基づき</u>イノシシ及びニホンジカについて引き続き すぎ土物の保険管理の推進においては、<u>が生馬配保険賃年前画に破った</u>インン及び一かっかについていている。 捕獲による個体数調整、被害防除対策及び生息環境の整備を推進し、新規事業として捕獲及び防除研修会を行う。また、ツキノワグマについては、「宮城県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、保護管理事業を行う。 ・自然環境の保全及び活用に関する活動の推進においては、地域が主体となって活動を展開している事例を研究しながら地域の合意形成を図るほか、将来的に地域リーダーになり得る人材を発掘し、育成するための研修を行い、効果的

・みどり空間の保全については,森林育成事業において森林の施業履歴等に基づき,間伐が必要となっている森林所 有者に対し、関係機関と連携し普及啓発を強化するほか、松がい地楽板は守に基った。同人がいるなどようながかが 一有に対し、関係機関と連携し普及啓発を強化するほか、松くい虫被害対策では第3枚くい虫被害対策事業推進計 画(平成19~23年度)に則した事業を継続実施する。また、みどり空間の創出については、県民や企業等と協働した森 づくりについて、各市町村との連携により、活動フィールドの確保と継続的な事業実施を図り、みやぎの里山林協働再生

プスパについて、合作可利さの連携により、市割リイールトの確保と継続的な事業 美地を図り、みやさの皇山林協働再生 支援事業については、関係機関との連携強化を図り、企業等への広報宣伝を拡充する。 ・健全な水循環の推進については、伊豆沼の水質保全において試験導水等を実施し、水質と湖沼生態系の回復状況などの検証を行う。また、松島湾の水質保全については、水質モニタリングや薬場の分布調査を実施する。 ・生活環境の保全に関しては、大気、水、土壌、騒音について常時監視を継続するとともに、そのモニタリング結果等を

解析・評価し、必要に応じて課題の抽出を検討する。

等 対 応 方

施

策

を

推

進

す

る

上

で **ത** 課

題

■施策29(豊かな自然環境, 生活環境の保全)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	国定公園保全対策事業	環境生活部•自然 保護課	11,020		・南三陸金華山国定公園金華山島特別保護地区における防鹿柵設置(囲い込み面積17,000㎡) ・栗駒国定公園特別保護地区における木製階段工24段,カゴエ8基の整備
2	伊豆沼·内沼自 然再生推進事 業	環境生活部•自然 保護課	24,900	種の減少,外来魚による食害,水生植物群落の変化等,沼の生物多様性が著しく損なわれつつある	 ・伊豆沼・内沼自然再生協議会の開催(2回開催) ・伊豆沼・内沼自然再生全体構想の策定 ・伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画の内容検討 ・自然再生のための基礎調査及び試験施工の実施
3	蒲生干潟自然 再生推進事業	環境生活部•自然 保護課	23,000	国際的な野鳥の渡りの中継地であり、繁殖地として多様な生物、貴重な生態系が存在する蒲生干潟では、近年、シギ類・チドリ類などの野鳥の渡来数が減少し、自然環境の悪化が懸念されていることから、自然再生推進法に則った自然再生事業を実施し、多様な生物が生息する自然環境への再生を図る。	・蒲生干潟自然再生協議会の開催(2回開催) ・同自然再生施設検討部会の開催(2回開催) ・自然再生施設(越波防止堤)の整備
4	野生鳥獣保護 管理事業	環境生活部·自然 保護課	13,497		・特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会(1回),同ニホンザル部会(1回),同ツキノワグマ部会(1回),同イノシシ部会(1回)及び同ニホンジカ部会(1回)の開催・ニホンザル保護管理事業の実施・大型獣類遺伝子解析調査の実施・ホンジカ生息状況調査の実施・ガンカモ科鳥類生息状況調査の実施(3回)・愛鳥週間ポスター原画コンクールの実施,愛鳥モデル推進校6校の活動支援・(社)宮城県猟友会が行う有害鳥獣駆除事業等に対する事業費の補助(500万円)・宮城県希少野生動植物生息・生育調査の実施及びレッドデータブック改訂検討会の開催(1回)
5-1	傷病野生鳥獣 救護推進事業	環境生活部•自然 保護課	1,663	県民などからの通報を受け、保護した傷病野生鳥獣を県が依頼した救護機関(動物病院等)で治療・看護し、また、県が委嘱したボランティア(アニマルレスキュー隊員)が一時飼養し、野生復帰させる。また、関係機関・団体等の適切な連携・役割分担による、効果的で機動的な傷病野生鳥獣救護システムを確立し、救護活動を通じ人と野生鳥獣の適切な関わり方等鳥獣保護思想の普及・定着に努める。	

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	傷病野生鳥獣 フォスター・ペア レント事業	環境生活部•自然 保護課	非予算的手法	餌となる食材の無償提供を県民 (個人,事業所及び学校等)に対し て呼びかけ,傷病野生鳥獣の一時 飼養を行うボランティア(アニマル レスキュー隊員)の負担の軽減を 図る。	・食材(牛乳, 野菜, 果物など)の提供(1件)
6	田んぽの楽校 協働推進体制 整備支援事業	農林水産部•農村 振興課	331	小学校や地域と連携して、「田んぼの学校」や「親子移動教室等体験学習」を通じた農業・農村の役割や農村地域における環境の教育を、地域が主体となって展開するための仕組みづくりを行う。	・田んぽの学校等の実施や体制整備に当たっての指導・助言(10組織対象) ・農村環境保全活動等協働推進組織立ち上げ数(9組織)
7	みやぎの田園 環境教育支援 事業	農林水産部•農村 振興課,農村整 備課	非予算的手法		・農村環境教育支援小学校等(37団体) ・「田んぼの学校」等体験学習への講師の派 遣(2,475人参加) ・都市住民を対象とした親子移動体験教室 の開催
8	水土里の路 ウォーキング支 援事業	農林水産部•農村 振興課	非予算的手法		・水土里の路ウォーキングの開催(3回開催, 147人参加)
	みどりのふるさと づくり人材育 成・支援事業	環境生活部・自然 保護課	1,864	林・林業の普及活動を行う人材を	・宮城県森林インストラクター養成講座の開催(18日間開催,28人受講) ・みやぎ自然環境サポーター養成講座の開催(4回開催,72人受講)
10-1	みんなでやれ るっちゃ・宮城 のみどりづくり事 業	環境生活部・自然 保護課	非予算的手法		・みやぎバットの森植樹祭の開催(南三陸町, 約150人出席, アオダモ等広葉樹150本植樹)
	みやぎの里山 林協働再生支 援事業	環境生活部・自然 保護課	非予算的手法	企業による環境貢献や社会貢献を 目的とした森づくりへの参加希望 に対し、活動フィールドとなる里山 林の情報提供や仲介を行い、企業 の森づくり活動を支援する。	152.17ha) ・里山整備協定の締結(10箇所, 21.85ha)

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
11	松くい虫被害対 策事業	農林水産部·森林 整備課		沿岸地域において潮害, 飛砂, 風害, 高潮などの防災目的で藩政時 害, 高潮などの防災目的で藩政時 代より造成されている海岸林や, 松島に代表される景観を構成する 松林, または森林公園等で地域住 民に親しまれている松林を, 松くい 虫による枯損の被害から守り, 保 全する。	・被害木駆除量 14,963 m³
	閉鎖性水域の 水質保全事業 (伊豆沼・内沼)	環境生活部•環境 対策課	2,218	自然再生推進法に基づく多様な 生態系の回復を目指した「伊豆 沼・内沼自然再生事業」の一環と して、水の透明度上昇とそれによる 沈水植物の復元に効果的な対策 である導水を試験的に実施し、水 質と生態系の回復状況を検証す る。	・試験導水による透明度と水生生物との関わりを把握するため、付着生物相の反応試験を実施・伊豆沼の物質収支について、COD、TN、TPの流入及び流出負荷傾向を把握するため、シミュレーションを実施
	閉鎖性水域の 水質保全事業 (松島湾(甲))	環境生活部•環境 対策課		富栄養化している閉鎖性水域の水質を浄化するために、海藻を活用し、窒素やリンなどの栄養塩類を吸収させて水質の改善を図り、多様な生態系の保全に資する。	・松島湾(甲)における藻場の分布調査及び 生育状況や水質・底質などの環境要因測定 の実施
	閉鎖性水域の 水質保全事業 (松島湾(乙))	環境生活部•環境 対策課	2,644	質を浄化するために、海藻を活用 し、窒素やリンなどの栄養塩類を 吸収させて水質の改善を図り、多	・松島湾(乙)における藻場の分布調査及び 生育状況や水質・底質などの環境要因測定 の実施
	閉鎖性水域の 水質保全事業 (松島湾(丙))	環境生活部·環境 対策課		富栄養化している閉鎖性水域の水質を浄化するために、海薬を活用し、窒素やリンなどの栄養塩類を吸収させて水質の改善を図り、多様な生態系の保全に資する。	・松島湾(丙)における藻場の分布調査及び 生育状況や水質・底質などの環境要因測定 の実施
13	豊かなみやぎの 水循環創造事 業	環境生活部·環境 対策課	295	及び将来の県民が豊かな水の恩恵を享受し、快適な社会を営むことができる社会を実現するため、県内5流域(南三陸海岸、北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川)の流域水循環計画を策定し、計画主体の	○「北上川流域水循環計画」「名取川流域水循環計画」策定着手,現状把握及び目標設定調査実施・NPO,漁協,地域団体,事業者等アンケート(110団体)・各流域毎に,行政,事業者,住民,団体からなる計画策定会議の開催(各1回開催,計58人出席) ○「鳴瀬川流域水循環計画」の推進・流域計画推進会議の開催(1回開催,35人出席)
14	森林育成事業 (再掲)	農林水産部·森林 整備課	560,750	水源のかん養や県土の保全,地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源など,森林の持つ様々な働きを高度に、かつ,持続的に発揮させるため,間伐・枝打ち等の森林整備を実施し,健全な森林の育成を目指す。	・森林の健全育成のための間伐等の実施 間伐 1,425ha, 造林 129ha, 枝打ち 110ha, 作業道開設 39,351m

政策番号13

施策体系			評価原案
政策番号13:住民参画型の社会資本 整備や良好な景観の形成		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(政策の概要) 昭和40年代以降, 大幅に投資拡大を図り整備してきた社会資本は, 今後維持更新の時期を迎える。厳しい財政状況, 人口減少が見込まれる中で, これまでの「新規の建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し, 既存施設の保全と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し, 長期的な視点に立った社会資本の整備を推進する。また, 道路や河川堤防など, 地域に根ざした身近な社会資本の整備, 維持管理にあたっては, 住民と行政が連携し, 地域と一体で取り組む体制づくりを推進する。さらに, 都市や農山漁村においては, 住民と協働のもとで, 地域の自然, 歴史, 文化等や人々の生活,経済活動, さらには農地や森林が持つ水土保全機能など, 多様な要素を生かした景観の保全と整備を促進するとともに, 美しい景観を生かした地域づくりを推進する。 □政策を構成する施策 ・施策番号30:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成	政策評価(総括)	概ね順調	・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成に向けて、1つの施策で取り組んだ。 ・アドプトプログラム認定団体数が増え、参加するボランティアの数も増えたことにより、道路や河川など身近な社会資本施設の整備、維持管理を、住民と行政が連携しながら取り組むことについて順調に推移している。 ※アドプトプログラム:アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースを我が子のように面倒を見ることから命名、住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化を進めるもの。 ・豊かな自然や美しい景観の保全に向け、集落の協定に基づく農業生産資源や環境資源の保全向上活動が、着実に実施されている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	政策を	を進みいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいくいく	ックマネジメント構築に向けて、点検体制及び様々な対応方法等、調整な要があることから、各社会資本分野の点検や計画策定を行い、効果的ジメントを構築して実践に努める。併せて、広く県民への周知を図り、住民事業の促進やアドプトプログラムによる施設管理の参加拡大を促していた。以外に、新たに建設する施設を含めた公共土木施設等全般について、を最大限活用できるよう総合的な事業管理を行うこと。 齢化の進展や後継者不足等に伴い、集落活動の減退が懸念されるととのみによる生産資源や環境資源の維持・保全が困難になっているため、施策との連携、非農家の参画による地域活性化も想定しながら、農村振第三者委員会に諮問するとともに、一般県民への事業PRに努める。 意識醸成は十分とは言えないことから、「新・宮城景観形成指針」及び、景観の形成の推進に関する条例」に基づき、市町村への支援や普及啓、事業を継続的・効率的に実施していく。 ついては、県内の主要な都市景観である仙台市街地を有する仙台市と、の形成を担う県の立場から必要な連携を図っていく。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果			
【判定:概ね適切】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
のの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 ・本政策は社会資本整備への住民参画を謳うが、計画段階からの参画が含まれないという意味で限定的である。 ・予算の大部分を占める農業振興関係の事業が目標指標等に反映されない等、政策目的と目標指標等との関連が分かりにくい。各年度の取組みの状況や成果を具体的に記載する等の工夫が必要である。 「委員会意見に対する県の対応方針」 ・「中山間地域等直接払交援事業」の目標指標等については、中山間地や農地の保全活動に参加する団体数としていたが、より分かりやすくするために宮城の将来ビジョン第2期行動計画では、農地の地域資源の保全活動を行った面積を目標指標等として、監視していく。 ・構成事業の取組状況について、年度ごとの進捗や対比、具体の成果指標など記載内容を工夫し、見えやすく分かりやすいものになるよう努める。 ・なお、計画段階からの住民参画については、一部積極的に行ってきているところである。	政策評価(総括)	概ね順調	・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成に向けて、1つの旅策で取り組んだ。 ・アドプトプログラム認定団体数が54団体増え309団体となり、参加するボランティアの数も増えたことにより、道路や河川など身近な社会資本が設に対する愛着を持ってもらうとともに、施設の整備、維持管理を、住民と行政が連携しながら取り組むことについて順調に推移している。また、計画段階から住民が参画する地域協働(コラボ)事業も着実に実施されている。 ※アドプトプログラム:アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースを我が子のように面倒を見ることから命名、住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化を進めるもの。 ・豊かな自然や美しい景観の保全に向け、集落の協定に基づく農業生産資源や環境資源の保全向上活動が、着実に実施されている(活動実施面積43,949ha)。 ・良好な景観の形成に向けて、景観シンポジウムの開催(約250人参加や「景観百選」の紹介等により、景観に関する意識醸成や普及啓発がられている。また、景観行政団体への移行を県内各市町村に働きかけを行い、平成21年4月に松島町が景観行政団体に移行した。なお、平成22年1月には「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」が施行となった。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。		
【判定:要検討】 内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。 ・社会資本整備には、計画・実施・管理の各段階における金に表画が望ましいが、本政策における参画は管理面のポランティア活動に限定されており、予算的裏づけも脆弱である。・「良好な景観」には農村景観も含まれるが、本政策は予算的に農業振興に偏りすぎており、戸別所得補償制度等との整合性も考慮されていない。政策目的を踏まえて、課題等と対応方針を再検討し、施策内容に反映させるべきだと考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】・ボランティアの活用については、県民に身近な公共施設の清掃等の維持管理活動に参加していただくことにより愛着を持ってもらう事業であり、住民参画型の取組みの一つである。なお、県が管理する公共施設の本格的な維持管理費は別途予算化している。また、計画段階からの住民参画についても一部積極的に行ってきているところである。・「中山間地域等直接払交付金事業」と「農地・水・環境保全向上活動支援事業」は、本来の事業目的は農業振興に資するものであるが、同時に住民参画型の良好な景観の形成に寄与しているものであり、今後も、施策の目的を踏まえ、事業を推進していく。・本政策の取組みについては、今後、良好な景観の形成に向けて、平成22年1月施行の「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」も踏まえ、推進していきたいと考えている。・以上の点について課題等と対応方針に示すこととする。	政策を推進する上での課題等と対応方針	を進みいく。 を進みいつでにてきた。 はいいつでは、できたいでは、 をないのでは、 でいてできた。 でいてできた。 でいてきたいできた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ドジメント:新たに建設する施設を含めた公共土木施設等全般についてを最大限活用できるよう総合的な事業管理を行うこと。 一齢化の進展や後継者不足等に伴い,集落活動の減退が懸念されるととのみによる生産資源や環境資源の維持・保全が困難になっているため,施策との連携,非農家の参画による地域活性化も想定しながら,農村披第三者委員会に諮問するとともに,一般県民への事業PRに努める。 活意識醸成は十分とは言えないことから,「新・宮城景観形成指針」及び、景観の形成の推進に関する条例」に基づき,市町村への支援や普及原策・事業を継続的・効率的に実施するなど,景観形成における県の役割		

施策体系	評価原案			
策番号13:住民参画型の社会資本整備や良	好な	 景観の形成		
施策番号30:住民参画型の社会資本 整備や良好な景観の形成		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
(施策の概要) 道路や河川などの身近な社会資本について、 主民と協働し、地域と一体になった整備と維持管 理体制を構築するとともに、長期的視点に立った 社会資本の整備を目指す。また、農山漁村が持 つ豊かな自然環境の維持保全活動や、良好な景 視づくりへの支援を行うなど、住民との協働による 美しい地域づくりを目指す。	施策評価(総括)		・目標指標等について、アドプトプログラム認定団体数は、市民活動の広がりや企業の地元への貢献などの意識の高まりにより、認定を受け、団体等が増えたため目標値を上回った。中山間地や農地の保全活動に参加する団体数も、目標値を上回っている。景観行政団体数は、県内各市町村に働きかけを行い、1団体(松島町)が移行したが、目標値下回った。・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており県民の関心が高いことがうかがえる。また、「満足」の割合は概ね3割て推移していることから、引き続き満足度の向上を図る必要がある。・社会経済情勢等からは、道路、河川等の社会資本への清掃や緑化どのボランティア活動や市民活動への参加が拡大している。また、国が策定した「食料・農業・農村基本計画」では、農地・農業用水等の資源	
コ県民意識調査結果 重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 60.4% 満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%		概ね順調	ついて、保全のための施策の構築が位置付けられた。さらに、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」が、議員発議により制定され平成22年1月から施行となった。 ・事業の実績及び成果等からは、アドプトプログラム認定団体数が増え参加するボランティアの数も増えたことにより、道路等の良好な維持管を保つことができたこと、農作物の生産資源等の保全活動に地域ぐるで取り組んだこと、景観シンポジウムの開催(約250人参加)や「景観百選」の紹介等により、景観シンポジウムの開催(約250人参加)や「景観百選」の紹介等により、景観に関する意識醸成や普及啓発を図ったことがら、一定の成果があったものと判断できる。	
コ目標指標等及び達成度 アドプトプログラム認定団体数 達成度A 現況値 309団体(平成21年度) 目標値 272団体(平成21年度) 初期値 161団体(平成17年度)			・以上のことから、施策の目的である住民参画型の社会資本整備と良な景観の形成に向けて進んでいるものと考えられるので、本施策の進状況は概ね順調であると判断する。	
※アドプトプログラム:アドプトとは「養 子縁組」をするという意味で, 地域の		事業構成 の方向性	方向性の理由	
人々が道路や河川などの公共スペー スを我が子のように面倒を見ることから 命名。住民と行政とが役割分担の下で, 継続的に清掃・美化活動を進めるもの		現在のまま 継続	・施策の進捗状況は概ね順調であり、各事業の分析結果からも一定の成果が上がっていることから、今後も継続して推進していくことが必要ある。・一部の事業では、他の事業との統合や廃止との分析が行われているが、現在の事業構成を継続し、事業効果を発現させるよう努める。	
中山間地や農地の保全活動に参加する団体数達成度A 現況値 770団体(平成21年度) 目標値 703団体(平成21年度) 初期値 253団体(平成18年度) 景観行政団体数(市町村) 達成度B 現況値 2団体(平成21年度) 目標値 5団体(平成21年度) 目標値 5団体(平成21年度) 初期値 0団体(平成21年度)	施策を推進する上	・効果的なストを進めていく必 ・カーストを進めていく。 ・アドプトプロク ・要である。また る。 ・農村では、高 に、農れらの活 ・景観に係る間	する上での課題等】 ックマネジメント構築に向けての点検体制及び様々な対応方法等,調料と要がある。また,県民の理解向上のため,より一層の情報発信や住民な必要がある。 ジラムによる認定団体の拡大に向けて,活動のPRや啓発への取組が必止,活動時における安全確保と関係市町村との連携も不可欠となっている。 動化の進展や後継者不足等により,集落活動の減退が懸念されるととないにあると産資源や環境資源の維持,保全が困難になってきているたり、ないまる生産資源や環境資源の維持,保全が困難になってきているたり、の非農家の参画促進が課題である。 引題の顕在化が認められないこともあり,全体として,市町村,県民ともま十分とは言えない。	
	題等と対応方針	ステムを構築し 業の促進やア・県のホームへ の拡大に努め 険に加入し万: ・他の農村振り 振興を検討す ・指針及び条修	本方針】 「メント行動方針に基づき、各分野の点検や計画策定を行い、効果的なて実践に努める。また、広く県民への周知を図り、住民協働(コラボ) リドプトプログラムによる施設管理の参加拡大を促していく。 ページ等を活用して事業の普及啓発を図り、アドプロプログラム認定団付る。また、活動時の安全確保のため、安全作業講習会の開催や傷害係が一の事故に備える。 興施策との連携、非農家の参画による地域活性化も想定しながら、農村る第三者委員会に諮問するとともに、一般県民への事業PRに努める。別に基づき、県の景観行政に係る各種施策・事業を平成21年度及び平内容、成果の検証と併せて、継続的、効率的に実施していく。	

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 評価結果 委員会意見に対する県の対応方針(枠内) 【判定:概ね適切】 施策の成果 評価の理由 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも (進捗状況) のの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とし た県の評価は、妥当であると判断される。 ・目標指標等について、アドプトプログラム認定団体数は、市民活動の ・施策の目標指標等は団体数を用いているが、必ずしも 広がりや企業の地元への貢献などの意識の高まりにより、認定を受ける 団体等が増えたため目標値を上回った。中山間地や農地の保全活動 に参加する団体数も,目標値を上回っている。景観行政団体数は,県 活動の実態を表すものではなく、また数値が固定化して いるものが含まれる。各年度の取組みの状況や成果を 具体的に記載するなどし、施策の成果を分かりやすく示 内各市町村に働きかけを行い、1団体(松島町)が移行したが、目標値を す必要があると考える。 下回った ・「中山間地域等直接支払交付金事業」と「農地・水・農 ・県民意識調査結果からは、「重視」の割合が概ね6割で推移しており、 村環境保全向上活動支援事業」の2事業が本施策予算 県民の関心が高いことがうかがえる。また,「満足」の割合は概ね3割で の大半を占めるが、これらが目標指標等に反映されず、 推移していることから、引き続き満足度の向上を図る必要がある。 予算措置と施策の目標指標等との間にずれがある。特 ・社会経済情勢等からは、道路、河川等の社会資本への清掃や緑化な 策 こ予算化された事業については適切にモニターした上 どのボランティア活動や市民活動への参加が拡大している。また、国が 評 で、成果を評価していく必要があると考える。 策定した「食料・農業・農村基本計画」では、農地・農業用水等の資源に 価 ついて、保全のための施策の構築が位置付けられた。さらに、「宮城県 美しい景観の形成の推進に関する条例」が、議員発議により制定され、 概ね順調 平成22年1月から施行となった。 [委員会意見に対する県の対応方針] 総 ・事業の実績及び成果等からは、アドプトプログラム認定団体数が54団 ・構成事業の取組状況について, 年度ごとの進捗 括 体増え309団体となり、参加するボランティアの数も増えたことにより、道路等に愛着を持ってもらうとともに、きれいな状態を保つことができたこ や対比, 具体の成果指標など記載内容を工夫し, 見えやすく分かりやすいものになるよう努める。 と,農作物の生産資源や環境資源の保全活動に地域ぐるみで取り組ん •「中山間地域等直接払交付金事業」と「農地・ こと(活動実施面積43,949ha),「宮城県景観条例」の施行を始め, 景 水・環境保全向上活動支援事業」の目標指標等 観行政団体への移行に向けた市町村への働きかけや景観シンポジウム の開催(約250人参加), 「景観百選」の紹介等により, 景観に関する意 については、中山間地や農地の保全活動に参加 識醸成や普及啓発を図ったことなどから, 一定の成果があったものと判 する団体数としていたが、より分かりやすくするた 断できる。 めに, 宮城の将来ビジョン第2期行動計画では, ・以上のことから、施策の目的である住民参画型の社会資本整備と良好 農地の地域資源の保全活動を行った面積を目標 な景観の形成に向けて進んでいるものと考えられるので,本施策の進捗 指標等として, 監視していく。 状況は概ね順調であると判断する。 【判定:要検討】 事業構成 方向性の理由 内容が次のとおり不十分で, 県が示す「施策を推進す の方向性 る上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることがで ・施策の進捗状況は概ね順調であり、各事業の分析結果からも一定の きない 成果が上がっていることから、今後も継続して推進していくことが必要で ・財政事情を考慮すれば、施策の遂行にボランティアを 現在のまま 活用することはやむを得ないが、計画段階からの住民 ・一部の事業では、他の事業との統合や廃止との分析が行われている 継続 参画とはなっていない。構成事業の過半数が非予算的 が、基本的には現在の事業構成を継続し、より一層、事業効果を発現さ 手法となっているが、維持・管理について雇用対策事業 せるよう努める。 ししての実施も検討すべきだと考える。 ・施策の目的を踏まえ、事業構成の方向性等につい 【施策を推進する上での課題等】 再検討する必要があると考える。 施 ・効果的なストックマネジメント構築に向けての点検体制及び様々な対応方法等,調整 策 [委員会意見に対する県の対応方針] を進めていく必要がある。また、県民の理解向上のため、より一層の情報発信や住民対 話を行っていく必要がある ・ボランティアの活用については、県民に身近な 本 ・アドプトプログラムによる認定団体の拡大に向けて、活動のPRや啓発への取組が必 公共施設の清掃等の維持管理活動に参加して 推 要である。また、活動時における安全確保と関係市町村との連携も不可欠となってい いただくことにより愛着を持ってもらう事業であり、 進 住民参画型の取組みの一つである。なお, 県が す ・農村では, 高齢化の進展や後継者不足等により, 集落活動の減退が懸念されるととも 管理する公共施設の本格的な維持管理費は別 に、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持、保全が困難になってきているた る これらの活動への非農家の参画促進が課題である。 途予算化している。また、計画段階からの住民 め、 F ・景観に係る問題の顕在化が認められないこともあり、全体として、市町村、県民ともま 参画についても一部積極的に行ってきていると で だ意識醸成は十分とは言えない。 ころである。 **ത** ・本施策の取組みについては、今後、良好な景 課 【次年度の対応方針】 観の形成に向けて平成22年1月施行の「宮城県 ・ストックマネジメント行動方針に基づき,各分野の点検や計画策定を行い,効果的なシ 題 美しい景観の形成の推進に関する条例」も踏ま ステムを構築して実践に努める。また,広く県民への周知を図り,アドプトプログラムによ 等 え, 推進していきたいと考えている。 る施設管理の参加拡大を促していくとともに、住民協働(コラボ)事業の促進を図り計画 段階からの住民参画に努める。 ・以上の点について課題等と対応方針に示すこ 対 ・県のホームページ等を活用して事業の普及啓発を図り、アドプロプログラム認定団体 ととする。 の拡大に努める。また、活動時の安全確保のため、安全作業講習会の開催や傷害保 応 険に加入し万が一の事故に備える。 方 ・他の農村振興施策との連携,非農家の参画による地域活性化も想定しながら,農村 振興を検討する第三者委員会に諮問するとともに、一般県民への事業PRに努める。 ・「新・宮城景観形成指針」及び「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」に基

いく。

づき,県の景観行政に係る各種施策・事業<u>について,</u>事業内容,成果の検証<u>を踏まえ</u> より一層の効率<u>化を図りつつ継続</u>的に実施し<u>,景観形成における県の役割を果たし</u>て

■施策30(住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	みやぎ農業水 利ストックマネジ メント推進事業	農林水産部•農村 整備課		施設管理者と連携して農業水利施設の適時適切な機能診断を行うとともに、診断結果に基づく機能保全計画を策定し、必要な対策を順次講じていく。あわせて、施設の長寿命化に向けた管理体制整備の指導・支援を行う。これらの取組を通して、住民参加による社会資本整備の活動フィールドを適正に確保する。	・農業水利施設の機能診断(4箇所) ・関係機関と連携し実施した農業水利施設の簡易機能診断(57箇所) ・関係機関で構成する農業水利施設ストックマネジメント推進会議の開催(2回)及び管理技術向上に向けた研修会の開催(1回) ・基幹農業水利施設長寿命化割合 42%
2	みやぎ型ストッ クマネジメント推 進事業	土木部·土木総務 課	非予算的手法	社会情勢の変化や施設の老朽化 等を睨みながら,長期的な視点に 立った今後の社会資本整備計画 を立案し,住民参画を得ながら良 質な社会資本構築を目指す。	・土木行政推進計画の県民への周知 ・中長期的な修繕,維持管理に向けた具体 的行動計画の策定及び各分野の点検強化
3-1	アドプトプログラ ム推進事業(み やぎスマイル ロード・プログラ ム(道路))	土木部·道路課	非予算的手法	県管理道路において清掃活動や緑化活動に取り組むボランティア団体等を「スマイルサポーター」として認定し、民間と行政のパートナーシップの構築と住民参加のまちづくりを図り、あわせて道路愛護及び道路行政への関心の喚起を図る。	・制度,活動のPRによる普及活動の実施(認定団体数32団体,累計団体数191団体)・傷害保険の加入,活動表示板の設置等の支援・スマイルサポーターによる美化活動等の実施(認定登録人数9,178人)
3-2	アドプトプログラ ム推進事業(み やぎスマイル ビーチ・プログラ ム(海岸))	土木部·河川課	非予算的手法	県土木事務所が管理する海岸において、清掃や除草などの美化運動等を定期的に行い、良好な海岸環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体を「スマイルサポーター」として認定し、市町村と協力して支援を行う。	・スマイルサポーターの認定(認定団体数3 団体, 累計団体数8団体) ・傷害保険の加入,活動表示板の設置等の 支援 ・スマイルサポーターによる美化運動等の実 施(延べ1,431人参加)
3-3	アドプトプログラ ム推進事業(み やぎスマイルリ バー・プログラム (河川))	土木部・河川課	非予算的手法	区間において, 清掃や除草などの	・スマイルサポーターの認定(認定団体数6 団体,累計団体数74団体) ・傷害保険の加入,活動表示板の設置等の 支援 ・スマイルサポーターによる美化活動等の実 施(延べ6,271人参加)
	アドプトプログラ ム推進事業(み やぎスマイル ポート・プログラ ム(港湾))	土木部·港湾課	非予算的手法	ボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業等を「スマイルサポーター」として認定し、県が管理 する港湾及び海岸の一定区域で、定期的に清掃や緑化作業等の美化活動及び除草を行う。	・スマイルサポーターの認定(認定団体数10 団体, 累計団体数19団体) ・傷害保険の加入, 活動表示板の設置等の 支援 ・スマイルサポーターによる美化活動等の実 施(延べ1,979人参加)
3-5	アドプトプログラ ム推進事業(み やぎふれあい パークプログラ ム(公園))	土木部·都市計画 課	非予算的手法	県立都市公園において、美化運動、緑化運動を通して良好な公園の環境づくりに取り組むボランティア団体を「ふれあいサポーター」として認定し、行政とのパートナーシップの構築と住民参加による美しい潤いのある地域づくりを目指す。	・ふれあいサポーターの認定(認定団体数3 団体, 累計認定団体数 17団体) ・傷害保険の加入, 活動表示板の設置等の 支援 ・ふれあいサポーターによる県立都市公園内 の美化, 緑化活動の実施(17団体, 延べ971 人参加)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
4	宮城スマイル ロードレポー ター制度	土木部·道路課	非予算的手法	県管理道路の全区間を対象に、災害時を含め道路の異常箇所等の情報を認定団体から提供を受け、適切な道路の維持管理を行う。	・県管理道路の異常箇所等の情報提供(提供) 供件数8件)
5	中山間地域等 直接支払交付 金事業	農林水産部・農村 振興課	215,520	生防止を図り、農業・農村の多面 的機能を確保する。また、地域資 源の活用と立地条件を活かした集 落協定に基づき、農業生産活動等 を支援する。(第2期:H17~H2 1)	・耕作放棄の防止等,集落協定対象農地の 維持(集落協定対象面積2,182ha,集落協 定数253)
6	農地・水・農村 環境保全向上 活動支援事業	農林水産部・農村 振興課	320,964	や癒しの機能を持つ豊かな自然環	・生産資源や環境資源を保全向上する活動 組織に対する支援(保全向上活動実施面積 43,949ha, 保全向上活動協定締結団体数 517団体)
7	農村地域福祉 連携型協働活 動支援事業(再 掲)	農林水産部•農村 振興課	非予算的手法	体制づくりをモデル的に整備する	・本協働モデル構築の取組については、農業者に過度な負担が生じる等農家側の支援体制整備の難しさや障害者の通作・安全対策の困難さなどが過年度に実施した聞き取り調査から明らかとなった。双方のニーズの隔たりが大きかったため、事業を廃止とした。福祉側の視点に立った支援が必要。
8	みやぎの景観 形成事業	土木部·都市計画 課	461	「ふるさとみやぎ」のより良い景観 形成に向けて、市町村に対する働 きかけ・支援のほか、景観に対する 県民意識の醸成に向けて普及啓 発を実施する。	・景観行政団体への移行に向けた市町村に対する訪問等の働きかけの実施(10市町実施,景観行政に係る助言等) ・景観シンポジウムの開催(塩竈市,約250人参加) ・「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例(景観条例)」の施行 ・宮城県景観審議会の設置(平成22年3月,第1回審議会開催)

施策体系			評価原案
政策番号14:宮城県沖地震など大規模 災害による被害を最小限にする県土づ		政策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(政策の概要) 近い将来,発生が確実視されている宮城県沖地震をはじめとする大規模災害に備え,市町村や関係機関と連携しながら被害を最小限にする県土づくりに取り組む。 地震,津波などに対しては観測体制を強化し,その情報を県民等に迅速に提供することにより被害の軽減を図る。また,早急に学校をはじめとする公共施設の耐震化について取り組むとともに,住宅等についても耐震化を促進する。 津波に対しては,水門等の施設整備などを順次進めていく。同時に,住民や観光客等が速やかに避難がらている。同時に,住民や観光客等が速やかに避難がある。一方,洪水及び土砂災害に対しては,県民への防災情報をより迅速かつ的確に提供する。の方,洪水及び土砂災害に対しては,県民への防災情報をより迅速かつ的確に提供するとの以った遊難所,避難経路など,より効果的な施設整備を計画的に進める。また,災害に対しては県民一人ひとりの防災意識の向上が特に重要であるため,平常時からのきめ細かな情報提供を行うとともに,企業に対するBCP(緊急時企業存続計画)策定の啓発及び県民への防災教育の普及促進を図る。災害発生時の対応は,行政だけでは限界があり、地域住民との連携が必要である。このため,住民による自主防災活動と,企業による地域防災活動を促進するほか,これらの活動のリーダーとなる人材育	政策評価(総括)	概ね順調	・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策31では、各施設における耐震化が順調に進捗しているとともに、津波に備えた体制づくりが構築されつつあることから、宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実は順調に進捗していると判断する。 ・施策32では、施策の対象範囲が広範かつ大規模ではあるが、各事業における実績や成果の状況から判断して、概ね順調に洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進が図られていると判断する。・施策33では、ソフト対策が中心であることから、どの程度地域防災力が向上したのか一概に判断することは難しい面もあるが、各事業の実績や成果の状況から判断して、概ね順調に地域ぐるみの防災体制の充実化がなされていると判断する。・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
を行うなど体制整備を推進する。 さらに、地域の中で災害時要援護者の安全が確保されるよう、避難体制や避難所の環境整備などについて、市町村や関係機関との連携を強化するととに、自主防災組織への情報提供を図る。加えて、被災後の県民の不安を軽減するため、正確な情報提供体制の整備を図るとともに、適切な被災者救済を行う。 「政策を構成する施策・施策番号31:宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実・施策番号32:洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進・施策番号33:地域ぐるみの防災体制の充実	政策を推進する上での課題等と対応方針	ためには、限らだけ前倒しして ・また、大規模 ることなくソフト	大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに取り組んでいくられた予算の中、各事業における優先順位に従い、ハード対策を出来るて実施していく必要がある。 災害に対する被害を最小限にするためには、ハード対策のみに終始す、対策も同時に推進することで、より大きな減災効果を生むことから、引き策の推進に努めていく必要がある。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見			
委員会意見に対する県の対応方針(枠内) 【判定:概ね適切】		政策の成果	
評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とし		(進捗状況)	評価の理由 ・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに
た県の評価は、妥当であると判断される。 ・構成施策32については、設定されている目標指標等「今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数」が、特定河川のみを対象としており、単年度での施策の成果が見えにくいことから、評価にあたっての工夫が必要であると考える。 ・構成施策33については、目標指標等に使用されている「自主防災組織」の定義が曖昧であり、その組織率を過信することの危うさを感じる。 また、目標指標等の「防災リーダー研修受講者数」は、施策の成果を評価するデータとしては不十分であり、防災訓練への参加人数等、実働可能な人数で評価するなどの工夫が必要である。 なお、洪水や土砂災害に関しては、ある程度の事前予測に基づく対応が可能であるが、震災については不可能に近い点に配慮が必要である。	政策評価(総	概ね順調	向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策31では、各施設における耐震化が順調に進捗しているとともに、 津波に備えた体制づくりが構築されつつあることから、宮城県沖地震に 備えた施設整備や情報ネットワークの充実は順調に進捗していると判断する。 ・施策32では、施策の対象範囲が広範かつ大規模ではあるが、各事業 における実績や成果の状況から判断して、概ね順調に洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進が図られていると判断する。 ・施策33では、ソフト対策が中心であることから、どの程度地域防災力が 向上したのか一概に判断することは難しい面もあるが、各事業の実績や 成果の状況から判断して、概ね順調に地域ぐるみの防災体制の充実化 がなされていると判断する。 ・以上のことから、本政策の進捗状況は概ね順調であると考えられる。
「委員会意見に対する県の対応方針」 ・施策32の目標指標等の「今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数」については、特定河川のみを対象としていたことから、県全体の河川改修・ダム整備事業を対象とした新たな目標指標等に改めた。 ・施策33の目標指標等に加えて、地域防災力を計ることのできる補足データ等について検討するとともに、今後とも、各災害の特性に応じた対策を講じていきたい。	括)		
【判定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。 ・構成施策31については、宮城県沖地震に備えた建築 物やライフラインの耐震化に関し、県内市町村や公益 事業体との連携が重要であり、全体の進行状況と県の 寄与分との峻別が必要である。また、減災には情報ネットワークの充実が有効であるが、市民レベルに達する双 方向的な整備に心掛ける必要がある。 ・構成施策33については、防災体制の充実、とりわけ発 生地域及び時間帯の特定が難しい地震に対応するために、自主防災組織の実態把握に加えて、地震発生の 時間帯別シュミレーションを通じて課題等を整理し、対 応方針を示す必要があると考える。	政策を推進する	ためには,限らだけ前倒しして ・また,大規模 がら,ハード対 減災効果を生 ・これらを踏ま	
「委員会意見に対する県の対応方針」 ・施策31の評価に当たっては、全体の進行状況に ついても配慮することとしたい。また、ネットワークに ついては、県のホームページ、携帯電話(ポケット みやぎ)、防災ブログのほか、市町村の防災行政 無線も含めて市民レベルへのネットワークの形成に 向けて現在整備拡充を図っているところである。 ・施策33の防災体制の充実、実態把握については、 発生する地域及び時間帯の特定が難しい地震の 特性に配慮しながら今後とも、地域の防災対策を 担う市町村の状況の把握と必要な支援に務めてい く。また、震災対策についてはハード・ソフト両面で の様々な対応が必要であり、そのための基礎資料 として地震被害想定調査を行ってきており、これら を体系化した「第2次震災対策アクションプラン」を 着実に推進していきたい。以上の点については、 課題等と対応方針に示すこととする。	る上での課題等と対応方針		

施策体系			評価原案
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害に	よる被	要害を最小限	にする県土づくり
施策番号31:宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 (施策の概要) 宮城県沖地震に備え、各種施設の耐震化や津波・高潮対策等に取り組むとともに、観測体制を強化し、各情報を迅速かつ的確に伝達するネットワーク化を目指す。 □県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 91.5% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 49.6% □目標指標等及び達成度 ・県有建築物の耐震化率	施策評価(総括)	施策の成果(進捗状況)	・目標指標等について、県有建築物の耐震化率、緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数及び緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率ともに「みやぎ発展税」等の活用により、計画を前倒しし、目標を上回った。3つの目標指標等がともに目標を達成している。・県民意識調査結果からは、33ある施策のなかで「重視」の割合が最も高いことから、この施策に対する県民の期待が非常に高いことがうかがえる。・社会経済情勢等からは、宮城県沖地震の発生から30年以上が経過し、再来の切迫性が増している。・事業の実績及び成果等からは、各事業とも着実に進捗しており、施策の成果の発現へ向け、概ね達成していると判断される。・以上のことから、施策の目的である「主要な防災拠点の耐震化」や、「総合的な津波対策」が図られつつあると考えられるので、本施策の進捗状況は順調であると判断する。
達成度A 現況値 93.6%(平成21年度) 目標値 92.5%(平成21年度) 初期値 84.5%(平成18年度) ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数 達成度A 現況値 58橋(平成21年度) 目標値 57橋(平成21年度) 初期値 40橋(平成18年度) ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率 達成度A 現況値 73.0%(平成21年度) 目標値 72.0%(平成21年度) 初期値 51.0%(平成21年度)	を	・近い将来高い	方向性の理由 ・本施策については、各種建築物への耐震化や津波対策などのハード対策を中心とした事業構成となっているが、これらの整備には県民の期待も高く、目的達成に向けて着実に進捗していることから、今後も継続して実施していくこととする。 ・また、「震災時の早期復旧体制づくり」を求める意見も多いことから、防災関係機関との連携強化等のソフト対策にも引き続き取り組み、一層の充実を図る必要がある。 する上での課題等】 ・・確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えるためには、限られた予や規模などを考慮した優先順位に基づき、各種震災対策事業を実施し、
	進する上での課題等と対応方	早期に耐震化 【次年度の対 ・震災対策事 ・にくとと、各種、震 ることにより、場	を図ることにより、県民の満足度を高めていく必要がある。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)			評価結果
【判定:適切】 評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。	施策評価(総括)	施策の成果 (進捗状況)	評価の理由 ・目標指標等について、県有建築物の耐震化率、緊急輸送道路の橋勢の耐震化完了数及び緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率ともに「みやぎ発展税」等の活用により、計画を前倒しし、目標を上回った。3つの目標指標等がともに目標を達成している。・県民意識調査結果からは、33ある施策のなかで「重視」の割合が最も高いことから、この施策に対する県民の期待が非常に高いことがうかがえる。・社会経済情勢等からは、宮城県沖地震の発生から30年以上が経過し、再来の切迫性が増している。・事業の実績及び成果等からは、各事業とも着実に進捗しており、施策の成果の発現へ向け、概ね達成していると判断される。・以上のことから、施策の目的である「主要な防災拠点の耐震化」や、「総合的な津波対策」が図られつつあると考えられるので、本施策の進捗状況は順調であると判断する。
別定:概ね適切】 内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」 一概ね妥当であると判断される。 宮城県沖地震に備えた建築物やライフラインの耐震化 には、県内市町村や公益事業体との連携が重要であるとから,構成事業の評価に際しては,全体の進行状況 県の寄与分を分けて記載すべきであると思われる。 成災には情報ネットワークの充実が有効であるが,市 にいいに達する,双方向的なものとして整備される必 にがある。 毒成事業には震災対策との関連が希薄なものも見ら あので,施策目的に照らして課題等を整理する必要 あると考える。 【委員会意見に対する県の対応方針】 ・構成事業の評価に当たっては,全体の進行状 況についても配慮することとしたい。	施策を推進する上	・近い将来高い 算の中, <u>施策</u> 」 慮した優先順	方向性の理由 ・本施策については、各種建築物への耐震化や津波対策などのハード対策を中心とした事業構成となっているが、これらの整備には県民の期待も高く、目的達成に向けて着実に進捗していることから、今後も継続して実施していくこととする。 ・また、「震災時の早期復旧体制づくり」を求める意見も多いことから、防災関係機関との連携強化等のソフト対策にも引き続き取り組み、一層の充実を図る必要がある。 ・る上での課題等】 ・確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えるためには、限られた予1的に照らした課題等を整理しながら、建築物等の用途や規模などを考しに基づき、各種震災対策事業を実施し、早期に耐震化を図ることによきき、各種震災対策事業を実施し、早期に耐震化を図ることによき
・市民レベルに達する情報ネットワークとしては、 県のホームページ,携帯電話(ポケットみやぎ)、 防災ブログのほか、市町村においては防災行政 無線が整備されているところであり、ネットワーク の形成に向けて現在整備拡充を図っているとこ ろである。 ・事業の推進に当たっては、用途や規模などを 考慮した優先順位に基づいて実施することとし ている。さらに施策目的に照らした課題を整理し ながら進めていくこととし、この点について、課題 等に示すこととする。	での課題等と対応方針	いくとともに, を ・また, 各種震 ることにより, 県 ・市町村から市	を方針】 業の行動計画である「第2次震災対策アクションプラン」を着実に推進した 社会情勢の変化や技術の進歩にも適切に対応していく。 災対策事業の取組状況等について、ホームページや広報紙等を活用で 具民の理解・満足の向上に努めていく。 可民レベルに達する情報ネットワークについては整備拡充に努めていく。 は等を考慮しながら、国や市町村等と連携を深めながら進めていきたい。

■施策31(宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	宮城県地域防 災計画等の修 正	総務部·危機対策 課	非予算的手法	宮城県沖地震に対する総合的な 取り組みを明示するため、宮城県 地域防災計画や震災対策アクショ ンプランなどの修正を行い、効果 的に震災対策を推進する。	・宮城県地域防災計画(資料編)の更新 ・「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」の 進行管理
2	県有建築物震 災対策促進事 業	総務部·危機対策 課,各部局	18,492	不特定多数の県民が利用する施設,災害発生時に防災拠点となる施設,警察施設などについて,利用者の安全確保と建築物の機能確保の観点から早期に耐震化率を100%に近づける。	・耐震診断(7施設)・耐震設計(2施設)・耐震補強工事(2施設)
3	橋梁耐震補強 事業	土木部·道路課	1,250,021	緊急輸送道路上に位置する橋梁 の耐震化を図り、地震直後の負傷 者の搬送、緊急物資の輸送を確保 する。	·橋梁の耐震補強化の実施(8橋梁, 緊急輸送道路橋梁整備率73%)
	仙台塩釜港整 備事業(耐震岸 壁)	土木部・港湾課	180,000	する。	・仙台港区の耐震強化岸壁(緊急輸送物資) の整備率 50%
5	水管橋耐震化 事業	企業局·水道経営 管理室	176,905		・水管橋の耐震補強工事の実施(55橋のうち 21橋(平成21年度まで合計37橋実施, 進捗 率67%))
6	下水道地震対 策緊急整備事 業	土木部·下水道課	507,527	下水道は、暮らしに欠かせない重要なライフラインであることから、下水道施設の耐震化を実施することによって、地震に強いまちづくりを推進する。	・流域下水道施設の耐震化(7流域)・耐震化による処理人口割合 61%・流域下水道施設の耐震化率 57%
7		土木部·建築安全 推進室	103,513	高い確率で発生が予想されている 宮城県沖地震の再来に備え、県 民の生命、身体及び財産の被害 の軽減を図るため、木造戸建て住 宅の耐震診断及び耐震化に要す る費用の一部を助成するとともに、 耐震改修の必要性等に関する普 及啓発事業を行う。	・耐震相談所の設置, 耐震相談会の開催(相談件数232件) ・木造戸建て住宅の耐震診断助成の実施 (助成件数1,144件) ・木造戸建て住宅の耐震改修助成の実施 (助成件数117件) ・指定避難所の耐震診断助成の実施(助成件数13件)
	海岸保全施設 整備事業(農 地)	農林水産部•農村 整備課	190,182		・山元町の牛橋防潮水門の改修工事の実施 (平成18年度から平成21年度までの4か年債 務工事で躯体及び水門ゲートの改修を実 施,平成22年度から付帯設備の整備を実 施)
9	津波·高潮危機 管理対策事業 (漁港)	農林水産部·水産 業基盤整備課	175,000		・水門扉体の防錆化及び陸こう扉体の軽量化の促進・陸こう閉鎖後の避難通路の設置・海岸整備箇所数県営7海岸,市町営3海岸
10	地震・津波・高 潮等対策河川・ 海岸事業(河 川)	土木部・河川課	169,000	河川・海岸において,河川防潮水門の遠隔化,津波警報表示板や 避難階段などの津波対策施設を 整備する。	・河川防潮水門の遠隔無線化(4基(平成21年度,平成22年度実施))

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
11	津波·高潮対策 事業(港湾)	土木部・港湾課	123,000	港湾海岸において,陸閘の電動 化・遠隔化,津波避難標識の設置 などの津波対策施設を整備する。	・津波避難標識, 津波避難階段の設置(1海 岸: 累計5海岸, 整備率71%)
12		土木部·防災砂防 課	8,008	住民参画による津波に備えたまち づくり検討会や津波シンポジウムを 開催する。	・津波に備えたまちづくり検討会及び津波シンポジウムの開催(305人参加)
13	津波防災ウォッ チング	土木部·河川課, 防災砂防課	非予算的手法	住民参画による津波防御施設の 点検を行い、維持管理の充実・防 災意識の啓発を図る。	・住民参画による施設点検の実施(392施設)
14	津波情報ネット ワーク構築事業	総務部・危機対策 課	24	迅速確実な津波情報の提供を行うため、既設潮位計や国土交通省 ため、既設潮位計や国土交通省 港湾局によるGPS波浪計を活用したネットワーク化を進める。	・「津波防災支援システム」の活用に関する 国の協議会への参加(2回, 31人/回) ・「津波防災支援システム」の活用,「津波情報ネットワーク」に関する県の検討会の開催 (1回開催, 16人参加)
15	道路管理GISシ ステム整備事業	土木部·道路課	48,323	GIS技術を活用し道路管理情報のネットワーク化,電子化を進め,道路の通行規制情報をリアルタイム化し,災害対応力の向上及び迅速化を図る。	・道路管理GISシステムの構築(道路管理システム整備率25.0%) ※GIS: 地理情報システム。地理的位置を手がかりに, 位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し, 視覚的に標示し, 高度な分析や迅速な判断を可能にする技術
16	仙台空港整備 事業(耐震化)	土木部·空港臨空 地域課	403,172	発災後,極力早期の段階で定期 便が通常の50%に相当する輸送 能力を確保することを目標に,必 要な耐震性の向上を図る。	•空港施設耐震化事業(B滑走路改良工事等, 照明施設改良工事等)
17		総務部・危機対策 課	19,727	県合同庁舎, 県立病院等に緊急 地震速報を導入することによって, 大きな揺れが到達するまでの猶予 時間を利用し, 施設を利用してい る県民が身の安全を確保すること により, 地震による被害軽減を図 る。	・15の県有施設への緊急地震速報の導入
18	114 111 11 1 12414-	総務部・危機対策 課	595	災害関係情報や活動情報について,関係機関との迅速な共有を図るため,情報通信体制の充実を図るもの。	・行政庁舎10階から1階までの通信ケーブルの設置(通信設備の設営時間の大幅短縮)
19		保健福祉部·医療 整備課	8,776	・災害時において地域の最前線となる医療機関との通信手段を確保し、診療の可否、患者数の確認等を行うため災害に強い通信手段のMCA無線機器等を設置する。	・医療機関等にMCA無線を配備し,連絡網の強化を図った 41台整備 ・MCA無線を活用して災害時における連絡 体制の確保に備えた訓練を実施 1回
20		警察本部·交通規 制課	19,341	宮城県地域防災計画に基づき, 緊 急輸送路を確保するために必要な 災害対応型安全施設の整備を推 進するものである。	·交通信号機用自動起動式発動発電機設置 (9基)

施策体系			評価原案
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害に	よるネ	披害を最小限	にする県土づくり
施策番号32:洪水や土砂災害などの 大規模自然災害対策の推進		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由
(施策の概要) 洪水被害や土石流,地滑り,がけ崩れなどの土砂災害・山地災害を防ぐため,危険度・優先度の高い箇所を明確にして,計画的かつ効果的な施設整備を目指す。また,洪水や土砂災害に関する防災情報を,より迅速かつ的確に県民へ提供するなどのソフト対策の推進を目指す。	施		・目標指標等については、洪水ハザードマップ作成や施設整備により保全される人家戸数等について、事業は順調に進捗しており、目標を達成した。土砂災害危険箇所の対応については、平成20年度岩手・宮城内陸地震の影響により実施できなかった出前講座を平成21年度に実施し概ね目標を達成した。 ・県民意識調査結果からは、施策の重視度が8割超を維持している反面、満足度が4割程度となっており、今後も、県民の生命・財産を守る上から着実な事業の推進を図っていく必要がある。 ・社会経済情勢等からは、全国的に異常気象等に伴う水害、土砂災害等が多発していることに加え、来る宮城県沖地震による被害等を勘案すると、当該施策の早急な推進が必要である。 ・事業の実績及び成果等からは、各事業とも概ね順調に進捗しており、
□県民意識調査結果・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 85.8%・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 42.9%	策評価(総括)	概ね順調	期待される成果を概ね達成していると判断される。 ・以上のことから、本施策の目的であるハード・ソフト両面による大規模 自然災害対策は着実に進行しており、県民全体の減災への意識も着実 に向上していると考えられ、本施策の進捗状況は、概ね順調であると判 断する。
□目標指標等及び達成度 ・洪水ハザードマップ作成市町村数 達成度A 現況値 30市町村(平成21年度) 目標値 30市町村(平成21年度) 初期値 15市町村(平成18年度) ・洪水ハザードマップ市町村作成率 達成度A 現況値100.0%(平成21年度) 目標値100.0%(平成21年度) 初期値 50.0%(平成18年度) ・今後の河川整備等により, 洪水による浸水から		古李维 录	
守られる住宅戸数		事業構成 の方向性	方向性の理由
達成度A 現況値 12,000戸(平成21年度) 目標値 12,000戸(平成21年度) 初期値 0戸(平成18年度) ・土砂災害危険箇所における対策実施箇所数 (ハード対策箇所数及びソフト対策箇所数) 達成度B 現況値 1,627箇所(平成21年度) 目標値 1,640箇所(平成21年度)	施策	現在のまま継続	・当該施策の対象は非常に広範かつ大規模であり、対策工事等のいわゆるハード対策のみでは、来る災害には対応が困難であることから、ハザードマップ作成や出前講座等のソフト対策を事業群に加え、総合的な大規模災害対策を推進すべく事業構成し、今後も現在の事業構成で継続していく。
初期値 1,054箇所(平成17年度) 地すべり, 急傾斜地崩壊等から守られる住宅戸 数 達成度B 現況値 13,150戸(平成21年度) 目標値 13,205戸(平成21年度) 初期値 12,478戸(平成17年度)		・ハザードマッ報が効果的に・県内に8千箇よる総合的な	する上での課題等】 プや河川情報システムによる情報提供等について,災害発生時等に情活用されるよう,避難体制の拡充を検討していく必要がある。 所以上ある土砂災害危険箇所に対するソフト対策・ハード対策の両輪に 上砂災害対策ならびに治山事業については,限られた予算の中,着実に きるよう効率的な実施計画を検討していく必要がある。
	/ 1989年 対応方針	とともに,河川・総合的な土命 り防止施設等の 策できないた。	を方針】 はり効果的に行なうため,今後も継続して,ハザードマップの更新を進める情報システムによる河川水位等のデータを県民及び市町村へ提供する。砂災害対策等について,砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設,地すべのハード対策は,多額の費用を要することから限られた事業箇所しか対め,出前講座や土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策によって,県への避難意識の向上に努める。

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)		評価結果		
【判定:概ね適切】 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるも		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由	
の,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とし 県の評価は、妥当であると判断される。 定されている目標指標のうち、土砂災害に関するも は適切であると判断できるが、「今後の河川整備等に 、洪水による浸水から守られる住宅戸数」は、特定河 のみを対象としており、単年度での施策の成果も見え ないことから、より適切な評価を行うためには、県全体 の浸水危険戸数に対する比も用いる必要があると考 る。 た、ハザードマップについては全市町村で完成して るが、大規模河川改修や気候変動に伴う降水パター の変化があった場合には、現況との齟齬が生じること ち、定期的な見直しの視点を踏まえて評価する必要 あると考える。	ſ	概ね順調	・目標指標等については、洪水ハザードマップ作成や施設整備により保全される人家戸数等について、事業は順調に進捗しており、目標を達成した。土砂災害危険箇所の対応については、平成20年度岩手・宮城内陸地震の影響により実施できなかった出前講座を平成21年度に実施し概ね目標を達成した。 なお、「今後の河川整備等により洪水から守られる住宅戸数」については、宮城の将来ビジョン第1期行動計画における平成24年度目標の14,684戸に対し、平成21年度において12,000戸が守られる状況にあり、県全体での浸水危険戸数は着実に減少している。 ・県民意識調査結果からは、施策の重視度が8割超を維持している反面、満足度が4割程度となっており、今後も、県民の生命・財産を守る上から着実な事業の推進を図っていく必要がある。 ・社会経済情勢等からは、全国的に異常気象等に伴う水害、土砂災害等が多発していることに加え、来る宮城県沖地震による被害等を勘案すると、当該施策の早急な推進が必要である。 ・事業の実績及び成果等からは、各事業とも概ね順調に進捗しており、期待される成果を概ね達成していると判断される。 ・以上のことから、本施策の目的であるハード・ソフト両面による大規模自然災害対策は着実に進行しており、県民全体の減災への意識も着実に向上していると考えられ、本施策の進捗状況は、概ね順調であると判断する。	
【委員会意見に対する県の対応方針】 ・目標指標等のうち「今後の河川整備等により、 洪水による浸水から守られる住宅戸数」については、特定河川のみを対象としていたことから、宮 城の将来ビジョン第2期行動計画では、県全体の河川改修・ダム整備事業を対象とした新たな目標 指標等に改めている。 ・ハザードマップについては、現状と齟齬が生じないように適宜見直しを行えるよう市町村を支援していく。				
【判定:適切】 内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での		事業構成 の方向性	方向性の理由	
課題等と対応方針」は妥当であると判断される。	施策を	現在のまま継続	・当該施策の対象は非常に広範かつ大規模であり、対策工事等のいわゆるハード対策のみでは、来る災害には対応が困難であることから、ハザードマップ作成や出前講座等のソフト対策を事業群に加え、総合的な大規模災害対策を推進すべく事業構成し、今後も現在の事業構成で継続していく。	
	進 ・ハザードマップ 報が効果的に ・県内に8千箇 よる総合的な		する上での課題等】 プや河川情報システムによる情報提供等について, 災害発生時等に情活用されるよう, 避難体制の拡充を検討していく必要がある。 所以上ある土砂災害危険箇所に対するソフト対策・ハード対策の両輪に 上砂災害対策ならびに治山事業については, 限られた予算の中, 着実に きるよう効率的な実施計画を検討していく必要がある。	
		とともに、河川・総合的な土研り防止施設等の策できないたと	を方針】 より効果的に行なうため、今後も継続して、ハザードマップの更新を進める情報システムによる河川水位等のデータを県民及び市町村へ提供する。 少災害対策等について、砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設、地すべ のハード対策は、多額の費用を要することから限られた事業箇所しか対 め、出前講座や土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策によって、県 への避難意識の向上に努める。	

■施策32(洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局• 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
	洪水ハザード マップ作成支援 事業	土木部·河川課	7,140	された,県内30市町村(任意作成1 町含む)を対象に,平成21年度ま	・洪水ハザードマップ作成に係る市町村への調整指導の実施(3町支援)
2	河川流域情報 等提供事業	土木部・河川課	75,501	河川流域情報システムは、昭和61年 8月洪水を契機に運用を開始し、 平成18年度に設備を拡充更新した。広く県民に雨量や河川水位等 の情報を提供する。	・水位, 雨量, ダム観測所データをインターネット等で提供(計177箇所)
3	河川改修事業	土木部·河川課	4,069,179	集中する都市河川など背後地の資産や治水上の影響の大小を踏まえ、重点的かつ効率的な河川改	・川内沢川ほか、46河川の整備を実施し、河川整備率が上がった。(37.4%→37.7%)
4	ダム建設事業	土木部·河川課	4,210,000	追川の治水安全度向上を図るため,長沼ダムを平成24年度までに概成する。	・長沼ダムの整備(平成24年度の概成に向け 進捗中, 進捗率93%)
5	総合的な土砂 災害対策事業 (土砂災害防止 施設整備)	土木部·防災砂防 課	419,540	整備効果の早期発現を図るため, 優先度の高い箇所への重点投資 による効果的な土砂災害防止施設 の整備を行う。	・土砂災害防止施設の整備(累計608箇所) ・土砂災害から保全される人家戸数 累計 13,150戸
	総合的な土砂 災害対策事業 (土砂災害警戒 区域等の指定 等)	土木部·防災砂防 課	198,000	区域等の指定を推進するとともに、 警戒避難基準雨量提供システムな どの情報提供の機能拡充を図る。	・士砂災害警戒区域等の指定(累計537箇所) ・地域住民を対象とした押し掛け出前講座の開催(出前講座を開催した土砂災害危険箇所数累計1,002箇所)
7	治山事業	農林水産部·森林 整備課	2,592,809	山地に起因する災害等から県民の 生命・財産を保全し、安全で安心 できる県民生活を実現するため に、治山施設や保安林の整備事 業を計画的に推進する。	・治山施設の整備(14箇所) ・保安林の整備(36箇所) ・岩手・宮城内陸地震等による林地崩壊箇 所の整備(8箇所) ・山地災害危険地区の危険度の高い地区 (Aランク 411箇所)の整備率(累計52.1%)

	評価原案			
よる				
	施策の成果	評価の理由		
施策評	(AE39*1/10/)	・自主防災組織の組織率は目標を下回ったが、防災リーダー研修受請者数は、予定を上回る受講申込があり、目標を達成した。今後、組織率を高めていくことに加え、防災リーダー研修も併せて実施することで、巨主防災組織活動の充実が図れるものと考えている。 ・企業防災の推進についても、防災リーダーの養成や、BCP(緊急時業存続計画)の策定が進んできている。 ・県民意識調査結果からは、施策の重視度が8割を超えているが、満足度が4割と低く、また、「わからない」という回答も3割を超えていることから、更なる事業の推進と周知を図る必要がある。 ・社会経済情勢としては、「岩手・宮城内陸地震」や「チリ中部沿岸地震に伴う津波」の発生により、自主防災組織や地域ぐるみの防災体制の要性が強く認識されている。また、県内企業におけるBCPの認知度は徐々に高まっている。		
価(総括)	概ね順調	 事業の実績及び成果等からは、各事業とも概ね成果を挙げつつあり地域ぐるみの防災体制の充実化に寄与しているものと判断される。 ・以上のことから、施策の目的である自主防災組織の活動の活性化と、地域防災力の向上が図られつつあるので、本施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。 		
	事業構成 の方向性	方向性の理由		
	現在のまま継続	・施策の進捗状況は概ね順調に進捗していると判断するが、施策を構成する事業はソフト対策が中心であり、県全体の地域防災力の底上にを図っていくためには、息の長い継続した取組が必要であることから、事業構成を維持して継続する。		
施策を推進する上	・地域ぐるみの	 する上での課題等 防災体制を充実するには,「防災意識の高揚」が欠かせないものでありでなく企業や事業所等も含めた防災活動の促進が必要である。		
応	・宮城県沖地原高めていく必要 災指導員」の教 ならず幅広い	 応方針】 震が切迫していることから,県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を更り 震が切迫していることから,県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を更り 要があり,今後,企業のBCP作成支援や,防災リーダーとなる「宮城県N 養成を継続していくほか,地域防災力の向上に向け,自主防災組織の 人材育成について,スピード感を持って取り組んでいく。 業の行動計画である「第2次震災対策アクションプラン」を着実に推進し		
	施策評価(総括) 施策を推進する上での課題等と対応方	施策評価(総括) 施策を推進する上での課題等と対応方針 推動 本の 現施地域 本の 現施地域 本域と民域と関係を対応方針 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大宮城の指いる。 大田本のによる。 大田本のによる。 大田本のによる。 大田本のによる。 <		

評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見 委員会意見に対する県の対応方針(枠内)	評価結果				
27 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 -					
判定:概ね適切】		施策の成果 (進捗状況)	評価の理由		
のの、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 目標指標等に使用されている自主防災組織は定義が曖昧であり、その組織率を過信することの危うさを感じら。 目標指標等の「防災リーダー研修受講者数」は施策の	施策評価(総括)	概ね順調	・自主防災組織の組織率は目標を下回ったが、防災リーダー研修受診者数は、予定を上回る受講申込があり、目標を達成した。今後、組織を高めていくことに加え、防災リーダー研修も併せて実施することで、自主防災組織活動の充実が図れるものと考えている。 ・企業防災の推進についても、防災リーダーの養成や、BCP(緊急時業存続計画)の策定が進んできている。 ・県民意識調査結果からは、施策の重視度が8割を超えているが、満り度が4割と低く、また、「わからない」という回答も3割を超えていることから、更なる事業の推進と周知を図る必要がある。 ・社会経済情勢としては、「岩手・宮城内陸地震」や「チリ中部沿岸地震に伴う津波」の発生により、自主防災組織や地域ぐるみの防災体制の要性が強く認識されている。また、県内企業におけるBCPの認知度は徐々に高まっている。 ・事業の実績及び成果等からは、各事業とも概ね成果を挙げつつあり地域ぐるみの防災体制の充実化に寄与しているものと判断される。・以上のことから、施策の目的である自主防災組織の活動の活性化と地域防災力の向上が図られつつあるので、本施策の進捗状況は概な順調であると判断する。		
判定:要検討】 内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進す上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることがでない。 防災体制の充実、とりわけ発生する地域及び時間帯特定が難しい地震に対応するためには、自主防災組織の実態把握に加えて、時間帯別の被災や動員可能、員に関するシミュレーションを行うなど、より具体的な計策を行う必要があると考える。また、先の「チリ中部沿岸地震」に伴う津波の際の、防ジリーダーや災害時通訳ボランティアなどの機能につ	施策	事業構成 の方向性 現在のまま 継続	方向性の理由 ・施策の進捗状況は概ね順調に進捗していると判断するが、施策を構成する事業はソフト対策が中心であり、県全体の地域防災力の底上けを図っていくためには、息の長い継続した取組が必要であることから、後とも、基本的な地域の防災対策を担う市町村の実態把握と支援に多めながら、本事業構成を維持して継続する。		
での検証が、今後の体制づくりに有用であると考える。 「委員会意見に対する県の対応方針」 ・発生する地域及び時間帯の特定が難しい地震の特性に配慮しながら、今後とも、基本的な地域の防災対策を担う市町村の状況の把握と必要な支援に努めていくこととし、この点について、方向性の理由に示すこととする。 ・震災対策については、ハード・ソフトの両面での様々な対応が必要であり、そのための基礎資	を推進する上での課題	【施策を推進する上での課題等】 ・地域ぐるみの防災体制を充実するには、「防災意識の高揚」が欠かせないものであり 地域住民だけでなく企業や事業所等も含めた防災活動の促進が必要である。 【次年度の対応方針】			
料として地震被害想定調査を行っているところである。これらを体系化した平成21年3月策定の「第2次震災対策アクションプラン」を着実に推進していきたい。 ・災害時の対応については、逐次検証するとともに、課題を次の施策に反映させることとし、この点について、対応方針に示すこととする。		等と対 ・宮城県沖地震が切迫していることから、県民総ぐるみで地震に立ち向か高めていく必要があり、今後、企業のBCP作成支援や、防災リーダーとない。 ・ 後ま導員」の養成を継続していくほか、地域防災力の向上に向け、自主にならず幅広い人材育成について、スピード感を持って取り組んでいく。 ・ 炎害発生時の対応について検証し、課題を整理しながら、震災対策事である「第2次震災対策アクションプラン」を着実に推進していく。			

■施策33(地域ぐるみの防災体制の充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
1	多文化共生·啓 発事業(再掲)	経済商工観光部・ 国際経済・交流課		外国人県民を含む多くの県民が地域との交流や地域づくりに積極的に参加する環境を構築するため、シンポジウムを開催し、広く県民に対し多文化共生の推進に向けた意識啓発を促す。	・多文化共生シンポジウムの開催(気仙沼・仙台の2会場, 140人参加) ・啓発ツールの作成(「宮城県多文化共生社会推進計画」リーフレット, プリントタオル, メモ帳, 紙袋, 啓発パネル)
2	多文化共生·多 言語化支援事 業(再掲)	経済商工観光部・ 国際経済・交流課	3,662	外国人県民等が災害時に言語面で危険にさらされることのない環境を整備するため、通訳ボランティアの整備や災害情報を多言語で伝達するウェブシステムの運用、多言語支援ツールの作成を行い、災害に備えた外国人県民等への支援体制を整備する。	・災害時多言語支援ツールの作成(災害時 多言語表示シート,災害時多言語音声情報 CD) ・災害時通訳ボランティアの整備(86人,13 言語) ・災害時外国人サポート・ウェブ・システム(携 帯電話等への災害情報の多言語配信)の運 用(年度末時点登録件数約1,290件)
3	災害時要援護 者支援事業	保健福祉部·保健 福祉総務課	非予算的手法	災害時要援護者支援の一環として, 市町村が実施する個別マニュアルの作成支援を行う。	・県災害時要接護者支援ガイドラインの市町村職員への説明会の開催(1回)・個別マニュアル策定における市町村への助言,支援(随時)・協力関係団体の研修会での説明(2回)
	災害ボランティ ア受入体制整 備事業	保健福祉部·社会 福祉課	7,885	大規模災害時に県内外から駆けつけるボランティアの受入れが円滑, 効果的かつ安全に行われるよう, 災害ボランティアセンターが迅速に設置できる体制の整備や災害ボランティアセンター運営スタッフの育成・確保等を実施する。	 ・災害ボランティア養成研修の開催(3回開催,203人参加) ・災害ボランティアセンターの設置・運営訓練(3回開催,391人参加) ・災害ボランティアシンポジウムの開催(370人参加) ・県災害ボランティアセンター支援連絡会議の開催(1回開催)
5	災害支援目録 登録の充実	総務部·危機対策 課	非予算的手法	大規模災害時において,各自治体及び防災関係機関が行う応急 活動に必要となる物資や防災資機 材等の緊急調達を円滑に行うため,あらかじめ支援項目や調達先 等の情報を企業等から募集し, 「災害支援目録」として作成する。	・災害支援目録の登録(10社)
6	防災リーダー養 成事業(地域防 災力向上支援 事業)	総務部·危機対策 課	5,281	災活動の中心を担う人材を育成するとともに、出前講座を開催し、住民の防災意識の普及啓発を行うこれが、地域の自主ない。	 ・防災指導員養成講習の開催(20回開催,計908人受講) ・出前講座の開催(24回開催,計1,345人受講)
7	消防広域化促 進事業	総務部・消防課	48	宮城県消防広域化推進計画(平成20年12月策定)に基づき, 県内3ブロック(県南・県中・県北)による市町村の消防広域化の実現を支援する。	・宮城県消防広域化推進計画の地区説明会の開催(県北ブロック,1回開催) ・消防広域化に関する検討会の開催(県南ブロック,3回開催,県中ブロック,1回開催) ・消防広域化に関する情報交換会の開催 (県北ブロック,1回開催)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成21年度 決算額 (千円)	事業概要	平成21年度の実施状況・成果
8	中小企業BCP 策定支援事業	経済商工観光部• 商工経営支援課	4,166	地震や火災など企業の事業中断を最短にとどめ被害を軽減する BCP(緊急時企業存続計画)の普及・啓発のため、県内中小企業者等に対し講習会、セミナーを実施する。	 ・講習会の開催(企業向け22回開催,364 社,606人受講) ・災害に対応する模擬訓練開催(1回開催,39社,51人受講) ・講習会・セミナー受講企業数 累計1,222社・新型インフルエンザに対応するセミナー開催(6回開催,163社,207人受講) ・新型インフルエンザに対応する模擬訓練開催(1回開催,30社,37人受講) ・中小企業BCP専門家の派遣(3社,各1回)
9	中山間地等非 常時通信確保 事業	総務部·危機対策 課	2,994	大規模災害時における孤立可能性のある集落の防災力強化に向け,孤立可能性のある集落への衛星携帯無線機器整備を図る市町村に補助を行い,非常時の情報伝達体制を整備する。	・孤立可能性のある集落等に衛星携帯電話 を導入した市町への補助(導入市町2市1 町,計23台)